

平成 19 年 第 1 回

宿毛市議会定例会会議録

平成19年3月7日開会
平成19年3月20日閉会

宿毛市議会事務局

平成19年第1回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成19年3月 7日 水曜日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
事務局職員出席者	4
出席要求による出席者	4
開 会 (午前10時00分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	5
○日程第2 会期の決定	5
(諸般の報告)	
(行政方針の表明)	
○日程第3 四国西南交通体系調査特別委員会中間報告	14
○日程第4 議案第1号から議案第65号まで	15
(提案理由の説明)	
市 長	15
散 会 (午前11時13分)	
陳情文書表	19

第 2 日 (平成19年3月 8日 木曜日) 休会

第 3 日 (平成19年3月 9日 金曜日) 休会

第 4 日 (平成19年3月10日 土曜日) 休会

第 5 日 (平成19年3月11日 日曜日) 休会

第 6 日 (平成19年3月12日 月曜日)

議事日程	21
本日の会議に付した事件	21
出席議員	21
欠席議員	21
事務局職員出席者	21

出席要求による出席者	2 1
開 議 (午前 10 時 00 分)	
○日程第 1 一般質問	2 3
1 中平富宏議員	2 3
市 長	2 5
中平富宏議員	2 9
市 長	3 1
中平富宏議員	3 3
市 長	3 3
中平富宏議員	3 4
2 浅木 敏議員	3 4
市 長	3 8
福祉事務所長	4 1
教育長職務代理者教育次長	4 1
浅木 敏議員	4 2
市 長	4 4
浅木 敏議員	4 5
教育長職務代理者教育次長	4 7
浅木 敏議員	4 7
3 浦尻和伸議員	4 8
市 長	5 1
浦尻和伸議員	5 4
市 長	5 6
浦尻和伸議員	5 7
4 菊地 徹議員	5 7
市 長	6 0
菊地 徹議員	6 4
市 長	6 7
菊地 徹議員	6 8
延 会 (午後 3 時 23 分)	

第 7 日 (平成 19 年 3 月 13 日 火曜日)	
議事日程	6 9
本日の会議に付した事件	6 9
出席議員	6 9
欠席議員	6 9
事務局職員出席者	6 9

出席要求による出席者	6 9
開 議 (午前 10 時 00 分)	
○日程第 1 一般質問	7 1
1 寺田公一議員	7 1
市 長	7 2
寺田公一議員	7 3
市 長	7 4
寺田公一議員	7 5
市 長	7 5
寺田公一議員	7 5
2 有田都子議員	7 5
市 長	7 7
教育長職務代理者教育次長	7 9
有田都子議員	7 9
市 長	8 2
教育長職務代理者教育次長	8 2
有田都子議員	8 3
市 長	8 4
教育長職務代理者教育次長	8 4
有田都子議員	8 4
3 田中徳武議員	8 5
市 長	8 8
田中徳武議員	8 9
市 長	9 1
田中徳武議員	9 2
4 宮本有二議員	9 2
市 長	9 5
宮本有二議員	9 7
市 長	1 0 2
宮本有二議員	1 0 4
散 会 (午後 2 時 06 分)	

第 8 日 (平成 19 年 3 月 14 日 水曜日)	
議事日程	1 0 5
本日の会議に付した事件	1 0 5
出席議員	1 0 5
欠席議員	1 0 5

事務局職員出席者	105
出席要求による出席者	105
開 議 (午前10時01分)	
○日程第1 議案第1号から議案第65号まで	107
質 疑	107
1 中川 貢議員	107
総務課長	109
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	110
中川 貢議員	111
総務課長	112
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	112
2 中平富宏議員	112
総務課長	114
企画課長	115
市民課長	116
建設課長	117
商工観光課長	117
中平富宏議員	118
総務課長	120
企画課長	121
建設課長	121
産業振興課長	122
中平富宏議員	123
総務課長	124
企画課長	124
産業振興課長	124
中平富宏議員	125
3 寺田公一議員	125
総務課長	127
福祉事務所長	127
保健介護課長	129
環境課長	129
産業振興課長	130
商工観光課長	131
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	132
千寿園長	133
学校給食センター所長	134

寺田公一議員	134
福祉事務所長	135
商工観光課長	135
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	135
寺田公一議員	135
委員会付託省略（議案第1号から議案第29号まで）	136
委員会付託（議案第30号から議案第65号まで）	136
散　　会（午後　2時22分）	
陳情文書表	137
議案付託表	138

第　9日（平成19年3月15日　木曜日）　　休会	

第10日（平成19年3月16日　金曜日）　　休会	

第11日（平成19年3月17日　土曜日）　　休会	

第12日（平成19年3月18日　日曜日）　　休会	

第13日（平成19年3月19日　月曜日）　　休会	

第14日（平成19年3月20日　火曜日）	
議事日程	141
本日の会議に付した事件	141
出席議員	141
欠席議員	142
事務局職員出席者	142
出席要求による出席者	142
開　　議（午前10時19分）	
○日程第1　議案第1号から議案第65号まで	144
（議案第1号）	
討論・表決	144
（議案第2号）	
討論・表決	144
（議案第3号から議案第29号まで）	
討論・表決	144
（議案第30号から議案第65号まで）	

委員長報告	
総務常任委員長	144
教育民生常任委員長	146
産業建設常任委員長	147
質疑・討論・表決	147
○日程第2 議案第66号	
(提案理由の説明)	
市長	148
質疑・討論・表決	148
○日程第3 議案第67号及び議案第68号	
質疑・討論・表決	148
○日程第4 陳情第49号外7件	
(陳情第55号及び陳情第58号から陳情第61号まで)	
委員長報告	
総務常任委員長	149
産業建設常任委員長	149
質疑・討論・表決	150
(陳情第60号)	
討論	
浅木 敏君 (反対)	150
表決	151
(陳情第49号から陳情第51号まで)	
継続審査	151
○日程第5 委員会調査について	151
継続調査	151
○日程第6 意見書案第1号	
質疑	151
委員会付託省略	152
討論・表決	152
○日程追加 議案第69号	152
(提案理由の説明)	
市長	152
質疑	152
委員会付託省略	152
討論・表決	153
○日程追加 決議案第1号	153
質疑	153

委員会付託省略	153
討論・表決	153
(閉会あいさつ)	
市長	154
閉会(午後3時05分)	
委員会審査報告書	156
陳情審査報告書	160
閉会中の継続審査申出書	162
閉会中の継続調査申出書	163
意見書案第1号	167
決議案第1号	168

付録

一般質問通告書	付-1
議決結果一覧表	付-3
議案	付-3
陳情	付-7

平成19年
第1回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日 (平成19年3月 7日 水曜日)

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

○ 行政方針の表明

第3 四国西南交通体系調査特別委員会中間報告

第4 議案第1号から議案第65号まで

議案第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて

議案第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて

議案第 3号 平成18年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 4号 平成18年度宿毛市簡易水道事業特別会計補正予算について

議案第 5号 平成18年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 6号 平成18年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第 7号 平成18年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第 8号 平成18年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について

議案第 9号 平成18年度宿毛市老人保健特別会計補正予算について

議案第10号 平成18年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について

議案第11号 平成18年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について

議案第12号 平成18年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について

議案第13号 平成18年度幡多西部介護認定審査会特別会計補正予算について

議案第14号 平成18年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第15号 平成18年度宿毛市水道事業会計補正予算について

議案第16号 平成19年度宿毛市一般会計予算について

議案第17号 平成19年度宿毛市簡易水道事業特別会計予算について

議案第18号 平成19年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第19号 平成19年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について

議案第20号 平成19年度宿毛市定期船事業特別会計予算について

議案第21号 平成19年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について

議案第22号 平成19年度宿毛市老人保健特別会計予算について

- 議案第23号 平成19年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について
- 議案第24号 平成19年度宿毛市下水道事業特別会計予算について
- 議案第25号 平成19年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について
- 議案第26号 平成19年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について
- 議案第27号 平成19年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について
- 議案第28号 平成19年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について
- 議案第29号 平成19年度宿毛市水道事業会計予算について
- 議案第30号 宿毛市副市長定数条例の制定について
- 議案第31号 宿毛市施設等整備基金条例の制定について
- 議案第32号 宿毛市表彰条例の一部を改正する条例について
- 議案第33号 宿毛市課設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第34号 宿毛市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議案第35号 宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第36号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第37号 宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 議案第38号 宿毛市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第39号 宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第40号 宿毛市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第41号 宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第42号 宿毛市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第43号 宿毛市旅費条例の一部を改正する条例について
- 議案第44号 宿毛市特別会計設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第45号 宿毛市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第46号 宿毛湾港工業流通団地への工業等導入における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第47号 宿毛市青少年育成センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第48号 宿毛市立運動場条例の一部を改正する条例について
- 議案第49号 宿毛市和田体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第50号 宿毛市中央デイケアセンターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例について

議案第51号 宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について

議案第52号 宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

議案第53号 宿毛市ふるさと創生基金条例を廃止する条例について

議案第54号 宿毛市社会教育基金条例を廃止する条例について

議案第55号 話多西部介護認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約につ
いて

議案第56号 話西衛生処理組合の解散について

議案第57号 話西衛生処理組合の解散に伴う事務の承継について

議案第58号 話西衛生処理組合の解散に伴う財産処分について

議案第59号 市道路線の認定について

議案第60号 市道路線の認定について

議案第61号 市道路線の認定について

議案第62号 市道路線の変更について

議案第63号 市道路線の変更について

議案第64号 市道路線の変更について

議案第65号 市道路線の変更について

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 四国西南交通体系調査特別委員会中間報告

日程第4 議案第1号から議案第65号まで

3 出席議員（17名）

1番 浅木 敏君	2番 中平富宏君
3番 有田都子君	4番 浦尻和伸君
5番 菊地徹君	6番 寺田公一君
7番 菱田征夫君	8番 宮本有二君
9番 濱田陸紀君	
11番 西郷典生君	12番 岡村佳忠君
13番 佐田忠孝君	14番 田中徳武君
15番 山本幸雄君	16番 中川貢君
17番 西村六男君	18番 岡崎求君

4 欠席議員

なし

----- · · ----- · · -----

5 事務局職員出席者

事務局長 福田延治君
次長 小野正二君
議事係長 岩本昌彦君
調査係長 乾均君

----- · · ----- · · -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
助役 西野秋美君
収入役 中上晋助君
企画課長 岡本公文君
総務課長 出口君男君
市民課長 松岡繁喜君
税務課長補佐 小島秀夫君
会計課長 夕部政明君
保健介護課長 西本寿彦君
環境課長 岩本克記君
人権推進課長 谷本秀世君
産業振興課長 茨木隆君
商工観光課長 有田修大君
建設課長 豊島裕一君
福祉事務所長 岡添吉見君
上下水道課長 賴田達彦君
教育委員長 奥谷力郎君
教育長職務代理者 西尾諭君
教育次長
学校教育課長 小島正樹君
生涯学習課長 高木一成君
兼宿毛文教センター所長
学校給食センター所長 近藤勝喜君
千寿園長 尾崎重幸君

----- · · ----- · · -----

午前10時00分 開会

○議長（岡村佳忠君） これより平成19年第1回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において田中徳武君及び山本幸雄君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る3月5日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案のうえ、慎重に審査した結果、本日から3月22日までの16日間とすることに、全会一致をもって決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（岡村佳忠君） おはかりいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から3月22日までの16日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月22日までの16日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

去る2月16日、沖本年男君から、高知県議会議員選挙に立候補するため、平成19年2月28日付をもって議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条のた

だし書きの規定により、議長は2月28日付をもってこれを許可いたしました。

閉会中の議員派遣については、お手元に文書を配付しておりますので、これによりご了承願います。

本日までに、陳情2件を受理いたしました。よって、お手元に配付しております「陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告の期限を3月8日正午と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました「事務報告書」のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

続いて、市長の「行政方針の表明」を行います。

市長。

○市長（中西清二君） おはようございます。

議員の皆様方には、大変ご多忙のところだと思いますが、平成19年第1回宿毛市議会定例会にご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

新年度予算案並びに各議案の審議をお願い申し上げるに当たりまして、市政運営に対する基本方針、並びに主要施策について、所信の一端を申し上げ、市民並びに議員の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じ上げます。

まず、初めに行政改革について申し上げます。

都市部においては、戦後最長の好景気が続いていると、マスコミなどにより報道されておりますが、本年1月に開催されました全国財務局長会議において、高知県は全国で唯一、地域経済動向が下方修正をされておりまして、景気浮揚のきざしすら見ることのできない、きわめて

厳しい経済状況となっております。

国の三位一体改革の推進により、大変厳しい財政状況にある本市においても、依然として景気回復は見られず、より効率的、効果的な行政運営を行っていかなければなりません。

このため、平成17年度策定の宿毛市行政改革大綱並びに集中改革プランを着実に実施することが肝要でございます。平成18年度は、事務事業の見直し、職員の給与及び手当、各種料金の改定や委託費等の見直しを行い、プランで示しました数値目標をほぼ達成することができました。

特に定員管理につきましては、5年間で32人削減する計画を大幅に前倒しをいたしまして、3年間で31人の削減をいたしました。

また、21ありました各種審議会を9つに集約をいたしました。

長年にわたり、審議会の委員を務めていただきました皆様には、この場をお借りしまして、心よりお礼を申し上げます。

議会におきましても、議員報酬の削減や定数の見直しなどをしていただきました。

平成19年度におきましても、引き続き、プランに沿った改革を着実に推進してまいりますことはもとより、計画に掲げられていない項目についても、市民の皆様のご理解、ご協力を賜りながら、可能なものから、逐次、積極的に実施してまいりたいと考えております。

財政状況について申し上げます。

平成16年度から平成18年度までの3年間実施されました国、地方財政の三位一体改革が終了し、平成19年度の地方財政計画では、地方の一般財源は対前年度0.9パーセント増となっています。この数値は、都市部における大幅な税収増が大きな要因でありまして、景気回復のきざしすら見えず、税収の増加が見込めない本市を初め、地方におきましては、所得譲与

税の廃止などの制度改革や、地方交付税の算定方法が、一部面積と人口を測定単位とした方法に変更されることによりまして、普通交付税が減少するとの推計が出ております。

歳入の減少は避けられないと思います。

一方では、これまで国や県の業務であった障害者関係業務の市町村への移管に伴う経費の増加や、団塊世代の職員の退職手当などの義務的な支出は、引き続き増加傾向にあります。

平成18年度は、職員の大量退職に対応するため、本市では昭和40年度以来の退職手当債の借り入れを行い、財源の確保に努めました。

また、平成18年度に財政破綻した夕張市の状況を受け、国においては、新しい地方公共団体再生法の制定に向け、準備が進められておりまして、これまでの単年度のみの赤字による判断だけではなく、公営企業や出資法人等も含めた、将来にわたる財政負担も、指標として用いられる方向で検討がなされています。

土地開発公社の保有土地、公共下水道事業などの特別会計の地方債借入額も多額であります本市にとりましては、危機的な数値が出るのではないかと危惧をしております。

このような状況を踏まえ、平成19年度の予算では、前年度に引き続き、歳入の確保、歳出の大幅な抑制、事務事業の見直しなどをして、予算編成を行いました。

また、不足する財源を確保するため、当初の目的を一定、達成した基金を廃止させていただきました。その結果、一般会計当初予算は92億8,296万6,000円となり、2年連続の減額予算となりました。

平成20年度以降も、本市の財政運営はきわめて厳しい状況が想定されますが、市民生活に多大な影響を与える財政再建団体への道はたどらないよう、努めてまいります。

防災対策について申し上げます。

昨年、本市では台風や豪雨等による大きな災害は発生しなかったものの、全国的には7月の豪雨や9月の台風13号によって、長野県や佐賀県が大きな被害を受けました。

また、昨年の11月15日、本年の1月13日には、千島列島東方を震源とする大規模な地震により、北海道太平洋沿岸東部、北海道オホーツク海沿岸などに「津波警報」や「津波注意報」が発令され、25市町村で避難勧告が出されました。一部の報道機関によりますと、大部分の住民が避難していなかったとの報道がなされています。幸い、大きな被害はなかったものの、南海地震による津波被害が想定される本市でも、改めて市民一人ひとりの防災意識を高める必要性を強く認識したところであります。

本市では、これまで津波避難道の整備や、木造住宅耐震診断事業などを実施するとともに、自主防災組織が整備する資機材等に対する助成など、南海地震対策に取り組んでまいりました。

また、平成18年度の宿毛市総合防災訓練では、一人でも多くの市民の皆様に参加していただきました。初めて日曜日に開催し、自主防災組織を初めとする多くの市民の皆様に、津波避難訓練や初期消火訓練などにご参加をいただき、大変有意義に開催することができました。

平成19年度も引き続き、津波避難道の整備や、木造住宅耐震診断事業はもとより、新たに自主防災組織リーダー研修会の開催など、自主防災組織に対する支援を実施してまいります。

また、県下一斉震災対策訓練にあわせた市民の避難訓練や、職員の参集訓練を実施するなど、南海地震対策を初めとする防災対策の推進に積極的に取り組んでまいります。

交通運輸体系の整備について申し上げます。

土佐くろしお鉄道は、地域経済、観光振興はもとより、住民の通勤・通学などの生活路線として、また地域の基幹的公共交通として、必要

不可欠な存在となっております。

しかしながら、利用者の減少に加え、土砂災害や列車事故などにより、経営は依然として厳しい状況が続いています。

こうしたことから、土佐くろしお鉄道では、一層の利用促進を図ることはもとより、民間経営感覚の徹底を図るなど、運営体制を含めた経営の抜本的な見直しを進めているところでございます。

の中には、本市への特急列車の減便が決定されておりまして、利用者や市民の皆様には、大変ご不便、ご迷惑をおかけすることになりますが、ご理解を賜りますよう、お願ひいたします。

ことしは、平成9年10月1日に宿毛駅が開業して10周年を迎えます。この宿毛駅開業10周年を祝うとともに、地域における鉄道の必要性を、改めて考えていただくために、宿毛市ではコンサートや、宿毛駅でのイベントを計画しておりますので、市民の皆様や関係機関のご支援、ご協力をお願ひいたします。

地域の公共交通を長期的に維持していくため、「乗って残そう」の精神を基本として、市民の皆様にも積極的なご利用をお願いしますとともに、行政としても、経営の安定化に向けて、財政支援はもとより、観光ピーアールやイベントの開催などによる利用促進事業を実施し、利用者の増加に努めてまいります。

宿毛佐伯航路につきましては、平成16年12月15日に株式会社宿毛フェリーによる航路再開から2年が経過いたしました。収入の35パーセントを占めるトラック利用の増加などにより、当初の収支目標を上回る状況にありますが、燃料費の高騰や他航路との競合など、本航路を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

本航路は、当地域と九州を結ぶ海の国道とし

て重要な航路であることから、宿毛市と高知県、及び大分県と佐伯市で昨年11月、宿毛佐伯航路行政連絡協議会を設立し、経営の安定が図られるよう、利用促進に対する取り組みを関係機関と一体となって推進しております。

宿毛湾港の整備につきましては、港内の静穏度を保つために、平成17年度より第1防波堤300メートルの整備工事が進められ、現在、延長約170メートルが概成しています。

平成19年度も、引き続きケーソン制作工事が行われることになっています。今後も港湾機能のさらなる充実のために、第1防波堤の早期完成に向けて、関係機関に強く要請してまいります。

港の利活用につきましては、引き続き、国・県などの関係機関と連携を図りながら、ポートセールスや企業誘致を行うとともに、「みなとオアシス」制度を活用した港のにぎわいの創設や、豪華客船の寄港誘致に努めるなど、宿毛湾港の優位性を生かした利活用に取り組んでまいります。

中村宿毛道路につきましては、中村・間インター間は、平成19年度完成目標で整備が進んでいましたが、平成20年度の完成見込みとなりました。平田・宿毛インター間につきましては、平成19年度も引き続き用地買収を進めることになっています。今後も、中村・宿毛間の早期完成に向けて、努力してまいります。

高速道路につきましても、四国横断自動車道の予定路線区間であります宿毛・内海間の整備方針が早期に決定されるよう、積極的に働きかけてまいります。

市道につきましては、交通量の増大に伴い、路面等道路施設の老朽化も著しく、維持修繕箇所も年々増加しています。こうした箇所の修繕や、改良工事につきましては、緊急性、優先度等を十分に把握し、計画的に整備してまいります。

す。

また、先月、幡多けんみん病院へのアクセス道である市道平田1号線の嵩上げ工事が完成いたしましたので、台風や集中豪雨時の救急車両の通行不能状態が解消されるものと考えています。

市道大島中央線につきましては、平成19年度には起点部の工事に着手し、早期完成に向けて取り組んでまいります。

地域の主要幹線である国道、県道の整備促進につきましては、地域の要望が早期に実現できるよう、引き続き、各関係機関へ強く要請してまいります。

企業誘致について申し上げます。

現在、高知西南中核工業団地内では、製造業20社、物流センター協業組合24社に約840人が就労しております、雇用の確保はもとより、地域の経済、産業の発展に多大な貢献をしていただいております。

平成19年度には、タイム技研高知株式会社の大規模増築、並びにハジメ産業株式会社の新たな進出が決定されました。

今後は、未進出企業に対する進出への働きかけはもとより、撤退や倒産した企業の用地を進出希望のある企業にあっせんするなどの働きかけを行い、さらなる雇用の場の確保に努めてまいります。

また、宿毛湾港工業流通団地につきましては、平成13年度より1期分譲が、平成18年度には2期分譲が開始され、企業誘致に取り組んできました。しかし、いまだに進出企業の誘致には至っていませんが、今後も企業誘致に向け、積極的に取り組んでまいります。

農林業について申し上げます。

農業従事者の減少、高齢化、耕作放棄地の増大などが、我が国の農業、農村が危機的な状況にある中、政府は経営所得安定対策等の大綱を

策定し、平成19年度から具体的な各対策を実施することになっています。

本市の農業も同様に、従事者の高齢化、後継者不足により、山間地域はもとより、地域全体で農地の荒廃が進み、集落機能が低下しています。このような状況の中で、地域の活性化を図る振興策として、取り組んでいる中山間地域等直接支払制度事業を、引き続き支援するとともに、平成19年度、新たに農用地区域内の平場を対象に、「農地・水・環境保全向上対策」事業を導入し、農用地の荒廃を防止するため、地域ぐるみで農業施設を管理する事業に取り組んでまいります。

また、地域農業を支えていくために各関係機関と連携をとりながら、農作業受委託、集落営農組織化等の推進に努めてまいります。

稻作を中心とする水田農業は、米の消費減少が続き、国の過剰米対策が強化される中で、平成19年度より米の生産調整も、国主導型から農業者、農業団体主体に転換されますので、宿毛市水田農業推進協議会を支援するとともに、米以外の作物に転換する農業経営の対策として、引き続きレンタルハウス整備事業を助成し、担い手の育成に努めるなど、施設園芸を推進してまいります。

また、「JA高知はた」が事業主体となり、平成19年度キュウリ生産農家の集積拠点施設として黒潮町にキュウリ選果機導入が計画されています。本市の生産農家の労力軽減が図られ、所得向上につながるよう、整備事業を支援してまいります。

畜産業につきましては、幡多地区総合畜産共進会が平成19年度、本市で開催されますので、関係機関と連携を図り、支援してまいります。

林業につきましては、木材価格、木材需要の低迷等、林業生産活動が全般にわたって停滞している厳しい状況の中で、地域林業の活性化を

図るため、引き続き高知県緊急間伐総合支援事業を活用し、間伐等の森林整備を推進してまいります。

また、平成18年度から、宿毛市森林組合が事業主体となり、久礼ノ川地区の山林を団地化し、高性能機械の導入により間伐時に切り捨てていた木材を集積し、所得につながる収入間伐に取り組んでいます。この作業では、作業道開設が必要不可欠でありますので、高知県森林整備推進事業を活用した基盤整備を推進してまいります。

水産業について申し上げます。

漁業従事者の減少と高齢化、燃料価格の高騰など、水産業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。しかし、湾漁協では、平成17・18年度の第1期施設整備後には、年間計画取扱量5,163トンに対し、1万4,759トン、計画水揚げ高5億円に対し、13億2,000万円の実績を上げておりまして、組合員の所得向上に大きく貢献をしています。

しかし、湾中央市場は、ハード、ソフト一体となった整備を行うことにより、水揚げ高が増加するとともに、魚価の平均単価も向上するなど、水産物の安定供給の場としての役割を担う拠点市場となりました。

今後も第2期施設整備の早期実施に取り組むとともに、漁協の販売事業の強化などを積極的に支援してまいります。

養殖漁業につきましては、最近、価格が回復傾向にあり、明るいきざしも見えていますが、まだまだ厳しい状況にありますので、経営の安定を図るため、漁業近代化資金の借り入れに対する利子補給金の交付などにより、支援をしてまいります。

漁船漁業の振興につきましては、水産資源の増殖、保護の推進のため、ヒラメ・イサキ・タイ等の種苗放流事業を実施し、海の森づくりや

モイカの産卵床を設置し、漁家経営の安定に努めてまいります。

また、平成19年度は、沖の島灯台の沖合い9.5キロメートルに中層型浮漁礁を新たに設置する水産業振興対策事業を支援してまいります。

商工業について申し上げます。

本市の商工業を取り巻く経営環境は、依然として厳しい状況にあります。特に、中心市街地におきましては、商店街の空洞化が深刻な問題となっています。このため、平成19年度も引き続き、商工業者支援のための預託融資を実施するとともに、宿市中心市街地活性化基本計画に基づき、関係機関、関係団体とのさらなる連携強化を図り、具体的な事業内容の検討を進めてまいります。

特産品につきましては、地域の素材を生かした開発及び販売を支援するとともに、インターネット等によるピーアールや、各種イベントにおける物産展参加等により、普及宣伝に努めてまいります。

観光について申し上げます。

本市の観光につきましては、広域観光を視野に、他市町村との連携を図りながら、「だるま夕日」等の主要な観光資源の利活用はもとより、有為な人材を多数輩出した歴史や、出井の甌穴などを生かした観光ルートのピーアールに積極的に取り組むとともに、観光案内板を整備し、観光客の利便性の向上に努めてまいります。

さらに、すばらしい景観美を有する県内唯一の有人離島である沖の島、鵜来島の観光振興につきましては、平成19年度も全国離島サミットへの参加や、各種イベントの開催により、観光客の誘致に努めてまいります。

また、都会からの修学旅行生や観光客に、離島や漁村等の生活、漁業体験の場を提供するブルーツーリズムを推進し、交流人口の増大によ

る地域の活性化を図ってまいります。

市民祭「宿毛まつり」につきましては、市民が心から楽しんで参加していただけることが、祭りを充実させることになり、ひいては観光客の誘致にもつながるものと考えております。関係団体と協力し、市民が楽しめる祭りやイベントとなるように取り組んでまいります。

また、早稲田大学が平成9年から全国各地で開催していました「早稲田フェスタ」が、建学の母・小野 梓先生の生誕地である本市で、創立125周年を記念して開催されます。早稲田フェスタ周年記念として、今回が最後のフェスタとなりますが、同大学の運動クラブ等との交流体験のほか、化学実験教室や文化講演会、進路相談会など、多彩な交流事業を予定しております。

このフェスタは、「元気都市宿毛」をピーアールする絶好の機会でもありますので、関係機関はもとより、多くの市民のご参加をお願いをいたします。

教育について申し上げます。

教育基本法が改正され、新たに公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期することや、郷土文化を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進することなどが規定されました。

また、高知県において10年間取り組んできました「土佐の教育改革」も、平成18年度に終わり、その間、教育環境の整備や、教育風土の醸成を目指した取り組みを実施してきました。

宿毛市においては、これまで進めてきた教育改革を生かし、開かれた学校づくりなどを推進していく中で、学校や保護者、地域が一体となって子どもたちを育んでいく取り組みが定着しつつあるものと考えています。

これからもこうした取り組みを継続するとともに、基礎学力の定着と、学力の向上を目指し

て取り組んでまいります。

しかしながら、大人社会のモラルの崩壊や家庭・地域の教育力の低下、不審者情報、いじめや不登校など、子どもたちを取り巻く社会環境は厳しく、憂慮すべき状況にあります。

このような状況を踏まえて、「対処」から「予防」、「量」から「質」への発想の転換や市民との協働を積極的に進めながら、生きる力を培い、「確かな学力」と「豊かな心」を身につけたたくましい子どもの育成に取り組んでまいります。

学校統合につきましては、行政改革大綱に留意しながら、将来ビジョンを策定し、保護者や関係者の皆様と協議を進めてまいります。

施設整備につきましては、危険箇所等の改善を図るとともに、災害時の避難施設として活用することはもとより、子どもたちが安心して学習できるよう、平成19年度は咸陽小学校の耐震補強工事にも取り組んでまいります。

社会教育の推進につきましては、生涯学習の拠点施設であります宿毛文教センターをより一層有効に活用し、地域住民のニーズにこたえた学習を推進することで、地域文化の向上に努めてまいります。

社会体育につきましては、宿毛市総合運動公園体育施設等を拠点として施設を有効活用し、市民の健康増進と体力づくりの意識高揚を図るとともに、キャンプ誘致や各種大会の招致に努めてまいります。

また、「だれもが、いつでも、どこでも」気軽に体育・スポーツに親しみ、楽しむことできるスポーツ環境の整備や、NPO法人宿毛市体育協会を支援する中で、スポーツの振興を図ってまいります。

人権について申し上げます。

本市では、これまですべての人々の人権が尊重される明るい社会の実現を目指し、宿毛市人

権尊重の社会づくり条例の制定を初め、「すくも男女共同参画プラン」「人権施策に関する宿毛市総合計画」の策定を行うとともに、人権問題講演会の開催、講座開設等、さまざまな事業を実施する中で、人権意識の向上に努めてまいりました。

平成19年度も、引き続き関係機関と連携を図りながら、人権問題の解消に向けた取り組みを進め、市民一人ひとりが人権問題をみずから問題として考え、人権に対する正しい認識と理解を深めるとともに、人を大切にする思いやりのある社会の実現を目指してまいります。

地域情報化について申し上げます。

平成23年7月24日には、アナログ放送が終了し、地上デジタル放送に切りかわります。

本市では、平成19年度中にはデジタル試験放送も開始されることから、ケーブルテレビ局を通じてデジタル放送に対応したいと考えています。また、ケーブルテレビで対応できない地域につきましては、共聴施設に対する国の補助制度を活用してまいります。

西南地域ネットワーク株式会社につきましては、経営的に大変厳しい状況にありまして、金融機関や役員の支援をいただいております。安定経営を行うには4,500件の加入が必要であります、平成19年1月末で3,084件となっております。地域に根ざした活動を続けるには、市民の皆様の加入が最大の支援でございますので、ケーブルの配線されている地域の皆様のより一層のご協力をお願いいたします。

福祉について申し上げます。

障害者福祉につきましては、平成18年4月から、障害者自立支援法が施行されたことに伴い、障害のあるすべての人が、共通のサービスを身近な地域で受けられるようになりました。その一方で、利用者負担として原則1割の負担額が伴うなど、制度としての課題を抱える中、

平成19年1月より利用者の皆様の負担軽減を市独自で行っています。

また、平成19年度は、障害者が地域で自立した生活をおくことができるよう、新たに「地域生活支援センター」に障害者に対する相談業務等を委託して実施してまいります。

児童福祉につきましては、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、平成19年度から国の制度が改正され、本市におきましても、3歳未満の乳幼児に対する児童手当の額を、月額「5,000円」から「1万円」に引き上げます。また、育児不安や児童虐待等の社会問題を解決するよう努めてまいります。

保育所につきましては、安心して子どもを預けることができるよう、保育サービスの充実に努めてまいります。また、少子化により、年々園児が減少している現状にあり、当廃合を含めた保育所のあり方について、保護者や関係地域の皆様と協議を進めてまいります。

高齢者福祉につきましては、引き続き、「高齢者保健福祉計画」に基づき、元気で、生きがいのある生活ができるよう、在宅福祉サービスの充実に努めてまいります。

保健事業について申し上げます。

本市では、生涯を通して健康で安心して暮らすことのできる地域づくりを目指し、乳幼児から高齢者までを対象とした各種健診、予防接種、食生活改善、母子保健などさまざまな保健事業を推進しています。

平成19年度も、基本健康審査や各種がん検診を実施し、疾病の早期発見と受診率のより一層の向上を図り、予防対策に主眼を置いた市民の健康意識の高揚に取り組んでまいります。

また、本市では、死因の約60パーセントが生活習慣病であることを重く受けとめ、特に壮年期層の基本健康診査の受診を進めてまいります。

介護保険事業につきましては、平成18年度に介護保険法が改正されたことに伴い、高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括支援センターを設置、高齢者の生活を支える地域包括ケアの中核機関として運営をしています。

また、65歳以上の方を対象に介護予防としての「はつらつ健診」を実施し、寝たきりの原因となる生活機能低下の早期発見に努めてまいります。

さらに、「新予防給付事業」を活用し、要介護状態となっても悪化しないよう、自立支援に向けたサービスの提供にも努めてまいります。

今後とも、高齢者が住みなれた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう、保健・福祉・医療の連携をより一層強化するとともに、予防対策を初め必要なサービスを提供してまいります。

生活環境について申し上げます。

今日の環境問題は、大気汚染や水質汚濁などの身近な問題だけでなく、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球規模での問題や、ダイオキシン類などの有害化学物質、生態系の異変などがあり、世界中の国や都市がともに協力して取り組まなければならない課題となっています。

循環型社会を構築するためには、ごみの発生を抑制するリデュース、再使用を促進するリユース、再生利用するリサイクルの3つを基本として資源の有効活用を推進するとともに、「もったいない、コップ1杯分」を合言葉に、水切りによるごみの減量化と分別の徹底に努めることが肝要であります。

特にごみの減量化は処理経費の削減に直結しますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

日常の生活環境問題については、事業者、市

民が一体となって取り組むことが大切だと考えております。

生活環境の整備につきましては、市民の皆様のご協力をいただき、宿毛市のクリーンデーを年に2回実施しています。また、環境パトロールを行い、不法投棄の防止にも努めています。今後もこの取り組みを推進するとともに、生ごみを堆肥化するコンポストの購入及び合併浄化槽設置整備に対する補助を、引き続き実施することで、ごみの減量化の推進と水質の保全に努めてまいります。

また、リサイクル活動などの身近なテーマで広報啓発活動にも努めながら、「人にも環境にもやさしい、発展しながら持続可能なまち」の実現に努めてまいります。

し尿処理場につきましては、平成17年から継続していました大規模改修が本年1月に完了いたしまして、現在、順調に操業を再開しております。なお、当施設を管理運営しています幡西衛生処理組合につきましては、平成19年度からは、幡多西部消防組合に統合し、引き続き事務を行ってまいります。

都市計画について申し上げます。

宿毛駅東地区土地区画整理事業につきましては、既に市道桜町藻津線沿いに新たな店舗も建設されるなど、市街地が形成されつつありますので、財政状況の厳しい中ではありますが、事業の早期完成に向けて取り組んでまいります。

都市計画道路片島線につきましては、大島片島地区から県道片島港線、及び市街地への主要幹線道路として整備しておりましたが、先月、全線供用開始し、交通の利便性が図られています。

宿毛市総合運動公園につきましては、現在、整備中の遊歩道をもって、一応、事業が終了となります。今後はスポーツ大会の開催による地域振興の拠点施設として、また、生涯スポーツ

や憩いの場として市民の皆様に広く活用していくことをお願いいたします。

下水道事業について申し上げます。

「下水道きれいな水を未来まで」をキャッチフレーズに、平成4年度から公共下水道工事に着手し、平成14年3月には宿毛クリーンセンターを供用開始して、市民の生活環境の向上と公共水域等の環境保全を図るために工事を実施してまいりました。

平成19年度は、与市明、長田町と高砂の一部約5.5ヘクタールを供用開始いたします。これによって、供用開始区域が全体で約140.5ヘクタール、対象戸数が2,239戸となります。

管渠の整備につきましては、幸町、長田町並びに区画整理地区で工事を行い、供用開始区域の拡張を図ってまいります。

下水道の整備された地域の皆様には、積極的な加入促進にご協力をお願いいたします。今後も加入促進につきましては、広報「すくも」やパンフレットの配布等による広報活動、また、未接続者への戸別訪問や宿毛市排水設備工事指定業者との連携により推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いをいたします。

以上、平成19年度を迎えるに当たり、市政運営の基本的な考え方を申し上げましたが、職員はもとより、市民の皆様にも、一定のご負担をいただかなければならないような、極めて厳しい財政状況の中、南海地震対策や、地域振興のための各種事業等、今後さらに推進していくかなければならない課題も山積しています。これら課題の解決のためには、地元のよいものを再認識するとともに、近隣市町村の住民とも協調して地域住民が「産業興し」を実行し、それを行政が支援していくことが肝要であるというふうに考えております。

この上は、本市のおかれている現状を積極的

にお知らせし、ともにこの厳しい状況を乗り越えていただきたいと考えていますので、市民並びに議員の皆様方におかれましては、より一層のご理解とご協力をいただきますようお願いを申し上げまして、所信の一端といたします。

ありがとうございました。

○議長（岡村佳忠君） 以上で、市長の「行政方針の表明」を終わります。

日程第3「四国西南交通体系調査特別委員会中間報告」を議題といたします。

本件については、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会より中間報告を行いたいとの申し出がありますので、この際、これを許します。

四国西南交通体系調査特別委員長。

○四国西南交通体系調査特別委員長（佐田忠孝君） おはようございます。風邪を少し引いておりますので、お聞き苦しい点はお許しをいただきまして、四国西南交通体系調査特別委員会の中間報告を行います。

平成15年第2回宿毛市議会定例会において設置されました本特別委員会は、発足以来30回にわたる会合を行い、宿毛湾港の利活用促進、高速道路の建設促進、空港の建設促進など、本市をめぐる交通体系の整備についての調査研究を行ってまいりました。

この間、宿毛観光汽船の破産という大変厳しい事態にも直面することとなりましたが、関係各位のご尽力により、株式会社宿毛フェリーに宿毛～佐伯航路を引き継いでいただくこととなりました。

同社の経営状況は燃料費の高騰や他航路との競合という厳しい環境下に置かれているものの、トラック輸送が増加傾向にあるなど、現在のところ順調に推移をいたしております。

宿毛湾港の利用状況につきましては、毎年数回にわたり豪華客船が寄港しているほか、昨年

1月には地球深部探査船「ちきゅう」が接岸するなど、積極的な誘致活動が実を結びつつあります、宿毛湾港背後地への企業立地はいまだ実現しておらず、そのことが第2防波堤の建設に大きな障害となっております。

本委員会といたしましても、2回にわたり海上自衛隊呉地方総監部を訪問するなどの取り組みを行ってまいりましたが、今後とも港湾の利活用促進のために、官民一体となった積極的な調査、陳情活動が必要であると考えるものであります。

続きまして、高速道路の建設促進についてご報告いたします。

ご承知のように、一般国道56号中村宿毛道路につきましては、現在、間・平田間7キロメートルが開通し、さらに間・中村間6.1キロメートルにつきましても、平成20年度の供用開始を目指して工事が進められておりますが、平田・宿毛間7.6キロメートルについては、一部で用地買収が行われているものの、まだ工事に未着手であり、このままでは平成21年度の供用開始目標が大幅におくれることが見込まれております。

このような状況の中、平成18年第4回定例会において、本委員会の委員全員が連名で提案した「一般国道56号中村宿毛道路の整備促進を求める意見書」が、全会一致をもって可決され、内閣総理大臣並びに国土交通大臣に同意意見書が提出されることとなりましたが、あわせて積極的な陳情活動にも努め、昨年の11月10日には委員全員と議長で国土交通省四国整備局中村河川国道事務所を、さらに本年1月29日には、委員長と議長で国土交通省四国整備局を訪問し、それぞれ要望書を提出したところであります。

そして、去る2月1日に正副委員長と議長で冬柴国土交通大臣に面談する機会をいただき、

地域のおかれた実情を直接説明し、平田・宿毛間の工事促進について、理解を求めたところであります。その際、国土交通大臣からは心強い言葉をいただき、訪問者一同大きな手ごたえを感じたところであります。

高速道路、湾港、空港はいずれも国民生活や産業経済活動を支える重要な施設であり、地域発展のために不可欠な社会資本であります。我々の任期はあとわずかとなりましたが、本市をめぐる各種交通インフラの一日も早い完成に期待を込めて、中間報告といたします。

どうもありがとうございました。

○議長（岡村佳忠君） 以上で委員長の報告は終わりました。

ただいまの中間報告に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

日程第4、「議案第1号から議案第65号まで」の65議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） ご提案いたしました議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第1号及び議案第2号は、固定資産評価審査委員会委員の選任について、議会の同意を求めるものでございます。

現委員の山下博文氏が、3月31日をもって、田村剛基氏が、5月9日をもって、それぞれ任期が満了となりますので、引き続き両氏を本市の固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第3号は、平成18年度宿市一般会計補正予算でございます。

総額で4,396万5,000円を減額しようとするものでございます。

歳出で増額しようとする主なものは、総務費の職員退職手当5億3,387万8,000円、土木費の下水道事業特別会計繰出金496万2,000円などでございます。

減額をするものといたしましては、民生費の知的障害者福祉費1,994万3,000円、介護保険費1,731万2,000円、生活保護扶助費6,600万円、衛生費の塵芥処理費2,446万4,000円、農林水産業費の林業振興費2,298万1,000円、商工費の商工業振興費3,030万円、土木費の土木総務費6,969万5,000円、土地区画整理事業費3,477万円、災害復旧費の現年度農業施設災害復旧費2,444万6,000円、現年度土木施設災害復旧費5,208万円などでございます。

この財源の主なものは、増額するものといたしましては、地方交付税5,966万7,000円、市債2億1,440万円などでございます。

減額するものとしましては、国庫支出金1億1,490万1,000円、県支出金7,431万9,000円、諸収入6,908万7,000円などを計上しております。

議案第4号から議案第15号までの12議案は、平成18年度の各特別会計補正予算でございます。いずれも決算見込額として、必要最小限の経費を補正しております。

議案第16号は、平成19年度宿市一般会計予算でございます。

先ほど申し上げましたが、総額で92億8,296万6,000円を計上しております。

財政状況や予算編成につきましては、先ほど行政方針の中で申し上げましたので、省略をさせていただきますが、前年度より減額予算とな

っております。

歳入の主なものでございますが、市税23億4,374万8,000円、地方譲与税1億3,000万円、地方消費税交付金2億4,338万3,000円、地方交付税37億5,900万円、分担金及び負担金1億9,044万4,000円、使用料及び手数料1億2,831万円、国庫支出金6億5,624万8,000円、県支出金6億6,138万5,000円、繰入金4億3,536万7,000円、市債4億7,080万円などを計上しております。

一方、歳出の中で経常経費を除く主なものは、総務費のフェリー運航経費支援事業補助金2,000万円、財政調整基金積立金2,266万2,000円、施設等整備基金積立金8,000万円、選舉費1億1,666万6,000円、民生費の社会福祉協議会補助金2,793万4,000円、私立保育所運営補助金5,952万1,000円、児童館運営業務委託料2,117万1,000円、衛生費の浄化槽設置整備事業補助金1,800万円、斎場大型火葬炉入替工事費3,400万円、農林水産業費のレンタルハウス整備事業費補助金1,360万円、漁業経営構造改善事業費補助金7,602万円、県営漁港事業負担金1,968万円、商工費の観光案内板設置工事費100万円、土木費の県営港湾事業負担金7,775万円、市道維持補修工事費1,610万円、地方道整備事業費1億244万3,000円、消防費の消防ポンプ自動車購入費2,000万円、小型動力ポンプ付積載車購入費740万円、教育費の咸陽小学校校舎耐震補強工事費5,355万円、放課後子ども教室事業148万6,000円などを計上しております。

議案第17号は、平成19年度宿毛市簡易水道事業特別会計予算でございます。

総額で2億6,831万6,000円を計上

しております。

この主なものは、沖の島簡易水道再編推進工事費1億2,300万円、鵜来島簡易水道生活基盤近代化工事費5,050万円を計上しております。

議案第18号から議案第27号までの10議案は、平成19年度各特別会計予算でございます。総額で91億8,662万7,000円を計上しております。

議案第28号は、平成19年度新設の宿毛市土地区画整理事業特別会計予算でございます。

総額で1億1,398万3,000円を計上しております。

議案第29号は、平成19年度宿毛市水道事業会計予算でございます。

総額で6億2,385万8,000円を計上しております。

次に、議案第30号及び議案第32号から議案第34号まで、議案第38号から議案第43号まで、議案第45号及び議案第52号の12議案は、いずれも地方自治法の改正に伴い、宿毛市副市長の定数条例の制定を初め、関連する条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容でございますが、「助役」を「副市長」に、特別職の「収入役」を一般職の「会計管理者」に、「吏員」を「職員」に改めまして、会計課を会計管理者の補助組織として定めるもの、監査事務局の名称を監査委員事務局に変更しようとするもの、また、宿毛市一般職員の給与について、人事院勧告に基づきまして、扶養手当のうち、3人目以降の子どもの支給額を19年度から1,000円引き上げ、6,000円に増額しようとするものなどでございます。

議案第31号、議案第53号及び議案第54号は、新たに、「宿毛市施設等整備基金条例」

を制定するとともに、「宿毛市ふるさと創生基金条例」及び「宿毛市社会教育基金条例」を廃止する条例でございます。

一定の目的を達成した基金については、厳しい財政状況の中でございますので、整理し、新たに地震対策を初め、市民の安全や福祉の向上のための施設や機械備品などを調達する際の経費に充てるため、基金を設置し、有効に活用しようとするものでございます。

議案第35号は、宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、国と同様に休息時間を廃止し、休憩時間を45分から1時間に変更するものでございます。これに伴いまして、職員の就業時間は15分遅くなり、午後5時30分までの勤務となります。

議案第36号は、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、職員団体との交渉について、国の準則どおり適法な交渉に改め、明確化しようとするものでございます。

議案第37号及び議案第47号は、「宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」及び「宿毛市青少年育成センター設置条例の一部を改正する条例」でございます。

内容につきましては、青少年育成センターの運営に関する審議を宿毛市教育審議会に諮問することができるよう、それぞれの条例を整備しようとするものでございます。

議案第44号は、宿毛市特別会計設置条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容は、新たに宿毛市土地区画整理事業特別会計を追加して、本事業の円滑な推進を図

ろうとするものでございます。

議案第46号は、宿毛湾港工業流通団地への工業等導入における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、進出企業に対する優遇措置として、進出後5年間、固定資産税の課税を免除できるよう地方税法第6条に基づき、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第48号、議案第49号、及び議案第51号は、「宿毛市立運動場条例」、「宿毛市和田体育館の設置及び管理に関する条例」及び「宿毛市都市公園条例」の3条例をそれぞれ一部改正しようとするものでございます。

内容につきましては、スポーツ施設の使用料の改正でございます。施設間での使用料の格差の是正と、利用者が使いやすいように使用時間帯の細分化も行いました。また、電気料金など光熱水費等につきましては、利用していただく皆様に受益者負担として、実費相当額を負担していただくことを基本としたものでございます。

議案第50号は、宿毛市中央デイケアセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、在宅サービスの充実を図るため、宿毛市中央デイケアセンターを、日曜日や祝祭日も開館しようとすることと、障害者自立支援法の施行に伴いまして、障害者も利用できる施設として規定しようとするものでございます。

議案第55号は、幡多西部介護認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約でございます。

内容につきましては、適正な審査判定を行うため、審査会委員を1名増員し、15名体制で行おうとするものでございます。

議案第56号、議案第57号及び議案第58

号の3議案は、幡西衛生処理組合の解散に伴う事務の承継、及び財産処分等でございます。

平成19年度から幡多西部消防組合に幡西衛生処理組合を統合することに伴い、議会の議決を求めるものでございます。

議案第59号から議案第61号までの3議案は、いずれも市道路線の認定でございます。

新たに市道路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第62号から議案第65号までの4議案は、いずれも市道路線の変更でございます。駅前6号線を初め、4路線の終点を延長するなどの変更について、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、ご提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

ありがとうございました。

○議長（岡村佳忠君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

おはかりいたします。議事の都合により、3月8日及び3月9日は休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、3月8日及び3月9日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

3月8日から3月11日までの4日間は休会し、3月12日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時13分 散会

陳 情 文 書 表

平成19年第1回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第55号	平成 19. 1.29	震災時における高砂地区民の 避難経路の確保について	団 体	総 务
第58号	19. 2.13	呼崎地区の市道拡幅等につい て	団 体	産 業 建 設

上記のとおりそれぞれ付託いたします。

平成19年3月7日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠

平成19年
第1回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第6日（平成19年3月12日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- · · ----- · · -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- · · ----- · · -----

3 出席議員（17名）

1番 浅木 敏君	2番 中平富宏君
3番 有田都子君	4番 浦尻和伸君
5番 菊地徹君	6番 寺田公一君
7番 菱田征夫君	8番 宮本有二君
9番 濱田陸紀君	
11番 西郷典生君	12番 岡村佳忠君
13番 佐田忠孝君	14番 田中徳武君
15番 山本幸雄君	16番 中川貢君
17番 西村六男君	18番 岡崎求君

----- · · ----- · · -----

4 欠席議員

なし

----- · · ----- · · -----

5 事務局職員出席者

事務局長 福田延治君
次長 小野正二君
議事係長 岩本昌彦君
調査係長 乾均君

----- · · ----- · · -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
助役 西野秋美君
収入役 中上晋助君
企画課長 岡本公文君
総務課長 出口君男君

市民課長	松岡繁喜君
税務課長	美濃部勇君
会計課長	夕部政明君
保健介護課長	西本寿彦君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	谷本秀世君
産業振興課長	茨木隆君
商工観光課長	有田修大君
建設課長	豊島裕一君
福祉事務所長	岡添吉見君
上下水道課長	頼田達彦君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長職務代理者	西尾諭君
教育次長	
学校教育課長	小島正樹君
生涯学習課長	
兼宿毛文教センター所長	高木一成君
学校給食センター所長	近藤勝喜君
千寿園長	尾崎重幸君

----- · · · · -----

午前10時00分 開議

○議長（岡村佳忠君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

2番中平富宏君。

○2番（中平富宏君） 2番、一般質問をいたします。

おはようございます。

早いもので、私が議員としてこの議場に立たせていただけて4年がたとうとしております。この間、執行部の皆様方におかれましては、私の質問を真摯に受けとめていただきまして、適切な対応をしてきていただいたと思っております。ありがとうございました。

本日もよろしくお願ひいたします。

それでは、一般質問に入ります。

まず、初めに、産業振興策についてお聞きいたします。

我が国は、地方分権推進一括法の施行や、三位一体改革など、地方分権改革が着実に進展しております。地方分権を簡単に言うと、宿毛市のこととは宿毛市で考えて、自分たちで下さい。自立しなさいということだと思います。

国は、税源移譲という形で、権限とともにお金も地方に渡そうとしておりますが、もともと税収が少ない地方と税収の多い都市との間に、格差が生まれます。

この格差の幾らかは、特別交付税などで埋めようとしておりますが、いまだはつきりしておりません。

はつきりしているのは、今まで以上に強い町と弱い町ができるということです。

私たちは、国に対して都市と地方の格差を訴えていくことも大切ですが、その一方で、この宿毛市を自立のできる強い町にしていかな

くてはなりません。市長自身、財政再建団体への道はたどらないよう努めてまいりますとの表明がありましたが、このままでは、第2、第3の夕張市になりかねません。

来年度から、税源移譲により、財源の一部が国によって使い道が制限されたひもつき補助金から、地方自治体の独自の判断で使える地方税にかわります。

当初予算が年々減少している中で、今までと同じ自治運営を行っていれば、使えるお金の総額が減った分、サービスの低下が起こります。

私は、地方分権改革を後ろ向きに考えるのではなく、今こそ特色ある地方自治運営を行い、宿毛市を強い町にすべきだと考えております。そのためには、他の地域のまねではなく、この宿毛市の風土、特色を生かした産業振興をはかるべきであると考えております。

宿毛湾では、昭和30年ごろからハマチの養殖が始まり、現在はハマチのほかにマダイやカンパチなど、何種類もの魚が養殖され、その環境がもたらす成長のよさで、全国において宿毛湾の評価は高いものがあります。

しかし、えさの改良、漁場環境の改善などにより、養殖魚の成育度、品質が向上したものの、近年の輸入魚の増大による魚価の低迷により、養殖業者を取り巻く状況は依然厳しいものとなっております。

しかしながら、世界情勢を見たとき、北京オリンピック開催を控え、好調な中国経済を受け、建設資材が高騰しております。

ちなみに、ステンレス鋼管の主原料のニッケルは、この2年で価格が2倍以上にはね上がっております。日本は、世界最大の水産物輸入国であり、その相手国の1位は中国であります。4年連続2けたの経済成長を見せる中国と、世界的に高まっている水産物の需要を見たとき、将来的に中国からの供給が減少し、日本国内に

おける水産物が不足することは、多くの関係者が予想しており、水産物の自給率向上のためにも生産量の安定した養殖に、今最も期待が寄せられております。

17年度宿毛湾養殖魚の水揚げ統計額は、124億1,000万円ですが、実際は150億円以上といわれております。

私は、この養殖魚という特色を生かして、宿毛市を強い町にすべきだと考えております。しかし、立派な田ノ浦漁協とは裏腹に、40年以上使ってきた各漁港の護岸はくずれかけ、堆積した土砂により、干潮時には船が岸壁につけない。または入港できない状況の港が何カ所もあります。これでは、生産高は伸びません。

私は、漁港を管理する宿毛市として、将来を見据えた上で、早急にしゅんせつや護岸整備などの漁港整備をすべきであると考えますが、市長のお考えをお聞きいたします。

また、宿毛湾漁協の水揚げ17億円と合わせて、水揚高200億円の宿毛湾、それも可能だと考えております。この宿毛湾の恵みという特色を生かした政策を打ち出すことが、宿毛市を強くする近道だと考えますが、あわせて市長のお考えをお聞きいたします。

次に、南海地震についてお聞きいたします。

私が初めて一般質問で自主防災組織の重要性について訴えてから、早いもので4年が経過しようとしております。執行部はもとより、市民の皆様の理解と協力により、津波浸水地域を初めとする市内の各地で自主防災組織が立ち上がっており、これからは、せっかく立ち上がった自主防災組織の継続、活動について、考えていく必要があると思います。

県は、高知県南海地震条例づくり検討会を昨年5月に設置し、10月上旬にかけて県内各地でワークショップを開催いたしました。

宿毛市においては、9月17日に開催され、

私も参加をいたしました。なぜ南海地震条例が必要なのかというと、今世紀前半にも起こるといわれている南海地震に備え、この長期的な政策を継続していくことを法的に担保していくために必要だそうです。

この条例の内容についてはここで述べませんが、この場で注目すべき点は、長期的な政策を継続して行っていくために、法がいるということです。

南海地震は、必ず起ります。しかし、あすなのか、40年後なのかはわかりません。そんな中、マスコミ報道とみんなで備える防災総合補助金の後押しもあって、立ち上がった自主防災組織の皆さんのが危機感が、いつまで持続するかが問題であり、名前のみで実態のない組織になってしまうのではないかと危惧をしております。

行政方針の表明の中で述べられております、来年度より開催する自主防災組織リーダー研修会の中で、自主防災組織を継続するための施策を議題にしたワークショップも開くべきだと考えます。

また、従来の防災訓練とは別に、市内すべての自主防災組織が参加する自主防災組織のための防災訓練、これも定期的に行うべきだと考えますが、市長のお考えをお聞きいたします。

そして、単に避難道整備をするのではなく、自主防災組織のメンバーによって、道の補修や危険箇所の整備などを行った場合の材料費の補助を行えば、自分たちで協力し合って整備することにより、コミュニティーカーも高まり、将来は宿毛市の大いな力になっていくと考えますが、あわせて市長のお考えをお聞きいたします。

最後に、子育て支援についてお聞きいたします。

日本の出生率は1952年に3を切り、1974年の2.05を最後に、一度も2を上回つ

ておりません。

さらに、1994年には、1.5を下回り、2005年には1.26となっております。宿毛市も、若干の波はありますが、人口とともに出生率も着実に減少をしてきております。

そんな中、子育て支援への関心は1980年代後半から高まりを見せてきており、現在、少子高齢化による社会保障費負担の問題などから、今後の社会を担う子どもの減少傾向に歯どめをかける国の政策が求められてきております。

宿毛市としても、出生率を上げ、人口をふやしていく施策が必要であり、出生率を上げるために、子育て支援の充実が不可欠であります。

豊かな子育て支援とは、親が安心して、気持ちに余裕を持って楽しみながら、子育てができる環境を与えてあげることだと思っております。

現在、宿毛市では、地域子育て支援センターすぐ近くにて、生後3ヶ月から就学前の保育園に入園していない子どもを対象に、育児相談、絵本、おもちゃの紹介、遊び、お年寄り、保育園児との交流、そういうことで子育て支援をしており、大変好評ではありますが、月曜日から金曜日の午前中の2時間半と午後の2時間といった限られた時間しか利用できず、場所も、現在、平田の1カ所のみとなっております。

しかし、現在の宿毛市の財政状況の中で、新たな支援センターの新設は望めないと考えております。

そこで、新たな支援センターの代役として、現在、高砂の宿毛クリーンセンター西側に整備中であります「(仮称) すくもなかよし公園」を使ってはどうでしょうか。この公園内には、多目的広場、芝生広場、ブランコ、健康遊具、コンビネーション遊具、幼児遊具、そしてアクションスポーツ施設などが計画されております。

私は、この公園に、新たに何かをつくれというのではなく、この公園を計画どおり整備して

いただき、子育てに役立てたいと考えております。

子どもには親以外の大人から愛され、かわいがられる体験が重要であり、地域のネットワークが支え合う育児環境が必要であると言われております。

公園ができれば、多目的広場にはグラウンドゴルフをするお年寄りが、芝生広場にはペットと遊ぶ人々、ブランコやコンビネーション遊具には小学生たち、幼児遊具には就学前の子どもたち、アクションスポーツ施設には若者たちが来ます。

公園デビューという言葉もありますが、この公園を利用することによって、同じ年齢の子どもを持つ親同士はもとより、さまざまな人々との交流をしていただき、子育てに役立てていただきたいと考えております。

私は、晴れた日に公園でボランティア団体による絵本の読み聞かせを行ったり、保育士による出張育児相談を行うのもよいと思いますが、市長のお考えをお聞きいたします。

また、実際に小さな子どもを持つ親から、宿毛市には大きな公園がない。大方や一本松がうらやましいという声もよく聞きます。そして、休みの日に大型量販店で時間をつぶしている親子もよく見かけます。

近くに整備された公園があるだけで、親は助かります。この公園は、県が整備をしており、財政的な理由によって、計画していた遊具の整備を中止するかもしれないと聞きましたが、宿毛市民が主に利用する公園であります。宿毛市として、どのような対応をとっているのか、市長にお聞きいたしまして、1回目の質問を終わりたいと思います。

○議長(岡村佳忠君) 市長。

○市長(中西清二君) 市長。中平議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に産業の振興策でございます。地方分権が進む中で、地方は自立していかなければいけないというお話を承りました。自立すること、非常に大切なことでございまして、これは、市役所もそうですが、市民の方々も、これからたくさん、産業おこしというものにご協力を願わなきやいけないというふうなことも思っております。

それには、この地方におきましては、都市との格差というのの、1つにも、インフラの整備というものは、まだまだ必要だ。政府は、インフラ整備は一定終わったというふうなことを言っておりますが、我々のところには、高速道路も通っておりませんし、また、先ほど中平議員がおっしゃいました漁港の整備についても、まだまだのところもございます。

また、一般道路においても、曲がりくねった道であるとか、市道の補修とか、そういったものが、まだまだ整備をされてないというのが実情でございまして、これで地方分権だとか、都会なみのことをしろと言っても、なかなかこれは進まないのが実情でございまして、それでもやはり、我々としては頑張っていくしかないというふうな気持ちで、今はおります。

ご質問にございました漁港の整備関係でございます。

現在、宿毛市の漁港、管理する漁港でございますが、11港ございます。宿毛市の管理漁港は8港でございますが、11港は、ほかの3港につきましては、県管理漁港ということでございます。

今、漁港整備は、これまで漁港施設用地利用計画に基づきまして、局部改良事業であるとか、海岸保全施設整備事業、漁港改修事業等の事業に取り組んできたわけでございます。

今後、整備が必要と思われます箇所でございます。私どもとしましては、すぐも湾漁協関係

では、湊浦漁港、大浦漁港、宇須々木漁港においてのしゅんせつ、そして藻津漁協関係では、藻津漁港のしゅんせつと護岸の整備が必要であるというふうに、認識をしておるわけでございます。

中平議員もご存じだと思いますが、非常に財政的には厳しい折でございまして、そしてまた、これから公債比率を下げていかなきやいけないというふうな、政府からの方針もございます。非常に厳しくて、新たな起債をたてるということが、非常に辛い立場にあるわけでございますが、そういった中で、早急な整備を、本当はしていかなきやいけない。これは、ちょっと難しいわけでございますが、すぐも湾漁協、そして藻津漁協ともお話し合いをさせていただきながら、また一方で財政状況を勘案しながら、優先度を考慮して取り組んでいかなきやいけないというふうなことを、我々思っております。

また、この宿毛市管理の漁港で整備をしますと、形、ものによりますが、国で50パーセント、県で10パーセント、その他の残りが市の負担ということでございまして、また、地元にも一定、ご負担を今までお願いしている部分がございます。

これからのお作業としまして、私どもとしては、先ほど申し上げました各整備事業に、どれくらいのお金が、トータル要るのかというふうなことも含めて、きちんとした数字を出しながら、整備をしていかなきやいけないというふうに思っておるところでございます。

また、水産関係でございます。非常に優れた宿毛湾の恵みと申しますか、宿毛湾は非常に、数でも有数の魚がおりますし、種類もあります。そういったところで、非常に宿毛湾の水産業は恵まれた漁場があります。そして、豊かな水産資源がございます。

古くからいろんな漁業が営まれまして、中で

も、先ほど中平議員おっしゃいましたように、養殖漁業でございますが、120億円の生産を誇るというふうなことでございまして、この地域の基幹産業というふうに、私は認識しております。

この流通関係をきちんとしていかなきやいけないのかなというふうに思っております。流通につきましては、漁業者個々人の流通体系、形態をもちまして、市場との販売取引ではなくて、ほとんどが県外業者との取引となっているようございます。

こういった流通体系を変革させるためには、漁協が養殖魚販売に参入して、宿毛湾の養殖、ブリとかマダイとかカンパチでございます。そういったすべての魚が、衛生管理型の市場を通じて流通体系を築いていただきて、ブランド化の確立が理想の姿ではないかなというふうなことを思っておるわけでございます。

この実現のためには、ちょっとおこがましいかもしれません、養殖漁業者の意識の改革とか、積極的な協力、そしてまた漁協の熱意ある、主体的な取り組み、さらには行政が支援していく。つまり、漁業者と漁協と行政、三者が一体となって挑戦するような仕組みをつくっていくことがいいのではないかというふうに思っております、こういった認識のもとで、これから中心的な役割を担うこととなろうかと思います。

すぐも湾漁協とも、意見交換を重ねていきたいというふうに思っております。

次に、自主防災組織でございます。南海地震関係についてのご質問で、県の方が南海地震条例をつくって、そういう形でいろいろワークショップもしているというところでございます。

中平議員ご指摘のとおり、これ、継続を、危機管理というものは、やっぱりこの継続をしていかなきやいけない。継続して訓練していくかなきやいけないというのには当然でございますが、

これが、緊張というものがなきやいけない。これがずっと続していくかどうかというのが、非常に大切なことでございます。

さきの東北の方の地震でも、例えば地震が起きて津波警報が出ているのにもかかわらず、テレビは1日そういうニュースを流しながらも、避難勧告が出て、それが守られてないというか、後の報道で聞きましたら、避難をしている人がほとんどいなかったというふうなところでございます。やはりそういったところが、訓練をきちんとやってない部分もあるんじゃないかなというふうに、私自身も感じたことでございます。

自主防災組織の活動でございますが、これはもう、全国的にも大きな課題というふうになってくるんじゃないかなと思います。

本市におきましても、19年度、新たにこの自主防災組織リーダー研修会というものを実施しまして、活性化を図っていきたい。そのための予算を、本議会に計上させていただいております。

この自主防災組織リーダー研修会の中での、自主防災組織を継続するための施策の、ワークショップを行うべきであるというふうな質問だというふうに思っておりますが、先ほどの研修会につきましては、自主防災組織の活動の推進、それから活性化を図ることを目的として、これは実施するものでございまして、先進事例の紹介であるとか、グループ討議など、これも取り入れまして、それぞれの地域における自主防災組織が、本来の目的でございます。

自分たちの安全は自分たちの力でを実現できる組織として、実際の災害時に、有効に活動できるということはもとよりでございますが、地域のコミュニティーの活性化を図れるように、支援をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、議員ご指摘の住民自主防災組織が

参加する、自主防災組織のための防災訓練でございますが、これ、昨年は宿毛市総合防災訓練におきまして、初めて日曜日に開催しまして、倒壊家屋の救出訓練だとか、津波避難訓練などに、18地区の自主防災組織、これは延べ1,090人の方にご参加をいただきました。

これはもう、大変有意義な訓練であったというふうに感じております。

また、17年度より、9月の第一日曜日が県下一斉震災対策訓練と位置づけられておりまして、自主防災組織の皆様方にご参加をいただきまして、避難訓練などを実施しているところでございます。

こういった機会に、より多くの方々にご参加をいただいて、それぞれの地域においても、訓練を実施していただくことが、地域全体の防災意識の向上につながっていくんじゃないかなというふうなことを考えております。

それから、自主防災組織が実施する避難道の整備などへの材料等の補助でございます。

こういった取り組みを、地域の皆様で実施していただくことも、自主防災活動の活性化とか、地域の防災意識の向上にもつながっていくんじゃないかなというふうなことも思っております。

補助制度の導入でございますが、これはまた、それぞれの区の維持補修なんかの要望もございます。そういったものとあわせまして、これは前向きな実施をしてまいりたいというふうに考えております。

いずれにしましても、自主防災組織、地域には消防団もございます。この方々とも協力をし合いながら、ぜひ、この認識をずっと維持していただくことが大切だというふうに、私自身は思っております。

それから、次に、子育て支援でございます。「すくもなかよし公園」等で、保育士さんが出向いて、出張育児相談等を行うというふうなこ

とでございます。

先ほど、本の読み聞かせなんかも、そんなところで、天気のいいときには、行ってやっていただければいいんじゃないかということでございます。

非常にすばらしい提案ではございますが、私どもとしましては、公園が今、整備中でございます。今、保育所そのものも、どういった形で運営していくか。そして、保育士さんの配置というふうなことも、総合的に考えていかなきやいけない。そういったところに、職員を行かせられると、非常にいいなとは思いながらも、行政全体のあり方として、非常的な、常設でないところに職員を張りつけていくというふうなことができるかどうかとか、そういったことを、少し検討してみなきやいけないというふうに思っております。

それから、公園の整備でございますが、私も先週、この公園整備の絵を、初めていただきまして、これ、民間の団体、皆さん方が、団体が、こういう絵を初めていただきました。こういった形のものができているわけでございますので、この公園というのは、宿毛市には本当に、運動公園はございますが、お子様を連れて遊びに行くのが、それほど大きなところはございません。小さなところぐらいしかないものですから、こういった公園ができれば、非常に皆様が、暇があるときとか、天気のいい日とか、遊びに行けるなというふうに思っております。

これ、国の補助事業で、港湾環境整備事業ということでの公園整備をされておりまして、いろいろな、先ほど中平議員おっしゃいましたようなアクションスポーツ施設であるとか、遊歩道とか、いろいろなものができるというふうな絵でございまして、今現在、駐車場とトイレぐらいがでてきております。

これ、16年度から工事に着手しまして、多

目的広場が、完成が19年度にでき上がるということで、この事業、19年度以降も残事業費が1億9,500万ほどあります。

やはり、この宿毛の地にできる公園でございます。高知県も財政的には厳しいとは思いますが、我々も、市は負担金として15パーセント、物を出さなきやいけない。そういうお金のかかわりもございまして、宿毛市にできるという公園でございますので、一定やはり、行政としてもこういったことはやっていただきたいとか、そういう要望を出せる立場にあるというふうに、私自身は思っております。

中平議員のおっしゃる形の、例えば何かを、例えば、せっかく皆さんが話し合って決めた絵でございますから、これをカットするようなことは、ぜひやめていただきたい。できれば、工事が財政的に厳しいんであれば、少し期間を延長してでも、こういった形の、皆様に気にいっていただける公園を整備することが、やはり肝要だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 2番中平富宏君。

○2番（中平富宏君） 2番、再質問をいたします。

まず、漁港整備についてからですが、現在、少しここで、議員の中にも組合長がおられるということで、私よりも大変詳しい方がおられるわけですが、今のすぐも湾漁協の方のことを、若干ここで述べさせていただきますと、すぐも湾中央市場というのが開設をして、1周年を迎えました。

それで、そちらの水揚げ高の方が、約10億8,000万、これから17億円というふうに上がってきています。この17億円に対する手数料が、組合の収入になるわけですが、こちらが5パーセントとして8,500万円の収益になります。

そして、この水揚げ高に比例するような形にはなりますが、製氷施設、これでつくられた氷が、これの売り上げが年間に約、現在7,000万円ほどあります。

そして、もう1つ大きな収入が湾漁協にはございまして、これは養殖業者に貸している漁場料であります。これが受け入れ漁業料として、年間約1億5,000万円から、昨年対しましては1億6,500万円ほどの収益になっております。

この3つが漁協の大きな収入となっておるわけですが、これのどれが欠けても、漁業者のために頑張っておられる漁協が、大変、運営が難しくなってくるということになります。

そして、ここで注目すべき点は、確かに養殖業も、いろいろな魚価の低迷とか、それから思わぬ病気が発生したりとか、そういうことで上下はいたします。

そして、それよりも、先日、ちょうど高知新聞にもありましたが、現在、土佐清水の方でメジカが不良で、大変悲鳴をあげているという記事が載っておりました。これによると、先月2月は、前年比の99.9パーセントの減だと。ほとんどゼロということです。そういう状況であると。

こういった状況が、あってほしくは当然ないわけですが、宿毛湾の漁業者を襲う状況が生まれる可能性も、これは自然相手ですからあります。

そういう中で、安定な経営を図っていくためには、どの、今言った3つですが、実際、2つの柱、これをお互い、バランスのとれた形でやっていく必要があると思っております。

そして、先ほどから言っている漁港の整備ですが、この漁港というのは、当然、養殖業者だけが使っている漁港ではありません。中まき網、そして小釣りの皆さん、いろんな業種の方、皆

さん船を持たれております。この船をとめてい
るのが、漁港であります。

そういったことで、すべての漁業者にとって、
この漁港を整備することは、自分たちの生産率
の向上につながると考えております。

そして、今の市長の答弁の中で、新たな起債
をこれからしていくのには、大変厳しい状況で
はあるが、漁協の方から要望があれば、漁港整
備を前向きに検討をしていく考えはある、そ
ういうふうに私は判断したわけですが、再度、そ
ういった形で判断していいのか、市長にお聞き
をいたします。

そして、その話の中で、大変重要なことを言
っておられました。漁業者が、漁業者みずから
の協力が必要であると。それが大切である。そ
して、漁協、漁業者、そして市が一緒になって、
これからそういうことを考えていく必要が
あるんじゃないかと。輪になって盛り上げてい
こうという話だと思いますが、私もまさしくそ
のとおりだと思います。

また、そういった話の中で、先日、田ノ浦の
市場の方に、大型選別機の導入が行われたと思
います。それによって、大変、まき網の方々が
取られた魚が、単価がアップして、効果があつ
たよと、そういったお話をお聞きいたしました。

養殖マダイの、例えばすけれども、養殖マ
ダイのフィレカットの機械を導入して、先ほど、
市長の答弁の中にもありました流通経路の開拓
に利用することができれば、これもまた、新た
な宿毛市のそういう漁業者に対する支援にな
ると思うわけですが、こういった必要性があ
れば、漁協の方からそういう要望があれば、そ
ういったことにも、市として対応していくつも
りはあるのか、市長の方にあわせてお聞きをし
ておきます。

そして、続いて自主防災組織についてですが、
自主防災組織については、継続という部分と、

それからあわせていろいろな訓練とかが必要な
わけですが、執行部としても、19年度予算計
上までして、やっていきますよ、そういった大
変前向きと言いますか、力強いお言葉をいた
だいたので、この件に対しては、再度、市長に答
弁は求めませんが、その中で、少し、私が住ん
でいる港南台の方で、自主防災組織を利用して
コミュニティー力をアップする、そういったこ
とをしてますので、ここで紹介をさせていただ
いておきます。

港南台では、年に1回、これ市が協力してい
ただいていると思うんですが、地区の排水路の
清掃がございます。そのときに、この地区の排
水路をするときに、この自主防災組織のグル
ープ、班に分かれて清掃をしております。そして、
組織のメンバーが中心になって、いろいろな活
動をする中で、最終的には放水訓練などをし、
人が集まったときに、地域全体で自主防災組織
の訓練にもつながるような、こういった活動を
しております。

そういったことで、大変、コミュニティー力
も上がって、今、自主防災組織自体も、かなり
団結力があると言いますか、かたまった形にな
ってきておりますので、この場を借りて紹介を
しておきます。

続きまして、子育て支援についてですが、市
長の方から、答弁の中で、なかなか公園も現在、
整備中でありますし、そしてまた、保育所の問
題、これもありまして、なかなか難しいよとい
うような話の中で、これから前向きに検討をし
ていただけるというふうな答弁だったと受けと
めております。

その中で、出張育児相談という形で、今回、
質問をさせていただきましたが、これは、別に
保育士、保健師の方に張りついていただく必要
はないと思っております。月に1回だけでも、
実施していただければ、それがもし可能であれ

ば、日曜日に実施していただければ、親としては、少し気になっていることを、遊びに行ったついでに気軽に相談ができるとか、気になっていることはあるんだが、仕事を休んで市役所に行ってまで、ちょっと相談するにはどんなかないうて。このぐらいのことを相談する必要があるのかなとか、そういった小さなことで、それが結構、ストレスになっている親がいると思います。

だれでも気軽に相談できる、そういった環境づくりをしてあげることが、親の精神的なストレスの解除といいますか、軽減につながると考えております。こういった観点から、ぜひ、月に1回でも公園が整備が完了したその後で、当然いいわけですから、整備が完了したら、そういったことができるかどうか、すぐに対応できるように、今から考えていただきたいなと思います。

これについて、市長の考え方があれば、答弁を求めたいと思います。

そして、仮称ではありますが、「すくもなかよし公園」の整備についてですが、先ほど、市長も設計図と言いますか、予想図と言いますか、絵の方を提示されて、お話をしておりましたが、そういった計画とかけ離れた整備になれば、市民の要望を無視した、利用価値の低い公園になってしまうと考えます。

その中で、現在、トイレと駐車場の一部の整備が完了しているようなお話をありました。

先日、私もそちらを見に行かさせていただいたんですが、大変立派なトイレ。そして、とてもきれいな、インターロッキングというんですか、舗装じゃなくてブロックを積み合わせたような、そういった駐車場が完成しておりました。

ただ、私が思うには、そういったお金が、もし、これから予算が厳しくてお金がないのなら、そういった高い舗装ブロック、インターロッキ

ングを使って駐車場を整備したり、立派なトイレをつくっていただくよりも、駐車場はアスファルトでもいいので、遊具の一つでも、減額してのけてしまうとか、そういったことは市民は望んでないと思います。

やはり、市民は自分たちがそこに行って、有意義に遊べる、そういった環境の中で、どうしても遊具とか、そういった構造物というか、つくるものですね。駐車場とかじゃなくて、そういった物の方に、そういった物の方が大切に思っていると、私は思うわけですが。

現在、国道を、四万十市の方に走っていってますと、松田川の、その宿毛市の松田川の橋の上の歩道を、同じような形でインターロッキングでつくった歩道をはずしております。

これ、聞くところによると、なかなか維持費の問題があつて、一度はそれで整備したが、はずして、今度はカラー舗装か何かにやり直すというような、間違っているかもしれません、そういうお話を聞きました。

そういったのを踏まえて、そういった県の対応に対して、市長が何かお考えがあるのであれば、答弁を求めたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 中平議員の再質問にお答えをいたします。

まず、1つは漁港の整備でございますが、これ、先ほど中平議員が確認されたとおりでございまして、特にまた、二重に言うべき話でもないし、漁港はやっぱり、みんなが使うもので、整備していかなければいけない。これは全くそのとおりでございますので、財政的なものもしっかり計画を立てて、そして、先ほども申し上げましたように、この概算でどれくらいかかるか、そして、何ヵ年でしなきやいけないか、そういった財政の起債の関係も含めてやらなきやいけ

ない。

早速、調査だけには困って、国の、例えば交付金をいただけるとかいう話にもってもいかないやいけないというふうに考えております。

それから、流通の関係等でございます。まさに先ほど申しましたように、漁業者と、それから漁協、そして行政、これが三者一体、三位一体と。これの方が、三位一体の方がいいんじゃないかなというふうにも考えておりますので、そういう形で、行政としても民間の皆様がやっていくことについては支援をしていかないやいけない。これは漁協ばかりでなくて、農協もそうですし、林業の方でもそうです。そういうふうなことを思っているわけでございます。

それから、自主防災組織の港南台の取り組みをご紹介をしていただきました。こういった取り組みで、また地域の皆様が一緒になってやることと、もう一つ、地域の皆さんの活力を養成する。また、訓練にもなるというふうなことで、非常にすばらしいことだと思っております。

また、自主防災組織間でも、いろいろこういうことをやっている、ああいうことをやっているとかいうふうなことが、まさにワークショップになろうかと思いますし、そのリーダー研修会においても、こういったものを情報交換、生かしていくいただければ、よりよいものになってくるんじゃないかなというふうに思っております。

それから、子育て支援での講演等、それから出前の話でございます。

子育て支援そのものも必要ですし、出生率の話から、中平議員入っておりますので、出生率を上げるために、まず、市全体の雇用の問題であるとか、それから若い人にも、結婚もしていただかなきやいけない、といった問題もございます。

また、先ほどの、ずっと主張されてます出張育児相談、子育てに悩んでいる親御さんの相談相手にもなってあげるということも、非常に大切だと思います。

公園ができるから話というふうなことも申し上げましたが、これについては、総合的に考えて、できるならそうしていきたいと。保育士さんでなくてもいい。その公園でという話でございます。

また、例えば近所の保育園にいくと、保育士もおりますし、保育所もありますので、そういったところでも相談ができるように、気軽に行けるようになればいいかなというふうなことも検討してまいりたいというふうに思います。

それから、仮称だということですが、「すくもなかよし公園」でございます。市民の望むものにということでございます。これは、先ほど申し上げましたように、市民の皆様が寄り集まって、こういった公園にしてくれという要望の中から出て来ているというふうに、私は承っております。

また、本当に財政的に厳しいんであれば、その節約できるところは節約して、材質とかいろいろ考えてやる。

例えば、私はスケートボード場ですか、ああいったところにも、それほどメーカーの言うような、何千万というふうなものをかけないで、例えばこちらに木がありますから、木材ででも回してやれば、それほどお金かけなくても、遊具に何千万じゃなくて、何百万ぐらいで済むんじゃないかな。そういう方法を考えていった方がいいと思います。

私も、貧乏人のこせがれで育つてますので、やはりもったいないということ、よくわかっておりますので、先ほどの駐車場にインターロック、これはどういった考え方でやっている、県が実施しているのか、私もまだ聞いておりません

が、やはりこういった物についても、提案というか、そういうものもしていって、余り華美にわたらず、できる限りお金の状態に応じた形での材質等、そういったものをつくっていくということが、またこれも市民のためになるんじやないか。

また、ブランコなんかでも、それほど既製のものを、例えば高いものを買うことはないし、せっかく木があるわけですから、木のものでつくっていくとか、そういったことも考えていくといいんじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 2番中平富宏君。

○2番（中平富宏君） 2番、再質問をいたします。

ただいまの市長の答弁で、大体のことはわかりました。ぜひ、そういった方向性で実施していただきたいと思います。

それで、1点だけ再質問をいたします。

再質問の内容は、産業振興についてですが、現在、これはまあ、市の方からいただいた資料をもとにお話をするわけですが、17年度の宿毛市の主な産業の販売額というものを、出していただいたところによると、水産物、水産関係ですね、そちらの方が約123億円、これもっと上がると思います、実際は。

そして、農業の方が30億円。そして、製造業の方が160億円となっております。これは、すべて「約」がつくわけですが。

こういったのを見たときに、ほかの、宿毛市以外の町と比べてみて、平均的な町と比べて見ていただければわかると思うんですが、かなり水産業のウエートが高いということはわかっていただけると思います。

現在、先ほどからいろいろな三位一体改革で、地方分権が進んでますよと。いろいろな話を、

僕もしましたし、市長もずっとされてきております。

そういった厳しい財政状況の中で、限られた、少ない予算を少しづつ分けて、産業の振興、活性化につなげようとしても、なかなか難しい状況であるのではないかと思っております。

私の考え方なんですが、まず、宿毛市として、何に力を入れていくのか。可能性の高いものを見きわめていただきまして、それに先行投資をし、そしてそこがもたらす雇用や流通、そして利益を生むことによって、市に入ってきます税金、そういったものを使って、そして周りの産業も底上げを行っていく。そういった方向性を考える時期で、今はあるのではないかと、そういうふうに思っております。

そういった宿毛市全体の底上げを図っていくためには、現在、漁業者に元気になってもらう、そういった政策こそが即効性があり、水産業を産業振興の、そういった振興策の中心に位置づけるべきではないかと、そういった思いがあります。

これについて、市長の考え方をございましたら、ぜひ答弁をいただきたいと思います。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 中平議員の再々質問にお答えいたします。

なかなかいいご提案とはいうふうには考えておりますが、少しづつの予算も、なかなかできないような状況もございまして、やはり水産業も農業も、やっぱり林業も、それぞれに長所を伸ばしていくということは大切でございますので、水産業に特化した形での、今、優先度を全部つけていくということには、なかなかちょっと、内部にあります執行部といたしましては、それだけにという特化は、ちょっと厳しいものがございます。

いいところを伸ばしていくということで、産

業が振興していくんだというふうに思います。

予算は限られていますが、どこを重点的にやっていくかというのは、それぞれの分析も要ります。今すぐ、ここで分析をしておりませんので、まことに申しわけないんですが、こういった形で産業振興は、何をどこに、重点的にお金を配分するのがいいのか。そしてまた、お金を配分ではなくて、意識の問題でやっていただくというところもございますし、そういったものも、少し考えていかなければいけない。また、皆様にもご協力を願わなきゃいけないというふうなことを、今は思っております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 2番中平富宏君。

○2番（中平富宏君） 今の市長の答弁をお聞きいたしまして、水産業だけではなくて、農業、林業、そういったものではありますが、その中で、必要性、ある程度は優先順位をつけて、予算配分とともに実行していただけだと、そういうふうに私は思いました。

ぜひ、市長には早い段階で、いろいろな決断をしていただきまして、宿毛市が財政再建団体に陥ることのないように、頑張っていただきたいという思いを込めまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（岡村佳忠君） 1番浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） おはようございます。
1番、一般質問をいたします。

私がこの壇上に立って、こうして質問をさせていただくようになってから、はや4年の歳月が流れました。みずからの不注意による事故で、入院を余儀なくされた一昨年の9月議会は欠席してしまいましたが、きょうで15回目の一般質問となります。

私は、地方自治体は市民生活の防波堤であるべきとの信念のもとに、議員活動を続けてまい

りましたが、市長を初め、皆様からは難題の質問にも心ある答弁を続けていただきまして、まことにありがとうございました。

市民から託された要望が、行政に携わる皆さんに伝わり、それが実現できたときに、議員としての責務の一端が果たせたと感じたことでした。

本日も、暮らしに直結する問題で、質問通告に従い、一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、市長の政治姿勢についてお尋ねいたします。

1番目には、介護認定者の減税手続についてあります。

昨年の夏ごろ、多くの市民から住民税が昨年の何倍にもなっている。市からの課税通知が間違っているのではないか、見てもらいたいと相談を受けました。しかし、どれも市民税と県民税の納税通知書が間違ってはいませんでした。

異常な増税通知となってしまった原因は、平成16年と17年の通常国会で、自民党と公明党に支えられた小泉内閣が、公的年金等控除の縮小、老齢者控除の廃止、住民税における高齢者の非課税限度額の廃止という、3つの税制改悪法案を提出し、成立させてしまったことにあるわけでございます。

特に高齢者は、国保税や介護保険料を初め、公営住宅家賃並びに医療費自己負担等の増加にも影響を与えました。

さらに昨年、住民税非課税世帯の市民は、新年度には定率減税がすべて廃止されるために、昨年よりも一段と増額となった納税通知書が届くものと思われます。

税源移譲の関係で、今年の2月分以降の年金からの所得税が減り、喜んでいる方もおるかもわかりません。しかし、よかったです間もなく、この夏に市から届く納税通知書は、その年

金の減税額を上回る増税通知となり、多くの市民が驚かれるのではないかと思います。

小泉内閣の5年間で、定率減税の廃止、配偶者特別控除の廃止、消費税の免税点引き下げなどとともに、高齢者への増税額約4,000億円を含め、庶民には総額約5兆円を超える増額が押しつけられました。

一方、大企業や大資産家には、約3兆円もの減税が行われました。新たな政権、安倍内閣もこの路線をさらに進めようとしております。

さて、法律で決められてしまった税金は、罰則を伴っているのでだれも拒否することができません。しかし、所得の低い人等に対する税金の減税や免除の措置、確定申告による税金の還付等は、これも法で定められた節税の手続であります。

ここで、市長にお尋ねしたいのは、この確定申告をするときに必要な介護認定者に対する障害者控除対象者認定書の発行を、宿毛市としてはどのようにされているかということであります。

ご承知のように、障害者手帳の交付を受けている場合、納税者本人や扶養親族に障害者がいる納税者は、障害者控除が受けられます。また、本人が障害者である場合には、年間所得が125万円以下なら、住民税が非課税になります。

これまでの税制では、65歳以上の高齢者は、年間所得125万までの人には、住民税が非課税でした。ですから、障害者である高齢者も、障害者控除の手続をするメリットはありませんでした。

しかし、住民税における高齢者の非課税限度額の廃止が決められてしまった今日では、障害者控除の申請をすることで、納税する税金が少なくなります。この障害者控除は、身体障害者手帳を持っている人だけでなく、寝たきり状態の人や、障害者手帳を交付されている人と同程

度の障害があると、市町村長や福祉事務所長から認定をもらえば、身体障害者控除の手続がで、減税となります。

65歳以上で介護認定を受けている人には、多くの自治体が障害者控除対象者認定書を交付し、納税者はそれを添えて確定申告をすれば減税となります。

具体的には、要介護2以下であれば、障害の3ないし6級に。要介護3以上であれば、障害の1、2級を目安に、障害控除対象者認定書を交付している自治体もあります。

この認定書交付を受けるためには、まず本人が認定書交付申請書を提出しなくてはなりません。この申請書の用紙は、市町村や福祉事務所の窓口に多くの自治体が準備しています。

そこでまず、1点目としては、宿毛市では、この申請書が福祉事務所の窓口に準備されているのかどうか。

2点目としては、これまでに認定書の発行実績があるのかないのか。

3点目としては、介護認定を受けている市民に、認定書をつけて確定申告をすれば、減税になることを知らせてあげるべきではないか。

最後に、もしこの認定書を交付するようにしていなければ、すぐに認定書を交付するようにすべきではないかと、私は思います。

以上の点について、市長の所見をお尋ねいたします。

次に、保育行政についてでございます。

私は、12月議会で少子化対策について議論させていただきました。

先ほど、中平議員からも少子化問題についての提起がありました。

親が働きやすい環境をつくるためにも、保育行政や教育行政の充実を求めているわけでございます。

この少子化対策の根本的考え方としても、将

来、我が国の税金や年金の払い手がいなくなるとか、労働力確保のためとか、国家にとっての必要論ではなく、自分が子どもを産んで育てたいと考えている人のために、産みやすい、育てやすい環境を整えることこそ、行政が行う子育て支援であることを明らかにしました。

これは、日本共産党の政策もあるし、私自身の考え方もあります。

ところが、こうしたことを所管する厚生労働大臣が、国会論議の場で、「女性は子どもを産む機械」と発言するとともに、「子ども2人が健全」とも発言しました。女性を出産する機械とみなし、一人っ子や子どもを生めない人は不健全であるかのような発言をすることは、言語道断であります。

自民党政の要人の発言に加えて、自民党政の高知市議は、「機械のさびきった子どもの産めないおばさん」発言をしています。どちらも社会的批判の大きさに、一応、形ばかりの謝罪はしましたが、職を辞任するなどの責任はとっています。

女性を子どもを産む機械と発言しても、責任をとるほどの問題ではない。こう判断する、これが美しい国論を説く安倍内閣の本質ではないでしょうか。

このことについて、市長の所見があればお聞きしたいと思います。

さて、子どもを産みやすい、育てやすい社会的環境づくりの面から、今回は2つのことについてお尋ねいたします。

まず1点は、公立保育所の統廃合についてであります。昨年12月には、保護者に対して、そして1月には、和田区に対して、和田保育園を18年度で廃止したいとの説明がありました。保護者会、和田区は、ともに18年度廃止には反対であることを決議し、その旨を市に申し入れたわけでございます。

宿毛市の行革プランでは、統合目標が21年度と計画には上がっていたので、私は昨年の3月議会でこうした組織や機構の統廃合は、関係市民の反対を押して強行しないことを求めました。市長も、関係市民の理解を得て進めると答弁をいただきました。

こうしたことから、じっくり話し合いを持つ中で、当初説明を変更していただき、関係者一同は安堵したことでした。

市長が住民の声を聞き、判断される民主的立場を選択されたことを、私も高く評価したいと思います。

地元では引き続き、和田保育園を残してほしいとの強い要望があります。行革大綱では、1小学校区に1保育園を基本とするし、行革プランでは、二ノ宮とすみれ、和田保育園の統合となっています。

どこかを先につぶすという説明では、納得しがたいとの声が多く聞かれます。今後の保育所問題について、長期ビジョンをどうお持ちか、市長にお尋ねいたします。

また、現在、和田保育園では、延長保育が実施されていないため、仕方なく他の保育園に子どもを入所させている保護者もあります。こうしたことから、延長保育についての強い要望がありますので、この実現についてもお尋ねいたします。

保育行政の2点目として、認定こども園についてお尋ねいたします。

昨年の6月9日、国会で「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」、通称「認定こども園法」が、政府与党と民主党などの賛成により可決されました。

この認定こども園制度は、一口で言うならば、幼稚園と保育園を一体化して経営する園であります。そして、この制度は、小泉内閣が保育行政の財政負担削減、市場原理の導入という目的

から検討したものであり、現在の保育行政をさらに後退させる内容を含んでおります。

この法を受け、県はこれに伴う条例を制定し、4月1日から認定こども園が始まります。就学前の子どもへの教育や保育の一体的提供と、地域の子育て家庭に子育て支援を総合的に供給している幼稚園、保育園のうちで、設置者が申請してきたものを、県が認定こども園として認定するものであります。

今のところ、安田町とほかに1村、5つの法人に申請の動きが見られると報道されております。

宿毛市内の動向も、心配する市民もあり、次の点について、お尋ねいたします。

まず、認定こども園制度の内容と制度についての、市長の所見をお聞かせいただきたい。

次に、この制度の問題点として、まず1番目に、幼稚園や保育所の認可基準をさらに引き下げ、認可外施設を公認化することになり、保育、教育環境を一層悪化させる恐れがあるのではないか。政府が定めた指針に基づき、県が認定基準を条例で定めますが、児童福祉法で国が定めた最低基準のように、その条件を満たすことが義務づけられていません。

基準を示しながらも、そのほとんどが望ましいとのあいまい表現で、規制することにはなっていません。これでは、保護者が安心して子どもを預けることができないと思います。

2番目には、認定こども園では、保護者と施設との直接契約であり、保育料の自由設定方式が導入されるため、国と自治体が責任を負う公的保育制度の解体に道を開き、憲法や児童福祉法に基づく保育に欠ける子どもたちへの責任があいまいにされるのではないかでしょうか。

3番目に、県の教育長は、認定や廃止に当たっては、市町村を経由すると答弁しておられますが、宿毛市内での申請の動きについて、あれ

ばお聞かせ願いたい、このように思います。

次に、教育行政について、お尋ねいたします。

12月議会でも議論になりましたが、教育長不在ということではございますが、課題が日々に迫っておりますので、質問させていただきます。

1点だけでございますが、全国一斉学力テストについてでございます。

文部科学省は、来月の24日に、全国学力、学習状況調査全国一斉学力テストを実施しようとしておりますので、このことについてお尋ねいたします。

この調査とテストは、全国の小学6年生と、中学3年生、約240万人を対象に、60億円もの税金を投入して実施しようとしているものであります。その必要性はどこにあるのでしょうか。

子どもを持つ親は、その子どもの健やかな成長、人として生きられる人格の形成、その基礎となる学力を身につけさせたいと願っているわけでございます。

ところが、今回行われようとしている文部科学省の調査とテストは、こうした親の願いに逆行するものであります。このテストは、学校と子どもに全国規模で、成績順の序列をつけるものであります。過度な競争を押しつけることにより、成長途中の子どもに大きな心の傷をつけることにもなるものであり、この中止を強く求めるとともに、次の点についてお尋ねいたします。

まず、1点目には、この調査の目的を、児童生徒の学力と学習状況の把握と分析としている。しかし、高知県では、問題を残しつつも、高知県教委が実施しているCRTがあり、児童生徒の学力把握と、指導力向上に生かす材料とすべく、教育現場では取り扱われています。

さまざまな問題が懸念される全国一斉学力テ

ストへの参加が、なぜ必要なのでしょうか。

2番目に、テストと同時に行われる子どもの学習状況調査では、家庭に201冊以上の本があるかないかとか、コンピューターがあるかないかとか、インターネットに接続しているかないか、こういった家庭の親や、家庭の状況まで調べようとしています。

こうしたプライバシー、個人情報を、政府と文部科学省が把握する必要性がどこにあるのでしょうか。

また、政府や文部科学省は、個人の家庭の所有物まで調査収集し、そのデータを保存する権限がどこにあるのでしょうか。

3番目に、こうした家庭内のことまでも踏み込む調査を実施するのに、親や保護者には説明もしなければ理解も得ていない。秘密のうちに、子どもを通じて個人情報を把握しようとしているのではないかと思われます。

4番目に、さらに重大なのは、こうした調査の回収、採点、集計、発送業務等を民間企業に委託しているということです。

小学校においては、進研ゼミで有名なベネッセコーポレーションに委託されます。中学校は、NTTデータ教育測定所、旺文社グループと連携して当たることになっているようあります。

こうした受験産業が業務を請け負い、政府、文部科学省とともに、個人情報を握ることになります。

これらの企業も、物量を中心に、工程によっては他の企業に委託したり、請け負わすことにもなるのではないか。過去には、民間企業が請け負う学力テストをめぐって、紛失する事件も起こっているようあります。このように、個人情報保護の観点からも、重大な問題があるわけでございます。

こうした重要なテストや調査をするのに、実施マニュアルが示されていません。このマニュ

アルは、公開すべきであると思います。

6番目に、調査結果の取り扱いについては、県教委は個々の市町村名や学校名が明らかになる公表はしない。市町村の教育委員会が、管轄内の結果を公表することについては、それぞれの判断に任せるとなっているが、宿市教育委員会としては、どこまで公表するのか、明らかにしていただきたい。

非公開で個人情報は守るとは言っていますが、大阪の枚方市では、こうしたテストの公開を求める裁判の2審で敗訴し、上告もせず、結果の公開を決めてしまいました。この種の問題では、行政の非公開約束は何の保証もないことを立証したものです。

こういう諸問題がありますので、私は、この全国一斉学力テストは、宿市教育委員会としても、やめるべきだと考えるわけでございます。

以上の点について、明快な説明を求めて、1回目の質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の一般質問にお答えをいたします。

介護認定者の減税手続ということでございます。包括的な説明を、先にさせていただきまして、個別にありました申請様式の窓口準備とか、証明書の発行実績等、具体的なものについては、福祉事務所長の方からお答えさせていただきます。

まず、要介護認定者の減税手続でございます。老齢者所得税法施行令と、地方税法施行令の規定によりまして、身体障害者手帳の交付を受けているもの等のほか、身体障害者に準ずるものとして、市町村長の認定を受けているものが、障害者控除の対象とされております。

県内で介護保険法に基づく要介護認定結果のみを基準として、障害者控除対象者認定書を発行している自治体がほかにはございます。これ

は承知をしておるわけでございますが、介護保険法に基づく要介護認定は、障害や機能の状況を直接判断するんじやなくて、どの程度の介護サービスを提供するかを判断するために、介護の手間のかかりぐあいを判断するものでございます。

一方、身体障害者福祉法に基づく障害認定でございます。これは、障害者手帳交付のために、認定されるものでございますが、これは永続する機能障害の程度と機能障害による日常生活活動の制限の度合いに基づいて、判定するものというふうにあります。

したがいまして、要介護認定と障害認定は、判断基準が異なるものでございまして、要介護認定の結果のみをもって、一律に身体障害者の何級に相当するかを判断することは、非常に困難でございます。

老齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取り扱いは、国及び県におきましても、要介護認定結果のみをもって、障害者に準ずるものとみなすのは、公平を欠く結果となりまして、不適切な取り扱いとの明確な見解が示されております。

以上のことから、要介護認定者から障害者控除対象者認定申請があった場合、介護保険法に基づく要介護認定結果のみを基準として、障害者控除対象者認定書の発行はできないというふうに考えているわけでございます。

障害者控除対象者認定については、やみくもに市長が判定するということはできないというふうに思いますし、一定の、これは基準づくりが必要だというふうに、私は考えております。

個々の事例を参考にしまして、これから基準をつくっていかなきやならないのじやないかなというふうなことを思っているわけでございます。

それから、障害者控除制度の周知でございま

すが、これは広報とか介護認定結果通知書送付時に、周知するように考えております。

次に、保育行政でございますが、公立保育所の統廃合でございます。先ほど、浅木議員からも、和田の保育園の廃止のことについての経過が、お話をございました。

これ、和田の保育所を廃止するということにつきましては、これはちょっと、行政側の勇み足というものもあったようでございます。詳細に、事前にいろいろなお話をした上で、目標年次を定めてご説明をすべきところ、これを昨年末とか、ことし1月になって、ようやく話したということがございまして、これは4月にすぐ廃園ということにはならないという判断をしたものでございまして、こういった形での取り扱いについては、絶対しないということでございます。

ご協力を願わなきやいけないことでございますので、事前に十分な説明をし、またお話を聞かせていただいた上で、ご協力、ご理解を願わなきやいけないというふうに、基本的には、私は思っております。

それから、公立保育所でございますが、長期ビジョンをどういうふうに、市民合意ということでございます。これは、先ほど申し上げましたように、これ、宿毛市全体として、一応、考えなきやいけない。

宿毛市行政改革大綱に基づいての統廃合計画というふうなことも、具体的には出しておるわけでございます。

先ほど、浅木議員が小学校区に1園を基本にというふうなこともおっしゃられておりますし、これが入っておりますが、こういった少子高齢化、少子化の時代に、後で申し上げますが、認定こども園ですか、そういったことが出てきましたりしております。

地域として、どういった保育所のあり方。保

育所というよりも、保育所を含めた小学校、中学校のあり方もやっぱり、これの中に入れていかなきやいけないんじやないかというふうなことを、あらためて感じておるところでございまして、そういったところの長期ビジョンを出さなきやいけないというふうに思っております。

それから、出生数の減少に伴い、非常に定員に満たない園ばかりでございます。各保育所でも十分な保育サービスの提供ができにくいような状況もございます。

保育サービスをきちんとした形で提供していく体制をつくっていくためにも、先ほど申しましたように、保護者の方々とか、地域の方々の理解と協力が十分得なきやいけないというふうなことを思っておるわけでございます。

それから、延長保育の件がございました。ただいま、平成7年度から延長保育を実施しております。延長保育を実施していないのが、現在、和田、みなみというところでございまして、この2園につきましては、財政状況等も含めて、また定員管理も含めて、現職員体制では非常に無理なところもございますが、可能な限り、どういった形で延長保育をしていける。

例えば、保護者の方が、どういった延長保育、何時までを求めているのかというふうなことも調査をさせていただきまして、現職員体制で可能な範囲で実施していくように努めてまいります。

次に、認定こども園でございます。先ほど、るる浅木議員からもご説明がございましたが、就学前の保育、教育ニーズに対しては、新たな選択肢として、平成18年10月1日付で施行されました。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律という、非常に長ったらしい名前の法律ができております、これに基づきまして、先ほどご質問の中にもござ

いました、高知県認定こども園条例がことしの1月1日から施行されております。

認定こども園というのは、保護者の就労の有無にかかわらず、保育、教育を行うとともに、地域の子育て家庭を対象に、子育て相談とか、親子の集いの場を提供する施設というふうな定義をされております。

特徴といたしましては、保護者の就労の有無を問わないこと。先ほど申しました。それから、ゼロ歳児から就学前のすべての子どもが対象で、4時間利用にも8時間利用にも対応ができるということでございます。

従来、文部科学省が所管する幼稚園は、3歳から5歳の子どもに幼児教育を行いまして、厚生労働省が所管する保育所は、親の就労状況によりまして、ゼロ歳から5歳の子どもの保育を行ってきております。

都市部におきましては、保育所に入りたくても入れない、待機児童がふえている状況であるようございまして、認定こども園を設置することによりまして、待機児童の解消につながることも考えられますが、先ほど申しましたように、宿毛市では幼稚園、保育所があっても、子どもの数が少なくなりまして、定員数を割る保育所ばかりでございます。

新たに認定こども園ができると、さらに小規模の保育所になるというふうに考えております。

ご質問にありました現在の幼稚園、保育園より、国の基準が下げられることはないというふうに考えてはおります。

また、ここでは、保護者と直接契約によりまして、保育料が自由設定になるために、公立の保育所に影響が出る恐れもあるというふうに思っております。

認定基準のことを、ちょっと申し上げます。

これ、職員の配置でございますが、満1歳に満たない子どもは、職員、子どもおおむね3人

につき1人以上、それから満1歳以上3歳に満たない子どもは、おおむね6人につき1人以上、それから、満3歳以上の子どものうち、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するものは、おおむね35人につき1人以上。それから、満3歳以上満4歳に満たない子どものうち、保育所と同様に、1日に8時間程度を利用するもの、長時間利用児童というふうになりますが、おおむね20人につき1人以上。それから、満4歳以上の子どものうち、長時間利用児は、おおむね30人につき1人以上となっております。

常時2人を下回ってはならないというふうになっております。

それから、施設の基準でございますが、幼稚園及び保育所等の、それぞれの用に供される建物及びその附属設備が、これは同一の敷地内にあること。または隣接する敷地内に設置されていることというふうなことが、基本的な基準というふうになっております。

宿毛市では、現在、どういう認定子ども園の申請ということがあるかどうかでございますが、現在、申請をした施設はないというふうに思っておりますが、宿毛幼稚園が実施する方向で取り組んでいるというふうに聞いております。

私もといたしましては、定員割れの保育所ばかりでございますし、これ以上、例えば保育的な施設がふえるというのがいいものかどうかということに、ちょっと疑問がございます。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（岡添吉見君） 福祉事務所長。浅木議員の一般質問にお答えいたします。

介護認定者の減税手続についての中で、障害者控除対象認定申請書があるかどうかというご質問でございました。

現在のところ、置いてございません。

それから、もう1点、これまで証明書を発行

したことがあるかというご質問でございますが、証明書の発行も、これまで行ったことはございません。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 教育長職務代理者教育次長。

○教育長職務代理者教育次長（西尾 諭君）

教育長職務代理者教育次長。1番、浅木議員さんの一般質問にお答えをいたします。

全国一斉学力テストについてのご質問でございます。

CRTを行っておるから、全国学力調査を実施する必要がないのではないかというご質問でございます。

宿毛市におきましては、学力の実態を客観的に把握し、児童生徒への学習指導への活用、あるいは指導計画の作成、指導方法の改善に役立て、基礎学力の定着と学力の向上を図るため、CRTを実施しております。

一方、平成19年度実施されます全国学力学習状況調査の目的は、大きく2点あります。

1点は、教育委員会、各学校等が全国的な状況との関係において、みずから教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図ることにより、児童生徒の基礎学力の定着と、学力の向上を目的とするものであります。

もう1点は、全国的な義務教育の機会均等と、その水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力、学習状況を把握、分析することによりまして、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るものであります。

このことから、全国学力学習調査は、委員会としましては、実施すべきであるというふうに考えております。

次に、個人情報の取り扱いに関してであります、文部科学省の考え方としましては、個人情報保護法上、あらかじめ明示された利用

目的の範囲内であれば、個人情報を利用すること等が許容されており、今回の調査においては、その実施の目的について、事前に明示しつつ、今後、さらに十分な説明に努めることとしており、個人情報の取り扱いに関して、特段の問題は生じないものと考えると、こういう見解がなされております。

次に、民間企業への委託についてでございますが、このことにつきましても、文部科学省は、締結した契約書の中で、機密の保持や個人情報の取り扱いにおいて遵守すべき事項を明示している。

また、契約書に基づき、安全確保の措置や従業者の監督について、作業所のセキュリティー確保や情報の取り扱い手順の確実な実施を初めとする、個人の情報保護等に関する取り扱いを求めておる。

委託先においては、これに基づいて、個人情報取扱に関する内規等の整備、安全性確保のための研修、データベースへのアクセス制限等を行っているところであると、こういう見解であります。

個人情報の保護の担保がなされているものと考えております。

それから、国において、個人情報を把握する必要があるかということですが、国において、直接、個々を特定した児童生徒の情報は、特に必要ではないだろうというふうには考えております。ただ、学校では、一人一人の児童生徒の基礎学力の定着と、学力の向上を図るために、必要であるというふうに考えております。

中学校3年生については、解答用紙から名前の部分を学校で切り取り、組と出席番号で本人を特定することとしております。

しかし、小学校6年生では、昨年11月に行われました予備調査、この中で出席番号と名前の食い違いが見られたという。このため、解答

用紙には、名前を記入して正確性を期すると、こういう取り扱いになっております。

次に、全国学力学習調査の結果の公表でございますが、委員会として、学校ごとの公表は考えておりません。

それから、全国学力学習調査結果の利用についてでございますが、これについては、結果の分析を十分に踏まえながら、全国の中でどのような状況であるかを認識し、その上で指導改善に生かしていきたいというふうに考えております。

それから、実施マニュアルについてのご質問でございますが、実施マニュアルについては、配達業者名や回収の日時等が記載されていることから、問題用紙の盗難や配達、回収の運搬時のトラブルを防ぐため、関係者以外には知らせない旨の通知が、県を通じて国より参っておりますので、お見せすることはできないという状況になっております。

次に、子どもと保護者へのこの調査の説明についてでございますが、既に国よりリーフレットが送付されており、各学校に配布されております。学校においては、そのリーフレットの写しを対象学年の児童生徒を通じ、各家庭に配布するとともに、学校通信などで保護者に周知し、理解を得ることとしております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） この際、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前1時45分 休憩

----- · · ----- · · -----

午後 1時00分 再開

○副議長（菱田征夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番浅木 敏君の質問を継続いたします。

1番浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） 1番、再質問をいたし

ます。

午前中に、市長の方から1回目の回答をいただきました。

介護認定者の減税手続についてですが、特に、タイトルが市長の政治姿勢ということでございましたが、市の運営の上で、昨年、私も決算委員会へ所属させてもらいましたが、決算委員会の書類の審査をしていく中で、いろんな形での税金、それから公的料金等の未納も見られるわけです。これについては、決算委員会としても、適正に集めるべきじゃないかという議論にもなったわけです。

当然、能力のある人には、きちんと払ってもらう。それと同時に、そういう支払能力がないと、非常に経済的に厳しい人については、税金等も含めて、いろんな減税措置、そういうものがあるわけです。そういうものについては、困っている人に対しては、減税の措置をして、払わなくてもいいようにしていく。もらえる人から、経済力のある人からは、決められた税金というものをきちんと払ってもらう。負担金等についても、きちきち徴収していく、こういうことは必要なわけです。

それと同時に、それぞれの市民の生活を見てみたときに、やはり、今これだけ格差が激しくなって、生活が厳しくなっているわけですので、減額できるものにおいては、市の行政としても、積極的にそういう法律、規則、条例、こういうものを使って、個人の、市民の負担が少しでも安くなるように、低くなるようにしていくのが、私は市政ではないかと思うわけです。これこそ、まさに市民の生活を守る方法だと思うわけです。

何も違法なことをやってくれというて頼んでいるわけではないわけです。決められたことを、法律そういうものに基づいてできるものであります

先ほど来、議論しておりますこの介護認定者

の控除対象認定書、これにつきましても、ほかの自治体でも既に発行しているわけです。

ここへ、一例を挙げますと、例えば、かなり遠くになりますが、北海道の十勝管内、十勝いうとこですね。ここでは、2003年度には87通発行したと。それから、4年度には279通になったと。5年度には512通、6年は、10月現在で506通になったということで、介護を受けているということで、現在はこの認定書を発行しているということでございます。

それぞれ建前もあるうかと思いますが、介護認定を受けるということは、それに伴って医師の所見、診断、そういうものも当然必要になってくるわけでございます。

それぞれの担当課において、関係書類を持っているわけでですので、それに基づいて、この認定をすればできるわけでございます。

そういうことで、よそでもやっている。そしてまた、先般、隣の四万十市の方へ行ってみましても、こういうふうに障害者控除対象者認定申請書という様式がちゃんとあります、窓口に。これへ本人が来て書いて提出すれば、それを担当の方で検討して、認定書発行すると。

先ほど、福祉の所長の方からお話ありましたが、宿毛市としては、まだこの認定申請書も準備していないということです。それを、今ここで私がけしからんと言うて何するつもりではないですが、やはりこういう制度がある。こういうものについて、ぜひとも考えていただき、市民の負担が少しでも楽になるように、同じ税務署管内にあって、中村に住む人、四万十市に住む人は、税務署へこの書類を持っていけば還付金が戻ってくる。宿毛市は発行してくれんきに、還付金を戻らないと。宿毛市の市民は、税制負担が、中村の、四万十市の市民よりも重くなると。

こういうことになっても、おかしいんじゃな

いかと思うわけです。

市長も先ほど、今後、一定の基準をつけて、つくって、考えていくということですが、具体的にどういうふうにしていかれるのか、それをお聞きしたいと思います。

それから、保育の行政についてですが、多くある課題の中で、的を絞って議論させてもらいましたら、保育園の統廃合問題につきましては、市長からさっき、きっちとした説明がありました。長期ビジョンについては、まだ確立されてないということですが、もし市長の方で、こういうふうな形でやりたいというふうな概要、こういうものでもあれば、ぜひ示していただきたいと。

特に、保育に対する要望、これはそれぞれの保護者から、いろんな角度から出されています。そういうものを踏まえて、今後の宿毛市の保育行政をどうしていくのかということについて、お聞きしたいと思います。

なお、認定こども園につきましては、宿毛では今のところ、希望しそうなところはあるけど、今すぐに申請ということではないということですので、深くは入りませんが、なお問題点としては、先ほど指摘しましたように、この現在の厚生労働省の基準、こういったものを下回るようなものになってしまふのがないような部分があると。望ましいという表現を使うことによって、特に、例えばその園での給食の問題ですね。今はそれぞれの園で、保育所でつくって食べさすというふうになってますが、こども認定園の場合は、必ずしもそういうふうに拘束されてない。このことによって、先般も新聞記事でも問題になっておりましたが、小さい子どもには、食物に対するアレルギー、これがあるということです。そういうことを把握して、それぞれの園でやる場合は、子どもに適した食事、こういうものを提供する、与えることができるわけ

ですが、これを外注とか、そういうことになると、子どもの状態を把握してまで食事はつくれないということもあるわけです。

これは1つの例でございますが、こういった問題がある。そしてまた、市長も先ほど触れましたが、保育料の問題、これにても、預けたい人と園側との自由契約であるということで、ここに問題あるわけです。

今、公立保育所であれば、それぞれ所得によって、本人の支払能力によって、保育料の料金が決まっているわけです。低所得者は低い保育料、収入の高い人は、それ相応に高い保育料となっているわけですが、認定こども園では、それを自由に決定してよろしいということになっているために、例えば収入の低い人でも、園の示すとおりの料金を支払わなくちゃあ入れないというような問題も起こってくるというふうに聞いているわけです。

こういった面で、問題がありますが、この解決については、宿毛市長はここで解決ということにはならんと思いますので、問題点だけ指摘をしておきたいと思います。

教育行政については、後から質問させていただきます。

まず、市長についての再質問をいたします。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の再質問にお答えをいたします。

まず、1点でございますが、介護認定者の減税手続の関係でございます。

先ほど、再質問の中でお話をございました支払能力のない人とかの減税ということでございます。できる限りのことは、執行部としてやっているつもりでございまして、可能なことにつきましても、しているつもりでございます。

それから、この介護認定と障害認定の件でございます。先ほど申し上げましたように、判断

基準が異なるものでございまして、厚生労働省の方からも、その判断、これが一律に身体障害者何級に相当するかとか、それを要介護認定の結果のみをもって判断するのは、困難というふうに表現された通達のようなものが出ております。

したがって、この困難というふうに、国が決めつけてるということ自体が、我々にとっても非常に判断のしづらいところがございます。

そういうことで、この問題については、少し県とも相談をしていかなきやいけないというふうに思いますし、どこどこがやっているから宿毛市もやれということで、我々、判断が困難なものを、すぐにやりますというわけには、なかなかまいりません。

したがって、先ほど、私も申し上げましたが、一定の基準づくりというものが必要ではないかということでございます。

その基準づくりの具体例ということでございますが、先ほど申し上げました、これは個々の事例等を参考にして、そういう基準をつくつていかなくやいけないんじやないか、そういうふうに思いますし、きちんとした障害認定、それから要介護認定とのかかわりを、個々の事例で見ていかざるを得ないんじやないかなというふうに、私自身は思っておりまして、この基準づくりを、そういう形での具体的にしていくかなきやいけない。

これも、一応、県等と話し合いの中でやつていかざるを得ないんじやないかなというふうに思っております。

それから、保育園の長期ビジョンの概要でございますが、これから長期ビジョンの概要を、概要というものを決めていかなくやいけない。決めた上で、関係者の皆さん、保護者の皆様とか、地域の皆様に説明をしていかなくやいけない。説明をした上で、了解をいただいて、一つ

一つから手をつけていくという形になろうかと思います。

私自身が、今やってますのは、宿毛市全体の地図の中に、それぞれの保育園、保育所、小学校、中学校の定員を入れたもの、そして、この中で、今現在だと、18年度なんですが、現在員、保育児童、それから児童生徒の現在員数といったものを入れたものを、今、つくりつつあります。

そういう中で、その区域全体の中で、この区域をどうしていくか。小学校、中学校、保育所を含めた形で、ここの地区はこう形をつくつていったらしいじやないかというふうなことを、今現在、やっているところでございますので、概要そのものというものを、表にしたようなものでは、まだ示せない状況でございます。

そういう形で、宿毛市域全体の中で、考えていかなくやいけない。

先ほどもお話をございました、認定こども園につきましても、宿毛幼稚園の方が、認定こども園をというふうなお話をございますし、じやあ、都会では保育所、幼稚園が少ない。子どもの方が多いという状況がございます。ところが、我々のところでは、子どもが少なくて保育所が多いというふうな状況がございます。これ、全く都会の問題と正反対のものでございますから。

例えば、じやあ、幼稚園の方に、保育所に通っている園児を、全部入れて、定員をいっぱいにしていくのか、それとも、まだ地域として、保育所があるから、そこをずっと継続していくかなきやいけないのか、その問題を、やっぱり解決していくかなきやいけない、こんなふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 1番浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） 1番、再質問をいたします。

市長に求めた内容につきましては、先ほどの答弁で、市長は今後、介護者の認定については、県とも協議して、ほかでも実現していることもありますので、そういうことも含めて、いろいろ検討するということですので、それを待ちたいと思います。

それと、もう1つ、保育行政につきましては、やはり、市長、今話しましたように、長期ビジョンについては、立地条件、位置、建てる位置の問題もありましょうし、それから保育の質の問題ですね、こういったものも含めて、住民要求を把握して、今後の、どうしていくのかということで、聞かせてくれるものと考え、市長への再質問はいたしません。

教育問題ですが、学力テストについて、先ほど回答いただきましたが、この全国一斉学力テスト、私はそれぞれのクラスで、先生が自分の教えている子どもに対して、どれくらい力がついたかということをテストすることについては、全く否定するものではないわけです。

しかし、文部省、それからこういう広域においてやる場合には、いわゆる競争をあおるということが主たる目的になってきているという面があるわけです。

例えば、東京では、既にこれと似たような形で、今の石原知事がやっているわけですが、この内容を見ると、一斉にテストをやって、これを公開すると。学校では、これに対して、1位からランクづけが全部されていくという結果になるわけです。

私の手元にも、これ、学校だより、1位校の学校だよりと、最下位校の学校だよりがありますが、名前は言いません。

1位校の学校については、この調査の平成17年度の結果が発表されました。ここで、国語、社会、算数、理科を総合した調査結果において、本校6年生が区内の1位という、すばらしい成

績をあげることができましたと。地域の皆様のご支援のたまものと、深く感謝していますということで、校長先生の名前でお札を出しているわけですね。

一方、最下位になった学校では、本年度の学力測定調査の結果が出ましたので、報告させていただきます。昨年度、放課後学習、サタデースクールと頑張ってきましたが、結果は昨年と同様に最下位でした。大変申しわけなく思っておりますということで、謝罪文になっているわけです。

この文書を持って帰る子どもの気持ちはどうでしょうかね。先生もサタデースクールということですので、恐らく土曜日にも子どもを集めたり、それから放課後も子どもを集めて、勉強をさせたけれども、それでも最下位を脱出できなかった。順位をつければ、1位から最下位になるわけでございます。

こういうふうな先生にも苦労をかける、無理をかける。そして、子どもにも、最下位校というレッテルが張られる。これが、私は心の傷だということです。最下位校の卒業生かということになって、ほかからいじめに遭う可能性もあるわけです。

こういった状況の中で、東京では、例えば1位校には、これは19年度、今予定されている分ですが、1位校には受入可能数、俗に言う定員ですかね、これが190名のところへ、416名の入学希望が来ていると。一方では、110名の定員に対して、35名しか希望がないと。3分の1しか希望がないと。

同じ学校でありながら、東京都内の学校でありながら、こういうふうな格差ができるわけです。これは、それぞれ校区制を排除したというか、どこでも好きなところへ行ってよろしいという結果にしたために、こういう状況が起こっているわけです。

これから見ても、学校に、子どもに、全国的にランクづけをすることの問題点が明らかになるわけであります。果たしてこれの1位校になった子どもが、人間として優秀なのか。必ずしもそういうものではないと思います。

私は、こういった面から、こういう無用な学力テスト、これに60億もつぎ込んでやること自体に反対するものであります。

それと、先ほどの説明の中で、名前の問題について、ちょっとわかりにくかったわけですが、個人情報との関係で、その個人情報はいつ外へ出るかわからんと。警察の、あれば大事にしている情報でさえ、捜査情報でさえ、今は外へ出てしまうという状況なわけです。こういった情報が、この間の大蔵の裁判を通じても、全部表へ出でしもたと。保護されないというのが現実の社会であります。

こういったものを、文部科学省が率先してやること自体に問題があると。

万一、これをやったとして、もし成績が悪かったところについて、大幅に予算でも入れて、先生も入れましょう、設備もよくしましょうということで、これを盛り上げるような行政支援でもするというんなら、わからんわけでもないわけですが、そういう保証は何も、文部省は言ってないと。

ただ、ランクづけしているだけやというふうなことになっているわけです。こういったものに協力すること自体に、問題あるんじゃないかと思うわけです。

再度、教育委員会としての、この問題についての答弁を求めます。

○副議長（菱田征夫君） 教育長職務代理者教育次長。

○教育長職務代理者教育次長（西尾 諭君） 教育長職務代理者教育次長。浅木議員さん的一般質問の再質問にお答えをいたします。

今回の全国一斉学力調査について、競争をあおるだけではないかというようなご質問だらうと思います。ただ、国の方も、あるいは県も、宿毛市もでございますが、学校ごとの情報公開、ランクづけを公表するつもりは持っております。

国の方でも、学校ごとの公表はしないということでございます。

宿毛市においても、情報公開条例の中で、この国が、あるいはやっていく調査研究について、将来的に、その事務に支障を及ぼすような状況であれば、情報公開する必要がないというような規定もありますので、宿毛市として、学校ごとの情報公開をしないという方向でありますので、そういう懸念はないだろうというふうに思っております。

それから、個人情報が外へ漏れるというお話ですが、これについても、先ほど、民間企業の問題もありましたが、当然、学校には個人ごとの情報が来てまいります。ただ、これはあくまでも学習指導上の問題でございますので、当然、学校の管理下の中で管理をしてまいります。それは、成績表等も、いろんな部分で一緒に取り扱いができるものと思っておりますので、特にこれが外へ漏れるから、やめたらどうぞという議論にはならないのではないかというふうに思っております。

以上です。

○副議長（菱田征夫君） 1番浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） 先ほど答弁をいただきまして、平行線という部分がありますが、これ以上議論しても詰めてはいけんと思いますので、以上をもちまして、私の質問は終わります。

なお、先ほど約束した部分、これについては教育委員会としても、きっちり履行するようにしてもらいたいということをお願いしておきます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○副議長（菱田征夫君） 4番浦尻和伸君。

○4番（浦尻和伸君） 4番、通告に従い、一般質問を行います。

まず、漁業振興について、市長に伺います。

一昨年の11月、地元宿毛市や大月町、そして国、県の支援をいただき、宿毛市田ノ浦地区に衛生管理型市場すくも湾中央市場が開設をいたしました。

この市場は、宿毛湾内の18漁協が合併したすくも湾漁業協同組合の長年の悲願であったわけですが、おかげさまで大きなトラブルもなく、また、開設から1年で当初計画の5億円に対し、13億円が水揚げされるなど、順調に滑り出したところでございます。

また、荷さばき施設の拡張工事や冷海水、選別機の増設を内容とする2期工事につきましては、宿毛市、大月町とも平成19年度の事業として予算計上をしていただきました。この場をお借りして、厚くお礼を申し上げます。

関係者一同、宿毛湾の拠点市場の運営を通じて、宿毛市の大事な基幹産業の1つでございます水産業の発展に向け、取り組むべく、決意を新たにしているところでございます。

しかしながら、漁業全般を取り巻く状況は決して楽観視できるものではございません。

ちなみに、農林統計資料の数字を拾い、試算してみると、平成7年度の宿毛湾の漁業生産量が3万9,000トン、生産額が181億円に対して、平成16年には2万3,000トン、91億円と、数量で40パーセント、金額で50パーセントと、10年間に大きく減少しているのが、数字の上からも明らかになっています。

こうした漁業の長期低落傾向は、何も宿毛湾に限ったことでなく、県下全域、いや全国的な傾向と言えるわけですが、漁業に負うところが大きい宿毛市にとって、漁業が元気になること

は、大きな行政課題ではないでしょうか。

さて、厳しい環境にある漁業でございますが、宿毛湾は、漁業にしても養殖業にしても、県内では最も恵まれた環境にございます。

と申しますのは、先ほど触れました宿毛湾の漁業生産量と生産額とは、遠洋近海漁業を除いた高知県全体の漁業生産量、生産額の3分の1を占めております。宿毛湾は、県内でもトップクラスの漁業生産を誇る産地といえるからです。

この少なくなったとはいえ、豊富に生産される水産物を地域全体の活性化に、上手につなげていく仕組みをつくることができれば、まだまだ漁業や地域は元気を取り戻せるのではないかでしょうか。

このような視点から、すくも湾漁協では、前段で触れました新しいすくも湾中央市場での鮮度管理や、衛生管理は言うに及ばず、宿毛湾で生産されるあらゆる水産物を利用して、漁業者や地域、漁協に果実を落とそうということをねらいに、流通販売に取り組むセクションを新たに設置をすることにしています。

近年の食事スタイルを見ますと、中食産業、外食産業は大きく伸び、核家族化や家族みんなが集まって一家団らんで食事をするスタイルが変わり、特に都会におきましては、まな板、包丁のない家がふえていると言われています。

さらに、魚の流通を見ても、産地市場から消費地市場を経由して、量販店や居酒屋などに魚が流れる従来型の流通から、市場を経由せず、産地と消費者とがより近づいた流通、いわゆる産直と呼ばれるスタイルの移行も進んでいます。

こうした食のスタイルの変化、流通の変化を目のあたりにしますと、鮮魚をそのまま販売するには限界はありやしないか。衛生管理や鮮度管理による食の安全、安心確保もさることながら、食べやすいとか、すぐ食べられる、安くておいしい、ごみが出ないといったニーズ側に合

った食材を、産地側でも用意しておかないと、今後の産地間競争に打ち勝てないのではないかという懸念があるからです。

ご案内のとおり、宿毛湾では、漁獲されている魚はアジやサバ、イワシといった多獲性の大衆魚が多く占めていますが、こうした魚がそのまま鮮魚として販売されるのはごく一部で、その大半がえさや水産加工品の原材料として利用されています。

また、マダイやブリといった養殖魚にしても、そのまま販売される割合は低く、フィレ加工や味つけ料理といった一次加工や、1. 5次加工、物によっては、2次加工までされて販売されているわけですが、残念ながら、こういった加工処理の大半が地区外でされているのが実態でございます。

もちろん、宿毛市にもさまざまな水産加工場が存在します。煮干産地としては、全国的にも名が通っていますし、練り製品や乾物の製造場もございます。

しかしながら、宿毛湾では、地元の加工形態では使用しない魚や、さばききれない量の魚が生産されています。せっかく水揚げされても、多くの魚が地区外で加工し、販売されているという現状を見ますと、もうひとひねり、もうひと工夫して、地元で付加価値を高め、漁業者にとっても漁協にとっても、そして地域にも潤いをもたらす仕組みをつくる必要はありはしないでしょうか。

そういう意味で、私は、ある水産資源を利用した、既存の加工スタイルとは異なる、新たな水産加工業をおこせないかと考えています。

そうすれば、地区外へ流れている果実を地元にとめることができ、魚価へ反映させができるかもしれません。

新たな雇用の場も、確保にもつながります。

ただ、断っておきますが、最初から多大な投

資ではなく、具体的に申しますと、本格的な加工場をつくって、いろいろ加工品を製造しようという考えは毛頭ありません。

その前段に、綿密な市場リサーチも必要でしょう。既存の人的資源や物理的資源を利用して、試作品を製造し、評価をしてもらいながら、改良を繰り返すといった地道な努力の積み重ねが必要でしょう。

事業性のめどが立つまでに、どれくらいの経費がかかるのか、どのくらいの時間がかかるのかは全くわかりませんし、全くの新規事業だけに、漁協にしろ、企業や個人が単独で取り組むにはリスクが大きく、何らかの行政支援が不可欠ではないでしょうか。

繰り返しになりますが、利用できる資源があり、上手に利用できれば、漁業者だけのメリットだけでなく、新たな産業をおこし、雇用の場の創出という地域振興の1つの柱になり得る事業ではないかと考えますが、水産加工品への取り組みについて、市長のお考えをお聞きします。

次に、宿毛発情報発信、產品販売についてお聞きします。

先ほど、水産資源の有効活用のため、新たな加工産業への支援と関連しますが、新商品を開発しても、それが売れなければ事業として成立しません。こうしたリスクを回避するためには、事前の市場リサーチとか、開発に当たってのこだわりなど、開発者みずから努力が必要でしょう。

物があふれ、金太郎飴のように、似たような商品が乱立する中で、弱小な組織や、個人が単品だけで売り込みかけても、消費者の方々に選んでもらえるのは容易なことではございません。

自助努力も必要ですが、こうした単品単品で販売するさまざまな地域情報、例えば自然とか環境、そこに生活する人々の暮らし、さらには、水産加工品でなく、農産物や、新たに

商品化された焼酎、ミネラルウォーターなど、宿毛発、いや必要であれば大月町とも連携し、地域にあるすべての情報、產品をセットで販売していく、そういうトータルでの販売戦略も必要でないでしょうか。

商品を選んでもらうのではなく、産地や生産者、地域を選択肢にしてもらう、そういう発想です。

地域イメージが強力なブランドに育てば、その地域で生産された商品や、サービスも当然売りやすくなります。現在、修学旅行の誘致を前提とした体験型観光への取り組みも進んでいるわけですが、地域イメージに好感を持っていただければ、交流人口の拡大にもつながります。

また、漁協では、漁師と子どもの森づくりとして、坂本ダムにおいて、植樹活動に取り組んでいますが、この取り組みは、森づくりが最終的に豊かな海づくりにつながるという基本的な考え方方に加え、第三者の方々に、こうした取り組みを行っている漁協ということを知つてもらうことで、漁協そのもののイメージアップにもなるのではないか。そして、消費者が商品を選択する際、植樹活動をやっている漁協の商品だというイメージを浮かべてくれれば、1つでも多く買ってもらえるかもしれません。

水産業、農業、林業、観光など、宿毛市にはまだまだ売れる資源や產品があると思います。ただ、それを有機的に連携し、トータルで販売する仕組みができていないのではないかでしょうか。

例えば、漁協では、ゆうパックの顧客リストを持っています。恐らく、漁業以外の分野、例えば農業関係者や商業関係者でも、いろいろな顧客リストをお持ちでないでしょうか。競合する商品どうしでは難しいでしょうが、魚を買ってくれたお客様に、宿毛で生産された農產品情報も提供する。先ほど触れましたミネラルウ

オーターや、焼酎といった商品情報も流す。観光情報として、四季折々の見どころやイベント情報の提供をする。こうした横の連携を、地域ぐるみで行い、情報発信を行うことができれば、单品で物を販売するのに比べて、消費者の好感度が増して、商品として選んでもらえる可能性が高まるかもしれません。

個人情報保護の関係もあり、顧客リストを勝手に共有すること難しいでしょうが、地域資源を、地域ぐるみで情報発信する仕組みを構築してはどうか、市長のお考えをお聞きします。

次に、後継者対策についてお聞きします。

漁村の高齢化と新規参入者の減少は著しく、ある調査によりますと、宿毛湾における2003年の漁業就業者数1,000名が、10年後、2013年には700人に、60歳以上の構成比も46パーセントから60パーセントになるという予想があります。

漁業は、収入が不安定なことに加え、仕事がきつい、魚のにおいがついて汚い、板子一枚下は地獄といわれるよう危険という、まさに典型的な3K職場ということで、若い人々が敬遠されがちな仕事でもあります。

ただ、一方では、まじめに努力すれば、年収1,000万を稼ぐことも可能ですし、現に、若い後継者でそれだけの水揚げをしている漁業者もいます。

また、都会生活から逃れて、豊かな自然の中で暮らしたい。自然を相手に漁業をやってみたいという人もふえていまして、漁協の方にも、都会からの問い合わせがあったり、宿毛まで直接やってきて、体験乗船までした人います。県では、こうした新規就業者の生活費や漁労技術等を指導する方への謝金を助成する制度があり、宿毛市でも一定の支援をいただくことになっています。

ただ、この制度による研修期間は、2年だけ

で、その後は本人が船を構え、ひとり立ちすることが条件になっています。

もちろん、漁船を用意するための支援制度も、別に用意はされていますが、いずれにしろ、2年間で漁業技術を身につけ、一人前の漁師になるのは大変です。

漁師をやりたい方の中には、奥さんや子どもさんがいる方もいます。見知らぬ地へやってきて、一家4人の生計を支えるのは大変です。ましてや、ご主人の漁業研修期間中の収入が、さきの県の助成制度だけということであれば、奥さんも働くなければ生活はできないでしょう。研修期間が終わっても、よほど優秀な人でなければ、すぐに本人の漁業収入だけで生計を維持するのは難しいでしょう。

先ほど申しましたとおり、漁協としても、新規就業者の確保は大きなテーマです。新たに漁業に参入したいという方がいれば、組織として、全面的にバックアップする考えですが、行政として、宿毛へ新たに移り住むという方がふえるという意味で、水産振興とは別の側面からの支援ができないでしょうか、市長のお考えをお聞きします。

次に、小筑紫バイパス早期実現について、市長に伺います。

国道321号は、小筑紫を経由し、大月町、土佐清水市への幹線道路であり、観光産業の振興、福祉の向上等、この地域の振興を図る上で大変重要な役割を果たしておりますが、小筑紫町の中心周辺は、道路が狭い上に歩道がなく、住宅や店舗が接近し、子どもたちの通学のみならず、地域住民生活に非常に危険な状態であります。

今後、地域住民の快適な生活環境の確保を考え、市街地を迂回する小筑紫バイパスの建設が、地域発展の喫緊の課題であり、早期実現できるよう、高知県へ要望するなどの取り組みをお聞

きいたします。

次に、パチンコ店の営業について、市長にお聞きします。

パチンコの営業時間は、20年前は9時半から9時半までと、私としては記憶をしていますが、最近では、9時から11時までとなっています。風俗営業法では、午後12時まで営業することになっていますが、最近、パチンコファンが多く、若者たちが夜遅くまですることにより、労働意欲が失われるとか、夫婦が遅くまですることにより、子どもたちが夜遅くまで家で待っている話を聞きます。

我々自民党宿毛支部も、商工会議所、JCと協議をし、午後10時までにできないか、相談したことがあります。風俗営業法もありますので、これはあくまでもお願ひです。宿毛市のトップとして、市長のお考えをお聞きします。

以上で1回目の質問を終わります。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浦尻議員の一般質問にお答えをいたします。

浦尻議員、いろいろとお話をいただき、田ノ浦の市場開設の話から、漁業が元気になるということが、宿毛市全体が元気になるということであるというふうなお話を承りました。

先ほど、中平議員も漁業関係の立場からも、お話をいただきました。私自身も、一次産業、やっぱり宿毛市そのものは農林水産業、一次産業が元気になることが一番大切なことだというふうにも思っております。

先ほど、浦尻議員がおっしゃいました森は海の恋人ということで、先だっても小学生が山の方に植林をして、これは漁業組合の主催ということでやっていただきまして、各森林組合の皆様方の、そして川の組合の方々も、いろいろご協力してやっていただきました。本当に意義深いことであるし、これから産業を育てるという

意味でも、そういうことが非常に大切なことだというふうに、私自身も思っております。

地域に潤いをもたらす仕組み、これは私自身も一次産業產品については、非常に宿毛市はいろんな物があって、そのことが皆さん、気づかないようなところも結構あるんじゃないかなと。いい物が非常にたくさんあるということを、私自身も認識もしております。

今、浦尻議員の全体的な話として、大変よいご提案をいただいたというふうに、私自身は思っております。

個別にお答えをいたさせていただきますと、最初は、漁獲される魚に付加価値を高める加工品開発への取り組みということでございますが、これ、議員の質問の中にもありました、魚の加工商品等ありますが、魚の種類も豊富に水揚げされますので、加工の方法次第では、宿毛だけの特產品になる商品ができるんじゃないかなというふうな考えは持っております。

現在、県の出先機関であります宿毛漁業指導所が中心となりまして、宿毛市、それから大月町、湾漁協等、協力体制を整えて、特産となる何か魚の加工品ができるのか、いろいろ検討しているところでございます。

既存の施設を使って、特に、新たな大きな投資をするんじゃないということで、浦尻議員からもお話をございまして、アイデアが決まって、加工する魚の種類等の材料がそろった時に、試作品は県の工業技術センターへお願いすれば、加工の指導にも来てくれますし、つくってもくれますので、そういうところをぜひ利用していきたいというふうなことを思っております。

こういったことが、ある程度、試作関係、そしてまた試作するだけじゃなく、試してもいただかなきやいけないというふうに思っておりますので、一定の時間はかかりますが、この取り組みには、ぜひ力を入れていきたいというふう

なことも思っております。

次に、宿毛発の情報発信とか、特產品販売について、隣同士提携して、いろいろ宿毛市だけの単品でなくて、お隣の市町とかの商品も一緒に入れたり、農産物と水産物と一緒にしたりというふうな、複数の品物を入れた形で売らせていけばいいんじゃないかと。発信していけばいいじゃないかというふうなご質問だと思いますが。

これは、既に昨年7月、8月からですか、宿毛駅の方で与力という会社にやっていただいておりまして、駅が非常にぎわいを持っているわけですが、この駅での販売をする際にも、これは宿毛市だけのものではなくて、駅というものは、土佐清水、大月町、そして三原村、そしてまた、隣、愛媛県の愛南町のものもあるという考え方で、この宿毛市以外の市町村から、ここに展示販売していただきたいというものがあれば、拒むものではなくて、全体を受け入れるということの基本方針を示しております、そこでやっていただいているわけでございます。

非常にそういった、先ほどの浦尻議員からの、これは私、ご提案というふうに受けとめまして、提案の形でもっていきたいなというふうなことを思っております。

せっかくいいものがあるわけですから、これを開発し、そして販売していくというふうなことで、市民の皆様の所得向上につながることでございますので、ぜひ、お互いに手を携えて、漁業組合、そしてまたほかの森林組合であるとか、農協等ございます。そういう形で、協力し合ってやっていきたいなというふうに思っております。

次に、後継者、Iターン、Uターン者の漁業支援でございますが、大変、漁業就業者の減少と後継者の不足というふうなことがございます。

後継者には、地元に残りたいけど仕事がない

とか、あってもパートやアルバイト等であって、賃金が安いとか、そういうことがございます。

片や、家族で宿毛に住みたい。漁師をやってみたい、希望を持ってUターン、Iターンする家族がいるというふうな情報も得ておるわけでございます。

こんな状況で、置かれておる人たちを、地元に定着する雇用の場、魅力ある田舎暮らしを創出するか、環境というものが大事だというふうに考えております。

現在の漁業支援策は、一本釣りですか、釣り漁業の新規就労者には、現行の補助制度を活用できておるわけですが、その他の漁業形態とか、家族等の支援策は、補助制度が現在、適用できていません。

浦尻議員ご指摘のとおり、2年の漁師体験では、一人前の漁師になれというのが、ちょっと無理と思いますし、漁師の世界は、そんなに甘くないというふうには感じております。

厳しい上に、大変なリスクを負うので、住居、職場、そういったところ等の支援策は、市単独では非常に困難な部分がございますが、これはまた、漁協等の関係者の方々とも共同して、知恵を絞りながら、市も何らかの助成をしたい。そしてまた、高知県にも要望したいというふうに思っておるわけでございます。

次に、小筑紫バイパスの早期実現ということでございます。国道321号は、県管理ということでございますが、市政懇談会でも、毎年小筑紫地区から要望を受けております。市としても、宿毛市の取り組むべき重点事業に位置づけておるわけでございます。

18年度も県議会の企画建設委員会を初め、関係各位に要望、陳情を行っておりまます。

また、昨年、7月27日に土佐清水で開催されました国道321号改良促進期成同盟会におきましても、小筑紫地区バイパスの早期着工に

ついて、強く要望しておりますし、また、同盟会で9月、昨年の9月6日には、高知県の土木部長へも要望を行ったところでございます。

要望ばかり行っても、なかなかまだ実現できないところがございます。これは、現在、321号線につきましては、以布利バイパスを施工中でございまして、県の方のお答えとしては、早期着工は難しいというふうなことでございますが、先ほど申し上げましたように、本市の取り組むべき重点事業として、早期実現できるよう、引き続き国、県にも要望をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、パチンコ店の営業時間でございますが、実は、パチンコに関しましては、市外からの、市内業者さんと市外からの業者さんが2店ございます。

私、先日、実は古い方の市外からのパチンコ屋さんと、それから新しい方のパチンコ屋さんに行きまして、古い方のパチンコ屋さんにつきましては、社長にお会いできまして、その時に、我々も税金が少ないものですから、ぜひよそからたばこを買わないで、宿毛市内業者さんからたばこを買っていただきたいというふうに要望をしてまいりまして、古い方からあるパチンコ店さんにつきましては、非常にそのことを理解を示していただきまして、宿毛市からたばこを買うことについて、宿毛市の少しでも役に立つんであれば、そういうふうにしたいというふうなご表明をいただきました。

もう1店は、全然そういうことはできないということを言われまして、帰ってきたわけでございますが。

そういうふうに、パチンコ店の方からも、税金もいただいておるわけでございます。そういったところを、ひとつ申し上げた上で、一応、営業時間が10時ぐらいになるまでというふうなご要望でございます。

これ、私、隣の四万十市長とお二人で話した時に、やはり四万十市長も同じ考え方で、せめて午後10時までぐらいでパチンコ店は閉店というか、営業時間はそれまでにしていただきたいなという話をしたことがございます。

ただ、法律というものがございまして、一応、この法律の関係を申し上げますと、営業許可は高知県の公安委員会が許可権を有しております。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、これによりますと、午前0時までは営業できるということになっています。これは、第13条にございます。

ただし、都道府県は、政令で定める基準に従い、地域を定めて営業時間を制限できることと、できるとされております。

営業を営んではならない時間を指定できるのが、午後11時からというふうになっているわけでございます。

ちなみに、県の条例、これは題名を申し上げますと、高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例というわけですが、これでは、時間制限をしていませんが、現在、高知県遊技場協同組合の申し合わせによりまして、営業時間を午後11時までというふうなことでやっております。

このような理由から、行政的には、これ以上の時間制限をすることはできないわけでございますが、ご指摘の事例等について、今後の家庭教育の大きな問題として、課題として取り組むべきであるというふうなことも認識しておりますし、また、業界においても、考えてももらいたいことでございます。

また、家庭教育に大きな影響を及ぼすんであれば、親御さんとして、節度を持ってやっていただきたいというふうにも思います。

こういった形で、営業時間の制限というものを、市役所から法律、条例等をもってできない

というのが実情でございますので、ご了解を願いたいと思います。

○副議長（菱田征夫君） 4番浦尻和伸君。

○4番（浦尻和伸君） 4番、再質問をいたします。

まず、再質問をする前に、すくも湾中央市場については、衛生管理型市場として、日本の5カ所のモデル市場でございます。この市場につきましては、厳しい財政の中、宿毛市、大月町の大切な税金を投入しています。多いときには300トンを超える水揚げがあります。 トラックを初め、たくさん的人が出入りをし、食堂を初め、煮立てをする女性、遅い時は夜中の12時を超えます。

施設ができることにより、雇用の場が広がりました。漁協も魚を集めることにより、1日100トンの氷が足らない日々があります。宿毛市で一番水道を使う企業、または固定資産税を含め、大切にいただいた税金を、一生懸命宿毛市に還元していることを言いまして、再質問に入ります。

ただいま市長の答弁では、商品開発に取り組み、知恵を使い、商品できればぜひ力を入れていきたいという答弁がいただきましたので、質問はしにくいんですが。例えば、サバを3枚におろし、酢に漬け、真空パックをし、急速冷凍し、大手スーパーで御飯をはめて焼きサバ寿司とか、酢を特別な酢にするとか、宿毛湾のいろいろな魚の身を容器で冷凍し、市長が進める、直七をはめた、ポイ捨てができる宿毛湾独自の水炊きができる小さな容器なんかは、いいのではないかと、私自身も思っております。

この件について、答弁は要りませんが、あればお願いします。

次に、宿毛発情報発信についての再質問なんですが、先ほどの個人保護の関係については、個人保護条例の関係がありまして、余り入りま

せんが、先ほどの1回目の質問の中に、少しだけありました。

今、ことし修学旅行の誘致を前提の体験型の取り組みをしています、観光の。長崎県の松浦におきましては、体験型観光で毎日大型バスが入っていることを聞きました。今回、栄喜の女性部を初め、地区の役員の皆様の協力で、修学旅行生の受け入れの準備をしています。すぐにうまくはいくとは思いませんが、私が思っているのは、例えば片島に大型バスが何台も入り、片島では、観光うたせ船を走らせ、とれた魚を女性部の協力で、みんなで料理をする。また、栄喜では、チヌかご漁とか、養殖のえさやり、また夜は小型まき網の観光、そして沖の島では定置網といったように、長期滞在型の観光になってもらいたいと思っております。

ただ、これはボランティアではなく、やはりビジネスです。入り込み客が宿毛に来れば来るほど、ホテル、民宿、地場産品の販売、いろんな形で宿毛の活性化になります。市長の意見も聞いてみたいと思っております。

次に、後継者について、再質問をいたします。

ただいま、市長も答弁ありましたように、やはり漁協と検討しながら、県にも要望していきたいという考えがありました。

その中で、今、宿毛湾の漁業形態は多種多様な漁業が営まれています。高知県では、こんなにいい環境の海はないです。

まず、夜明けとともに養殖業者、渡船業、一本釣り、定置網、刺し網、かご漁といったメンバーが、一斉に宿毛湾の海に出ます。宿毛湾の、そして夕方、船が帰港しますと、今度は加工利用の小型まき網船団や、沖の島沖で操業する中型まき網船団、メダイなどを釣る一本釣り船団、そして引き縄船団が出航します。

このように、宿毛湾の海は、一日中漁業が営まれている海でございます。全国を見ても、こ

のようないサイクルで回っている場所はないと思います。

それだけ宿毛市は、宿毛湾といった恵まれた財産を持っています。

養殖につきましては、日本では屈指の漁場と、養殖技術のレベルアップを図られ、安心で安全な、うまい魚が出荷されていますし、若い後継者もいます。

そして、中型まき網船団も、経営者も宿毛、大月に若いメンバーで構成をされています。乗組員についても、ほとんどが若者に変わっていますが、船を持ち、一人で操業する引き縄船団を初め、一本釣りのメンバーが高齢になっております。

やがておかにあがる時期が近づいてきます。沖の島沖の黒潮牧場も整備をされていますが、これからはやはり、後継者不足が心配です。

最近、県外から漁師になりたい希望の方は、主にこの引き縄漁業です。今、漁協も基盤強化を図り、計画的に新しい漁業者を誕生させたいのが本当なんですが、例えば、これは例えなんですかでも、例えば高齢になった漁師が退職をして、その後、すくも湾漁協に来てもらい、教官として船と一緒に来ていただき、鵜来島にある廃校なんかを利用した漁業学校なんかをやってもらおうか、何かいいかなという。

そして、生徒に教え、水揚げされた魚は、すべて漁協に還元し、漁協の方は、給料というか、補償ができるというような形でやったら、今後、いい若者ができるんかなという気もあります。

ただ、これは私、今、パツと思ったんですが、市長がどういうふうな形で、今後の後継者、やがて皆さん年老いて生産力も落ちてくるかもしれませんので、そういうふうなことに、市長にもいろんなビジョンがあるとは思いますので、参考にお聞きしたいと思います。

それと、小筑紫バイパスについては、やはり

市長も國の方の大きいパイプがありますので、ぜひ、この小筑紫バイパスを早目にやり上げていただきたいと思います。

今、南海地震が叫ばれている中、あの狭い道に、もし南海地震が起きれば、本当に大変な状態になります。私も、小筑紫町民の一人として、ぜひ市長にお願いをいたします。

パチンコ店については、これ以上、余り深入りをすると、営業妨害とかになるかもしれませんので、パチンコ店については、再質問をいたしません。

以上です。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浦尻議員の再質問にお答えをいたします。

商品開発でございます。商品開発の前に、田ノ浦市場が非常に宿毛市にも貢献していただいていることに対しまして、お礼もここで申し上げておきます。

商品開発、いろいろ、やはり魚を使ったものについては、地元の方は非常においしいものばかり食べているんじゃないかなと、私自身は思っております。干物ひとつにしても、非常においしいんです。このおいしさは、普通のことですから、余りわかつてないんじゃないかなというふうな気持ちを、私自身は思っております。実は、たまに東京に、前にもどこかで話したかもしれません、私、行きましたら、デパートの地下の食品売り場はどんなものが、どれぐらいの値段で売れているかなとか、築地の方に近かつたら、ちょっと時間あれば行って、どういったものが、どれくらいの値段とか、そういうものを時々のぞくわけでございます。

1つの例を言いますと、こんな小さなキビナゴが5匹、干物で入っておりまして、これが350円で売られているということなんですね。

そういうた、本当にキビナゴの干物を目刺し

にしているだけなんですね。それが350円つたら、宿毛の人なら、恐らく買わないだろうと思いますが、デパートの地下ですから、やっぱり都会の方はそういうものを買って食べているということでございます。

ついでに言うと、ちょっと弱ったような感じだったんですが。こういったものを、価値のある350円という値段。恐らく宿毛では50円もしないんじゃないかなというふうな感じをいたします。

そしてまた、キビナゴ関係でも、煮つければおいしいし、そういうものを味付けして、真空パックにすれば出て行きます。

先ほど浦尻議員もおっしゃいましたように、サバのすしに、サバずしの姿のすぐ手前まで加工してあげれば、あとはご自分で酢飯を詰めて、サバの姿ずしができるというふうな、そこまでやってあげるというふうな、こういったことを加工としてやれば、非常に量が豊富でありますので、東京の市場、東京まで行かなくても、大阪でもありますし、こういったところにどんどん出していけば、ひと工夫することによって、ちょっと加工することによって、商品開発は十分できるんじゃないかなと。

大それたことを考える必要ないし、我々の持っているものをちょっと工夫すればできるんじゃないかなというふうに、また思っております。

それから、あと、ブルーツーリズムということでございます。片島を基地にしてというふうなこともございますが、こういった形を、民間の方々でいろいろ取り組んでいただける。そしてまた、これまた行政も観光資源として、後押しをしていくということが大変重要なことだと思いますし、特に田ノ浦市場ができた関係での、片島をこれから生かしていくためにも、片島基地で沖の島へ行ったり、それこそ漁師体験をしていただくということは、非常に有意義なこと

でもあるし、これはやっていくべきだなというふうに思っております。

また、片島については、私自身の頭の中では、フィッシャマンズワーフ、いわゆる漁師小屋と申しますか、食事もできるところ、魚の加工品も販売できるところとか、おいしいものを食べさせてくれるところ、そういうふうなことでの使い方、そして大型客船等も着きましたときに、アクションプログラムとして、魚釣りなんかも、今はやっておりませんが、これからも入れていくべきではないかというふうに思っております。

大型客船の方々も、旅行の企画の中にそういうものが入れば、四万十、全部が四万十、足摺というふうにはいかないで、宿毛の地にもとどまつた形での滞在型を、1日おるわけですから、そういうことを観光としてやっていただけるというふうに思っているわけでございます。

これにつきましても、釣りについては、漁業者の方々のご協力が必要でございますので、ぜひご協力を願いたいというふうに思っております。

それから、後継者、Uターンの関係での後継者づくりということでございます。今、浦尻議員からよい提案があったのは、漁師の方が島で若い人たちを集めて漁師学校を開くというふうなことでございます。これも非常にすばらしいと思いますし、また、そういったことが一緒に、行政と漁民の方々と一緒にになってやれれば、これは生徒さんを、例えば宿毛市のホームページで募集するとか、一般的に公募するとか、そういったことも含めてやっていけば、これはまた来る人も結構いるんじゃないかなというふうに思っております。

そしてまた、小筑紫バイパスの件でございます。これは、国、県への要望というものは、小筑紫バイパスは本当に重点事業という形での位置づけをしておりますので、これからも強く要

望はしてまいりたい。

いろいろな理由をつけなきやいけませんが、それをずっとやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 4番浦尻和伸君。

○4番（浦尻和伸君） 今、市長からいろんな意見をいただきました。本当にありがたい意見で、本当にうれしく思っています。

また、新しい加工品ができましたら、都会と田舎を知っている市長が、やはり食べていただき、悪いかいいかを判断してもらう、そういうような形で、実験は市長でやりたいというような形も思っております。

それと、ブルーツーリズムの関係については、細かく、この後、同僚議員が入ってますので、この辺で、私としては終わりたいと思います。

また、漁師学校とか、そういう夢があるような形の海づくりとか、そういう分についても、今後また、行政といろんな協議をしながら、前進していきたいと思います。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（菱田征夫君） 5番菊地 徹君。

○5番（菊地 徹君） 5番、通告に従って一般質問をいたしますが、その前に、この場をお借りしまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

私は、平成11年4月に宿毛市議に初当選させていただいたより、ちょうど今月で2期8年が過ぎようとしております。この間、私は市民の皆様に選ばれた代表の一人として、市民の声に真摯に耳を傾けながら、宿毛市の発展が市民一人一人の幸せと、安心で希望あふれる暮らしへ結びつく市政を目指して、微力ながら職務に全力で取り組んでまいりました。

林市長が急逝された平成11年の12月定例

会を除き、毎回登壇し、執行部に対しまして、さまざまな質問や、時には無理かなと思われる提案、提言もさせていただきました。

今議会での登壇が、私にとっての最後の一般質問になりますが、これまで真剣に議論し、対応していただいた中西市長を初め、山下前市長、林元市長、そして執行部の皆様に感謝申し上げるものでございます。

大変厳しい財政状況の中ではありますが、市長におかれましては、市民が安心して暮らせる地域づくりを目指して、夢と希望の持てる市政運営を心から要望し、質問に入ります。

さて、最初の質問は、環境行政についてであります。

現在、各地の映画館で、アメリカ映画「不都合な真実」が上映され、人々の関心を呼んでおります。

アメリカ民主党のゴア前副大統領が先頭に立ってつくられた、話題のドキュメンタリー映画ですが、私はまだ見ておりませんので、詳しいことはわかりません。

ただ、確実に言えることは、このまま経済至上主義で大量生産、大量消費、大量廃棄を続けていけば、数十億年かけて蓄えてきた資源や環境を、我々の世代が、快適さと便利さとひきかえて、壊すことになるという厳然たる事実です。

世界的規模で急速に地球温暖化が進み、ことしの冬は雪が降らないという、何十年ぶりの暖冬異変であります。こうした地球温暖化の事実が身近に感じられるようになって、住民の環境への意識もようやく高まっているとは思われますが、まだまだ現実は環境に対する認識が薄く、関心も低い。もはや事態は、自分さえよければいい。自分の地域や国さえよければいいというエゴイズムの範疇を超えて、地球そのものが近い将来、大変危機的な状況に追い込まれつつあるという客観的な事実を直視しなければならぬ

いと思います。

こうした思いから、私は、去る2月1日、清風会田中議員とともに、佐賀県伊万里市へ生ごみの堆肥化の取り組みと、木材を活用した地域活性化事業の調査に行ってまいりました。

伊万里市のNPO法人、「はちがめプラン」、このハチガメというのは、2億年前から生きてきているというカブトガニの名前、地元での名前らしいんですが、ずっと永続して続くという意味で、ハチガメという名にしたというふうに聞いております。

「はちがめプラン」が、ごみ問題を解決するため、各種団体、行政、農業者、市民、大学が協力して、ごみ減量という課題に取り組むとともに、資源循環型社会構築を目指した生ごみや廃食用油、その他有機廃棄物の資源化、リサイクル活動を行っている実態を視察してまいりました。

伊万里市は、人口約6万人の市ですが、可燃ごみの焼却量は1日41トン、年間4億2,500万円もかけて焼却処分し、廃棄物として2,353トンもの焼却残灰を出しております。

平成4年に、生ごみを可燃ごみと一緒に焼却処分するのはもったいない、何かおかしいと気づいた飲食店や、旅館、ホテルの経営者、市民が中心となって、生ごみ資源化研究会を結成し、調査研究を開始したようです。

平成9年には、伊万里はちがめプランが発足し、環境保全運動と堆肥化のための微生物の研究により、発酵菌群の選別、培養に成功し、平成12年に待望の生ごみ堆肥化実験プラントが完成し、現在、回収、持ち込みで1日3トンの生ごみの堆肥化が可能であるとのことでした。

伊万里市の分別可能な生ごみの日量、10トンから15トンを、近い将来、伊万里市が生ごみ堆肥化事業を政策として実施することを想定し、実用化に向けた本格的な微生物による生ご

み堆肥化実証実験を開始して、今日に至つてはいるとの説明がありました。

現地を視察してみて感じたことは、生ごみを堆肥化することによって、有機農業を推進し、安全な作物やナタネ油を生産し、廃食用油は回収して、B D F 廃食用油ディーゼル燃料に精製、クリーンなバイオマス燃料としてディーゼル自動車に活用するなど、資源循環型社会の構築を目指している熱意がありました。

そこで、1点目の質問は、本市におけるごみの年間排出量と内容、処分経費についてお尋ねします。

2点目は、レジ袋、トレイ等の削減について。

レジ袋は、国内で現在約、年間300億枚、金額にして約600億円が使用されているようです。年々ふえ続けるレジ袋やトレイ、ペットボトルなど、容器包装廃棄物の大幅削減を目的に、去年6月に改正容器包装リサイクル法が成立しました。

この4月から、レジ袋など、容器包装廃棄物の排出抑制が取り組まれることになっております。

減らない家庭ごみのかなりの量を占める容器包装ごみは、2003年度で一般ごみの総排出量の容積比で61パーセント、重量比で23パーセント、これを削減すれば、家庭ごみの高まりは脱することになるわけです。

ごみの減量削減については、市民一人一人の意識改革が絶対に必要であると思います。私も買い物をするときは、マイバッグを持参し、減量に努めています。

広報の2月号、3月号でごみ減量化小作戦として、今できる小さなことをコツコツすることということが、根本的な解決手段と結論づけておりますが、減量化の1つの方法として、マイバッグの推進が大事であると考えます。

現在、市内の大手スーパーやコンビニなどで

は、マイバッグの持参状況がどうなっているのか、伺います。

3点目は、ごみの不法投棄対策について、お聞きします。

本市においても、依然として人目につきにくいところへ、さまざまごみが不法に投棄されているのが現状であり、大きな社会問題になっております。

対策専門の監視員を初め、公用車等に不法投棄監視車のステッカーを張って、防止に努めていることは承知もし、評価もしておりますが、この問題に対して、市はどのような対策をとつて指導しているのか、お尋ねいたします。

4点目は、廃食用油の処理について。

河川や海、汚濁の元凶と言われる廃食用油の処理については、どのように取り組んでいるのか。また、その利用等についても、お聞きいたします。

次に、観光行政について。

市長の新年度行政方針の中で、ブルーツーリズムの推進のことなどが表明されておりますが、具体的にはどういう施策を考えておられるのか、ご答弁を求みたいと思います。

2点目は、高知県は観光立県を目指し、新年度から知事部局に観光部を新設し、その中におもてなし課ができるとのことであり、観光客らを積極的にもてなすことを中心とした目的に、観光ボランティアガイドを養成するようあります。本市においても、観光ボランティアガイドの養成は大事であると思いますが、市長のご所見を伺います。

3点目は、宿毛の観光ルートを考えた場合に、宿毛歴史館は重要な拠点の1つであると考えます。もっと魅力ある歴史館にするために、例えば宿毛十傑等の人材を紹介する企画展示を、毎年、観光シーズンに合わせて計画的に開催していったらどうかと提案いたします。

4点目は、今年夏に予定されている早稲田フェスタの開催と、今後の早大との交流については、10日に行われた第5回桜立祭でも、市長が言及されておりましたが、桜会などを通しての早稲田大学とのパイプを、いかに太くしていくのかについてもお聞きします。

最後に、本市にとって貴重な観光資源の1つになった「だるま夕日」のピーアール作戦について、質問いたします。

ことしで7回目を迎えた宿毛湾だるま夕日フォトコンテストの応募状況について、応募人数、作品数、出展者等についてお尋ねします。

昨日11日付の高知新聞に、県東部観光開発促進協議会などが、だるま太陽を観光資源に生かそうと企画して始めた第5回だるま太陽フォトコンテストの入選作品の記事が出ておりました。

ある審査員の方は、暖冬の影響で、特に朝日が見られる機会が少なかったが、それでも応募点数は右肩上がりでふえており、今後もだるま太陽を東部観光のピーアールに役立てたいとコメントしております。

写真愛好家、特にプロのカメラマンの目から見て、宿毛湾の「だるま夕日」は、国内では間違いなくトップクラスの夕日であると、評価が出ております。

こうしたすばらしい自然の恵みである宿毛湾の「だるま夕日」を、東部のだるま太陽に負けずに、積極的に全国へ向けて情報発信すべきであると訴えておきたい。特に、本市を訪れる人のために、「だるま夕日」の撮影ポイントを示す案内板を設置すべきではないかと提案し、1回目の質問を終わります。

○副議長（菱田征夫君） この際、5番菊地徹君の質問に対する答弁保留のまま、15分間休憩いたします。

午後 2時25分 休憩

-----・・-----・-----

午後 2時40分 再開
○副議長（菱田征夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番菊地 徹君の質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） 市長、菊地議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私、行政方針の方でも申し上げましたように、ごみの問題につきまして、ごみの減量化を初め、資源の再利用、また不法投棄の防止を市民の方々に理解と協力をお願いをしているところでございます。

市も財政難でございますし、いかに負担を減らすかということが、非常に重大な問題だと思っております。菊地議員を初め、議員各位の皆様におかれましても、ごみの問題について、関心を持っていただくことが、行政側として、非常に心強い気持ちでいっぱいございます。

まず、1点目のご質問のごみの年間の持込量でございますが、17年度の一般廃棄物年間処理量といたしましては、公社の収集量、直接搬入量、合わせて総処理量が1万283トンでございます。内訳でございますが、資源ごみが630トン、埋立ごみが1,215トン、溶融ごみが8,437トン、そのうちクリーンセンターで年間8,805トンを処理しております。

また、処理にかかる費用でございますが、施設運営費負担金、これは持ち込み重量分でございまして、これが1億5,120万8,334円でございまして、トン当たり約1万7,200円の負担というふうになっております。

また、2月14日の地区長連合会の定期総会におきましても、ごみの減量化について、地区長さん方にもお願いをして、搬入する際には、少しでも重量を軽くするようにというお願

いもしております。

2点目のレジ袋、トレイ等の減量についてでございます。宿毛市では、平成14年よりマイバッグ運動を推進しております。市民に配布したり、マイバッグを持参して買い物をしようとするのぼり旗を、各量販店に設置しまして、啓発をしてきております。

昨年、容器包装リサイクル法が改正されまして、一部施行されておるわけでございますが、レジ袋も容器包装に定義をされております。

これによりまして、排出抑制の対象となり、量販店はことし1月より排出量を報告する義務が課せられる。それとともに、なるべく薄い物、または軽量化された容器包装を用いている商品や、詰め替え可能な商品等を選択して、消費者の排出抑制を促進することとされております。

また、量販店によりましては、消費者への取り組みとして、消費者がマイバッグ持参の場合は、ポイントを発行して、ある程度たまると現金と交換する。または、グリーンカードと交換する等の方法をとっている量販店もあるようございます。

また、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化に関する基本方針も、全部改正されまして、昨年12月1日に公表されております。

基本方針には、レジ袋等の排出抑制の促進をするための方策に関する事項がございまして、消費者は買い物袋等を持参することによりまして、レジ袋を辞退し、できるだけ排出の抑制に取り組むようにというふうな、具体的なことも明記されております。

地方公共団体も排出抑制を促進することを求められておりますので、現在の宿毛市分別収集計画を改正しまして、レジ袋等、ごみの排出の抑制に関する方策を定めるとともに、これを公表することを考えております。

トレイに関してでございますが、指定法人が引き取りする分は、量販店の方で回収をしていただいております。

市が回収しているのは、汚れていて指定法人が引き取らない物を収集しているというふうになっております。

3点目のごみの不法投棄対策でございますが、平成13年より、市単独事業によりまして、環境指導員を1名委嘱して、月10日の市内パトロールを行っております。

最近は、不法投棄物より、行為者が特定できる証拠が見つかるケースが3件続いておりまして、職員が行為者の家庭を訪問しまして、廃棄物の回収を命じているというふうなことと、厳重注意を行っております。

平成17年には、不法投棄監視車のステッカーを1,000枚購入しまして、獣友会の皆様、建設業者の皆様、老人クラブへ配布をいたしまして、不法投棄行為者の発見、通報に協力を願っておるところでございます。

今まで3件の通報がございまして、1件は行為者が特定できました。廃棄物の回収と厳重注意を行ったところでもございます。

そしてまた、不法投棄防止看板も購入しまして、要請等があれば立てておるわけでございますが、職員手づくりの看板もつくりまして、工夫をしながら不法投棄防止に努めているところでございます。

いずれにしても、市民の不法投棄は絶対いけないとする意識を高めることが何より重要でございますので、環境教育にも力を込めていかなければいけないというふうに考えております。

4点目の廃食用油の処理でございますが、宿毛市では、全国的に見ても、廃食用油のリサイクルに早くから取り組んでおります。

平成9年度に官民を交えた有識者で構成する食用廃油検討委員会を設立しまして、検討を重

ねて、平成13年度には高知西南福祉協会の宿毛授産園が、中央競馬馬主財団の補助金とか、市民の寄附金などで、独自に廃食用油をバイオディーゼル燃料の精製と、石けんにリサイクルする施設を建設しまして、廃食用油のリサイクル事業を始めております。

現在では、市内の飲食店、病院などの事業所、並びに市が協力をお願いをしています芳奈地区、中角地区等を含めますと、市内約40カ所、年間2万5,000リットルもの廃食用油を収集してリサイクルをしております。

なお、給食センターにおきましても、発生している年間2,400リットルございますが、この廃食用油についても、当然ながら、引き渡しております。

リサイクルされて、製品として生まれかわった石けんにつきましては、宿毛授産園のアンテナショップであります宿毛授産園分場ひだまりで販売をしておりまして、廃食用油の収集に協力してくれた事業所にも、無償で提供しているということでございます。

それから、バイオディーゼル燃料につきましては、宿毛授産園が所有する車や、重機、農機具などに軽油の代替燃料として利用されておりまして、宿毛市のごみ収集車1台にも、この燃料を使用しております。

宿毛市のごみ収集車、従来2台にこの燃料を使用しておりますが、1台がちょっと故障をしてしまって、現在では1台ということになっております。

次に、観光行政につきまして、ブルーツーリズムの推進でございます。先ほど、浦尻議員の一般質問の中でもいろいろなご提案もございました。まず、ブルーツーリズムの言葉の意味を申し上げますと、ブルーツーリズムとは、島や沿岸部の漁村に滞在し、地域の自然や文化に触れ、地元の方々との交流など、魅力的で充実し

た海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称で、これは平成15年に千葉県が使い始めた和製英語というふうになっております。

国土交通省及び水産庁が、漁村滞在型余暇活動として推進しております。漁業体験、漁村の生活体験、海の自然観察を中心としたさまざまなメニューが、各地の海辺で企画されて、実施をされております。

高知県内におきましては、中土佐町の上ノ加江地区とか、先だっても新聞に、つい最近出ておりました土佐清水市の窪津、それから大月町柏島等が取り組んでおります。

宿毛市におきましても、昨年10月にすぐも湾漁協、高知県、そして宿毛市等が中心となりまして、宿毛市ブルーツーリズム推進協議会を設立しまして、本市の漁村文化や豊かな海洋資源を活用して、修学旅行とか、観光客などの都市部住民の誘致を図り、住民との交流を通じて、地域を活性化させる取り組みを始めたところでございます。

現在は水産庁の委託を受けております財団法人漁港漁場漁村技術研究所の指導を受けまして、小筑紫町栄喜地区をモデル地区として取り組んでおりますが、本年の秋ごろには、体験メニューを作成して、受入態勢を確立する予定しております。

ちなみに、体験メニューとして予定されているのが、チヌのかご漁、それから養殖マダイ等のえさやり、干物づくり、刺し網漁、網直し、ロープワーク、魚の調理体験などを予定をしているところでございます。

本事業につきましては、すぐも湾漁協はもとより、栄喜地区の漁業者、漁協婦人部の皆さんのが意欲的に取り組んでくれております。必ず成功に導き、全市的な取り組みに発展をさせてていきたいというふうに思っております。

次に、観光ボランティアガイドの養成でございますが、ご存じのとおり、本市におきましても、豪華客船の入港に伴う観光案内とか、一般旅行客の観光案内とか、観光ボランティアの必要性は強く感じておるところでございます。

現在は、史跡案内などは必要に応じて関係団体に要請をしておりまして、案内をしていただいております。

常時受け入れる、受け入れができる体制にはなっておりません。観光ボランティアガイドにつきましては、専門的な知識も必要でございますが、今後はその観光ボランティアガイドを登録制にできないか。先進地の事例も参考にしながら、観光客に対するおもてなしの心を大切にする取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、宿毛歴史館の内容を充実させるということでございます。

ご指摘のとおり、市内の限られた観光資源の1つとして、宿毛歴史館の果たす役割も結構大きなものがあるというふうに思っております。多くの有為な人材を輩出しました宿毛の歴史とか風土を、皆様にも広く共感していただくために、これまで常設展示とともに、企画展示も逐次開催してきたところでございます。

宿毛の人物に関しましては、私がいまさら言うまでもないことではございますが、大江 卓、北見志保子、本山白雲、竹内 綱、明太郎とか、岩村3兄弟、いろいろな方々の資料の中での展示に取り組んできたわけでございます。

現在でも、書家の中平南谿をピックアップしていますし、歴史館で収蔵している奥谷博画伯の絵画を、スマイルギャラリーとして、画伯の紹介とあわせて、可能な限り展示をしております。

また、観光面の拠点という意味では、歴史館から次の場所への観光も十分にご案内をできる

よう、市内の地図などの常設はもちろんでございます、受付職員によります説明にも心がけております。宿毛での観光を喜んでいただくお手伝いができるようにしているところでございます。

今後も限られたスペースと資料を最大限に活用しまして、展示を含めて、視点や思考を柔軟に変えながら、工夫をして、新しい歴史館で宿毛が紹介できるように努めてまいります。

次に、ことし8月に予定されております早稲田フェスタでございます。

先日も、市内で梓立祭が行われまして、早稲田大学関係者、小松の関係者等々、たくさんお見えになって、いろいろな話もしたところでございます。

早稲田フェスタの開催は、一応、今のところ8月4日が土曜日でございますが、4日の土曜日、5日の日曜日の2日間で行うということにしております。

その実施内容につきましては、これから詰めの段階ですが、概要といたしましては、オープニングに文教センターにおいて、早稲田大学総長の講演会から始まりまして、対談形式の文化講演会であるとか、沈壽官氏によります陶芸教室だとか講演、そして進路ガイダンス、それからあとは場所をかえたりしまして、運動公園とか野球場等の体育施設でございます。こういったところで早稲田大学の先生方や生徒の方々を含めまして、バスケットボールとか野球とかサッカー、ラグビーなんかの技術指導をしていただくというふうなことになっております。

詳細につきましては、どの種目がどういった形でというのは、これから最後の詰めの段階に入ります。

そういったところで、早稲田大学との調整を図ってまいりたいと思っております。

そして、その内容を市民の皆様に早く公表で

きるようになつたといふうに思ひます。

次に、早稲田大学との交流でございます。今言ひましたような形で、早稲田大学の方でも、早稲田フェスタということで、これが125周年のこの年に宿毛市でやつていただくといふうでございます。既に宿毛市と早稲田大学といふう形での大きなパイプはできているわけでございます。これに民間組織の梓会の皆様とも手を携えて、共同していろいろな行事もしていきたいといふうに思つております。

このほかにも、市の主催しますいろんな講演会がございます。人権講演会であるとか、文化講演会等がございますが、そういった場所に、早稲田の大学の関係者をお招きをいたしまして、講演をしていただくといふうなことも考えておりますし、スポーツクラブの合宿誘致などもお願ひをしているところでございます。

そういった形での、早稲田大学との交流といふうものを、ますます深めていきたいといふうに思ひます。

菊地議員の「だるま夕日」関係につきまして、ピーアールについて、日本一だということで、特に菊地議員には、この「だるま夕日」については力を入れていただいているといふうに、私自身も思つております。

ほかが、「だるま太陽」だとか、「だるま朝日」だとかいふうなことをやつておりますが、ご先祖はこの「だるま夕日」じゃないかといふうに、私自身も認識をしております。宿毛市がこの「だるま夕日」が一番であるといふうでございます。

まず、ご質問の第7回宿毛湾だるま夕日フォトコンテストの応募状況でございますが、夕日部門が、出点数が176点、出点者数で47名、そして四季の部門が、出点数が124点、出点者数で38名でございます。合計で出点数が300点、出点者数で85名といふうになつて

おります。

ちなみに、昨年と比較をしますと、出点数で28点の増加、出点者数で14名の増加といふうになっておりまして、地域別に、まず申し上げますと、愛知県、京都府、大阪府等の四国から外の方が9名、愛媛、香川県が11名、高知県内が12名、宿毛市が27名という内訳になつております。

それから、「だるま夕日」の撮影ポイントを示す案内板を設置すべきではないかといふお話をございました。これは咸陽島公園及びサニーサイドパークが非常にいいポイントだといふうに聞いておりますし、皆さん、そこに行かれます。

今回、議案として一般会計の中で提案をしております観光案内板設置工事に含めて、検討してまいりたいといふうに思つております。

また、この撮影ポイントではございませんが、先日、開通しました大島橋へ、鷺洲橋から大島へ行く道が開通しました。あそこの案内が、まだ大島行きの案内板になつておりますので、この案内板に大島へ行く方向、それから、ついでと言つちやあ悪いですが、咸陽島といふ名前も入れていただき、さらに国民宿舎「椰子」という名前も案内板に入れていただくように、今、県の方の土木にお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 5番菊地 徹君。

○5番（菊地 徹君） 5番、再質問をいたします。

まず、ごみの問題につきましては、数字的なこともわかりました。

それで、先ほど話しましたように、伊万里市におきましては、NPO法人が見事に、このごみの中でも生ごみの処理を堆肥化する方向にもつていく活動を、非常に熱心にやっておりまし

て、佐賀大学ともタイアップして、学術的な裏づけもとりながら、その堆肥化、約3カ月ぐらいかけまして、生ごみ有機廃棄物を処理しているという、その現場を見に行きました、本当にNPO法人が、本当に真剣にごみの問題に取り組んでいるなど。

しかも、循環型社会構築という視点から、地元の小学生にも、学校教育の中にも取り上げて、ごみ問題、それから堆肥化して、それを有機農業に使っていく、そういうことをやっています。

そして、老人クラブにも協力をお願いしながら、その堆肥になった肥料をもって、ナタネ油を生産している。そして、そのBDF、バイオディーゼル燃料、それで学校給食を始め、その燃料で、燃費が約半分ぐらいで済んでいるということも言っておりました。

先ほどの答弁の中で、宿毛においても、大早くからこの取り組みをやっておりますが、廃食用油、これは伊万里の場合はナタネ油を使ってもらって、飲食店とかホテル、旅館、そういう関係のところに、ナタネ油を使った廃食用油なものですから、非常に精度が高い、クリーンなバイオの燃料になっていると。

だから、故障しているという話は全く出てこなかったわけありますけれども、これも長年積み上げてきた結果として、そういうBDFの燃料になって、それも、そのNPOで販売しております。

それから、堆肥も手ごろな値段で、1袋100円、あるいは農業者には500円、1,000円という単位で堆肥化された、本当にさらさらした、においも全くないきれいな粒状の堆肥になっておりますが、そういうことを取り組んでおりまして、やがては行政で、伊万里市が将来的には生ごみを処理する年間の4億円の、これが右肩上がりでどんどん、毎年上がってきている。これを何とか、財政上も少なくしたいと

いうことから、行政も取り組んでくれるであろうという、大きな期待を持って、現在、このはちがめプランが取り組んでおるということをお聞きいたしまして、宿毛市におきましても、今すぐどうこうということは難しいかもわかりませんけれども、将来的に、近い将来、必ずこういう生ごみを、高いお金を使って燃やしていく、このリユースという面からも、リサイクル、そういった3Rの面から見ても、本当にむだが多いわけあります、そういう意味で、広報の2月、3月号に、このごみ減量化小作戦、これが出ております。

コンビニでもらう、スーパーでもらう割りばし、おしぶり、そういうものを断っているというような市民からの声を取り上げて、小さいことからこのごみの減量を始める。それが小さな一歩が、やがては大きな結果を生み出していくと、これしかないと思います。

大きく、ますますこの問題が重要になってまいりますので、ケーブルテレビとか、この広報だけではなくて、今、やっていると思いますけれども、あらゆる手段を講じて、市民への啓発活動、これを要望しておきたいと思います。

それから、レジ袋、トレイ等につきましては、この減量については、本当に、どの家庭でもレジ袋が、余ったレジ袋が、恐らくごみとして出されているケースが多いんじゃないかと思います。

中には、生ごみを入れるのに、非常に便利だということで、利用もしておりますけれども、それは恐らく、買い物でもらうレジ袋から見たら、ほんの少しの量しかないと思うんです。

だから、そういう意味で、東京の杉並区で2月15日から3月31日、今月末まで実験的に有料化を、ある大手スーパーと話し合いをして、区の職員が2名、2週間待機して、そのスーパーの店頭に立って、有料化、2月14日か

ら有料化しますよと。実験しますよと言うことで、それまでは、そのスーパーで扱っていたマイバッグの持参率は、約30パーセントだったものが、これも非常に、言えば高いと思います。それが、この3月15日の速報値で80パーセントまで、マイバッグを持ってくるようになった、お客様が。

というのは、1ヶ月間でやっと周知徹底されて、有料化になるんであれば、マイバッグを持っていこうということで、杉並区におきましては、杉並環境目的税条例というのが、5年前に条例ができたようありますけれども、いろんな議論があって、この税金をかけるということで、ちょっと早いんじゃないかということで、実験的に有料化を、あるスーパーでやったところが、非常に、その区民の関心が高くて、途端にマイバッグを持ってくるようになったと。

このまま推移していくば、条例を全く活用することもいらないし、ことし、容り法、この4月から特にレジ袋に焦点を合わせて、削減するいろんな手立てが行われるようになるわけですけれども。

そういうように、潜在的な、私は市民の意識はあると思うんですよね。そのきっかけをつくるために、行政として、いろんな方法でレジ袋、まず身近なものから、小さいことから削減をしていきましょうと。そのことが、生ごみを減らすこと、量も減らすことになるし、ごみ総量の削減にもなりますし、負担金も減ってくると、こういうことでございますので、さらに推進をお願いしたいと思います。

この点について、市長の考えがあればお願いしたいと思います。

それから、不法投棄については、私もいろんなところを走ってみても、皆さんも気がつかれておりますが、同僚議員もたびたび指摘をしてまいりましたが、目につきにくいところに家庭

ごみを初め、電化製品も、まだ結構捨てられておると、こういう状況がありまして、先ほど、監視員の体制も、効果が少しづつ上がっているということでございますが、私は、郵便局の配達される方に、もう一回お願いして、市内全域を配達をしているわけなので、協力をお願いしてもらえないかなと思っております。

不法投棄されている場所、その通報だけでもしてもらえば、すばやく手が打てるということで、これは提案をしたいと思います。

それから、観光行政につきまして、ブルーツーリズム、これについては、先ほど浦尻議員の方からも、関連の質問がありまして、また市長答弁で、内容についてはよくわかりました。

漁村滞在型余暇活動という形で、非常に宿毛市にとって、こういう形で交流人口をふやしていく。そしてまた、観光客、修学旅行生を受け入れしながら、地元の人たちとの交流を深めながら、町全体、あるいは集落全体が活性していける、大変すばらしい考え方で、ことしの秋にプランができるようありますけれども、大いに工夫しながら、先進地を参考にしながら、ぜひとも成功をするように、取り組んでいただきたいと、このように思っております。

それから、「だるま夕日」関係でございますが、ことしの高橋 賀審査委員長、四国中央市に在住の方だそうですけれども、大変著名なプロの写真家ですが、この宿毛湾の「だるま夕日」は、本当にすばらしいと。全国に自慢できる夕日であると。

また、ある人は、もう日本一の夕日であると。これをもっともっと宣揚して、全国に発信をして、情報を発信して、あらゆる媒体を使って、「だるま夕日」の宣伝をすべきであると、このような声がだんだんと強くなってきておるよう思います。

こういった意味で、看板、撮影ポイント、そ

これからことしの予算にも案内看板広域でつくるという予算も計上されておりますが、その中にも、ぜひともそういうものをうたっていただいて、この貴重な観光資源、大いに活用していただきたい、このように思います。

1回目の再質問を終わります。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、菊地議員の再質問にお答えいたします。

伊万里の方では、生ごみの堆肥化ということで、民間組織が非常に頑張っておられるというお話を聞きました。

これは、本当に生ごみの堆肥化と、生ごみを減らせるということ、すべてに、ごみ処理についてはつながるわけでございますが、これは市民の皆様の意識を、毎日のことでございますので、やっぱりそういう、菊地議員、今おっしゃったようなことを、意識をいつも持っていただくということが、非常に大切なことだろうというふうに、私自身も思っております。

自分自身、今回、例えば芋焼酎づくりを推進してきましたし、今、水の方も芳奈の水をペットボトルのように開発していただきました。

ひとつここで示しておりますことをちょいと申し上げますと、焼酎づくりには水も要ります。こういったいい水を使って、そして芋焼酎をつくりましたら、今度はかすが出来ます。これもごみになります。このかすを堆肥化して、有機農業の肥料にしていくと、こういう循環をつくりていくと、非常にいいんではないかということを、府内の中でも話しますし、ある方々にも話してはおります。

堆肥化につきましては、投資、施設が要るということでございますが、この、できるだけ施設が安くあがらないかなというふうなことでも考えてはおりまして、今のところ、この堆肥化についての施設づくりに、どれくらいの予算が

要るだろうかというのが、まだ業者さんの方から示されていないということでございます。

また、ここにおられる議員の皆様方も、堆肥化についての勉強にも行かれているということも聞いておりますので、そういう情報をたくさん入れて取り組めば、生ごみなんかも非常に減量になるんじゃないかなというふうなことを思っておりますし、また、いろいろな集め方についても、きちんとした研究をしてみなきゃいけない。

いずれにしましても、市民の皆様が生ごみを少なくする工夫、広報でも今月お願いしておりますが、減らせる工夫、みんなが取り組める、何かいい方法が、簡単にできる方法がないかというふうなことも募集をしておりまして、いい方法を採用できた方には、マイバッグを差し上げるというふうなこともやっております。

ぜひ、皆様に、この場を借りまして、市民の皆様に、ぜひごみの減量化について、ご協力をお願いをしたいというふうに思っております。

また、不法投棄の関係につきましては、毎年、土手の方の掃除もしているわけでございますが、そのとき、やはり草ぼうぼうになったところには、必ず何か捨てられるなど。やっぱり、普段から草も刈り、施設管理をきちんとしていかなきやいけないなということも感じております。

そういうことでの市民皆様のご協力を、ぜひいただきたいと思います。

また、次にブルーツーリズムの関係は、これもメニューを用意しましたけれども、学校が来てくれないじゃ困りますので、この来ていただくメニューを、学校等に働きかけを、やっぱりしていかなきやいけない。これについては、先ほどの早稲田大学ではございませんが、早稲田にもいろいろな、小学校から高校まであります。そういう形で、例えば早稲田関連の学校の生徒さんに、修学旅行に来てもらうとか、そういう

うことが手っ取り早くできるんじゃないかなとも思っていますし、大学へ行きました折にも、こういうことを話しております。

それから、最後に、「だるま夕日」でございますが、これにつきましては、昨年、宿毛大使を任命させていただきまして、24名の方に、「だるま夕日」の名刺と、カンランの名刺と、そしてまた、沖の島の海の様子の名刺、3種類を持っていただきまして、ぜひこれで宿毛をアピールしていただきたいというふうなこともお願いしております。

いずれにしましても、宿毛市の大切な観光でございます。「だるま夕日」は、これからもアピールをしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 5番菊地 徹君。

○5番（菊地 徹君） 5番、再質問をいたします。

ごみ減量問題につきましては、これ以上、質問をいたしません。

観光面については、庵治にあります、ストーンミュージアムというところがあるそうであります、地域総合研究所、森戸 哲所長が、あるところで話している内容を引用させてもらいたいと思います。

今は、老舗の観光地より、今まで観光地でなかった地域が人を引きつけ、集めている。そして、中略しますが、今まで、従来型の大型観光バスで、どんとホテル、観光ホテルへ入って、温泉に入り、みんなでそろって食事をしながら、いろんなショーを楽しみ、みやげ物もホテル内の売店で買って、また次の日、朝、次の観光地へ移動していくと、こういう時代ではなくなつたと。

確かに、全体的に感ずることは、小グループ、マイカーとか、本当に少ない人数、家族、友人、

そういった人たちで、小人数での旅行、好きな形で旅行する、そういうスタイルが主流になってきているというのが、今の状況であります。

そして、今は目立った観光資源がなくてもいいから、ゆっくりと町を散策できるような町が、人気があると。そして、地域の人と交流が持て、暮らしぶりを知ることができるような町が魅力あると。今は観光ではなく、旅が似合うような町が、人を引きつける。こういうことで、道すがら、花が、四季折々の花が咲いているとか、あるいは土の道がまだ残っているとか、そういう本当に開発からおくれている面を、逆にとつて、そういうきれいな、自分たちでできる風情をかもし出していく、そういうことを参考にしながら、宿毛市が本当に豊かで、自然豊かで、人情味のある、すばらしい元気都市になっていくことをしっかりと願いながら、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（菱田征夫君） おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○副議長（菱田征夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時23分 延会

平成19年
第1回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第7日（平成19年3月13日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- · · ----- · · -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- · · ----- · · -----

3 出席議員（17名）

1番 浅木 敏君	2番 中平富宏君
3番 有田都子君	4番 浦尻和伸君
5番 菊地徹君	6番 寺田公一君
7番 菱田征夫君	8番 宮本有二君
9番 濱田陸紀君	
11番 西郷典生君	12番 岡村佳忠君
13番 佐田忠孝君	14番 田中徳武君
15番 山本幸雄君	16番 中川貢君
17番 西村六男君	18番 岡崎求君

----- · · ----- · · -----

4 欠席議員

なし

----- · · ----- · · -----

5 事務局職員出席者

事務局長 福田延治君
次長 小野正二君
議事係長 岩本昌彦君
調査係長 乾均君

----- · · ----- · · -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
助役 西野秋美君
収入役 中上晋助君
企画課長 岡本公文君
総務課長 出口君男君

市民課長	松岡繁喜君
税務課長	美濃部勇君
会計課長	夕部政明君
保健介護課長	西本寿彦君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	谷本秀世君
産業振興課長	茨木隆君
商工観光課長	有田修大君
建設課長	豊島裕一君
福祉事務所長	岡添吉見君
上下水道課長	頼田達彦君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長職務代理者	西尾諭君
教育次長	
学校教育課長	小島正樹君
生涯学習課長	
兼宿毛文教センター所長	高木一成君
学校給食センター所長	近藤勝喜君
千寿園長	尾崎重幸君

----- · · ----- · · -----

午前10時00分 開議

○副議長（菱田征夫君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

6番 寺田公一君。

○6番（寺田公一君） おはようございます。

6番、一般質問を行います。

まず、地域情報化について、地上デジタル放送への対応について、お聞きをいたします。

2011年7月24日、現在の地上アナログ放送が終了して、デジタル放送だけになることは、毎日幾度となく放送されているので、ほとんどの市民は承知していることだと思います。

しかし、デジタル放送のすばらしさばかりが強調され、難視聴地域に対する対応について、よくわからないのが現状であります。

これまでも、私を初め、何人かの議員が質問をしてきたところではあります、そのためにも、SWANテレビが必要であるという説明も受けてきたところであります。

本年度中に、宿毛、平田局については、デジタル放送の試験電波を発信する予定になっており、電波を発信してみなければ受信可能なのか、不可能なのかがわからないというのが、現在の状況であります。

そこで、現在のNHK共聴施設、また自主共聴施設の現状を、どのように把握しているのか。また、その今後の難視聴地域に対して、宿毛市としてどのように対応していくのか、姿勢をお聞きいたします。

次に、携帯電話のエリア拡大についてお聞きをいたします。

現在は、市民の2人に1人が携帯電話を持っているというような時代になっております。宿毛市でも、市内でも、整備が進められてはおり

ますが、携帯の普及に伴って、公衆電話の設置台数は年々減少しているのも事実であります。

携帯電話を持っていない方や、携帯電話を利用できない地域の方々にとって、大きな問題になっております。

特に人口の少ない地域は、利用台数も少なく、整備がおくれているのが現状であり、地域に住んでいる方々はもとより、その地域を往来する方々にとっても、大変大きな問題であります。

また、現在、危惧されております近い将来、必ず起こるといわれております南海・東南海地震の発生時における通信手段としても、必要不可欠なものと考えております。

宿毛市として、現在の状況をどのようにとらえ、整備に対して、どのように対応していくのかをお聞きをいたします。

続いて、道路問題について、お聞きをいたします。

現在、愛媛県に向かう道路は、国道56号線と海岸を通る宿毛城辺線、そして県道宿毛津島線があるわけですが、実質的には56号線1本であるというふうに言ってもいい状態であると思います。

以前からこの問題については取り組んできたわけですが、県道4号線宿毛津島線については、国道56号線の補完路的な要素が強く、特に近年、愛媛県側については、ほとんど改良が終わり、高知県側の約6キロを残すだけとなっております。

愛媛県側の改良が進んだことによって、56号線を利用するより、約30分近く時間短縮ができるということで、この路線を利用する車も年々増加しております。

加えて、先ほども言いました地震発生時においては、救援隊や救援物資といった輸送にも、物資の輸送にも重要な路線になってくると考えております。

現在、篠山登山口までの改良は着手をされております。先ほど申しましたいろいろなことを考えると、残された5キロについても、早急に改修されるべきであるというふうに考えますが、宿毛市の対応についてお聞きをいたします。

最後に、市道の維持管理についてお聞きをいたします。

現在、市内全域に多くの市道があります。その維持管理について、担当課の職員が大変努力をしていることは承知してはおりますが、住民生活に密接にかかわる道路であります。

特に、人口減少の激しい地域につながる路線については、路肩の草刈りや路面の補修といった、維持に苦慮している地域もございます。市道の維持管理について、基本的な方針をお聞きして、1回目の質問を終わります。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） おはようございます。市長、寺田議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に地域情報化についてでございますが、共聴施設への地デジ対策についてでございます。

現在、全国の県庁所在地では、地上デジタル放送が開始されておりまして、19年度中には、本市の2局の中継局からも発信されるというふうな予定にはなっております。

共聴施設でございますが、これは本市にも十数カ所ございます。これは大きなところ、小さなところ、個人的に入っているという形でもあります、デジタル放送受信に際しては、何らかの改修作業が必要ではないかというふうに考えております。

本市の2局も、先ほど寺田議員ご指摘のとおり、中継局から発信されて、どこまでが入るのか、これがやってみないとわからないような状況でございます。そういうふうな話を聞いてお

りまして、そこから外れたところについては、共聴施設を改修していくというふうなことが必要だというふうな形で思っております。

施設の設置改修につきましては、本来、放送事業者と受益者の負担というのが原則でございますが、施設規模等によりまして、受益者の負担が過大となる場合、そういう場合もございますので、総務省におきまして、辺地共聴施設のデジタル化支援としまして、補助制度が創設されております。

現在、補助要綱等を作成しているところであるというふうに、説明会において報告がありました。

ただ、この補助要綱を作成しているというところの説明会の中でも、我々、少しうわからぬ部分がまだございます。

先ほど申しました放送事業者と受益者の負担というところが、原則と言いながらも、ここに行政側というふうなことも入ってたり、その辺がちょっとわからない部分がありまして、担当の方が問い合わせもしております。

また、今月の28日にも説明会が開催されるというふうなところでございまして、その席で詳細な説明がなされると思っておりますので、この国の補助制度を活用した取り組みを、我々もしていきたいと、このように考えております。

また、本市には、先ほど寺田議員もおっしゃいましたケーブルテレビ局が開設されておりますので、ケーブルテレビ局による対応についても、積極的に取り組んでいかなければいけない。ケーブルテレビが配線されてないところについては、共聴施設等で対応していかなければいけないというふうな形になろうかと思います。

続きまして、携帯電話のエリア拡大についてでございますが、17年度には、総務省の補助制度を活用しまして、寺田議員にも地元として大変なご協力をいただきまして、坂本地区に移

動信用鉄塔を建設しました。そしてまた、平成18年度には、携帯電話事業者によりまして、福良、石原地区にこれが建設されまして、受信エリアの拡大は図られております。

今後、受信困難地域であります楠山地区につきましても、時期は未定でございますが、楠山にはキャンプ場もございますし、これは住民の人数ということではなくて、ほかからの入れ込み客のこととも、やっぱり考えなきやいけない。

非常時に、例えばキャンプ場にたくさん的人がいたとき、どうやって連絡とるんだというふうなこともありますので、現在、場所も含めた検討をしているとの回答をいただいております。

引き続き、早急な整備着手についての働きかけをしてまいりたいと思っております。

次に、道路整備でございますが、県道4号線、宿毛津島線でございますが、宿毛市と愛媛県宇和島市を結ぶ主要地方道で、将来、起きると予想される、地震時の輸送ルートを確保するための緊急輸送道路ネットワーク計画に位置づけられた重要な路線というふうな位置づけになっております。

現在、ダムのつけかえ道路の終点から、篠山登山口までの1.1キロを整備中でございまして、同区間の北久橋から上流は、地域の地形とか、道路の利用状況等を考慮しまして、1.5車線で整備をして、工事の進捗を図っておるところでございます。

篠山登山口から愛媛県境までの、これが約5キロが未改良区間でございますが、この整備につきましては、宿毛市の、昨日も小筑紫のバイパスもございましたが、宿毛市の取り組むべき重点事業に位置づけております。

平成18年度も、県土木や高知県議会の企画建設委員会を初め、関係各機関に要望を行っているところでございます。

次に、市道の関係でございますが、現在、市道が752路線、延長約374キロメートルを維持管理をしております。交通量の増大とか、古くなった道路でございまして、維持修繕箇所も年々増加しております。

この維持管理についての基本的な方針でございますが、これは、緊急性、安全性等、そして優先度を考慮して、計画的に対応しております。財政状況は大変厳しい中ではございますが、交通量の少ない市道路線について、路肩の草刈りとか、路面の維持について、まだまだ十分な対応ができないところがあろうかと思いますが、地域の方々と協働した形で、できるだけ地域の皆様のニーズにこたえられるような対応をしてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） 再質問を行います。

まず、テレビ放送に、地上デジタルへの対応についてですが、なかなかわかりにくい、まだ國の方針が不透明な部分が多いということで、これまでそういう話もずっと聞いてきたわけですが、今度、28日ですか、説明会があるということですので、できるだけその内容的な部分がわかれれば、早急に市民に、対象の市民に伝達もしていくと。

2011年7月24日というと、あと4年ちょっとあるんですか。ただ、この時期に、全国でこういう共聴施設がかなりあると。事業者に聞くと、なかなかいっぺんには間に合わんのじゃないかというふうな話も聞いたことがあります。

人口の少ない地域、特に楠山の奥に、まだ出井というところもありますし、還住藪というところもあります。奥下藤、京法といったところもあります。人口が少ないとところにとっては、テレビの見えない、特に高齢者ばかりのところ

もありますので、そういうところにとって、情報源はテレビだけというようなところもあります。そういうところに対しての対応を、ぜひ、市として、行政として取り組んでいただきたいというふうに考えております。

次に、携帯ですが、時期的な部分はわからぬにしても、楠山地区に場所を検討しているということです。これも、ぜひ早く、決まれば地区と、場所の選定等話し合えるように、地区におろしていっていただきたいというふうに考えます。

次に、道路問題ですが、市長の行政方針の中に、出井の甌穴などを生かした観光ルートというふうに出てます。

これ、やはり市長としても、以前聞いたことがあると思うんですが、全国でも有数の甌穴であるというふうにとらえているようですので、こういう観光面も前面に出した形で、県とも話ををしていただきたいというふうに考えます。

それと、1. 5車線という改良方法ですが、現在、篠山登山口から出井の県境までの間、何カ所か緊急対策という形で改修がされています。

ただ、山ののり面のもとと言いますか、道路幅がほとんど現状のままで改良されずに改修されていると。広く全然なってないんですね。

車のよけ違いが、そこの改良した部分でなかなかできないというのが、現状であります。これは、愛媛県の考え方とちょっと違うようですので、これらあたりが、なかなか往来する人にとっては危険な道であるというふうなとらえ方をされているようです。

この部分、やはり市としても、もうちょっと改良、同じ金をつぎ込むのであれば、50センチでも1メートルでもいいですので、現状よりもちょっと広くしていくということを働きかけてみてはどうかと思いますが、考えをお聞きしたいと思います。

次に、市道は、ぜひこれ、少ない予算で大きな仕事をするという部分でいえば、地域と協働の中で、地区が作業をすると。物資を市が見るというような形をとれば、1メートルしか伸びないところが2メートル、3メートルと伸びていくようなことができるんじやないかというふうに考えますが、市として、そのようなことができるのかどうか、そこらあたりもお聞きしたいと思います。

以上で再質問を終わります。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、寺田議員の再質問にお答えをいたします。

地デジ対応でございますが、これ、3月28日の結果、前回の報告会の結果というよりも、今回が、結構詳細にくるんじやないかと。こちらからも問題提起をしておりますので、28日には、その答えなんかも出るんじやないかなというふうなつもりであります。

わかりやすい説明にしていただいて、ぜひ、早い時間に、市民の皆様にお知らせするような形をとりたいというふうに思っております。

これについては、総務省に、私どもも、実は隣の四万十市長も、やはり西土佐村を抱えた関係で、これは西土佐の方が、非常に難視聴ということでございまして、一緒に行きまして、総務省の局長の方とも、30分ぐらい直談判をして、ぜひこういうことは、我々地デジに移行して、これが映らなくなったら、これはもう、本当に暴動も起こるぞというふうなことも、我々は言ってきたわけでございますので、その2011年の7月のときに、1件たりとも、これ1件でもこれが見えなくなるということがあると、非常に地域にとってはマイナスの効果の方が大きいものですから、そういうことも言ってきたわけでございます。

それから、楠山地区の携帯の鉄塔関係でござ

いますが、ぜひ早急に、今も働きかけはしておるわけでございますが、地区とも建設予定地等の検討もしてまいりたいというふうに思います。

一定の筋が見えましたら、すぐに地区に入つて、どういうところにということで、話をしままいりたいというふうに思います。

それから、1. 5車線が、県道4号が1. 5車線になってないんじやないかというふうなご指摘でございます。私どもの方とも、県の土木とも、一応、話をしまして、きょうの寺田議員のお話も踏まえた中で、安全性についてどう考えるかというふうなことも聞いてまいりたいというふうに思います。

また、次の機会でも、わかりましたらご説明をさせていただきたいと思います。

それから、市道の維持補修でございます。県道とか国道が整備されるたびに、その古いところを払い下げられて、市道が非常に延長が長くなっているところもございます。また、交通量の少ないところの草刈り等、それから簡易な舗装とか、いろんな材料費を提供してはどうかという話でございます。

これ、以前にも何かの折に答えたと思いますが、皆様との、地域の方々の協働の中で、材料費を提供してできるものであれば、そういう形でとらせていただきたい。地域の皆様にもご協力願って、維持管理をしていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） 大体わかりましたが、最後に1点、ケーブルテレビについて、今後の話の中で、国の有利な補助が、例えば得られて、ケーブルテレビが延長できると。その中で、行政が事業主体になるとかいう部分がもしあれば、そういうケーブルテレビの延長という部分を、市として考えるのかどうか、この部分をお聞き

したいと思います。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、寺田議員の再々質問にお答えいたします。

ケーブルテレビ、今のところ、行政の方で経営していくという考え方、今のところもっておりませんが。

ただ、今のケーブルテレビ会社が、今、4,000ぐらい入っていただければ、大体、経営軌道に乗りますので、そういう形になれば、少しづつ延長はしていけるというふうに思っておりますし、ただいまの状況では、第3セクターという形になっておりますので、このケーブルテレビ会社に、市民の皆様に一人でも多く入っていただきたい。

地区によって、地区全体で入っていただいて、ご協力をいただいているところもございますし、当面は、このケーブルテレビは4,000を確保するという目標をとにかく立てて、それから延伸をしていくというふうなことを思っております。

また、地区によって、先に説明をして、入っていただくという確約をとつてから、このケーブルを延ばしていくというふうな対応も必要じゃないかなと、いうふうなことで思ってます。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） ありがとうございます。

大体の部分がわかりましたので、私の一般質問を、これで終わります。どうもありがとうございました。

○副議長（菱田征夫君） 3番有田都子君。

○3番（有田都子君） おはようございます。3番、一般質問をいたします。

日本語の中で、最も美しい言葉と言われる

「ありがとう」に、もし形があるとするならば、それを緋縞縄のふろしきにそっと包み、携え、この8年出会わせていただいたすべての人に感謝の思いをこめて、今、ここで静かにひも解きたい、そんな思いを胸に、2期目最後の一般質問の場に立たせていただいております。

お教えいただきましたこと、お支えいただきましたこと、励ましをいただきましたこと、本当にありがとうございました。

質問に入らせていただきます。

まず1点目。道に清掃の文化を根づかせることについて、市長の思いをお聞きいたします。

清掃の文化という言葉は、以前、一軒一軒が自分の家の前の道を美しく保とうという趣旨の質問をさせていただいた折にも出させていただきました。

飛驒に昔からずっと受け継がれてきた心、いつ、どなたが、どこから訪れても、すがすがしく、気持ちよく歩いてもらえるよう、道路を掃き清め、打ち水をしておくという、清掃を通じてもてなす心を示す言葉、清掃の文化が飛驒の高山には生きていることを、数年前の行政視察の折に知ることができてより、私にとって、大切な言葉となっております。

しかし、私は、飛驒の高山の道を含めた町の美しさを知る以前に、清掃の面において、深く頭を垂れるほどの感銘を受けた経験をいたしております。

10年前、友人のお招きにより、イギリスに3週間身を置き、各地をめぐる機会を得た折、美術館、博物館、城、寺院等々の建造物、何百年も昔のままの古き町並み、自然の保存、広大な公園等々の見事さ、壮大さに圧倒されたことはもちろんですが、何よりも、頭を垂れるほかないほどに深く感じ入ったのは、イギリス住民の古きよきものを残し守ろうとする姿勢。街路にごみ一つとして落とすことなく、心地よい環

境を守ろうとする姿勢でした。

教えられることのなんと多かったことか、今、改めて思い起こしています。

我が宿毛も、歴史と文化の香る町とうたい上げています。とするならば、この宿毛にも清掃の文化を根づかせるために、市民、行政一丸となって、捨てない、拾おう、咲かせようの心を持って、今以上の宿毛市内の道を中心とした場の清掃、清掃活動体制を高めていきたいと考えます。

そして、その姿を大人がしっかりと示すことは、子どもたちに無言の教育となり、清掃の文化がおのずと引き継がれていくことになるはずです。

四国遍路文化を世界遺産にという大きな目標を抱いている今、お遍路さんに気持ちよく歩いてもらえる道を、豪華客船から降り立ったお客様に散策していただいて恥ずかしくない道を、その他さまざまな目的でこの宿毛を訪れる人たちの安らぎのためにも、市民の皆様への啓発運動も含めて、より前向きな清掃活動のための先達として、ご努力いただきたいと願われます。

お考え、具体的な施策をお伝えください。

2点目、旧高知銀行の活用について、市長にお聞きいたします。

早稲田の母といわれる小野 梓氏は、中庸、高潔、博愛、奉仕等、およそ人間としての最高の品性、知恵を有した人物であったがゆえに、早稲田大学の梓氏に寄せる敬意の流れは絶えることがなかつたといえましょう。

その敬意が、小野 梓という人物を生んだこの宿毛の地との縁となり、梓立祭、梓公園、旧高知銀行寄贈という歩みを進めていただいたという現実を知るとき、一人の人間がどう生きて、どう社会に作用するかという意味の深さを痛感せざるを得ません。

この高知銀行の建物の活用について、質問さ

せていただきますことには、おこがましい思いも否めないながらも、市民の多くの方々の声を受けたこと、また、私自身の思いもあり、提案の形をとらせていただきます。

結論的要望としては、この建物を壊すことなく、有効活用していただきたいということあります。

世代間交流の場、青少年の心の育成の場、子どもから高齢者までの幅広い作品展示の場、映画、講演会等の催しごとの場、昔遊び伝承の場、民具の展示としての場、水害時の避難の場等々、その活用の道筋は数多く生まれてくるはずです。

もちろん、この建物の方向ということについては、早稲田大学側の意向の把握も重要なことでありますし、小野 梓記念館的色彩を確保することも当然であります。しかし、相当の広さを有するこの建物を、多目的に使用できる場として残し、活用していく方向性をお考えいただきたいと思います。

現段階での市長としてのお答えを求めます。

3点目、いじめゼロに向けての取り組みについて、教育委員会へお尋ねいたします。

オギヤーと生きてきたみどりごの命の灯火を守るために待っているものが、赤ちゃんポストとは。そして、育ちいく過程においても、子どもたちに虐待、いじめなるものが待っていたとしたら、小さな子どもたちの心の大きな大きな悲しみのふるえを思うとき、いても立ってもいられない思いがいたします。

このままではいけない。今、何が人間に欠けてきたのか、どういう日本になってきたのか、個々人が、一人一人の大人が立ちどまり、しっかりとこの重い課題に立ち向かわねばならないときに来ていると思われてなりません。

多くの課題の中、意図的に人にいやな思いをさせることと定義されるいじめ、それも小中学校においてのいじめなるものが、限りなくゼロ

に近づいていくための道を求めて、質問させていただきます。

昨年、当市にても、ご講演いただいた夜回り先生こと水谷 修氏は、今、大人社会のイライラが子どもにぶつけられ、イライラのはけ口にされ、子どもたちは、子どもたちの心は救われず、自分を見失い、苦しんでいる子どもが増加していると伝えています。

大人から子どもへのいじめが、そして子ども同士の中に生まれるいじめが、子どもから笑顔を奪い、学習意欲を奪い、ひいては最悪の方向へ進んでいくことになる。ストップいじめに動かなくてはならないのです。

もちろん、当市の小・中・高においても、教育委員会としても、この問題に真剣に向かっていくお心あります。現在の各校の状況、そして対応について、お伝えいただきたいと思います。

以上で最初の質問を終わります。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、有田議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に、道に清掃の文化を根づかせるということでございますが、なかなか、非常に難しい問題でございます。いろいろ、これは、やはり人の道徳律に訴えかけなきやいけない問題であろうかと思います。

よく、他のところでは、ポイ捨てだめだよというふうな条例をつくるとか、こういった行政としての法律みたいな形で縛るというふうなところもございますが、私はそういうことには、ちょっと向きたくない。やはり、人の心に訴える問題につきましては、啓蒙していくということしかないのではないか。

これはまた、小さいころからそういうことを親が教えていかなきやいけないし、親が率先して清掃する。自分の庭先でいいと思いますよね。

家の中もさりながら、公共の場所たる道路であるとか、溝であるとか、そういうことも非常に必要なことだと思います。

市では、昨年、一昨年までは年に1回のクリーンデーをやっていったわけなんですが、これは1回では少ないのではないかというふうなこともございまして、2回にしております。

ただ、本当に残念なことに、クリーンデーのときにも、昨年1日でごみが16トンだとか、かなりの、46トンですか、そういういたごみが拾われると。本当に、いわば情けない話なんですが、そういういたところにごみがたくさん落ちているということは、日ごろから皆さん協力して、気をつけてごみを拾っていれば、そういうクリーンデーのときも、ああ、きれいだったねというふうなことで済むわけでございますが、なかなかそこまでいってないのが実情でございます。

行政として、できることは、汚れたところはきれいにしなきゃいけないというのは、まず第一でございますが、ぜひこの場を借りましても、せっかくの有田議員のお話の中で、清掃の文化を根づかせようじゃないかという呼びかけというふうに私も承っておりますので、できれば市民の皆様が、ちょっと汚いところ、ちょっとごみが落ちているところをひとつ拾おうかというふうなことをやっていただきたい。

そしてまた、昨年は、秋のクリーンデーには小学生から中学生、高校生まで、こういった生徒さんも参加してくれました。こういった大人がやる行事に対して、きれいにしようという気持ちを学校でも持っていただけるということが、これから宿毛市の清掃の文化に発展していくんじゃないかなと、こんなことを実は思っております。

そして、次に高知銀行の活用でございますが、これは、壊すな、多目的に有効活用せよという

ご提案でございますが、実は、私も高知銀行の今あるところに入ってみて、最初は残して、これ有効活用、もったいないと思いましたので、入ってみたんですが、なかなかこれは有効活用できるような施設でないんじやないかと。

というのは、中へ入りましたら、もう壁がボロボロ落ちております。例えば、先ほどの話もありました、イギリスの古い建物とか、路面とかいう話もありました。ああいった石造りで、昔からの頑強なもので、きちんと建てているものであれば、これは何十年というふうなことでも、いっぱいもつと思いますが、モルタルの部分とかが、もうボロボロはげてたり、非常にもろくなっているんじやないか。

これ、耐震設計されているかどうかは、まだ確認をしておりませんが、そういった、多分、経年の変化プラス、地震等のときに、壁なんかが落ちてきたんじゃないか。ひび割れがあったんじゃないかなと思われるんですが、そういういたところが見受けられまして、先だっての梓立祭のときも、奥島先生がお見えになつたので、早稲田大学との話し合いで、いろんなことを決めていこうということで、これを残した場合と撤去した場合ということで、宿毛工業高校の生徒さんにもいろんな絵をかいていただきまして、その絵をかいていただいたり、活用策、有田議員が今おっしゃった活用策なんかも入っておりました。

そういうものを、早稲田大学に、総長のところに持つていまして、こういう高校生からの提案もございますということでお話はしておりますが、なかなか結論的には出でていない。

そして、先だって、奥島先生がお見えになつたときに、私が中を、担当の課長と一緒に見に行つたことを話しましたら、じゃあ、壊さざるを得ないのかなというふうな話がありました。

なお、これは建物のことですから、私は専門

家でございませんので、一度やはり、これが耐えられる物かどうか、その調査もやっぱりしなきやいけないというふうに思います。

これは、耐えられないものであつたら、やはりこれは取り壊さないと、かえって危険でございますので、そのまま有効利用ということには、なかなかまいらないかなというふうなことを思っております。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 教育長職務代理者教育次長。

○教育長職務代理者教育次長（西尾 諭君） 教育長職務代理者教育次長。3番、有田議員の一般質問にお答えをいたします。

いじめゼロに向けての取り組みについてということでございます。

最近、いじめにより、子どもたちがみずから命を絶つという痛ましい事件が相次ぎまして、大きな社会問題となっております。

文部科学省からは、いじめ問題への早期発見、早期対応への取り組みの徹底を図っていくよう、通知が参っております。委員会としても、大変苦慮しておるところでございます。

ご質問は、いじめ対策についての学校の取り組みについてということでございます。学校では、生徒指導、担当者や各学年担任と、心の研究部会を設置し、情報の収集やいじめ防止対策について、具体的に提案し、全教員でいじめ防止へ取り組む対策を研究するなど、指導体制の整備に努めておるところでございます。

また、スクールカウンセラーとの連携を図り、早期の情報収集に努めるとともに、アンケート調査の実施や相談箱を設置するなど、児童生徒の悩み相談体制の充実を図り、いじめに対する早期発見に努めておるところでございます。

さらに、児童生徒への気配りや、声かけを日ごろから常に心がけ、教師全体で共通の認識を

持ちながら、これからもいじめ等の問題に対し、学校だけの問題としてとどめるのではなく、家庭、PTA、教育委員会、子ども支援ネットワーク委員会など、関係機関等と連携を図りながら、未然防止に取り組んでまいりたいと、このように思っております

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 3番有田都子君。

○3番（有田都子君） 3番、再質問をいたします。

1点目の清掃に関する点につきましては、昨日も同僚議員のごみの問題等について、出されましたことを受けますと、重複の感も否めませんで、申しわけなさもありましたが、3点にわたりまして、温かいお答え、ありがとうございました。

1点目の道の清掃の文化を、いわゆる条例やもろもろの罰則でくくることなく、心の問題、心の啓発の方向に動いて、ぜひとも美しいまちづくりを、道づくりをという市長の心を伝えていただきました。

この道のことにつきまして、先ほど、前段では、1回目の折には、余り触れませんでしたけれども、四国遍路文化は、10年内には必ず世界遺産に登録されるであろうと。これは、先日、高知において、世界遺産の選定にもかかわっております広島の古田陽久さんという方の講演がありまして、参ったわけですけれども、それが、その折に非常に前向きな方向性というものをお伝えいただいたわけですが、しかし、その陰には、行政の努力と、そこにかかわる市民の、住民の熱意が、その時期の早さを決めるところがありました。

結局、住民の、例えばその清掃に対する行動とか、思いとか、そうしたお遍路さんへの温かいお接待の心とかが、もろもろ大きく動いたときに、そして行政がそのリード役となって、

そもそも遍路文化への心を傾けたときに、世界遺産への暫定リストへの方向性が見えてくると申されております。

別にその世界遺産の遍路道のみにこだわるわけではありませんが、どうにかして、何とかして、ごみのない、ごみの少ない美しいまちづくり、道づくりに行政、市民が一体となって努力したいものだと願われてなりません。

私、車にごみのちり袋を積んでおりまして、時々目につきますと、車を安全な場所によけて拾ったりもしておりますが。私、これは差し出がましい提案かもわかりませんが、ごみ袋と仲よしドライブ的に、全職員の皆様、ごみの袋、小袋でもよろしいですがお積みいただいて、気のついたときにお拾いいただくという、リード的な、清掃のリード的なお役目をしていただきたいという思いもしております。

そして、子どもたちに、今、市長も申されましたように、環境教育の一環として、学校にこのごみの問題についてどう考え、どう思うかという投げかけをしきりにしていただく中で、標語なり作文なり詩なり、そのごみを見詰めたものを、子どもたちに書いて、考えていただいて、例えばその標語を何か1つの紙に、何百枚かの紙に刷って、それは世帯数に、私は配りたいということですが、ごみの袋を、例えば小袋を10枚が無理なら5枚でも、各世帯に、その子どもたちから集まった標語なり、ごみを見詰める言葉なりを添えて、各世帯に配布する。

それは別に、ごみの袋をあげるから掃除をしなさいという威圧的なことでも、横着な観点からでもなく、今の家計への1つのおもいやりの意味も含めて、ごみの袋を5枚でも10枚でも援助していく中で、その清掃の文化を根づかせるための1つの方策として、子どもたちの標語なり思いの何かを印刷されたものを添えて、各家庭に配るというのも、1つの方法かなという

ことなども、小さい、具体的な思いですけれども、しております。

ともかく、気づいたらごみの袋を、弁当の食べかすが市の公園などに散乱しても、横目で見て通り過ぎるということのない市民がふえてほしい。そして、1つでもちりを拾っていこうという市民がふえていくための啓発活動をするための、さらなるご検討をお加えいただきまして、ご努力いただきたいと思いますが。

先ほど述べさせていただきました小さな提案について、市長が何か思うことがございましたら、お伝えいただきたいと思います。

それから、2点目の高知銀行の活用でございますが、今、文教センターが非常に利用者の数の増加により、もちろんの長期的な利用が非常に難しいくらい、過密的な状況になっているということも伺っております。

また、子どもたちが心の悲しみを抱えて、駆け込んでいける駆け込み寺的、この言葉は余りふさわしくないかもしれません、夜、非常に心の寂しさを抱えて、夜の町を徘徊する子どもたちが、もしいたとしたら、その立ち寄るさきの、心の休める場所の役目としても、その場が提供されるという意味においても、もちろんの形において、この活用は、私は本当に必要ではないかと思います。

ただ、今申されたように、その建物が耐え得る形なのかどうかということは、大きな課題でありますから、早急なる、その建物の耐震、もちろんの状況を把握していただいて、専門家にゆだねて、把握していただいて、私は、一度壊してしまえば、それは取り返しのつかない形になると思いますし、今、建物の公共的な、そういった本当にもちろんの会合をもつ場、そしていろんな形の催しの場の、少ないこの宿毛において、やはりできるだけこれを残そうという方向性というものを前提においたご検討をいただ

きたいと思うわけです。

私、以前、法務局が東西南北の地点から、一番いい場所で、そこがあいている状態でありましたので、あそこを何か利用できないかということで、中村の法務局の方にも行ってお話をさせていただきましたが、土地と建物との管轄の省庁が違っているということで、市に安い値段で、安く買っていただきたいということの以外の借用、借りるということが非常に難しい状況でありまして、私もそのころ、林邸の問題も抱えておりました関係上、ここで一般質問に出すことなく、提案することはなかったわけですが。

ともかく、今、もうもろの、これだけ心の荒れ、そしてもろもろの形で問題の起きている、この今の世において、さまざまな場所で語り合い、伝え合い、話し合う、そういう場が、そういう場所が非常に欲しいと、そういうふうに思う中で、この建物が利用できたらどんなにいいのかと、私も思うことがあります。

私も実は、中を見せていただきましたが、壁面、床、もうもろはげた形で、余り、今すぐ使っていくという状態ではないことは承知もいたしましたけれども、どうか耐震的な面で耐え得る形であるかということの点において、お調べいただいた後は、できるだけ活用できる方向でご検討いただきたいと。

これは、今ここで、最初に出させていただきましたことでもありますし、今ここで、どういう結論、どうしてということの結論めいたことはお話しするつもりもありませんが、どうか活用の方向性というものを先に見据えてのご検討をいただきたいと、重ねて申し上げさせていただきます。

それから、3点目のいじめの件でございますが、いじめは、いじめも虐待も、そして養育放棄も、その最終、行き着くところは3歳児までの心の不安定によることが多いと、心理学上、

もうもろの学術的にも言われております。

しかし、人間であるがゆえに、家庭や、幼いころに受けた、かかわられた人以外に、出会えた人々によって、子どもは変わっていくという可能性があるというところも、また人間であるかと思います。

その面において、教育の、そして教師の、そして地域の人々の思いやりある態度や心が、どれだけ子どもに作用するかということになると思います。

その面におきまして、私は1つの提案でございますが、学校内でももろもろ、先生方もご苦労なされて、検討されているということはよく承知しましたけれども、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校の縦の関係の機関の子どもの心を見据えた問題に対して、縦の関係でのご協議、お話し合い、そして課題に向かっての思いなどを語り合う、そういう機会をぜひとも持つてほしいと思います。

単なる小学校、中学校、それぞれの形でなく、すべて行き着くところ、幼いころにかかるといふこともありますし、そういった面での縦の関係の機関の話し合いをもっていただきたいと思います。

私、先日、この問題については、非常に開かれた学校づくりの宿毛中学校の委員の方にかかわさせていただいておりますが、子どもたちも、非常にこの問題については、1つの言葉をテーマとして、自分が受けいやなことを相手にすることはしてはいけないということのテーマでもって、いろいろ子どもたちも協議をしているということなども伺っておりますけれども、今、いろんな機関で、本当に温かい心づくり、そして人との温かいかかわりを求めての道を探る動きは、確かに出ております。

今言いましたように、そういった意味で、教育委員会として、今の縦の関係の点についての

ご協議について、どう思われるかということを、1点お聞きいたしまして、市長の最初の、私のささやかな提案に対してと、今の点について、2番目の質問についてはご答弁は求めませんが、再質問の形でお答えいただきたいと思います。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、有田議員の再質問にお答えをいたします。

いろいろ、拾って歩くというのが、お話をされました。私は、拾って歩くというのも大切だと思いますが、ごみを捨てないということの方が、まず先じやないかと。

きのうもご質問議員がありましたけど、不法投棄の問題であるとか、そしてまた、土手の清掃しておりますが、本当に生活ごみを草むらの中に捨てている。瓶、缶、いろんなものを投げている。

これ、やっぱりいちいち拾っている。これがクリーンデーの16トン、40何トンにつながっているんじやないかと。

やはり、捨てない、ポイ捨てというのは、これはしちゃいけないと。ごみは自分のポケットにでも入れて持って帰ってくれというふうな気持ちを、まず持っていただきたい。

その上で、やっぱり捨てられたごみを、また拾っていく。散歩の途中にごみ袋を持って、いろいろ拾って、してくださる方も、市民の方にはおられます。こういう方ばかりだと、ほとんどもうごみはないような状態になろうかと思いますが、なかなかそこまでは、皆さんいけません。

ささやかな提案という形で、有田議員からも今、提案がございました。それもまた、1つのとるべき施策だというふうにも思っておりますし、いろいろなことを、やっぱりごみのポイ捨てをやめてほしい。そして、捨てられたごみをみんなで拾って歩こうじゃないかということも

大切、そういうことはみんなで、全体として、ごみが町にないような状況をつくり出すことが、一番の目的だろうというふうなご提案と承っておりますので、そういうこともみんなで呼びかけていきたいなという気はいたしております。

それから、高銀の跡地の問題は、ご提案として承っておきますが、なかなかあの状況では難しいというのが、今、私の感じでございますが、それは先ほど申しましたように、専門家に見ていただいて、危ないものを、これはおいとくわけにいきません、これは。地震が来たら壊れますよ、耐震補強をしなさいよというんじや大変な話ですし、これは、壊すにもお金が要ります。非常な、高額なお金が要りますし、改修するにも、またお金が要ると思います。

咸陽小学校、今年度、19年度耐震補強をやらせていただきますが、あれで5,000万というお金が要るわけでございまして、だから、どういった形をとれば一番いいのか。これを残しておくのがいいのか、安全性を考えなきやいけないし、改修も要ります。そして、壊すにしても、またお金が要ります。

こういった両面で、いろんな面から、やっぱり検討していかなきやいけない問題だというふうに、私自身は受けとめておりますので。

お話の、ご提案の向きはお聞きしておりますので、十分そこの辺は配慮した形で、対処をさせていただきたいと、このように思っております。

○副議長（菱田征夫君） 教育長職務代理者教育次長。

○教育長職務代理者教育次長（西尾 諭君） 教育長職務代理者教育次長。3番、有田議員の一般質問の2回目の質問にお答えをいたします。

いじめゼロに向けての取り組みについて、いじめ、虐待等、不登校も含めてでしょうが、保

幼小中、縦の関係についてということでございます。

宿毛市教育委員会といたしましても、市内の小中学校に対して、いじめに対する認識を再点検してほしいということで、その徹底を図ったところでございます。

平成12年度に、宿毛市教育研究所を中心といたしまして、宿毛市生徒指導総合連携推進会議という部分を設立いたしまして、いじめ、不登校、虐待、問題行動等について、各学校、地域、子ども支援会議及び関係機関と連携を図りながら、その予防と解決に向けて取り組んでおるところでございます。

この生徒指導総合連携推進会議は、民生児童委員さん、PTA連合会、警察、それから児童相談所、保健介護課、医療機関、スクールカウンセラー、それから福祉事務所の家庭相談員、あるいは学校、そして保育所、さまざまな機関から集まりまして、いじめ、不登校、虐待等について、調査研究、あるいは相談、具体的な対応については、宿毛市子ども支援ネットワーク委員会という部分で、それぞれの事例について、具体的な対応、あるいは児相への相談、強制措置も含めて、児相への相談等も対応しておるという状況でございます。

よろしくお願ひします。

○副議長（菱田征夫君） 3番有田都子君。

○3番（有田都子君） 1つ、1点目の点において、再質問を含めて、再質問とさせていただきますが、再々質問ですか。

ごみの問題は、いろいろこうして出させていただきますけれども、環境課が中心となって、花いっぱい、花街道みんなできれいにする事業ですか、非常にそういうことの取り上げもありまして、以前よりは、道を歩くときに美しさを感じるような思いもいたします。

私、出させていただきましたのは、本当に徹

底して美しい町をという思いもあって、さらに出させていただいたわけですが、今少し、先ほどの提案の中で、ごみの、ちりの袋を各世帯に配って、それが1つの行政としての、市民の皆様への思いやりの形として、標語などを添えてお配りいただきて、そして、1つの動きの運動、清掃運動のきっかけというか、1つのそういうものにもしていただきたいなという、小さな提案、もう1つさせていただきましたが、それにちは、もちろん30円の、1枚30円の小さな袋であれば、それが10枚単位でしたら300円、それが1万強ですか、世帯数にすれば300万ぐらいかかるわけですし、5枚ずつに分けてあれすれば、150万くらいかかるわけですし、予算的な措置が必要となってきますので、そのことについては、今すぐここでご即答は無理かとは思いますけれども、その方向性についての質問に対してのお答えを、ひとついただきたいと思います。

それから、2点目の、これは再質問ではなかったので、もう申すことはできないとは思いますけれども、早急なる、そういう建物の耐え得る力というものをお調べいただいた上で、耐え得る力がある限りにおいては、本当に、できるだけ残していただく方向をお願いしたいと思います。

教育委員会の方にお聞きいたします。

総合教育連携の事業ですよね。その中に、もろもろの機関、保育園も入り、段階的な教育機関が入っているからということではございますが、それとはまた別に、本当に子どもたちの心の問題を見つめた、そういった会を、その機関だけに任すのではなく、やはり数多く、持ち得る限り、そういう話し合いの場、そして子どもの心育てについての、そういった先輩というか、指導者のお話を聞くと、もろもろの点の、そういう視点を持っていただきたいと思うわけです

が、その点、そのほかに今早急に、そういう段階的な機関との話し合いを持つご計画などはおありでないかということを、ちょっとお聞きしたいと思います。

総合連携事業にのみゆだねるのではなくて、いじめ、そして虐待、もろもろの面を含めた形の、別の形のそういう縦の関係の話し合いを持つご予定的なものを、教育委員会はお持ちでないかということを、いま一度お聞きしたいと思います。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、有田議員の再質問にお答えいたします。

学校の生徒にごみ等の関連する作文を書かせろという話も承りまして、その関連で、標語等を印刷したごみ袋を、各家庭に配ってはどうかというご提案を、市としてできるかどうかと。やるのかどうかと、その方向性を示せということでございますね。

これは、学校にこういったものの作文を書かせるというのは、教育委員会とも相談をしてみます。これは、先生方に、いろいろな話もしていかなきやいけない問題でございます。その上で、標語になったときに、袋を持たせる。各家庭に配るということにつきましては、ここでは、はい、やりますということでは、ちょっとお金にかかる問題も入ってきますので、そのところは、できるかどうかの検討をさせていただきたい。

これ、どうしても100万、200万、500万もかかるようであれば、先ほど、市道の維持管理とか、住民生活の交通の安全にもかかる、そういうもののとの優先度とか、いろいろなことをやっぱり、財政的なものを考えていかなきやいけないというのが、我々に課せられた課題であるというふうに思っておりますので、有田議員の今のご提案につきましては、少し財政的

なものもかかるものですから、まことに申しわけございませんが、ちょっと検討させていただきたいと、このように思っております。

○副議長（菱田征夫君） 教育長職務代理者教育次長。

○教育長職務代理者教育次長（西尾 諭君）

教育長職務代理者教育次長。3番、有田議員さんの一般質問の3回目のご質問にお答えをいたします。

保幼小中の関係で、縦の関係ということで、生徒指導総合連携推進会議は推進会議として、別の会をということですが、実は、生徒指導総合連携推進会議の中に、先ほど言いました宿毛市子ども支援ネットワーク委員会というのがあります。

そして、もう1つ、その組織の中に、宿毛市中学校区地域子ども支援会議というのがあります。これは、各中学校が拠点になりまして、例えば東部であれば、東中学校、それから平田小学校、山奈小学校、それから平田保育園、山奈保育園、それから貝礎保育園、こういう形の中での会もありますので、その中の議論は、当然、今もしていってますので、その部分を充実していきたいと、こういうふうに思っております。

よろしくお願ひします。

○副議長（菱田征夫君） 3番有田都子君。

○3番（有田都子君） 3点にわたる質問に対してのご答弁、再質問に対しての答弁、ありがとうございました。

日々、さまざまな課題に向かって、各課の職員の皆様、市長を初め、各課の皆様、日々本当にご努力なされている姿を承知しながらも、さらに温かい町、温かい宿毛市、そして美しい宿毛市、そして支え合う宿毛市づくりのために、さらなるご努力をいただきたいとの思い心に多くわき上がることにおいて、本日の3つの質問

をさせていただきました。

ありがとうございました。以上で質問を終わります。

○副議長（菱田征夫君） 14番田中徳武君。

○14番（田中徳武君） 14番、一般質問を行います。

ちょうど、私の取り上げるのは、森林の関係と生ごみを含めて、自然循環の関係でございますけれども、今、この緑の羽根をつけさせて、登壇させていただいております。

森林を大切に、自然環境を大切にという、ちょうど時期が適しているというか、そういう中でございますので、一生懸命、一般質問をさせていただきたいと思います。

私の第1点目の質問であります、森林資源を生かした企業誘致につきましては、非常に提言的な面が強いものでございますので、初めの話が少し長くなるかもしれませんけれども、よろしくお願ひいたします。

宿毛市の現状におきましては、昨日も同僚議員さんが、非常に今後の宿毛はどうなるのか。景気対策を含めて、何とかしなくちゃいけないという切々たる思いの質問が相次ぎました。

この格差にさいなまれるというか、この地方の宿毛はどうしたらいいかという思いは、それぞれ皆さん、同じ思いだと思います。私もいろんな意味で、そういう思いの中、今回、この質問のテーマにありますように、林業について、森林について、少し触れさせていただきたいと思います。

昨年でしたけれども、集成材の製造企業が進出先を探しているという情報を耳にいたしました。その具体的な1つが、昨年末、大豊の方に進出してきた岡山の銘建工業の工場進出ということにつながっていると思います。

大豊の方は、高知、徳島、香川、愛媛という形で、ある面では山間地の中心という要素を持

っておりますけれども、逆に本市におきましては、重量物の材の動きが可能な港湾というものを持っておりますし、四国西南というエリアで見たときには、この地域が何とかできるんじやないかというような思いにとらわれたわけでございます。

集成材のそういう動きについて、なぜそういう動きが起きたのかなということにつきましては、まず、国産材の活用のメリットが生じてきた。輸入材価の値上がり、いわゆる伐採規制等がありまして、そういう輸入材価の値上がり、それに対して、国内の杉の価格の低落、そうしたことを受け、また、製材技術の向上等により、外材で集成材をつくるよりは、国内産を使った方が安くできるというような流れがあります。

そしてまた、平成12年度には、住宅の品質を確保する、そういうことについての法律ができました。

構造を含めて、主要部分に対しては、10年間施工者は保証しなくてはいけないと。すると、しっかりした構造材を使う必要があるということで、集成材がもてはやされてきたと。

こういうことにつきましては、昨年11月、本市の議員の皆さんで組織する宿毛市林業活性化議員連盟の研修会が、宿毛市森林組合及び現地でもたれましたが、その中で、県の林業者の担当者間からいろんな、そういう現在の状況等説明を受けたところは、皆さんご承知のことと思います。

その中で、話を聞く中で、私も、どうしても生産現場を一度見てみたいという思いで、昨日、チラッと菊地議員さん、同僚の菊地議員さんが触れましたけれども、1月30日、平成会の視察としまして、佐賀の伊万里木材コンビナートを見に行かさせていただきました。

また、2月26日ですか、これは私的に岡山の、大豊に進出してきた銘建工業の工場を視察

させていただきました。

この、ついででございますけれども、銘建工業の集成材につきましては、ちょうど今、建築中の、完成したと言ってもいいかと思いますけれども、篠山小中学校の校舎の構造、いわゆる柱、梁に使われている用材を、集成材を納入された先でございます。

そこを見させてもらう中で、本当にこれは、非常に真剣に考えなくちゃいけない企業の進出だなという形で思いました。

その事業内容について、視察内容について、若干触れさせてもらいます。

業績といたしましては、両者とも非常に右肩上がりということが、データとかお聞きした話では伺えました。

例えば、伊万里の工場では、17年からスタートですけれども、1年の間にはや計画の50パーセント修正の必要。そして木材が足らないと、現状が。そういう状況が既に発生している。

あるいは、銘建工業におきましては、12年から16年にかけての4カ年で、事業量は倍に近い事業量になっているという、需要の大きさ、伸びがありました。

規模といたしましては、銘建は分散されてますけれども、伊万里の工場におきましては、木材市場、製材工場を含むコンビナートとして24ヘクタール、ちょうど当市の湾の背後地の面積と匹敵する、同じような状況の中で稼働しておりましたし、集成材工場そのものは、15ヘクタール、15町歩使った工場が、集積を含めてありましたし、ちょうど隣には11ヘクタール、なお今後、間伐の加工工場をつくるんだという形で、既に用地を構えて取り組みが強められておりました。

そういう状況の中の雇用関係をお聞きしますと、木材コンビナートでは250人の従業員を

雇用していると。これには、木材の搬出、搬入含めて、附帯的な労働関係、雇用関係は含まれておりませんので、波及的いいますか、そういう関連関係を含めると、相当の雇用状況に至っているということが伺えられました。

原料につきましては、先ほど申しましたけれども、不足状態ということでございますが、そうした中で、どういう対応をしているかといえば、どんどん、初めは北九州だけを目的にしたけども、もう鹿児島以外は全部集めなくちゃいけない。あるいは、山口からも船で取り寄せなくちゃいけないという状況なもので、宿毛の湾港から、ひとつ何とか材が供給していただけませんかねというような話があるような事業状況と、いうことをお伺いいたしましたし、ある面で、そういう大きな工場が来ると、一般の既存の製材業者等がダメージを受ける、潰れるんではないかという心配もございましたので、そういう当たりも聞きましたら、いや、うちの方は曲がり材含めて、いわゆる曲がり材といえば、直材がとれないもので、二足三文に該当するんですけれども、そういうのをカーブ製材機いうことで、曲がったなりに引ける機械も入れているんで、そういうことを含め、いわゆる並材、2級材を主に扱ってますと。だから、ヒノキ含めて、いいものは一般の製材業者がやって、それぞれすみ分けをしているので、お互いが生きていけてますというような話も伺いました。

この業者に共通することとしまして、びっくりしたのは、まず、材を引いたら、伊万里の場合は半年間、自然乾燥せんといかんということでねらしなんですが、約ストック金額20億円ぐらいがストックされましたし、岡山の真庭の方は、スウェーデンから材をメインとして入れましたが、これは36億円相当の材が、半年間ストックされているという状況で、これはすごい金額が動いているんだなという気持ちを

抱きましたし、国産材時代が来たということが、両者の方の話でございました。

まず、中国木材の伊万里工場の方では、今まで外材に押されてたけども、今、国産材20パーセント、外材輸入80パーセントという壁が破られようとしている。まさに国産材時代のトンネルが、抜けたという形の表現をして、今後の期待感をあらわしてましたし、銘建工業におきましては、もうスウェーデンの方から輸入は、あと3年が限界でしょうと。それ以後になると、もう国産材で対応せざるを得んという状況をお聞きしましたし、なおまた、この両者においては、廃材、おがくず等、すべてボイラード燃焼したり、それによって乾燥、熱源をつくりたり、あるいは、発電をして、工場内の電力を貢献したりと、まさに温暖化におけるCO₂の排出関係は、自分とここで全部処理する、そういう体制をとつての企業活動でございました。

こういうのを見る中で、私としては、本当に集成材、この情報と言いますか、そういう工場が進出先を探しているということでございましたら、県の方も、新聞で2度ほどありました。いかにこの湾の背後地を売るかということで、3人体制でいろいろ、九州をメインに探すということを言っておりますけれども、これが1つできないものか。

例えば、一般的な製造業でしたら、材料を入れて、加工して出していくと。そこでは、労働力の雇用が確保されることと、あるいは、ある一定すれば固定資産税が入るというようなことでございますけれども、木材というのは、ここにある資源でございます。

自分たちの持っている資源を使うということは、資源を切り出し、工場へ送る。そういう林業の、まさに活性化になるんで、単に一般的な企業が来ると、全然違った効果を生むんじやないかという思いがいたしまして、この資源を、

自分たちの資源を使う。そして、工場が成り立つということならば、まさに四国西南地域一円をエリアとしての活動にならざるを得ん。そうすると、資源が全部、この宿毛へ集約される。そしたら、宿毛での動きというのは、すごい企業活動になってくるという思いがして、これは大きな、本市の課題ではないかなというふうに、私としては取り扱いたいと思って、今回の質問要旨に加えさせていただきました。

今後の宿毛の活性化として、雇用景気対策等魅力ありますので、集中的に生き残りへ向けての取り組み、これについて市長の所見をお伺いいたしたいと存じます。

2点目の循環型社会についてでございますが、表題は「循環型」と言っておりますので、リサイクルを含め、資源の再利用をあらわす言葉とは言えますけれども、今回の質問につきましては、生ごみについての循環という形で質問いたしますということで、通告しておりますので、それに絞らさせていただきます。

昨日、同僚議員が、同趣旨の質問をいたしておりますので、重複部分は気をつけながら、追加的にお聞きいたしたいと存じます。

生ごみの処理には2つの意義があろうかと存じます。1つには、まさにその焼却経費の削減。2つ目には、いわゆる生ごみをいかに有効活用するかということでございます。

これはええねと、まさに活用の有効性が伴わなければ、生ごみの処理は継続いたしません。

昨日、菊地議員も触れておられましたはちがめプラン、これにつきましても、まさに完熟堆肥にして、堆肥需要がある、また処理経費の節減とか、環境保全に貢献しているという市民の誇りがあるから、私は続いているのだと思います。

現在、当市において、生ごみの処理でコンポストを補助しておりますけれども、このコンポ

ストで本当に完熟堆肥までつくれているのだろうかという疑問もわいてまいります。

行政方針や広報における記載を見る限り、市民への問い合わせとお願いというような面が強く感じられます。

生ごみの堆肥化に向けては、行政として、前向きな取り組みをしているという形が、ちょっと読みにくいというのが、私の感想でございます。

一昨年ころでしたか、担当課にはそういう資料を含めて、提言したことでしたけれども、この生ごみの堆肥化については、たくさんの事例が、もう既に出ております。要は、踏み出すかどうかということに、私はかかっていると思います。

はちがめプランでは、採算性を含め、軌道に乗ったから、行政にお任せして、行政で対応して経費節減を含めて運営をしていただきたいというような話がございましたのは、きのう菊地議員もお話しましたが、いわゆる行政が有機農業の取り組みを含めて、主体的に公社などをもって堆肥化施設を運営するにしても、あるいは、個々人が堆肥化するにしても、生ごみの一次処理を初め、堆肥をつくる要領、技術などの排出者の協力、理解が不可欠であります。

1つの改革運動ととらえる必要があるように、私は思います。そのためには、知識収得のための講習会などを持ち、関心ある方々のグループ化など、市民の運動体をつくり、実績を出していく必要があると考えます。

行政がきっかけづくりを行う積極性がない中では、進みにくいというのが、私の考えでございますが、市長の所見をお伺いいたします。

以上で1回目、終わります。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、田中議員の一般質問にお答えをいたします。

非常に、集成材の産業、企業誘致というふうな形で、具体的なご提案でございました。

こういった形での宿毛湾港を、この工業団地を使っていただける企業、あるんであれば、これは船でまた運びもできますし、非常に有益なことだというふうに、私自身は思っております。

ただ、その銘建工業ですか、岡山の方の。これまあ、大豊町に進出しております。こういった形が、ほとんど県の仲介でなされているということでございますので、また、県の、宿毛湾港の部分につきましては、県の港湾局の所管ということで、そこら辺が、企業立地課との調整がうまくいってたのかどうか、そこら辺がちょっと、私もわからないところが、県の内部であります、こういった、今、田中議員がいろいろとおっしゃってた集成材の工場進出ということが可能であれば、私はどこでも飛んでいって、ぜひこちらに来ていただきたいというふうな話もしていきたいというふうに思っているわけでございます。

これについては、宿毛市単独というよりは、県有地でございますので、県の港湾課ともまた話をしながらやっていかなきやいけないというふうに思っております。

湾港の背後地の企業誘致が、まず一番うまくいってないというのは、防波堤と、何回も私、言っているかもしれません、岸壁が一体となった港でございます。そういう形で、まだ不完全な港で、船がついたときにも、ロープが切れたりという、自衛艦がついたときですね。そういう不測の事態が起こっているということがございまして、まだこの港は使えないんじゃないかなというふうな、船の操船する方の方の判断があるんじゃないかな。

船の操船する方、船長協会というのがあるんですが、こういった方々によりますと、こういった船が、ロープが切れたりする港については、

すぐに情報が、各船にいくというふうなことをお聞きしまして、こういう状況を一日も早く解消しなきやいけない。安全に、いつでもつけますよというふうな港を、まず先につくっていかなきやいけないということでございます。

先ほど、田中議員のお話の中で、企業からのお話で、3年後には国産材主流になるぞというふうなことがございました。恐らく3年後でありましたら、防波堤も300メートル区間できているというふうに、私は思っておりますので、そっちの方にも力を入れて、なお並行的にこういった形の企業が進出してくれるというふうな企業がありましたら、ぜひそれは県の方と話して、飛んで行ってまいりたいというふうに思っております。

それから、生ごみ、循環型社会についての生ごみの堆肥化の件でございます。行政が主体的にリードをとれという話でもございますが、行政も民間も、これは一緒になってやっていかなきやいけない問題じゃないかなというふうに思っております。

1つご提案で、講習会、こういったものについての講習会等、知識を持った方がたくさんおられます。

昨年、たしか9月かにも、中平議員からも、バイオマстаун構想もお話を承っておりまして、非常にいい形なですから、堆肥化して有機農業ができるような形をとれれば、非常にいいというふうに、私自身も思っているわけでございますが、なかなかその一歩の踏み出しが、まだいってないのは反省をしているところでございます。

どういった形でやれるのか、今、田中議員のご提案の、例えば市民に周知をさせるための講習会等をやれという1つの提案がございました。これにつきましては、行政としても、すぐできる問題だというふうに受けとめておりますので、

そういったことを実行をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 14番田中徳武君。

○14番（田中徳武君） 再質問をいたします。

港の利用の関係につきましては、いわゆる、伊万里の方では、3,000トン、5,000トンくらいの貨物で、中国木材の本社との物流というような話もされておりましたので、5,000トン岸壁がどういう影響を受けるか。また、その材木等の積みおろしにおいて、どれだけの波が、どういう支障を来すのか、その当たり、今後、研究することが必要かと思いますし、私もちょっとそのあたり、理解できにくいところがございますので。それは1つの課題としておきますけれども。

私どもが昨年、話を受けたのは、県の林業事務所の方でございましたし、昨年春ころですか、ちょっと伝え聞くところによると、森林局の方と、トップに近い方の話というようなこともあったようですので、かなり、その流れの中では、大豊を含めての1つの候補地というとらえ方がされてたと思います。

今回、初めて私も中国木材とか、銘建工業とか、いう会社をわかったというか、いろいろ見詰めさせてもらったわけですけれども。

その話の中で、企業関係の。例えば、住友林業というような話も出てきました。まだ二、三、そういう集成材の関係では企業名が出ておりましたが、そういういろんな知名度の高い企業等もあるわけでございまして、そのあたりについての打診というか、そういうのは、やはり行政が、あるいは県が対応していただかんと、ちょっとわかりにくいという面がございますので、ぜひとも企業調査というのを、そのあたり、もし構わなければ絞り込んだ形で、1つやっていただければという思いがいたします。

そして、今後の関係で、集成材工場という形では上げてますけれども、いわゆる今、住宅の強度というような意味で、どうしても乾燥材が欲しいという、前段の段階ですが、そういうのを要望しているところもありますが、ただ、乾燥材ということになると、やはり熱効率とか、そういう乾燥施設とかいうようなことを含めたときに、若干、うまく回転しない面が出るんじゃないかなという思いがいたします。

温暖化の対応で、京都議定書の約束を果たすという意味からしまして、政府の方も、今後6年間で間伐材の面積を36パーセント、現在より増加さすと。120万ヘクタール間伐材をやっていきますよというようなことで、どんどん山林の伐採をしなくてはいけないという状況もありますし、いろいろ施設をつくるにしても、いわゆる温暖化防止という意味で、事業者に補助金を、国も出していくという、企業進出においても、非常に有利な状況下にあるという思いがいたします。

本来、三原の方で、最近のあれですが、いわゆる間伐材をログハウス等に加工する換金事業が、半島振興法の関係で、国土交通省の方から採用されたというような話があり、ログハウス工場を三原に建てるかとか、あるいはそれを湾港の方に持ってきたらとか、いうような話もあるようでございますけれども、本来、大きな企業が来て、利益をよそに持っていくかれるよりは、そら地元で利益も確保したらいいという意味合いもあるんですけれども、やはり四国西南エリアを含めて、1つの大きな、時代の流れに沿うという形になれば、やはり大きな企業の進出、その端でいいものについては、そういうログハウス等の丸太加工という、地場企業も附帯さすというような取り組みも必要ではないかなという思いがいたします。

それで、そういう今後の流れと、温暖化対策

の関係を含めて、再度、県との関係、そして森林組合の方には、組合長の方にも、私、言わさせてもらっているんですけども、市の方も県の方も動くかもしれないけれども、森林組合としても、四国西南の森林組合に組合長協議会か持ちかけて、どういう形で材が搬出できるか、1つ協議の呼びかけをしてみてくれんかという話は、投げかけております。

と言いますのは、はや中国木材、伊万里工場で聞いた話ですけれども、国産材時代が来るけども、実は、一番心配なのは、材木の切り出し。切ったり出してきたりする従業員が確保できるかどうか、これができなんしたら、工場を云々しても、十分工場が回りませんと。それが大きな課題に、今、なってきます。先々のと、いう形の話をされてましたが、それはイコール、今後、宿毛湾の方へ、そういう工場を企業誘致しようとしたときには、どうしても今後の見通しとして、不可欠になる課題でございますので、そのあたりも含めて、いろんな県、森林組合、市、それぞれが協議しながら、ぜひとも進めていってほしいという思いがいたしますので、それについて、再度所見をお伺いいたしたいと思います。

それと、生ごみの関係でございますけれども、市長もその一歩をどう対応していくかという形の絞り込みの話されておりますが、きのうの質問の中で、処理経費が1トン1万8,000円要るという話がございました。けど、生ごみをいかに有効に利用するか。そして温暖化防止含めて、環境を守っていくかという、そういう市民運動が起こるならば、例えば1万8,000円の経費のうち、1トン節減すれば1万円の、そういう活動補助というか、運営補助を出しましようよ言ったところで、これ構わんわけでございまして、そうすると、じゃあそれができるかどうかの企画含めて、しっかりしたものと、

1つお互いにつくろうやと。まさに市民と行政の協働の中で、練り上げることはできると思います。

一方が必要ということなんですけれども、要は、どういうふうにやっていくかは、政策の、選挙のマニフェストではないですけれども、ある面、具体的な数値で、これをこれだけ減らしますよという課題を、みずからに掲げた行政運営をせんと、なかなか具体的に、前に動いていかないんじゃないかなという思いもいたします。

そういう件につきまして、市長に再度、ご所見をいただきたいと思います。

それと、先ほど、第1回目の質問のときに、私、平成会と視察したという形で言ったそうでございますが、清風会の間違いでございますので、訂正方お願ひいたしたいと存じます。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、田中議員のお話、たくさん承りました。

私、宿毛、なんかもう、森林局の幹部のお話で、宿毛もある程度、お話があったというような話が出ておりましたが、ほとんど情報不足なのか、そこら辺の話は我々の方には入っていなかったということを、まず申し上げておきます。

やはり、ここら辺、県の主体的にやっている部分について、宿毛市に対する情報はほとんど入って来ないというのが、1つは問題でもあるかというふうに、私自身思ってます。

また、入ってこないというものが、私の責任でもあるかもしれません、この情報をきちんととした形でとるようなことも、していかないかいけないということでの取り組みもしてまいりたいと思っております。

宿毛市そのものも、8割方が森林でございますので、こういった原材料があるということにつきましては、これやっぱり、生かしていくかなきやいけない。それを、土地があるから、土地

もやっぱり使っていかなきやいけないということは、十分認識しておるわけでございますが、その具体的な方法を、これからはやはり企業誘致そのものにしましても、先ほどちょっと、住友林業の話が出まして、これは住友林業の方には、私も行ってまいった。

これ、2年ほど前になりますので、少し、このときと状況が、木材の関係、需要が違ってきたんじゃないかなというふうには思っております。

これ、国土交通省の港湾局の方と一緒にまいりまして、この宿毛湾港の活用に林業ができるかということでの、住友林業の幹部の方にお話を伺ったということでございまして、その後、状況が変わっておりますので、またこの分については、情報もこちらからとてみたいなという気はいたしております。

それから、生ごみの方の話なんですが、田中議員からは、数値目標を出せと。マニフェスト的にというふうなことも受けているわけですが、ここの数値目標が、じゃあ、どういった形で出るのか。施設的にどうやってやるのか。

まず、頭にすぐ来ますのが、財政の問題が入ってきますので、豊かなところであれば、これはすぐにでも取り組みたいという気持ちはいっぱいなんですが、その部分が、ちょっと不足と申しますか、一步踏み出せないところでございます。

数値的な目標が、その部分で出せれば、本当に自分にとってもありがたいことでございますけれども、ぜひ、その部分については、ここまでやろうというふうなこと。

これ、幡多の広域の組合でも、クリーンセンター、今、満杯でございます。そういった形で、前回にも、確かそういう話をしたと思いますが、満杯の状況ですから、幡多の広域の組合、市町村でも、このごみ減量化について取り組もうと

いうことを、この間の幡多広域組合議会の中でも話し合ったばかりでございます。

じゃあ、どれぐらい減していくのか。これは、限りなくゼロに近づけば、それでよろしいわけですが、その目標値を定めていく。当面の目標値を定めていくということを、ちょっと検討してみたいと思います。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 14番田中徳武君。

○14番（田中徳武君） 市長として、港湾の関係、2年前、住友林業にお伺いして、対応したというようなことで、常にそういう、いかにこの湾港の関係を含めて、地域の関係を考えられているかということにつきましては、評価をいたしたいと思います。

一応、提言という形の一般質問でございますので、いろいろ、今後、そのあたりにつきまして、県あるいは組合等との協議の中で、いわゆる企業誘致の件につきましても、ぜひともご検討を願いたいと思いますし、生ごみの堆肥化につきましても、これ、日常的な業務、いろいろ、それぞれの課において忙しいとは思いますけれども、生ごみの問題にしても、あるいは1番の企業誘致にしても、それぞれ、これはというときには、組織的な、大きな組織を持っているわけでございますので、いかに組織をうまく動かして対応するかということで、また成果も見えると思いますので、そういう点、よろしくご含みいただきたいと存じます。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

○副議長（菱田征夫君） この際、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

----- · · ----- · · -----

午後 1時00分 再開

○議長（岡村佳忠君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番宮本有二君。

○8番（宮本有二君） 8番、一般質問をいたします。

はからずも、最後の質問者になりまして、私がきょう、市長にお聞きしたいのは、2点でございます。

1点は、産業振興と雇用の促進。2点目は、フェリーの航路の支援についてということでお聞きをいたします。

産業振興につきましては、きのうから質問者が、やはりこの宿毛市の現状を見て、何とか仕事を起こすことが一番大切ではないかと、こういう思いから、ほぼ出尽くした感がございますけれども、一次産業の部門について、たくさんの方の提案もございました。

私の方は、残った部分になりますが、宿毛市の今の産業、1次、2次、3次と見渡しますと、大体、どこの町も3次産業がたくさん、多くなっておるわけでございますけれども、金額に直しますと、1次産業が水産関係で百二、三十億ですか。農業が三、四十億、製造関係が百六、七十億、合わせて300億と、サービス業部門、いわゆる3次産業が500億ぐらいあるわけでですから、残った部分が、まだ600億ぐらい、650億ぐらいありますので、その部分は、私が産業振興で聞いていこうかなと。残りの部分を、市長にもお聞きをいたしたいと思います。

安倍内閣が発足をしましてから、「美しい国日本」をつくる。戦う政治家でありたいという思いでスタートをしまして、半年が経過をいたしました。

昨日は、浅木議員からも、自民党はなっちゃんおらんと。貧しい者からは税金を取って、大企業を助けると、こういう発言もございましたけれども、そのことについては、それぞれの考え方もございます。

先ほどの読売新聞で、こういう調査がござい

ました。あってはならない格差は何ですかという問い合わせに対して、インターネットの調査でございますが、1番は都市と地方の格差、2番は親の資産による教育の格差、第3位が、賃金の格差でございました。

この格差が、どうして生まれてきたのかというのは、それぞれの時代背景がございますから、例えば、神武、岩戸、いざなぎと続いた景気の中でも、それぞれ、今回の名前はまだついておりませんが、経済の波に従って、それぞれの質の違いがあったように思います。

現在の格差は、やはり地球がフラットになったということで、ボーダレスの、国境のない、ビジネスの世界では、物と人と金が同時に動いていく、こういうグローバルな社会で、やはり日本企業も国際競争の中で勝ち抜かねばならないと。

そうしますと、今、勝組企業が、日本企業全体で32パーセントという数字になっておりますが、今までの景気であれば、50パーセントぐらいの企業は利益を出して、そして国内での雇用があったわけでございます。

現在では、企業はコストを削減のために、いわゆるリストラ、そして下請の洗い直し、あるいは安い労賃を求めての海外へのシフト、あるいは、2兆円もうかつたというトヨタにおいても、1兆円は金融市場でのもうけでございます。

そしてまた、海外へ輸出をする業者は、円安差益によって多大な利益を得ていると。いわゆる経済を支えるものは、健全な消費と、国内での設備投資、それが回転することによって、支えられるわけですけれども、そういうような条件が整っていないところに、やはり都市と地方の格差の根本的なものがあると思います。

こういうふうに考えますと、なかなか市町村でこの格差の中で、何かを起こしながら自立をしていくというのは、きのうも市長が申しまし

たように、この高知県のような社会整備資本が整っていないところで、交付税を限られた、減額をされる中、やりたくてもやれないという状況はよくわかりますし、何か文句を言いたい気持ちもよくわかりますが、市長は全国の市長会などにも出席をしますので、これは自民党の政治が悪いということではなく、やはりこういう状況になっておるんだから、そのことを力強く、トップセールスマンとして、是正する方向に働いていただきたいと思います。

そこで、本県の予算は4,200億余りで組み立てられました。橋本知事は、何を削るかということはもうできないと。削れないものは何か。いわゆる削減困難率を示して、県民へのサービスを低下させないように頑張るしかない。金がなければ、人と知恵でやり抜こうということで、4つの重点課題をのせておりました。

その第1に挙げたものは、いわゆる産業振興と雇用の確保。4,200億余りの予算の中で、この事業に38事業35億6,000万というものをつぎ込んでおります。中でも、県の頑張る企業総合支援事業に対して、前年度50パーセント増しの4億7,000万円の予算を組んでおります。

また、総務省におきましても、頑張る地方応援プログラムという名目で、特色を生かした施策に対して、300億円を地方交付税に盛り込むと。いわゆる、この格差是正のために、県、国を問わず、協力をていこうという体制づくりがされております。

中平君の最後に、夕張のようにならないよう、市長も頑張れというエールがございましたが、けさ、ニュースで見ますと、夕張も救う神もあるなという思いがしましたが、皆さん、見た方もございましょうが、東京のネット企業が夕張メロンを中心に、夕張でとれる農作物をネットで売ると。本社を夕張に移しまして、これ

ほど有名になったんだから、ここでもやっていけるんではないかという思いを、社長が話しておりましたが、やっぱりそういうふうに、夕張も必ず立ち直るのではないかと思って見ておりました。

本市の本年度の当初予算は92億余りでございますが、非常に予算編成には苦心をされたことが見受けられます。

その中でも、新たな起債は、これから数年が大変だということで、平準化をする意味で、起債を抑えて、人件費もあと議会費、それから一部事務組合の統合等で1億3,000万ぐらい減額をして、非常に緊縮型の予算になっております。

今議会に提案をされておりますが、私は、その行政方針を見たときに、もう1つこの雇用に対する予算が組まれておればよかったですという思いもありましたが、これは各課の予算の中で取り組んでいく姿勢があろうかと思いますので、具体的な質問に移りますが、本年1月の時点で、四万十ハローワークの求職状況を見ておりますと、求職者2,072名に対して、求人数949人、0.46パーセントとなっておりまして、2人に1人しか就職をできない。

本市の経済に大きく貢献をしていただいている平田の工業団地を見ましても、最盛期には1,150名の従事者がいたわけでございますが、現在は840名となっております。市内の商店街も空き店舗が目立ち、とりわけ食品や衣料等の製造業は、交通の発達とか大型店舗の進出とか、海外というような状況もありまして、青息吐息の状態になっておるわけでございます。

サービス業におきましても、市外、県外の資本が流入をしておりまして、余り宿毛市の小売業や、その他の商店などが、お金が回っていない状態ではないかと、こういうような思いでおります。

今回、県議会議員選挙や市長選挙が間近に控えておりますので、講演会活動という形で市内をいろいろと回っておりますと、たくさんの若い者と会う機会もございまして、彼らと話してみると、やはり、真剣に将来のことを悩んでおりますし、また、市内では店じまいをする店や、倒産をする企業も若干見受けられます。

これは、今までは、やり方が悪かったんではないかという思いもございましたけれども、この状況になりますと、あすは我が身でないかなという深刻な思いが、町の中にあるんではないかと、そういう思いを持って、聞いておりました。

そこで、市長にお聞きしたい点は、国や県の施策を活用して、また、工業団地や港湾の活用、そして行政方針でも、最後に示されておった、住民が企業を起こし、行政がバックアップをしていくということに対して、改めて市長のお考えをお伺いしたいと思います。

2番目は、フェリーの航路支援についてでございますが、平成16年の暮れに、宿毛佐伯フェリーが再開をされました。当時、市長は、海の国道として支援をしてまいりたいということで、再開にこぎつけたわけでございますが、最初は県と宿毛市を中心とする幡多広域で、4億円の補助金を用意いたしまして、航路を再開したわけでございますが、2杯の船では経営上難しいということで、古い方の船で運行を開始したわけであります。

その間、県も市も支援をしてまいったわけでございますけれども、非常な燃料高で、経営は非常に厳しいものが、いまだあると思います。

市の方は、単独で2,000万円を3カ年ということで、支援体制の枠組みをしてまいりましたが、この2年3カ月にわたるフェリーに対する支援と、それから、今後、どのように考えておるかという基本的な考えを、あわせてお聞

かせをいただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、宮本議員の一般質問にお答えをいたします。

産業振興と雇用促進という観点からのご質問と承りました。

雇用の場の確保についてでございます。本市では、高知西南中核工業団地に、宮本議員からのお話もございました。多くの企業が進出していただきまして、雇用の場の確保はもとより、地域の経済産業の発展に多大な貢献をしていただいておりますが、地方の雇用状況は、大変厳しい状況でございます。

先ほど、宮本議員からも、幡多地域の四万十ハローワークの件でございますが、幡多地域の求人倍率0.46ということで、雇用の場が非常に少ないということで、今後、雇用の場の確保としまして、高知西南中核工業団地内の未進出企業に対する進出への働きかけ、そしてまた、今まで撤退した会社、そしてまた倒産した企業に対しまして、進出希望のある企業への転売ということも、働きかけております。

また、こういうことで、雇用の場の確保にも努めてまいりたいというふうに思ってもおります。

平成18年度でございますが、休止撤退した企業の跡地へ、3社が進出していただいております。また、企業誘致への取り組みにつきましては、進出計画がある企業に対する誘致要請でございます。

これ、昨年10月に行っておりまして、私自身も、ことしの1月末には大阪、京都方面へ行ってまいりました。2月末には、愛媛県の企業へも訪問をいたしまして、お願いをしてきましたし、また、先だって、株式会社小松製作所の会長、そして1月には社長もお見えになったと

きに、小松そのものの進出はなかなか難しいということでございましたが、お知り合いの企業へのご紹介というのも、ぜひお願いをしますということでのお願いもしております。

今後も、積極的に企業訪問をするなど、先ほど、午前中に田中議員の森林関係の活用もございましたし、可能な限り、ぜひ、県とともに連携を図りながら、雇用の場の確保ということでの企業誘致というものにも努めてまいりたいというふうに思っております。

湾港の工業流通団地への誘致については、まだまだでございますが、午前中にも申し上げました、港湾の完成というものも、非常に重要なことでございます。

九州や、県の方が担当職員を3名を配置して、九州を中心に、セールス活動をするということも聞いております。

私どもも、独自にもやりたいと思っておりまして、今月4月の人事で、ポートセールスを担当する国土交通省の方をお招きしまして、宿毛市に入っていただいて、このポートセールス活動も積極的にやっていきたいと、このようにも思っております。

それから、あと住民が事業を起こし、行政がバックアップするという形についてでございますが、事業を起こしたくても、どうやっていいのかというのがわからないというふうな若者も多いんじゃないかなというふうに思ってもおります。

そうした方には、相談内容に応じて、諸制度を紹介いたしましたり、県等の支援機関と連携をとりながら、対応してまいりたい。

昨年の8月ですか、宿毛駅に進出しております若者のグループが、宿毛駅で売店を営んでいただいておりますが、こういった形で進出していただいても、これは高知県の元気の出る総合補助金というものなんかも活用しまして、店舗

の改良というふうなことにも取り組んでいただいている状況でございます。

そういうことを、県や国の施策、いわゆる補助金を廃止して、各省庁とも、いろいろ交付金制度というような形で、いろいろな地方のバックアップ体制を整えているということもございますし、それをうまく利用したいなというふうなことで、思っております。

それから、あと、宿毛佐伯フェリーの支援でございます。平成16年12月15日に株式会社宿毛フェリーによります運行再開から、もう2年が過ぎました。

16年度につきましては、これは12月半ばからでございますので、3カ月程度の運行実績でございますが、これ、850万円の当初、年度赤字でございました。次の年の17年度でございますが、輸送実績が、トラックが若干、計画を下回りましたが、それ以外は計画を上回っております。全体で旧フェリー2隻運航時の6割程度の実績を上げております。

しかしながら、先ほど宮本議員ご指摘のとおり、燃料油の高騰がございまして、3,400万程度の赤字で、当初、会社としては、この17年度においては3,000万程度の赤字ということで予想していたわけなんですが、燃料の高騰ということで、3,400万の赤字というふうなことが発生しました。

燃料費の高騰による増加分が4,400万円ありました。経費削減に、会社としても努めておりまして、合理的な経営努力をしていることはうかがわれます。こういった形での増加分が4,400万で、予想よりも400万上回る赤字ということで、非常に会社としては努力をしているということでございます。

平成18年度でございますが、これは決算見込みでございます。単年度で430万円の赤字が予想されております。これは、運行収益につ

きましては、収入の方ですが、前年に比べまして、旅客が92パーセント、バスが74パーセント、それから乗用車が96パーセント、二輪車が93パーセントというふうに、若干、減少はしておりますが、収入割合の高いトラック利用でございます。これが110パーセントと増加しております、もう1つ、運賃も少し値上げさせていただきましたので、前年度より、17年度より5,200万円程度増の、これは収入として4億770万円が見込まれております。

この運行収入のほかに、運行経費に対する宿毛市単独の補助金として、2,000万円。それから、船舶の改装とか修繕に対しまして、高知県と幡多広域、これは宿毛市も含みますが、幡多広域の補助が2,600万程度ございますので、総額で4,600万を、いわゆる行政側からの補助という形になりました、総収入の見込みは4億5,391万3,000円というふうな数字が出ております。

一方、経費でございますが、これは労務費とか、一般管理費、燃料費などで、4億5,800万が見込まれております。

これ、やはり燃料費の高騰が非常にひびいておりまして、燃料費だけで1億8,270万でございまして、運行経費に占める割合、これ39パーセントと、非常に高い数字になっております。

今後も、これが、燃料費が下がるのかどうか、ちょっと我々には想像がつかないんですが、非常に高値維持の傾向にあるんじゃないかなというふうなことを思っております、18年度、単年度で430万の赤字ということでありましたら、まだまだいい方かなという形は思ってます。

もちろん、これが、赤字がいいということではございませんで、この燃料高騰時代に、これ

ぐらいでおさまっているというふうなことだろうと思います。

続きまして、これまで宿毛フェリーに対する支援でございます。16年12月から支援を実施しております、宿毛市といたしましては、議会でもご説明させていただいて、予算も通していただいておりますが、運行経費の補助としまして、2,000万円を3カ年ということで、表明もさせていただいておりますし、予算もつけていただいております。

それから、宿毛市を含めました幡多広域の市町村組合でございます。これが、16年度には、船体購入、修繕、広告宣伝費という名目で2億2,200万、そして17年度で2,600万というふうな数字でございます。

そしてまた、高知県と大分県におきましては、可動橋、岸壁使用料の減免。これは、両県が港湾管理者でございますので、この減免措置としまして、高知県では16年度94万5,000円、17年度で321万5,000円。18年度もほぼ同じ額になろうかと思います。

大分県では、17年度からでございまして、243万5,000円。これが17、18となるかと思います。

次に、高知県がほかにモーダルシフト、いわゆるトラック輸送車に対する補助ということでございまして、これが16年度に280万、17年度に780万、18年度に890万という数字で、3カ年の数字が出ております。

また、高知県の観光コンベンション協会から、企画旅行商品構想料の一部補助というふうな名目で、昨年度、17年度100万、18年度も100万という数字で出ております。

こういった形と、もう1つ、宿毛市側の民間支援ということで、約3,000万の数字が出ております。

今までの船体購入とか、修繕費含めまして、

支援総額といたしましては、約3億2,583万2,000円という数字を、この宿毛フェリー会社に対して、支援をしております。

次に、平成20年度以降、19年度は宿毛市としまして、先ほど申し上げました3カ年2,000万円を運航補助として出すということにしておりますが、20年度以降の直接支援につきましては、今後の、先ほど、燃料費の高騰等、経営状況を見極めながら、どういった支援が有効であるのか。お金だけで片づく問題なのか、それとも、いろんな企画方針でもしていくのか、そういったところを考えた形での支援をしていきたい、そういう形を、私は思っております。

また、行政方針でも触れましたように、宿毛市と高知県、それから大分県と佐伯市、この4者で宿毛佐伯航路行政連絡協議会を設立をいたしまして、この協議会でフェリー利用者に対する助成制度であるとか、双方のイベント情報の発信、それからスポーツ交流、宿毛運動公園も活用していただいて、サッカー大会だとか、いろいろ運動大会を開いておりまして、こういった方々、スポーツ交流をすることによってフェリーを利用するというふうな、支援というものがあると思います。

こういった形での利用促進を検討してまいりたいというふうに思っております。

先ほど、宮本議員も言っていただきました、本航路、その当地域と九州を結ぶ海の国道として、重要な航路でございますので、これは四国地方整備局の道路部長、局長にも、この海の国道として位置づけて、このフェリー航路をぜひ、国土交通省としても支援をしていただきたいということも、行政的に申し上げて、要望もしてあるところでございます。

以上でございます。

○市長（中西清二君） 8番宮本有二君。

○8番（宮本有二君） 再質問をいたします。

雇用の確保、産業振興については、1次産業の部分はもう、きのうからたくさん聞きましたので、今、市長が説明された、工業団地の方にも、3社が進出をされたということ。

また、大阪や京都、そして愛媛方面にも企業訪問をして、努力をされておると。そしてまた、本年度は九州にも県の職員が3人配置されるという中にあって、取り組みをしていくという田中議員の質問にも重なりますが、そういう、市長はトップセールスマントとして、支援の姿勢を持っておるということはよく理解ができました。

その中で、団地の方で、私も少し、企画の方から統計をもらいまして、比較をしてみると、平成8年が宿毛市全体の製造業、金属とか機械類とか食料品、衣服も含めて製造業の出荷額が、平成8年時点では230億ぐらいありますと、現在は162億、約70億ぐらい落ち込んでおるわけですが、その中で、平成8年に230億のうち、工業団地が130億ありますと、残りが市内の100億です。

現在は、全体が160億になりましたところ、工業団地は120億と、出荷額は10億円程度しか落ちておりません。そうしますと、差し引きしますと、70億のうち団地が10億しか落ちないということは、実に60億。ということは、平成8年に100億あった宿毛市内、団地以外の製造出荷額が60億落ち込んで、残りが40億しかないということは、これは農業、水産業のけでますから、森林も。これは、二次産業は壊滅的な状態だなというのが、数字でわかるわけですね。

だから、若い人が働くところがない。そこで、サービス業の部門は500億ぐらいありますと、余り変化がないんですが、やはりパート労働であるとか、またその他のことで、県外資本なんかもたくさん来ておりますから、雇用の場が少ない、いうような状況が、今、町にあふれてお

るんではないかと、この数字から見ると、そういう思いがいたします。

そこで、去年、私たちの会派で、西郷議員と岡崎議員と菱田議員とで政務調査で山形県の長井市に行ってまいりましたが、この長井は、実はごみの問題で、環境問題に取り組んで勉強に行なったわけですが。

長井にはレインボープランというのがありまして、これ、全国のモデルになっておるということで、私たちも循環型社会ということで行きましたが、一定、レインボープランのNPOの関係者から説明を受ける中で、説明用のビデオが用意されてまして、それをまず見てくれませんかということで見ておりますと、全産業の長井の生産高とか、従事者のグラフがございまして、長井は山形県の新潟よりと申しますか、場所的には米沢、福島の米沢から少し接したところで、米沢盆地の一角にありますが、米沢というところは、非常に江戸時代から貧乏で、上杉鷹山が17歳に藩主について行革をやったところですから、長井も似たようなところでございます。

それと、そういう場所でありながら、農業が約10パーセント、製造業が45パーセント、サービス業が45パーセントという、全産業の比率を示されまして、私はそこで、ちょっと、ごみの方はストップして、そのことについて、ちょっとお聞かせ願えませんかということでお聞きしますと、20年前に、非常に人口減少と財政難に苦しんで、当時の市長が市民を集めて、どんどん意見を出してくれと。これから市はどうしたらいいんだということで、おおよそ2つの意見にまとまって、1つはごみ問題。

これは、ごみを環境のためにという発想ではなくて、ごみは宝という発想で、先だって、中平君もこのことも申しましたが、長井の取り組みは食育、食の安全は、いわゆる循環型社会の

有機農法でつくる野菜、そういうものを台所と農家を結んで食の安全、健康になる食をつくろうということでごみを片づけたということでしたが、もう1つ驚いたのが、先ほど言った工業生産が45パーセントというのは、とにかく長井の町には何もない。人口3万1,000ぐらいで、宿毛市と大差ないわけですから。しかも、地の利も、山形空港からは2時間近くかかりまして、東北自動車道は近くを通ってますが、鉄道の便も第三セクターで非常に悪い。しかも、バスで山形市内から1時間20分ですから、どちらかと言えば、辺鄙なところなんですが、ここに300社の工場が来ておりまして、従事者が6,000人ということで、循環型のごみの施設と一緒に、工場の方にも足を延ばしてみましたが、説明を受けますと、電子部品とかロボット産業を多く、物づくりをしているらしいんですが。

長井の工業高校卒業生が実に90パーセント、このどちらかの会社に就職をしておる。そして、長井の工場主が集まった会から年間200万円、工業高校に寄附をして、十分に研究してくれと。そのことが、また工場に人材が返ってくる。基礎的な知識を得た人が返ってくるという、循環ができておりました。

これは、20年前から取り組んだわけですが、非常に町が活気がありまして、ぜひ宿毛市も、20年前に平田の工業団地は、平成2年オープンでしたかね、林市長とか、いろいろ努力をなさって、私が聞き覚えた範囲では、その当時、500億円の生産高で2,000人の雇用を目指すという勢いであったんですが、現在のところは、先ほど申したような状態になっております。

そういうことも1つの目標でございますが、この若い方が非常に仕事場がない中で、やはり市長も言われたように、小さいことからでも

いいから、こつこつとやっていくと、こういう取り組みが最も大切になるんではないかと思います。

そこで、先ほど言った県の支援体制とか、総務省の支援体制、これははつきりしない部分も、総務省の方にはございますけれども、新聞紙上で出たものを読んでおりますと、やっぱり地場産品のブランド化であるとか、定住の促進であるとか、観光の振興であるとか、特色を生かした施策に対しては、先ほど言いましたように、300億円を交付税の中に盛り込んで支援をすると。県の方も、西南地域の宗田節であるとか、芋焼酎であるとか、こういうブランド品の開発には後押しをしますよというものが、記事として出ておりましたので、こういうことを活用しながら、産業振興に努めていただきたいと思っております。

そこで、高知県の方は、先ほど言ったように、お金がなければ、知恵と人材でやりぬくんだと。部の方も、タイムリーにチーム制にして、例えば雇用促進チームであるとか、障害者自立支援チームであるとか、そういうチーム制にして取り組んでいくというのは、知事も申しておりましたが、本市においても、各課でやっておりますけれども、そういうような方向も考えてみればいいのではないかというふうにも思います。

それから、例えば、都市計画で保留地を駅前に持つておるわけですが、一般会計から特会に移して、1億6,000万円ぐらいの土地を順次売つていってという計画がございますが、これも、経過も私もわかつておりますが、なかなか今すぐには買い手がつきません。

いろいろと売却目的でありますから、なかなか難しい面もあるうと思いますが、実際のところ、すぐに売れない土地がある。しかも、一等地ですから、例えば若者とか、団塊の世代の方々とかの力を生かして、そういう場所で、常

設は無理でしょうけれども、何とか企業おこしができないものかということも、提案をしてみたいと思います。

また、雇用の促進の立場から、前回もちょっと、市長にも言いましたが、指定管理者制度になって、さまざまなものをアウトソーシングをしていくわけですが、アウトソーシングをするときに、当然、市の集中プランの中に年度を切って実行してまいるわけですから、例えば給食事業であるとか、清掃公社の問題、こういうものを国が市場化テストをすると、6割ぐらいの金額でやれるんじゃないかという試算も出ておりますけれども、私は、1つの考え方として、安くなるからアウトソーシングをするというのは間違っておると思うんですね。

市がやって1億かかるものを、6,000万で受けてもらえば、市は4,000万は助かるんですが、例えば六、七千万で受けた会社が、雇用の立場からすれば、それだけ厳しい経営をするということは、やっぱり人件費を削減したり、雇用人数を減さなければやっていけないわけですから、同じ1億円払っても、市民の皆様がたくさん働けるというような雇用状況をつくれていくことも、1つの行政上の効果ではないかと思うんですね。

そうしますと、人件費6,000万円が仮に100万円の主婦や団塊の世代の方々のパート、また若者も含めて、そういう方が100万円であれば、60人雇用できるわけですから、やはり生活の安定には寄与するものがたくさんあると思いますね。

だから、そういうようなことも考え合わせていただいたらいかがなものかと思います。

そしてまた、もう1つ、農産物なんか、水産関係もそうですが、盛んに、農業の振興の意味でも、食の安全の意味でも、地産地消ということが強く言われておりますけれども、先ほど、

病院関係でこういう話がございました。

けんみん病院に、生協がなかなかやりにくいくから、ローソンと提携して、ローソンの売り場ができると。高知の方でも1つ、安芸でもできていると思いますが、ローソンが出店をいたしますと、ローソンの経営方針ですから、やはり商品、野菜もそうでしょうが、いろいろ食品加工物なんかも、ほとんど県外から入ってくるんですね。

広い意味での地産地消と言いますと、やはり地元の物をつかっていただきたいわけですが、これは民との間のビジネスのこともありますので、お願いという形にもなりますけれども、高知のJA病院ですか、JA高知病院。これ南国にありますが、この病院は、180床ぐらいベッドがありまして、地産地消に取り組んで、お米は100パーセント、野菜が72パーセント、魚やその他加工食品を含んでも、全体の60パーセントを地産地消で貯っておると、こういうのが新聞に出てましたので、じゃあ、けんみん病院が何でできないのかなという思いもございます。

それから、各市内の病院もですが、今は病気のいろんな形によって、食事もそれなりに、専門の食事を食べなきやなりませんので、ほとんど県外の大手の、いわゆる販賣をする会社が入っておりまして、それはそれなりに結構なんですが、そういう業者が入ると、やはり、余り地元の物を使っていただけないというような向きもございまして、病院だけではございませんが、あらゆる機関に、やはり行政と住民一緒になって、地元のものを安全に供給するから、ぜひ使っていただけないかというような取り組みは必要ではないかと思います。

その雇用の促進と、産業振興については、市長の方からは、県の取り組みのチーム制であるとか、若者や団塊世代の活用方法であるとか、

ローソンの問題であるとか、ということに対し
てお答えをいただきたいと思います。

それから、フェリーについてですが、支援体制の内容についても、詳しくご説明を受けましたので、よく理解できましたが、現状のところは、かいづまんで言うと、補助金がなければ赤字であると。430万でしたか、400幾らぐらいの赤字にとどまっておるけれども、実際には4億5,000万円ぐらいを支払って、4億770万の収入ですから、補助金と市の支援で2,600万円ぐらい助かっておるというところですから、実際には5,000万円近い赤字で、まだ運行されておる状況だと思います。

私もフェリーの方で少し話を聞いておりまして、一番の伸びないものは何ですかと。当然、2杯運航の6割がたの収益であるわけですから、実際は伸びているんです。頑張っているんですよという中で、1つ数字の上で、これはちょっと問題があるなと思ったのは、平成17年の7、8、9月。3カ月と、平成18年の同じ月の3カ月を比較しまして、トラックは全体110パーセントの伸びということで、ここも余り変わりはないんですが、観光バスが全体で74パーセントということになっておりまして、ここのあるあたりの数字が、7、8、9で、平成17年は184台あったものが、平成18年は104台ということで、82台、3カ月間で減っているんですね。

土佐の山内一豊のテレビドラマの影響もあって、少し観光客が落ちたと、こちらでは、いう原因もあるそうですが、やはりここら辺が伸びていいかないと、フェリーも余りおもしろくない。交流も少ない。バスが1日1台ずつ減ったような感じになりますから、当然、50名ぐらいが宿毛市を通過したり、宿毛市で何かをしてくれる方が少なくなつておるわけですから、この宿毛佐伯航路連絡協議会を立ち上げて、またタイ

ムリーに支援をしていくということですが、その中で、例えば乗つて残そうという鉄道、船もそうですが、抽象的な意味合いで、乗る人も少ないんじゃないかなと思うんですね。

それをふやす意味では、九州側のイベントであるとか、観光地の紹介を、ケーブルテレビなんかでもタイムリーに入れたらどうでしょうかね。

湯布院のくじゅう国立公園の中に、世界一のつり橋ですか、高いのができて、全国から観光客が集まつておるそうですが、そういう観光地、またはイベントとかを、来月ありますよ。皆さん、行きませんかというようなものを載せれば、あつ、行ってみようかなと思う人も出てくるんじゃないかなと思うんですが。

そういうものも取り入れたらどうかと思って、提案をしておきます。

それから、フェリーの今後の支援の問題ですが、市長は、20年度以降は経営状況を見ながら、支援をしていく気持ちには変わりはないという、強い姿勢をいただきましたが、このもともとフェリーの航路がとまって、市も県も、これは大変な問題だということで、支援体制を組んだときに、4億円を用意して、2杯運航の形でこの枠組みをしました。

今、全体の出費から残りを見ますと、1億6,000万円ぐらい、その支援のお金がまだ残つておるわけですけれども、これは、基本的に船が2杯になれば、全額使えるということですから、現在の状況では、ここへ全部手がつくわけにはまいりませんし、このお金を、例えば1杯運航でも、船の航路を継続さすためには、無理をして2杯にしたら支援するという枠組みの本質にあるものは、航路をやっぱり維持したいという気持ちですから、その思いであれば、この1億6,000万を有効に使える方法に対する手立てを、何か考えた方がいいんではないかと。

宿毛市も非常に、この財政が厳しい中を、3年度、2,000万円フォローしてまいったわけですから、ずっと出し続けるということも、非常に難しいんじゃないかと思うんですね。

やはり、市町村合併も温度差がありましたけれども、知事は広域行政を取り入れて、やはりそれに近い効果を生んでいかないと、運営ができるないと言っておる以上は、この幡多広域も、あらゆる面で協力しなければ、単独ではやっていけない日はすぐそこに来ておると思うわけですから、私は、船の滑り出しには協力するけど、船が出だしたら運航は宿毛市さんがやってくださいよと、幡多広域でも、市長も言われたと思うのですが。あれは非常に冷たいなと思うんですね。

やっぱり、西の玄関として、高知県にも1つしかない。当時は宮崎から来たマリーンエキスプレスもやめました。もう残っているのは、佐伯航路だけですから、県も幡多広域も、これは必死になって、交通インフラの基盤でございますから、そういうものを残す体制づくりを、市長もどんどんどんどん、幡多広域の首長に、そんなこと言うなよというふうな形で、トップセールスをしていただきたいと思っております。

以上、ちょっと取りとめもない言い方でしたが、フェリーについては、そのような、立ち上げる連絡協議会で申すこととか、今言った1億6,000万円の有効な使い道について、ご所見があると思いますので、お伺いをしたいと思います。

再質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、宮本議員の再質問にお答えをいたします。

非常にたくさんあるような感じがいたしますが、どれから言っていいのか。メモは一応とつておりますが、もし答弁が抜けましたら、また

後でご指摘もいただきたいと思います。

まず、産業支援、雇用の確保策でございます。いろいろな数字を示されて、山形県長井市のこと、いろいろ参考になる話もいただきました。

そういうわけで、総務省の交付金をふやすための手立てだとか、県の補助を生かすというお話の中で、チームとして県が取り組むが、本市もどうですかというふうなお話もございました。

本市につきましても、各、この組織を今、変える話はまだ、今回は出してはおりませんが、横断的に、やはり各課別々のことでなくて、各課の横の連絡を、やっぱりとるのが大切だらうと。

これ、産業興しではございませんが、先だって、青年会議所の人たちとも話したわけでございます。市の中の庁議でも話したんですが、例えば宿まつりをやります。いろんなイベントをやりますが、それぞれ、各課から、いわゆるプロジェクトチームみたいな形で、1人でも2人でも出して、各課全体を巻き込んだ形で、いろんな行事を、市として、市あげてという形でやっていこう。

イベント1つにしましても、例えば商工観光課がやる観光の件につきましては、観光課だけというふうな形ではなくて、やはり各課が、それぞれが協力していかなきやいけない。

こういうものが、今の宮本議員の指摘のお話にもつながるんじゃないかなと思いまして、チームとしての、といったチームとしての取り組みを進めていければ、ぜひこれを採用していきたいというふうには思います。

それから、例えば保留地、区画整理事業の保留地を、売却目的で、ちょっと法律的には貸すことはできないとは思いますが、短期の土地使用というものではできないかというご提案もあったかと思います。

これにつきましても、短期が、どれくらいの短期なのか、そこら辺がちょっと、使う方との調整も必要になろうかと思います。

短期というのは、大体、1週間ぐらいでやつたら、何とかイベント的にはというふうなことで、駅のイベントの関係での駐車場使用とかいうものについては、今、使ってはいただいている。

それからまた、土地の関係を申したら、先ほど、午前中にもお話をありました法務局の土地であるとか、いわゆる国の、県の行政機関が撤退した土地もございますし、宿毛市のあいでいる土地もまだまだございます。

そういうところを有効に活用できないか。けんみん病院の、県立病院ですか、その跡地もまだ残っております。建物もそのままでございますので、知事のところに、あれはどうして、どうされるんですかという話を聞いたこともあります、まだ明確な返事がございません。

そういう市の中にある公共的な土地、そして市有地というものを有効に活用していただけるんであれば、それは条例等にのつとった形で、有効使用させてあれば、また若者の活躍の場と申しますか、そういうものができるんじやないかなというふうには思っております。

次に、ローソンの売り場がけんみん病院にということでございます。これは、ローソン、全国的な会社でございますので、宮本議員のおっしゃるローソンが、全面的に入れば、県外の品物、ローソンの流通経路の品物しか入ってこなくなるじゃないかというご心配の向き、これはもう当然あると思います。

県といたしましても、地産地消の協議会を各地でつくって、取り組めというふうな指示もあって、宿毛市においても、地産地消協議会をつくっておるわけでございますから、我々の方の給食センターにおいても、できるだけ宿毛市の、

宿毛市にあるものはそこで使っておりますし、また、宿毛市にないものは、これは買わなきやいけないということにしておりますが、やはり県も地産地消をうたっておるわけですから、宿毛市としても、この地産地消をどしどし進めていって、けんみん病院でありますから、ぜひそこで、地元のものを使ってもらいたい、このように私自身も思っておりますし、そのような取り組みもしてまいりたいというふうに思います。

それから、フェリーの支援でございます。

ご提案が1つございました。抽象的でなく、九州側のイベント等の情報を、いろいろ流しなさいということでございますが、これ、私どもの企画の方にホームページもございますし、佐伯市等とも話しまして、お互い、広報のやりとりをしております。

それから、あと、ホームページもやっぱり、九州の情報であるとか、そういうものを、ここからよそに発信するというよりも、市内の方々にもいろんな情報も発信しなきやいけない、そういうことも思っておりまして、いろんな催し物につきまして、これ佐伯市ばっかりじゃなくて、九州全体の催しを紹介するということも、本当に大切なことだと思っております。

こういった取り組みにつきましては、全部が全部、ちょっと入らないかもしれません、できるだけの情報は集めまして、皆さんに知らしめるということをしたいと思っております。

それから、今後のフェリーの支援策でございます。ご指摘がありました1億6,000万、これは幡多広域で2隻目を買う、つくる分について、だんになつたら補助していこうという約束ごとの1億6,000万ではございますが、まだこういう状況で、航路をやはり維持することが、まず大切でございますので、せっかく決めていただいた1億6,000万、宿毛市の負担が非常に高いわけではございますが、このお

金を、できれば有効に使いたいなという気持ちには、私の腹の中にありますて、これから幡多広域の議会等におきまして、この件につきましても、話をさせていただきたいなという気が起きております。

また、九州からのお客様も、足摺へ行ったり、この幡多広域へ来るわけでございますので、そういう意味でも、幡多が1つになって、このフェリー航路の維持というのに、やっぱり取り組んでいただきたいという気持ちが強く、私にもありますので、ぜひほかの市町村長さんにも、こういう話を伝えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 8番宮本有二君。

○8番（宮本有二君） 再々質問という形になりますけれども、今、市長から、ほぼ私の言ったこと、聞きたかったこと、そして提案として思いつくままに言ったことも答えていただきましたので、雇用の促進のNPOの活用についてはありませんでしたが、多分、そういう思いでおられると、これは思いますので。

1つだけ、保留地の問題は法的な問題も確かにございます。私もそう思いますが、市の持つておる土地を活用してということで結構ですが、保留地も売れる可能性もないわけじゃないですが、この今の経済状況では、あれが全部埋まるというのは、非常に難しいですから、法の枠の中で、弾力的に貸すこともできれば、ぜひそういう一等地を遊ばさないように、塩漬けという言葉もございますが、塩漬けになる可能性もあるわけですから、手を打っていただきたいと思います。

最後に申し上げたいのは、やっぱり長井市の例を出したのは、20年前に、非常に苦しんだと。そして、今、成功した。わずか人口3万1,000人の山形県の田舎の町ですから、宿毛と

大差ないんじゃないかなと思いますが、やっぱり取り組み次第では、まだ宿毛市も再生できるんじゃないかな。だめになったわけじゃないですよ、夕張みたいに。まだ元気になれるんじゃないかなという思いもあります。

やっぱりよくなつた町は、過去に本気で苦しんだ町だと思います。本気で苦しんでない町は、恐らくぬるま湯で、まあまあといううちに夕張に近づくんじゃないかと思いますから、そのことは市長もよくおわかりでしょうから、そういう意味で、非常に厳しい時代がやってくると、私もこれは2期8年の最後の質問になります。もし当選できましたら、また帰ってきて、そのことについてお伺いします。

きょうはこの辺でやめます。どうもありがとうございました。

○議長（岡村佳忠君） これにて一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時06分 散会

平成19年
第1回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第8日（平成19年3月14日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第65号まで

----- · · ----- · · -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第65号まで

----- · · ----- · · -----

3 出席議員（16名）

1番 浅木 敏君	2番 中平富宏君
3番 有田都子君	4番 浦尻和伸君
5番 菊地徹君	6番 寺田公一君
7番 菱田征夫君	8番 宮本有二君
9番 濱田陸紀君	
11番 西郷典生君	12番 岡村佳忠君
14番 田中徳武君	15番 山本幸雄君
16番 中川貢君	17番 西村六男君
18番 岡崎求君	

----- · · ----- · · -----

4 欠席議員（1名）

13番 佐田忠孝君

----- · · ----- · · -----

5 事務局職員出席者

事務局長 福田延治君
次長 小野正二君
議事係長 岩本昌彦君
調査係長 乾均君

----- · · ----- · · -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
助役 西野秋美君
収入役 中上晋助君
企画課長 岡本公文君
総務課長 出口君男君

市民課長	松岡繁喜君
税務課長	美濃部勇君
会計課長	夕部政明君
保健介護課長	西本寿彦君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	谷本秀世君
産業振興課長	茨木隆君
商工観光課長	有田修大君
建設課長	豊島裕一君
福祉事務所長	岡添吉見君
上下水道課長	頼田達彦君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長職務代理者	西尾諭君
教育次長	
学校教育課長	小島正樹君
生涯学習課長	
兼宿毛文教センター所長	高木一成君
学校給食センター所長	近藤勝喜君
千寿園長	尾崎重幸君

----- · · · · ·

午前10時01分 開議

○議長（岡村佳忠君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長から報告をいたします。

佐田忠孝君から、会議規則第2条の規定により、欠席の届出がありました。

本日までに陳情3件を受理いたしました。

よって、お手元に配付しております陳情文書表のとおり所管の常任委員会へ付託をいたします。

日程第1「議案第1号から議案第65号まで」の65議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

16番中川 貢君。

○16番（中川 貢君） 16番、中川です。ただいまから質疑を行います。

質疑をいたしますのは、議案第16号別冊、一般会計予算の雑入と、議案第51号、宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例についての2件のみであります。適切なご答弁をお願いしたいと思います。

まず、議案第16号別冊、一般会計予算の雑入でございますが、ページ数36ページでございます。

諸収入の雑入の中で、職員等駐車料収入413万4,000円という雑入が計上されておりますが、この内容について、ご説明をいただきたいと思います。

既に学校並びに行政職員の関係者の皆様には、既に文書で一律月額2,000円の使用料をいただくということが通知をされておるようになっております。その内容について、その経緯、理由、積算の根拠について、お示しを願いたいと思います。

まず、今、なぜその使用料を徴収しなければならなくなつたのか、その理由とその経緯について、1点ご説明いただきたいと思います。

そして、積算根拠でございますけれども、宿毛市財産条例によれば、目的外使用料地価格、恐らく地価評価のことでありましょうが、この額の100分の4を乗じた金額を年間使用料とするということになっておりまして、その具体的な箇所、地価並びにその評価、乗じた、100分の4を乗じた年額、それに基づく月額をお示し願えれば幸いです。

その内容について、また1点お聞きしたいのは、使用料ということではありますので、事業収入ということではないにしても、一定、使用許可を与え、その権利を売ったと。逆に言うと、使用料を払う立場からすれば、駐車するスペースの使用権を買ったということになるんではないかなと思いますので、いわゆる消費税の課税対象になるそういう使用料なのかなという気はするんですが、その辺の見解もお示し願いたいと思います。

そして、この駐車場の料金は一応、この財産条例で読みますと、目的外使用料ということになるわけですけれども、この場合に、この使用権を占用の使用と理解してよいのか。占有ですね、いわゆる。そういう通常の使用料をお払いして、お借りするということで、そのスペースについては、例えば何平米なのかちょっとわかりませんけれども、その点の位置づけと言いますか、どういうふうにお貸ししようとするのか、お示しいただきたいと思います。

あわせて、使用料を取る以上は、使用の条件でありますとか、使用の制限等々についての一定の賃貸契約じゃないですけれども、そういう契約が発生してくるんではないかなというふうに思いますが、その使用契約書なり、そういう覚書と申しますか、そういうものを一方

的に、使用料を取る以上はこうですよということをお示しするのか、それとも、甲乙双方で契約書を交わすのか、その辺のこともお示し願いたいと思います。

ちなみに、県教委がこの4月から、各県内の県立高校等々、県立の小学校について、使用料を取るようになっております。これは、県の財産条例に基づいて積算した地価評価額の積算、一定の掛け率があるんだろうと思いますが、それに基づいて、きっちり乗じた数字に2分の1を掛けた金額を使用料とするということになっておりまして、県内で一番高いところで月額2,000円、評価が500円以下のところは無料ということになっておりまして、具体的にいうと、宿毛市内で事例を挙げますと、宿毛工業高校は無料になってます。宿毛高校が500円ということになっております。

こういった関係を見ますと、市立小中学校に通う教職員は、県教委から派遣されて、給料をそちらでもらっておる。それで、県立高校につきましては、県が管理している施設ですから、県の条例でいくわけですが、この職員間のアンバランスが生じてくることは、少し好ましくないのではないかというふうに思っております。

したがって、その辺のご見解も注目の的になっておるようで、この際、お示しをいただきたいと思います。

続きまして、議案第51号の宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について、お聞きをいたしたいと思います。

現行の使用料と、今回ご提案の使用料を比較対照をずっとしてみましたところ、ちょっと、若干どうしてかなと思うような部分がございましたので、ご説明をいただきたいというふうに思います。

1点は、議案の78ページになりますけれども、宿毛市総合運動公園、市民体育館の部分で

ありますが、その他の部分、高校生以下の団体、逆に言うと、高校生以上の団体ということになるんでしょうか。この部分で、市内と市外とそれぞれあります、市内が、1カ所だけ言いますが、アリーナ全面を使った場合に900円というふうになっております。市外の分については、1,400円となっております。

全体的に値上げの方向になっておるわけですけれども、通常でありますと、市内を上げるのであれば、市外も上げるというのが普通の考え方であるし、この条例の使用料の設定の考え方からすれば、市外に多くいただくと。市外からの利用者については、市内の皆さんよりちょっと上乗せした額でいただくということになっておるわけですけれども、その市外の分は、すべて据え置きとなっておるわけですが、一体、どうしてそういうふうな使用料設定になるのか、お伺いをしたいと思います。

それから、職業団とございますけれども、語句の解釈を、一定ここで確認させていただきたいと思いますが。職業団というのは、いわゆる実業団とか、例えばプロの団体。プロの競技団体、といったようなことを指すのかなというふうに思いますが、この解釈、定義についてご説明をいただきたいと思います。

続いて、隣になりますが、79ページになります。陸上競技場のトラック・フィールドの部分で、その中段のところに、「共用の場合1人につき」とありますけれども、これまでの使用料設定では、「共用の場合」というのがございませんで、1人100円という設定になっておるよう思います。

そうですね、個人として1人1回100円、これについては、例えばトラック・フィールド1日、午前、午後、夜間とこうありますけれども、この「共用の場合1人につき」というのは、時間制限ございません。朝から晩までやっても、

1人1回、市内の高校生以下は100円、市外の高校生以下が150円。市内のその他が150円、市外のその他が200円ということになるわけです。

幾ら使ってもこれだけの格安の料金ができるというのは、スポーツ振興にとっては非常に好ましくていいことだと思うんですが、ここで共用ということになりますと、例えば、フィールドを実業団が借ります。それからまた、その他の方が団体で借ります。1日借りて4万8,000円お支払いして、使っているときに、仮にフィールドを使っている場合であれば、トラックはあくわけですから、トラックを1人100円で、150円で走る。朝から晩まで使おうと思えば使える、そういうことになってます。

逆に言いますと、トラックの方を4万8,000円でお借りして使っているときに、中のフィールドが使ってないということであれば、共用としてフィールドの中1人150円で使えるということにも、朝から晩まで使えるということになるわけですが、その辺の調整とか、優先順位とか、そういうことは全く明記されておりませんので、どういうふうに取り扱いをされるおつもりなのか、お示しをいただきたいと思います。

1回目の質疑を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 総務課長。

○総務課長（出口君男君） 総務課長、16番議員の質疑にお答えを申し上げます。

議案第16号別冊、平成19年度宿毛市一般会計予算、36ページ、諸収入の雑入のうち、職員等駐車料収入413万4,000円についてのご質疑を賜りました。

まず1点、今回、この時期に駐車料を職員から取ることについての理由と、経過ということでございますけれども、職員の駐車場につきましては、これまで、本庁舎の職員以外、それか

ら宿毛市立の小中学校の教職員を含めまして、市有地を無料で使用をしていただいておりました。議員の皆様ご承知のように、本市の大変厳しい財政状況の中で、平成11年に作成をいたしました宿毛市行政改革大綱及び集中改革プランにおきまして、歳出の抑制はもとよりですけれども、財源の確保についても、積極的に取り組んでいかなければならないということから、今回、職員、これまで職員の皆さん、それから教職員の皆さんに無料で使用していただいた駐車場用地について、本庁の職員は、それぞれ個々の職員が民間の駐車場を借り上げていただいておることからも考えまして、一定のご負担をしていただく必要があるのではないかということから、学校の教職員及び市の職員団体に対しまして、状況を説明申し上げ、ご理解をいただくということで、今回、19年の4月から駐車場料金について、一定のご負担をいただきたいということでお願いを申し上げたところでございます。

2点目の、その使用許可が占用になるのかということでございます。これは、料金の設定に当たっても、いろいろ議論したところなんですが、本庁の職員については、民間の駐車場を借り上げておりますので、占有になっております。ですけれども、本庁舎以外の、例えば保育園、あるいは給食センター、支所等につきましては、職員の特定の駐車場という位置づけは考えておりません。ですから、例えば保育園であれば、早く来た職員からあいているところに、一番近いところに順番にとめていくということになろうかと思いますので、個人個人の駐車場の割り当てとして、ここがA職員の駐車場ですということにはなりませんので、そういうことから一定、受益者負担としてご負担をいただくということで、消費税の方も当たらないのではないかと考えております。

それから、使用条件、契約をするのではないかということでございますけれども、先ほど言いましたように、厳密に言えば、行政財産の目的外使用ということにも当たるかもしれませんけれども、高知県の方の解釈も、本庁舎以外の職員については、公用車の配置がされてないということもございまして、広く考えれば、目的内使用ともとれるという県の方の解釈がございます。そういったことから、料金の算定の根拠には、宿毛市財産条例の、行政財産の目的外使用の根拠を参考にいたしておりますけれども、それをそのまま適用するのではなく、それを適用しますと、例えば文教センターの職員であれば2,000円以上の駐車料金、それから、一番安いところでいきますと、橋上保育園、そこでいきますと400円というようなバランスを欠くようなことにもなってきますので、近辺の駐車場料金等も勘案しまして、19年度の予算には、1台当たり1,500円ということでお願いをしております。

ただ、今現在、職員団体とも、この額については、最終的に協議をいたしております。駐車場料金を徴収することについては、一定、ご理解をいただいておりますけれども、金額については、今まで無料で使用できていたものが、急激に職員の負担になるのではないかということをございまして、最終的に今、調整中でございますので、当初、この予算要求の段階では、1,500円ということで計上させていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、高知県もこの4月から駐車場料金をということでございますけれども、高知県の関係、宿毛市における駐車料金の関係は、宿毛高校と宿毛工業高校ということになろうかと思いますけれども、先ほど、議員さんおっしゃいましたように、宿毛工業高校は500円未満ということで徴収をしないと。宿毛高校は、50

0円を徴収するということで、そのバランスが好ましいことではないのではないかというご指摘でございますけれども、私どもは、先ほど言いましたように、本市の厳しい財政状況も勘案して、それとなおかつ本庁職員の駐車場料金の負担の問題等々を総合的に勘案して、1,500円程度はご負担していただきたいのではないかということで、お願いを申し上げているところでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（高木一成君） 生涯学習課長、16番、中川議員の質疑にお答えをいたします。

議案第51号、宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について、ページ78ページでございます。

この下の表にありますように、宿毛市総合運動公園、市民体育館の行のその他、市内、市外の中で、市外の料金は上げて、市内の料金は上げないのが普通ではないかというご質問でございますけれども、市内を上げたのはという質問でしたね。質疑でしたね。

これは、中川議員もご存じのとおり、その他の中で、市内は今まで、現行840円でございます。市外は1,400円。それを、今回の改正でもって840円を900円にしておると。市外については、1,400円はそのままで移行いたしております。

ただ、その中で、左の高校生以下の団体というのがありますけれども、その部分についても、市外は840円を900円に上げておるという形の中で、全体、調整をした結果、そういうふうな金額に設定をさせていただいたというのが実態でございます。

次に、職業団とはプロを指すのではないかということですけれども、まさしくそのとおりで、職業団とはプロを指しております。

次に、79ページの真ん中の当たり、陸上競技場を共用の場合、1人につき、市内の高校生以下の使用が100円、そして市外の高校生以下が150円、その他の、高校生以上ですけれども、その他と言いますのは、市内が150円で市外が200円になっておりますけれども、これは、今まで一律に全部100円で通しておりました。それについても、見直しをして、このような料金改正をさせていただいたわけでございます。

その中で、陸上競技場の使用についての総合調整、あるいは優先順位、そういうふうなのが定められてないので、混乱を来たすのではないかという質疑でございますけれども、まさしく、多目的にフィールドとトラックと使うことができます。ただ、その中で、やはり団体が使用する、そういうふうなときに、トラックでもって走られるというような支障が出る、あるいは危険性が伴う、こういうようなときには、やはり基本は団体が使用するのを中心、調整をいたしたいというふうに思っております。

事故やそういうふうなことがないような形の許可には、努めてまいりたいというふうに思っております。

なお、使用する側、あるいは管理する側、特にそういうふうなことについても、十分、最新の注意でもって許可業務に当たっていきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（岡村佳忠君） 16番中川 貢君。

○16番（中川 貢君） 再度質疑をさせていただきます。

駐車場、職員等駐車料収入という部分でありますけれども、ここで、先ほど総務課長から説

明ありました根拠として、宿毛市財産条例を1つの計算の算出方法の方法として、参考にはしたけれども、それには準拠してないということでありました。ということになると、一体、どういった根拠で使用料を取るというのになるのか。それとあわせて、この雑入として取るということ、雑入のところに収入が上がってきているという、そういう予算の組み方ですね。それがどうしてなのか。

それなりのご理由があると思うんですので、それをもう1回、説明をしていただきたいというふうに思います。

それから、現在、調整中といいますか、額については、最終的にまだ確定していないかのようなお話がありました。それはそれで、今後、詰めていただきたい部分ではありますが、県の教育委員会の一定の算出した基礎というのは、財産条例に基づいてという明確な位置づけがあります、県は。料金を取るに当たっての根拠として、財産条例に準拠してやりますよということになっておりまして、その中の計算式を当てはめまして、2分の1というところがみそやと思いますが、そこで500円以下は無料にする。1,000円以下は500円にしますということで、最高額が2,000円ということになります。

そういった県の職員に対して、県という、行政というところでの判断、料金設定と、市町村と一緒にすることはする必要はないといえばそれまでですけれども、同じ、例えば県教委から給料をもらう職員が、県立高校へ行くと無料。宿毛市立になると1,500円ということになるわけですね。そこに整合性があるのかどうか。使用料を払う側からすれば、非常にもどかしい、おかしなことだなというふうに思われても致し方ないのではないだろうかというふうに思います。

したがって、まだ、最終的に額について決められてないということありますので、ぜひそ

ういった関係当局、県も含めて、調整なり検討をして、適正な料金設定をしていただく方がいいのではないかというふうに、私は感じます。

それは、質疑ですので、執行部の方におかれで検討されることだと思いますので、よろしくお願ひします。

それから、生涯学習課長からご答弁いただきまして、78ページの、議案の78ページの市民体育館の総合運動公園の部分で、市内、市外の料金の問題について、ちょっとお伺いしたわけですが、これちょっと、質問の答えにならないんで、答えていただきたいんですけども。

市内は上げた、市外は据え置きというのが、ちょっと理解できんので説明してくださいという質問、質疑でありますので、どうして市外を据え置きにした、全体を見渡していくことにしたって、全体は値上げの設定にずっとしておるわけですから、市内を据え置きで市外を上げるというのでは、まだ理解できますが、何で市外の料金を据え置きにする必要があるのか、ちょっと理解できません。ちょっと説明を、もう一度お願ひしたいと思います。

○議長（岡村佳忠君） 総務課長。

○総務課長（出口君男君） 総務課長、16番議員の再質疑にお答え申し上げます。

職員の駐車場料金の徴収につきましては、市の財産条例を根拠としなくていいのかというご指摘でございますけれども、先ほども申し上げましたように、基本的には市の財産条例準拠でございます。ただ、駐車場、今回、予算の組み方にもかかわってきますけれども、今回、お願い申し上げますのは、財産条例に基づく目的外使用ということではなしに、市の財政状況も踏まえまして、一定、公の財産を使用するということから、受益者負担の観点からご理解をいただきたいということで申し上げておりますので、予算も雑入として計上させていただいておりま

す。

それから、県と市のバランスの問題でございますけれども、議員ご承知かもしませんけれども、県下では安芸市、香美市、南国市、香南市、土佐市が、職員から駐車場料金として徴収することとしております。室戸市につきましても、検討中でございます。

それから、高知市、須崎市、四万十市、土佐清水市については、今現在は未徴収と。須崎市は検討中ということでございますけれども、県下各市の状況もそういう状況で、それぞれの市の事情によって判断が異なっておりますので、私ども、県は県でトータルで考えて、その2分の1という措置をされたんだとは思いますけれども、宿毛市は、先ほど言いました、金額はまだ、先ほど申し上げましたように確定はいたしておりませんけれども、適正な価格でお願いをしたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（高木一成君） 生涯学習課長、16番、中川議員の再質疑にお答えをいたします。

市外はそのまま据え置きで市内を上げてるのはおかしなことではないかということですけれども、これにつきましては、全体のバランス等を見ながら調整した結果、60円、市内が上がってきたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（岡村佳忠君） 2番中平富宏君。

○2番（中平富宏君） 2番、質疑をいたします。

大変申しわけないんですが、花粉症でして、ちょっとお聞き苦しい点があるかもしれませんのが、そういったときには、ぜひご指摘を願いた

いと思います。

私の質疑は、議案第3号別冊、平成18年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）及び議案第16号別冊、平成19年度宿毛市一般会計予算の2議案でございます。

まず、初めに平成18年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）の29ページ、2款1項15目防災対策費の13節木造住宅耐震診断調査事業委託料118万8,000円の減額の予算が、減額補正の予算が計上されております。その減額の理由についてのご説明を求めてます。

そして、続きまして、その下に、木造住宅耐震改修計画審査委託料5万円の減額がございます。

そして、関連になると思うんですが、19節に、宿毛市木造住宅耐震改修事業費の補助金として、300万円の減額補正が計上されております。

こちらは、17年度についても300万円の計上が、当初なされておりまして、その全額が補正で、減額補正となつたように思っております。その理由についてご説明を求めてます。

続きまして、ページ51ページ、8款1項2目非常備消防費、こちらの15節耐震性貯水槽新設工事費162万8,000円が減額補正となつております。

その減額の理由について、ご説明を求めてます。

続きまして、平成19年度宿毛市一般会計予算の方に移ります。

ページ44ページ、2款1項3目秘書広報費の8節に、広報編集アドバイザーレポート費30万円が計上されております。この内容について、ご説明を求めてます。

続きまして、45ページ、2款1項3目秘書広報費、こちらの19節の中に、四季の丘地区コミュニティーセンター建設補助金897万2,000円が計上されております。この事業の内

容について、ご説明を求めてます。

続きまして、47ページ、2款1項9目開発推進費の中の13節宿毛駅開業10周年記念イベント委託料464万6,000円が計上されております。この内容と、委託先についてご説明を求めてます。

続きまして、ページ51ページ、2款1項15目防災対策費の中の19節に、宿毛市木造住宅耐震改修事業費補助金120万円と、そして、こちらについては、昨年は300万円。先ほどの補正と絡むと思うんですが、こちらの方の減額理由についてご説明を求めてます。

そして、そのすぐ下の宿毛市木造住宅耐震設計費補助金40万円が計上されております。これについては、昨年はなかった補助金だと思います。この内容について、ご説明を求めてます。

続きまして、その下になりますが、52ページ、2款1項17目離島振興費の中で、19節沖の島アドベンチャーラン事業費補助金85万円が計上されております。

昨年は、観光費の中で20万円の予算計上だったと思っておりますが、新たに65万円の増額になった理由を含めて、ご説明をいただきたいと思います。

そして、続きまして、78ページ、4款1項3目老人保健費の中で、19節後期高齢者医療広域連合負担金1,704万7,000円が計上されております。こちらも、私の記憶では、昨年までなかった新しい負担金ではないかと思いますが、その内容についてご説明を求めてます。

続きまして、91ページ、5款2項4目林道費の中で、13節一生原自然環境保全事業測量委託料51万6,000円。そして、その下の15節で、一生原自然環境保全事業工事費として389万円が計上されております。

こちらについては、工事費として、今回の18年度補正予算で200万7,000円の減額

補正が計上されておりますが、そちらの工事の進捗状況等含めて、工事の内容についてご説明をいただきたいと思います。

続きまして、96ページ、6款1項5目観光費の中の15節観光案内板設置工事費100万円が計上されております。こちらの内容について、ご説明を求めます。

最後に、106ページ、7款6項1目19節の横瀬川ダム建設促進期成同盟会分担金20万円が計上されております。こちらの分担金ですが、17年度には50万円、そして18年度には30万円、そして今回、20万円という計上になっていると記憶しておりますが、こちらの減額の理由等含めて、その使い道についてご説明を求めます。

1回目の質疑を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 総務課長。

○総務課長（出口君男君） 総務課長、2番議員の質疑にお答え申し上げます。

議案第3号別冊、平成18年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）。29ページ、防災対策費の13節委託料、木造住宅耐震診断調査事業委託料118万8,000円の減額の理由でございますけれども、木造住宅耐震診断事業につきましては、当初予算で165万円計上をさせていただいておりました。これは、1戸当たりの診断料3万3,000円に、予定として50戸を予定いたしておりましたけれども、最終的な実績といたしまして、14戸のみとなりました関係で、今回、実績にあわせまして36戸分、118万8,000円を減額しようとするものでございます。

続きまして、同じく13節委託料の木造住宅耐震改修計画審査委託料5万円の減額でございますけれども、この委託料につきましては、耐震診断の結果、耐震改修の必要ありとされた住宅につきまして、耐震改修を行うに当たりまし

て、設計を組みます。その設計が適正なものかどうかを審査するに当たって、補助をしようとするものでございますが、平成18年度におきましては、耐震改修がございませんでした関係で、いわゆる1戸当たり1万円でございますけれども、全額5万円を減額しようとするものでございます。

それから、同じく29ページの19節負担金補助及び交付金、宿毛市木造住宅耐震改修事業補助金300万円の減額でございますけれども、18年度、1戸当たり60万円で、5戸分を当初予算で計上させていただきましたけれども、耐震改修の申し込みが1件もなかったということから、その全額を減額しようするものでございます。

続きまして、議案第16号別冊、平成19年度宿毛市一般会計予算、51ページでございます。防災対策費の19節宿毛市木造住宅耐震改修事業補助金120万円、これ18年度300万円から19年度120万円に減額した理由ということでございますけれども、先ほど、18年度の減額の説明の中で申し上げましたように、これまで全く実績がないということから、19年度につきましては、2戸分、60万円掛ける2戸分で120万円を計上させていただくと。

それと、その下の宿毛市木造住宅耐震設計補助金40万円でございますけれども、これは19年度、新規事業でございます。

その新規事業の40万円につきましては、耐震改修事業が、先ほど18年度も申し上げましたように、実績がないということから、高知県も耐震改修するには、一定、設計が、耐震改修の補助は60万ございますけれども、改修のための設計に約30万ぐらいかかると。そうすると、改修の補助金の2分の1程度のものが設計に回さざるを得ないということから、耐震改修が進まないのではないかということから、高知

県が新たに19年度から、その耐震改修を促進するためにもということで、設計費に対しても補助をしましようということで、これ1戸当たり20万円の補助でございますけれども、を予定いたしております。

申しわけございません。平成18年度一般会計補正予算で説明が抜かっておりました。申しわけございません。

議案第3号別冊の51ページでございます。51ページの15節工事請負費の耐震性貯水槽新設工事費162万8,000円の減額の理由ということでございますが、この耐震性貯水槽につきましては、当初予算で4基分で、2,120万円を計上させていただいておりました。162万8,000円の減額につきましては、その入札減によるものでございますので、その決算額として162万8,000円を減額させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 企画課長。

○企画課長（岡本公文君） 企画課長、2番、中平議員の質疑にお答えいたします。

議案第16号別冊、平成19年度宿毛市一般会計補正予算、ページ44ページ、秘書広報費の報償費、広報編集アドバイザー報償費の内容についてでございます。

この報償費につきましては、昨年の6月にも補正をさせていただきました。このアドバイザーの件につきましては、広報が今まで、その見づらいとか、いろいろその中の内容等について、市民の方々からもご意見をいたしております。それで、広報の中身の充実を図るために、昨年の6月からご協力をいただいております。

これにつきましては、月5回、1回につき5,000円という形で、その12カ月分を計上させていただいております。

昨年の6月から、アドバイザーにいろいろとご意見をいただきて編集する中で、大変見やすくなつたと、充実したというようなご意見もいただいておりますので、よろしくお願ひをいたします。

続きまして、ページ45ページ、四季の丘地区コミュニティーセンターの建設費補助金の内容についてでございます。

四季の丘につきましては、ご承知のように、平成12年9月から販売が開始されました、18年10月1日現在では80世帯、262名の方が居住をなさっております。現在、コミュニティー活動をする場合には、近隣の集会所等をお借りして、会合を開くというような、大変不便をかいているような状況の中、どうしてもコミュニティーの場が必要ということで、地区から申請がございました。

それを受けまして、市といたしましても、地区からの内容で申請をしておりましたところ、採択になったということで、今回、計上をさせていただいております。

その事業内容につきましては、建築工事で約857万8,000円、これは、木造で79.68平米ということでございます。そのほか、機械設備、電気設備、それから共通架設費等々を含めまして、最終な事業費といたしましては、1,124万5,500円ということになっております。

この事業費の5分の3を、助成をしていただきまして、残りの5分の1が市、それから残りの5分の1が地元ということでございます。

市は5分の1でございますが、上限が250万円ということになってまして、市費といたしましては、227万2,000円の計上をさせていただいております。補助金と合わせて897万2,000円ということで、お願ひをしておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、ページ4 7ページ。4 7ページの委託料、宿毛駅開業10周年記念イベント委託料として464万6,000円を計上させていただいております。その内容と委託先ということをございます。

宿毛駅につきましては、平成9年10月1日に開業をいたしました。以来、多くの方々に利用もしていただいて、マイレール意識の高揚にも努めていただいております。本年の10月をもって、10周年ということで、今まで以上のマイレール意識を持っていただこうということで、イベントの開催を計画いたしております。

この内容につきましては、中尾ミエ・モト冬樹ジョイントコンサートというものを企画して、列車を使って、またそのコンサートにも来ていただきたいということで、企画をいたしております。

この委託の内容につきましては、旅費とか、それから役務費、音響等の設備ですが、それからプロダクションへのギャランティー、それから使用料等を含めまして、委託とさせていただいております。

この委託先につきましては、株式会社アステイックミエカンパニーというところに委託をするものでございます。

続きまして、ページ5 2ページ、沖の島アドベンチャーラン事業補助金。昨年20万で、ことし65万の増額となって、その理由ということでござります。

アドベンチャーランにつきましては、沖の島の観光等も含めた振興ということで、皆さんにご協力を得ながら取り組んできているところでございます。

この65万の増額理由につきましては、運営費といたしまして25万、それから妹背山登山道の整備事業として60万を計上をさせていただいております。

妹背山は、舗装とか、そんなこともいたしておりませんので、豪雨時には道が掘れて、大変、その事業を行う上で支障を来たすということがございます。そういったことを防止するために、固化材というものを使用いたしまして、環境に配慮をして、舗装とか、コンクリート舗装とか、アスファルト舗装とかいったようなことではなく、環境に配慮して、その道路の周辺の土を利用して、それに固化材を混ぜてかためるという、自然に配慮した工事で施工をしたいと考えております。

そういった形で、登山道の整備に60万円、昨年よりか余分に追加させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 市民課長。

○市民課長（松岡繁喜君） 市民課長。中平議員の質疑にお答えをさせていただきます。

議案第16号別冊の、ページ7 8ページ、4款1項3目19節の後期高齢者医療広域連合負担金1,704万7,000円についてでございます。

本年2月に、高知県後期高齢者医療広域連合が設立をいたしました。つきましては、平成19年度の後期高齢者広域連合の全体予算が、総額で5億5,520万4,000円を見込んでおります。

内訳につきましては、会議費で86万円、内容につきましては、広域連合議会の開催に伴う費用でございます。

それで、総務費では、1億3,322万2,000円で、内容は、職員15名の給与1億1,400万円と、時間外手当500万円等となっております。

また、民生費では、4億1,993万8,000円で、内訳は電算処理に伴うシステムの導入に4億4,145万7,000円と、パンフ

レット等の作成に500万円となっており、歳入歳出合計が5億5,520万4,000円となっております。

このうち、国庫補助金が1,436万2,000円ございまして、残り5億4,080万2,000円を、県下の市町村で、老人受給者の割合に応じて負担をすることとなっております。

ちなみに、県下の受給者総数は11万9,537名で、本市の受給者数は平成18年9月現在で3,768名、約3.15パーセントとなっておりまして、負担額1,704万7,000円を、今回、計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 建設課長。

○建設課長（豊島裕一君） 建設課長、2番、中平議員の質疑にお答えいたします。

議案第16号別冊、平成19年度宿毛市一般会計予算、ページ91ページ、5款2項4目の林道費、13節の委託料、15節の工事請負費、一生原自然環境保全事業の測量委託及び工事費につきまして、進捗状況、18年度に減額している状況等ということでございます。

本事業につきましては、横瀬川ダムの建設によりまして、完成することによって森林に入れないのでありますので、道路をつけるよりも森林を買収して、その森林について作業道をつけてやる事業で、その作業道をつける費用につきましては、ダムから基金でいただいております。

全体、森林の作業道の計画としまして、約1,500メートルあります、18年、19年、20年、3ヵ年計画で作業道をつける計画をしております。

18年度につきましては、測量設計いたしまして、約600メートル測量設計しまして、工事費につきまして、954万6,000円計上しておりますが、753万9,000円とい

うことになりましたので、207万円は減額いたしております。

来年、新たに350メートルを設計委託しまして、それにつきましては、389万円を、今回、計上させていただいております。

そして、来年、残りを約500メートル程度を、20年度に残りをやる予定をしております。

次に、106ページ、7款6項1目ダム対策費、横瀬川ダム建設促進期成同盟会分担金20万円につきまして、昨年が30万円、19年度20万円ということで、この期成同盟会につきましては、四万十市、宿毛市で、横瀬川ダムの建設促進について陳情等を行うために、期成同盟会を結成しております。

現在、毎年200万程度が繰り越されている状況で、18年度の期成同盟会で、今までの30万円を20万円に減額しているものでございます。

○議長（岡村佳忠君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有田修大君） 商工観光課長、2番、中平議員の質疑にお答えをいたします。

議案第16号別冊、平成19年度宿毛市一般会計予算、96ページ、6款1項5目の15節観光案内板設置工事費100万円の内容についてであります。これは、市内にお遍路さんを含めた観光客に対する観光案内板が少ないということから、19年度、高知県観光ビジョン実践支援事業補助金をいただいて整備しようとするものであります。設置場所はサニーサイドパークや各駅、それから文教センター等を予定しておりますけれども、菊地議員さんの一般質問にございましたように、に対して、市長がお答えしましたように、「ダルマタ日」の案内板もこの中であわせて検討をしたいというふうに考えております。

なお、同補助事業では、観光案内板の設置以外に、観光パンフレット、それからお遍路案内

シール等もあわせて作成することにしております。

ちなみに、事業費の総額は323万8,000円となっております。

以上であります。

○議長（岡村佳忠君） 2番中平富宏君。

○2番（中平富宏君） 2番、再質疑を行います。

各課長の皆さんから、大変詳しいご説明をいただきました。心より感謝をいたします。

何点かについて再質疑と、それから私の考え方をございますので、そちらの方を述べさせていただきたいと思います。

まず、議案第3号別冊、平成18年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）の方から入りたいと思います。

防災については、19年度の予算と関係してきますので、まず、消防の方から消防費、ページで言いますと51ページ、耐震性貯水槽新設工事費の方から再質疑を行いたいと思います。

この減額の補正予算については、ただいまの説明でわかりました。ただ、こちらが、19年度の方には、全く計上がされておりません。どうして計上がされていないのか、その内容について、なぜ計上しなかったのか、ご説明をいただきたいと思います。

私としては、まだまだ市内にそういう耐震性の貯水槽ですか、防火水槽的なものが必要なところがあると思うんですが、こういった状況になっているのはなぜか、その点について説明を求めたいと思います。

そして、同じく29ページの総務費の中の、木造住宅耐震改修、こちらの方の関係なんですが、こちらは19年度の宿毛市一般会計予算の方とかかわってきますので、こちらの52ページ、こちらとあわせて一緒に再質疑を行いたいと思います。

こちらが、今、課長の説明では、17年度、18年度と改修事業については全く行われなかつたと。そういうのを踏まえて、県の方が設計に大体30万円ほどかかるので、60万円の補助をもらっても、半分は設計で使ってしまうと。だから、新たに20万円の補助を出すことによって、促進を図っていこう、そういうふうなお考えだと思います。

その中で、それでも件数的には、当初予算として、今まで5件だったものを2件に減らしての計上となっているわけですが、私、この件に関して、以前、県の方の担当の方と、担当課の方とお話をさせていただいたこともあるんですが、設計料が30万円ほどかかるというのも大きな問題だとは思うんですが、これ、何よりも、なぜ使わないのという話を、市民の方としたときに、家全体を耐震化しないといけない。だから、改修費がとても高いものになるわけです。

それで、家によっては、増改築繰り返されて、大きくなったりとか、それからあと、以前はおばあちゃん、おじいちゃんと一緒に住んでたけど、もういなくなったり、どこか施設に入ったりされていて、使わない部屋がたくさんある。そういうた、それぞれ家庭状況によって、家の主に使うところ、そして全く使わないところというのがあります。

そういう中で、ぜひ、よく言われるのは寝室であったりとか、皆さん生活をされるリビングであったりとか、そういうところは耐震がしたいと。本当に怖いから耐震改修したいんだよと。それで、市の方にお話をすると、全部をしなさいと。とんでもない値段になると。これじゃあ、とてもじゃないとできない。この補助金は、使えない、そういうお話をいただきました。

そういう中で、当然、県からの部分が強いとは思うんですが、宿毛市としても、そこら辺

のあたりをどのように考えておられるのか。そして、何らかの対応ができるのではないか、そういうものを含めて、再度、ご説明を願いたいと思います。

そして、引き続き、19年度宿毛市一般会計予算の方に入っています。

ページ44ページの広報編集アドバイザーラン費についてですが、昨年の6月から補正をして、大変、広報見やすくなつたよという、そういう声も市民の方から聞かれてますというお話しでした。

私自身、それよりも以前から、たしかこのアドバイザーランの方にお世話になっているんじやないかなと。全く紙面変わってきましたので、大変見やすくなつたなど、自分自身も思ってますし、市民からもそういう声をよく聞きます。

そういう中で、ぜひこれから多くの、広く市民の方に、どういうふうに広報を利用していただきたいのか、どういうふうにすれば、みんなが目を通すようになるのか、そういうのを含めて、市民の方から多くの声を聞きながら、アドバイザーランの方にも協力していただきながら、広報をもっともっと、よりよいものにしていただきたいという思いがあります。

これについては、再度、説明は求めません。

そして、45ページの四季の丘地域コミュニティーセンター建設補助金について、その内容については、わかりました。

それで、このコミュニティーセンターというものは、大変、地域の輪と言いますか、コミュニティー力になるんですが、それを高めていくのに、本当に活用のできる、本当に必要なものだなど、そういうふうに私も思っております。

そういう中で、市内のほかの地域からこういった要望が上がってきてしまつたのか、再度ご説明を求めます。

それから、47ページ、宿毛駅開業10周年

記念イベント委託料、これについてですが、ただいま、内容については説明をいただきました。それで、委託先についてなんですが、「ミエ」っていうのは、多分中尾ミエさんのミエだと思うんですが、アスレティックミエカンパニー、こちらの方に委託というふうになっております。

当然、いろんな音響とか、いろんなものをセットできっと持ってきてくださるんじゃないかなというふうに予想はつきますが、市内にも音響関係をやられている方もおられます。できるだけこの中で市内の業者さんを使えるがあれば、使うような形でお願いをしていただきたい、そういう思いがします。これについても、説明は要りません。

そして、52ページの沖の島アドベンチャーラン事業費補助金、こちらについて、今、説明がありました。

こちら、話を少し聞いたんですが、私が聞いたところによると、昨年までウォーキング、マラソン、同日に行われました。それからあと、マウンテンバイクのレース、私も参加をさせていただきましたが、そういうのが年に2回開催されておりましたが、これが年に、19年度は1回になるんじゃないかなというお話をお聞きいたしました。その理由について、どうしてそういうふうな状況になっているのか、もし執行部の方でわかつておられれば、そちらの方のご説明をいただきたいと思います。

大変いいイベントとして、地域にも根づいておりますので、持続をさせてていきたいという、そういう思いですので、ぜひご答弁の方を、よろしくお願ひいたします。

そして、91ページ、一生原自然環境保全事業工事費、こちらの方ですが、ただいまの課長の説明の中に、この道の部分は作業道なんだよと。それで、19年度、20年度で完了していきたいと、そういうようなお話をされました。

それで、せっかく、これ僕が勘違いしてなかつたら、山林だけで41ヘクタール以上のものを、今回、買われたんじゃないかなというふうに記憶しているわけですが、せっかくこれだけのものを保有するわけですので、自然学習といいますか、そういう部分で期待している方々もおられます。要するに、中に遊歩道的なものがあって、入っていって、そこで野鳥を見たり、いろんな自然と触れ合ったり、そういうのにダムの周辺だから、きっとできて、そういうことに使えるんだろうなって、そういうふうに思っている方がおられます。

そういう計画があるのかないのか、そういうことをお聞きするとともに、その後、本題に入ってくるとは思うんですが、ダムの建設については、どのような計画になっているのか。今、もし課長の方でわかっておられれば、わからなければこちらの方は構いませんので、ご説明を願いたいと思います。

それで、答弁漏れの方の話なんですが、水産関係の方の部分がちょっと、答弁を再度求めたいと思うんですが。これは残しておきます。

そして、看板の方は、ご説明わかりました。看板というのは、すごい重要なと思います。僕らもどこか知らないところに行ったら、必ず看板とか、そういうパンフレットを見て、行動してしまいますので、ぜひ皆さんを見て、興味をそそるような、そういう内容のものにしていただきたいと思います。

それで、106ページの横瀬川ダム建設促進期成同盟会の分担金についてなんですが、金額、ちょっと間違ってたら申しわけないんですが、200万円程度ですかね、毎年繰り越されているということで、その活動内容、どういったことにお金を、以前の中村市と一緒にやっていられる、今では四万十市ですが、そういうお話をですが、その活動内容についてご説明をお願い

したいと思います。

再質疑を終わります。

1回目の質疑の中で、私が質疑漏れをいたしておりました、大変執行部の方にはご迷惑をおかけいたしました。

再度質疑をさせていただきます。

議案第16号別冊、平成19年度宿毛市一般会計予算、ページ93ページ。5款3項2目水産振興費の中で、宿毛市漁業経営構造改善事業費補助金、7,602万円。こちらのその事業の内容と、全体の事業費等についてのご説明を求めます。

続きまして、その下、94ページ。5款3項4目漁港管理費、19節の県営漁港事業費負担、こちらの1,968万円も、これについても同じように、その事業の内容と全体の事業費についてご説明を求めます。

再質疑を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 総務課長。

○総務課長（出口君男君） 総務課長、2番議員の再質疑にお答えを申し上げます。

議案第3号別冊、51ページ、非常備消防費の15節工事請負費、耐震性貯水槽新設工事費162万8,000円の減額に關係をいたしまして、平成19年度当初予算に耐震性貯水槽の予算が計上されていないというのはなぜかというご質問でございますけれども、非常備消防の予算につきましては、消防団、消防署とも協議をしながら、消防ポンプ車でありますとか、小型動力ポンプ付積載車でございますとか、消防が最も必要とする事業を、毎年度審議をする中で、優先順位をつけさせていただいておりまして、消防が平成19年度につきましては、ポンプ車と動力付積載車を優先をしてほしいというお話をございましたので、平成19年度につきましては、耐震性貯水槽の予算は計上いたしておりませんので、ご理解をいただきたいと思い

ます。

それから、議案第16号別冊、平成19年度一般会計予算、51ページの19節宿毛市木造住宅耐震改修事業費補助金120万円が、前年度当初予算300万円に比べて減額をしておりますけれども、その減額の主な理由が、実績がないということで、先ほど申し上げましたけれども、ご質問議員の方から、市民の方から耐震改修が進まないのは改修費用が多額にのぼると。その耐震改修の補助の対象が、家屋全体の耐震だということで、住民の要求とずれがあるのではないかというご指摘でございますけれども、私ども、地震の発生時に、先ほどご質問議員が言われましたように、リビングにいるのか、寝室にいるのか、あるいは普段使ってないところにいるのかもしれません。そういうことから、基本的には、建物の耐震化というのは、全体をとらえての耐震化であるべきだろうというふうには考えております。

ただ、現状、耐震化の進んでない現状もございますので、ご質問議員のご指摘につきましては、今後また県の方とも協議しながら、どういう形が、することが耐震改修が進んでいくのか、そういうことを協議をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 企画課長。

○企画課長（岡本公文君） 企画課長、2番、中平議員の質疑にお答えをいたします。

議案第16号別冊、19年度一般会計予算、ページ45ページ。四季の丘コミュニティーセンターの建設に関連しまして、こういう施設は必要だと。ほかに、他の地区からはそういう要望はないかというご質問だったかと思います。

今回は、このコミュニティーセンターを含めて、その上に2つあります放送施設整備事業、

これを含めまして、5つ各地区から要望のあつたものを申請をさせていただいて、今回、3件の採択ということでございます。

コミュニティーセンターは、現在のところ、各地区からの要望は出ておりません。それで、あと2施設放送設備の改修等ということでは、要望がございます。

続きまして、ページ52ページ、アドベンチャーラン事業についてでございますが、昨年までは2回、マウンテンバイクとマラソンをやっておったということで、今回は1回になるが、どうしてかということでございます。

この事業につきましては、多くの方に参加をしていただきまして、沖の島を満喫していただくということで、事業がなされてまいりました。

昨年、事業をした後、反省会をする中で、地元の方々から、年に2回というのは、大変、食事とか草刈り等々の地元ボランティアの確保ができにくいというようなことから、ためしに、ことは、19年度はマラソン、20年度はマウンテンバイク、それをやってみて、その中でまた反省をして、その後の事業計画をまた練り直しをするというようなことのようござります。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 建設課長。

○建設課長（豊島裕一君） 建設課長、2番、中平議員の再質疑にお答えいたします。

議案第16号別冊、平成19年度宿毛市一般会計予算、ページ91ページ。

一生原自然環境保全事業の中で、全体面積の中に道路をつけて、そこへ自然探索等ができるような形で、中にもやらないかということですが、現在、幅員3メートルで、一応、作業道という形で道路をつけておりますが、当然、それは、その道路は遊歩道的に探索できる道路と考えておりますが、中へ、遊ぶことか、今、ベ

ンチとかいうものは、今、計画をしてない状況でございます。

次に、ページ106ページ、横瀬川ダム建設促進期成同盟会につきまして、現在、約200万ぐらいが毎年繰り越しがれています。

活動状況としましては、整備局、本省に横瀬川ダムの建設促進の陳情へ行っている状況でございます。

違う、主だった事業は、現在しておりません。

次に、再質疑ありましたページ94ページ。

94ページ、5款3項4目の漁港管理費の19節県営漁港事業負担金1, 968万円について、事業内容をお答えをいたします。

この負担金につきましては、地域水産物供給基盤整備事業ということで、田ノ浦に今、港を整備しております。この分の県営事業分、19年度の予算3億9, 000万円について、10パーセント。それにつきまして、大月町、宿毛市と2分の1折半しまして、宿毛市分5パーセント、1, 950万円を負担する分と、あと、県営漁港沖の島に灯台をつけるところで、18万円がありますので、ここの負担金につきましては、1, 968万円になっております。

事業の内容としましては、田ノ浦の港の係留施設、マイナス4メートルの岸壁に上屋128メートルと舗装、及び臨港道路の舗装、荷さばき場45メートルと、あとマイナス3メートルの物件補償等でございます。

済みません。横瀬川ダムの、ダムの建設の計画ということですが、現在、ダムにつきましては、付けかえ道路と用地買収をしておりまして、ダム本体とかいうところについては、まだかなり先になりますので、はつきりした計画等を把握しておりません。

○議長（岡村佳忠君） 産業振興課長。

○産業振興課長（茨城 隆君） 産業振興課長。
2番、中平議員の再質疑にお答えいたします。

5款、ページ93ページの5款3項2目の19節の宿毛市漁業経営構造改善事業補助金7, 602万円についてですが、これはすぐも湾漁業協同組合が事業主体となりまして、漁協の施設整備2期工事を実施する事業補助金です。

漁協といたしましても、水揚げが上がっている以上、その船の機能、入ってきたときの荷さばきと言いますか、それを充実さすために、最小限の施設の充実を図るために事業計画をしております。

事業の計画といたしましては、全体計画の延長135メートルぐらいの荷さばき施設を計画しておりますが、1期工事で85メートル区間は、今の事業制度を導入して完成させています。

本年度より、先ほど、建設課長も答弁しておりますが、国の補助制度が改正になりまして、補助率の有利な県営事業の、公共事業の方へ荷さばき施設は乗りかえて、県が事業主体となつて実施することとしてます。

その他の施設が、付帯施設で、今のこの負担金の方へ上がってきている事業を導入して、整備する計画としています。

補助対象事業費は、施設整備として1億3, 210万円を計画しています。施設の事業の内容については、魚の鮮度を確保するための冷海水製造施設整備費に9, 870万、これは100トンタンク1基と、それから荷さばき施設の配管工事等が含まれます。

それと、魚の太さを分ける魚体選別機2台が、整備費として3, 340万円です。その補助金の内訳といたしましては、国の補助金の補助率が施設ごとにちょっと違いますので、わかりにくいかかもしれません、冷海水製造施設整備費9, 870万円のうち、国の補助率は3分の1の国庫補助金3, 290万円。それと、県補助金の10パーセントの987万円。それから、市の補助金10パーセントの987万円の5,

264万円と、4,606万円が残となります
が、それは大月町分と漁協の事業主体分となります。

また、魚体選別機2台の整備費3,340万円のうち、国庫補助率が、これは2分の1です。50パーセントです。の1,670万円、それから県補助金10パーセントの334万円、それから市の10パーセント補助率334万円の合わせて2,338万円が魚体選別機の補助金となっています。その補助残は、大月町と事業主体の漁協が持つ持ち出し金となります。

以上、施設整備費の市の持ち出し分が、補助金合わせて5,264万円と2,338万円を合わせた7,602万円を、事業主体となる湾漁協の方へ交付するものです。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 2番中平富宏君。

○2番（中平富宏君） 2番、再質疑を行います。二、三点について、再度質疑をさせていただきます。

どれにつきましても、平成19年度宿毛市一般会計予算でございます。

ページ数51ページ、こちらの耐震、木造住宅ですか、木造住宅の耐震設計費の補助金についてでございますが、先ほど、課長の方から、考え方として、地震が起きた災害時に、どこにいるのかわからないので、リビングにいるのか寝室にいるのか、それはわからないので、全体の補助をする必要が、全体の耐震化をする必要があるのではないか、そういうお話がありました。

確かに、どこにいるのかはわからない。当然、地震がいつ起こるのかもわからないので、自分たちがどこにいるのかもわからないわけですが、できるだけ確率の高い、いる確率が高いところから安全な、そういうたった耐震化であったりとか、いろんな防災である、そういう取り組みをして

いかなければ、すべて100パーセントを網羅するような防災というのは、当然あり得ないと思います。

僕ら、仕事で、海の上で魚にえさをやったりするときがあるんですが、執行部の方々も磯釣りが大変お好きな方々がおられると思います。磯釣りに行って、岩の上で津波が起きたら、もうどうすることもできないと思います。そういったのも含めて、すべてを網羅するということはできません。

そんな中で、市民が自分たちもこのぐらいだったらお金が出せるよと。だから、幾らかでも補助をしていただいて、寝室の、夜寝る、子どもも、小さい子もいる、お年寄りもいる、その上だけでもつぶれないように耐震化したい。そういうたった思いにこたえてあげるのが、僕は行政だと思っております。

特に、こちらの備考欄、説明欄の方に、宿毛市という名前が入っています。この補助金は宿毛市の木造住宅の耐震設計費の補助金です。宿毛市として、どういう対応をしていくのか、もう一度考えていただきたいという、そういう思いがございます。

何かありましたら、説明の方をよろしくお願ひいたします。

そして、続きまして次のページ、52ページの沖の島アドベンチャーラン事業費補助金についてでございます。

先ほど、前回終わった後の反省会において、地元の方がなかなか、年に2回というのは負担だというお話だと思います。確かに島民の方々のすごい協力があって成り立っている、これ事業だと思っております。だからこそ、また魅力があり、そしてそこへ参加された方々が感動して、皆さんそれぞれ家に帰っていっているのではないかなど、そういうふうに私自身、参加をして思っているわけですが。

そういうときに、2回やるのが負担だから、とりあえず1回しよう。それで様子を見よう。そういうのも当然、案としては出てくるとは思うんですが、せっかくやっていることを持続するためにはどうしたらいいのか。地元の人たちが負担になっているんであれば、何とかそれを軽減する方法はないのか、そういうこともぜひ、執行部として、担当課として考えていただいて、せっかくいいものを築き上げて、年に2回行ってきました、楽しみにしている県外、市外の方々もたくさんおられます。そうしたものを、先細りにしていくのではなくて、ぜひ続けて、継続していけるような形で協力、地元に対しての協力の方をお願いすべき、お願いというか、お願いしたいし、するべきだと思っております。

これについても、答弁がありましたらよろしくお願いいたします。

そして、93ページ、94ページ、私がちょっと質疑漏れがございまして、ただいま課長の方から大変わかりやすい説明を、詳しくしていただきました。

1点だけ、これ再質疑させてもらいます。

ただいまの話の中で、2期工事の中のこれだけというようなお話があったと思います。僕の記憶の中では、2期工事というのは、ざつですが、1期工事が10億8,000万程度ですか、11億弱ぐらいで、2期工事が8億程度の工事が予定されていたのではないかなと思います。

これ、施設整備の方になるんですが、こちらの残りの、今回の予算計上された分の残りの整備については、どういうふうな予定になっているのかお伺いして、再質疑いたします。

○議長（岡村佳忠君） 総務課長。

○総務課長（出口君男君） 総務課長、2番議員の再質疑にお答え申し上げます。

議案第16号別冊、平成19年度宿市一般会計予算、51ページの宿市木造住宅耐震設計費補助金の関係で、補助金、名称にも宿市がついてますように、補助金は宿市の補助金であるから、市民の生命、財産を守る立場から、市として考えるべきではないかというご指摘でございますけれども、議員ご承知のように、この本補助金につきましては、県の補助要綱も踏まえまして、県の補助を含めた形での補助となっております。したがいまして、議員ご指摘の部分ができるのかどうかというのは、やはり県の方とも協議をしながらでないと、単独補助金であれば、市の判断でということにもなろうかと思いますけれども、その部分については、今後、県とも協議をして、できるだけ耐震化が進むような方向には検討したいというふうには考えておりますけれども、宿市だけの判断でもって、リビングでございますとか、あるいは寝室のように、最も滞在をしている確率の高い部分だけの耐震化ということにつきましては、この場でお答えはできませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 企画課長。

○企画課長（岡本公文君） 企画課長、中平議員の再質疑にお答えいたします。

アドベンチャーラン、今までせっかくやって、皆さんの協力でやってきたことで、先細りということではなく、持続の方向でというご意見でございますが、反省会の中で、そういうことが決まったということでございますので、今、こういうお話もあったということでは、お伝えをさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 産業振興課長。

○産業振興課長（茨城 隆君） 2番、中平議員の再質疑にお答えをいたします。

漁協の整備の、施設整備の残事業の件になると思思いますけれども、全体的な計画は配置図、それと全体事業費概算を把握してます。

その中で1期工事を済ませて、今後、2期工事をやるという形の中で、今、予算計上させてもらいます。

残事業につきましては、先ほど、少し述べましたけれども、漁協として水揚げに対して、最小限の設備をしていくという形をとっていますので、市の財政の方の関係もあるがでけんど、今後また、水揚げがふえ、施設が不十分だというときがあれば、残事業に対して計画を立てて要望していくという形になると思います。

この事業自体が、2期工事いうて、言葉は出るがでけんど、単年度事業の計画で動いていきますので。それと、年度を超えてあれしたときには、また有利な国の法改正があって、補助制度ができれば、そちらへどんどん乗り越えて、施設の充実を図っていく計画でなっていくと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（岡村佳忠君） 2番、中平富宏君。

○2番（中平富宏君） 2番、質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡村佳忠君） この際、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

—————・—————・—————

午後 1時00分 再開

○議長（岡村佳忠君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） 6番、質疑をいたします。

私がお聞きしますのは、議案第3号別冊、平成18年度宿毛市一般会計補正予算案について。続きまして、議案第16号別冊、平成19年度

宿毛市一般会計予算について。続いて、議案第21号別冊、平成19年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について。最後に、議案第23号別冊、平成19年度宿毛市学校給食事業特別会計予算についてあります。

順次、質疑をしてまいります。

まず、議案第3号別冊、平成18年度宿毛市一般会計補正予算案ですが、ページ30ページの諸費の部分。2款1項20目諸費の部分の19節負担金補助及び交付金のところの防犯灯設置費補助金ということで、6万5,000円を減額補正しております。

この防犯灯については、小中のPTA初め、つけてほしいという要望は多々あると聞いておりますが、減額補正の理由をお聞きしたいと思います。

続きまして、ページ34ページ、3款1項1目8節の宿毛市地域福祉計画策定委員会委員報償費を、20万減額補正をしておりますが、これは、一般質問等で策定するということで答弁をしてきたところですが、減額補正の理由をお聞きいたします。

続きまして、議案第16号別冊ですが、ページ64ページ。3款1項2目13節の委託料。地域生活支援事業委託料の852万5,000円の事業内容をお示し願いたいと思います。

続きまして、65ページの、同じく3款1項3目13節委託料で、地域元気クラブ活動事業委託料で361万5,000円。それと、その次の食の自立支援事業委託料で970万円を予算化していますが、この事業内容をお示し願いたいと思います。と、委託先をお願いいたします。

続きまして、ページ78ページ。78ページの4款1項4目19節負担金補助及び交付金のところで、へき地医療拠点病院群巡回診療負担金ということで、108万8,000円を予算

化してますが、聞くところによりますと、事業の見直しを行ったというふうにも聞いておりますが、事業内容等をお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、87ページ。87ページの5款1項3目の19節の中で、農地・水・環境保全向上対策事業補助金ということで504万4,000円が予算化されております。これは、19年度からの新規事業というふうに聞いておりますが、事業内容等をお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、90ページ。90ページの5款2項2目8節報償費の中で、有害鳥獣捕獲報償費ということで、85万5,000円を予算化されています。イノシシ、サルに加え、シカの被害が今、増大しているというふうにも聞いておりますが、その対策についてお聞きしたいと思います。

続いて、ちょっと戻りますが、81ページ、済みません。4款2項3目15節の工事請負費ということで、主要施策の中にも出てましたが、大型火葬炉入れ替え工事費とともに、空調機器新設工事費ということで、3,600万円の予算化がされてます。この理由をお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、96ページ。6款1項5目19節の負担金補助及び交付金で、財団法人高知県観光コンベンション協会会費ということで、66万円が予算化されております。

これは、昨日ですか、の新聞にも出てましたが、県としても、観光コンベンション協会の組織等の見直しを行うというふうに新聞報道もされてましたが、市としての対応、また予算の中身についてお聞かせ願いたいと思います。

次に、96ページ。同じ負担金補助及び交付金の中の市民祭宿毛まつりの270万についてですが、昨年、すくもやけんと一緒にして、3

00万の予算化をしてきたと思います。ことし270万になってますが、昨年の開催について、意見がいろいろとあったようにも聞いておりますが、市としてどのように考えているのかも踏まえてお聞きしたいと思います。

続きまして、117ページ。9款4項3目1節報酬の中で、分館長報酬ということで、4万8,000円が組まれてます。これは、金額の大小じゃなくて、今現在、どのような分館活動が行われているのか。余り見えてこないというか、行政の中で分館活動という部分が必要な部分は、私も感じますが、現在、どのような形でこの分館活動を進めていくのかも踏まえて、分館長報酬について、どのような考えを持っているのかをお聞きいたしたいと思います。

続きまして、ページ123ページ。9款5項3目15節の体育館センターコート整備工事費ということで、34万4,000円が組まれてます。どのような事業を行うのか、センターコートの意味がちょっとわかりませんので、ご説明を願いたいと思います。

以上で、16号については終わります。

次、議案第21号別冊の、ページ9ページの中で、1款1項1目15節、工事請負費ということで、省電力システム整備工事請負費ということで、220万5,000円が予算化されております。どのような、省電力ですので、どのようなメリットを考えて、このような工事をするのか、事業内容をお示し願いたいと思います。

次に、議案第23号別冊で、同じくこれも9ページの5款1項1目1節の雑入ということで、独立行政法人日本スポーツ振興センター補助金ということで、80万を受け入れるようになりますが、この中身をお示し願いたいと思います。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 総務課長。

○総務課長（出口君男君） 総務課長、6番議員の質疑にお答え申し上げます。

議案第3号別冊 平成18年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）、30ページ、2款1項20目の諸費の中の負担金補助及び交付金、防犯灯設置費補助金6万5,000円の減額についてのご質疑でございますが、小中学校のPTA等から防犯灯の設置についての要望がある中で、減額した理由ということでございますけれども、本事業につきましては、各地域内の防犯対策ということで、地域からの要望に基づきまして補助をいたしているものでございます。

照明器具の設置に対する補助でございまして、その後の電気料等のランニングコストについては、地区のご負担ということになっておりますので、平成18年度におきましては、当初予算で20灯10万円の予算計上をさせていただきました。最終的には7灯の要望がございまして、残の13灯分6万5,000円を減額しようとするものでございます。

なお、防犯灯につきましては、市の補助事業以外に四国電力の方が毎年10灯程度、無償で提供していただける事業もございまして、そちらを利用していただいている地区もございます。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（岡添吉見君） 福祉事務所長、寺田議員の質疑にお答えいたします。

まず、初めに議案第3号別冊のページ34ページでございますが、社会福祉総務費の8節報償費の20万の減額理由についてでございますが、この報償費につきましては、説明に書いておりますように、地域福祉計画策定委員会委員の報酬ということで、当初予算に組んでおりましたが、地域別リーダーであります地域福祉計画推進役であります委員さんが決まらなかつたということで、委員会設置ができませんでした。

そういう関係で、今回、減額補正をお願いするところでございます。

続きまして、議案第16号別冊、19年度宿毛市一般会計予算の中のページ64ページでございますが、その中の障害者福祉費の中の13節委託料852万5,000円組んでおりますが、地域生活支援事業委託料の内容ということでございます。

この事業につきましては、障害者自立支援法が施行されまして、市町村で実施することとされておる事業と、実施しなければならないこととされておる事業を、この事業で実施するものでございます。

目的につきましては、障害者及び障害児が、その有する能力及び適性に応じて自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を、効果的、効率的に実施し、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るというものです。

この事業につきましては、いろいろなメニューがございまして、今回、主なものとしまして、5つの事業を掲げております。

まず、1つには、コミュニケーション支援事業。それから、2つ目には移動支援事業。それから、3つ目に地域活動支援センター機能強化事業、それから4つ目には、訪問入浴サービス事業、それから声の広報発行事業という、この5つでございます。

この5つにつきまして、少し説明をさせていただきますが、まず、1点目のコミュニケーション支援事業については、聴覚障害者等が外出する際に、意思の疎通が円滑に行われないことにより、社会通念上支障があると認める場合に、手話通訳者または要約筆記者の派遣を行う事業でございます。

委託先につきましては、社団法人聴覚障害者

協会及び特定非営利活動法人高知県難聴者・中途失聴者協会に委託する予定にいたしております。

それから、2点目の移動支援事業につきましては、屋外の移動に困難がある障害児、または障害者に対して、外出のための支援を行うものでございます。

これにつきましては、中央ホームヘルパーステーションとか、豊寿園のホームヘルパーステーションに委託をする予定にいたしております。

それから、3点目の地域活動支援センター機能強化事業についてでございますが、これにつきましては、現在、聖ヶ丘病院が経営しております地域生活支援センターかけはしというのをございます。ここに委託をして行おうということにいたしておりますが、内容につきましては、創作的活動、または生産活動の機会の提供、及び社会との交流を促進する地域活動支援センターの機能を充実強化して、障害者等の地域生活支援の促進を図っていく事業でございます。

この事業につきましては、四万十市、三原村の3市村で委託をすることにいたしております、3市村でかけはしに1,000万で事業委託しようとするものでございます。

そのうち、利用人数を出しまして、利用人数によりまして案分をいたしました。その結果、うちが31パーセント利用しておるというようなこととして、今回、310万でうちの分は委託をしようとするものでございます。

それから、4番目の訪問入浴サービス事業につきましては、身体障害者の居宅を訪問いたしまして、浴槽を提供して、入浴の介護を行おうとするものでございます。これにつきましては、介護保険法にも訪問入浴介護を受ける事業がございまして、それに漏れた人をうちの方で救っていこうという事業でございまして、対象者は、今のところ2名を予定をいたしております。

委託先は、社会福祉協議会にお願いをしたいと思っております。

それから、5点目の点字・声の広報等発行事業でございますが、文字による情報入手が困難な障害児・者のために、点訳、音訳、その他障害児・者にわかりやすい方法によりまして、市の広報等を定期的に障害児・者に提供していくこうという事業でございます。

現在も年12回、声の広報を出していっておりますが、引き続き、この事業で実施をしていきたいということでございます。

この事業につきましても、社会福祉協議会の方に委託をしようと考えております。

それから、同じくページ65ページの3・1・3の老人福祉費の中の13節委託料の中で、地域元気クラブ活動事業費の委託料の事業内容と委託先ということと、それから食の自立支援事業の事業内容と委託先ということでございます。

まず初めに、元気クラブの方の説明をさせていただきます。

この事業につきましては、在宅の高齢者が豊かな経験と知識、技能を生かし、高齢者の生きがい活動と社会参加を促進することにより、これらの高齢者の自立生活を助長するとともに、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図ることを目的に実施をするものでございます。

この事業につきましても、社会福祉協議会の方に委託をして、実施をすることにいたしております。

それから、食の自立についてでございますが、食の自立の方の説明をさせていただきます。

これは、調理が困難な高齢者や地理的環境、調理未経験者等により、食事の提供が望ましいと思われる高齢者に対し、栄養のバランスがとれた、高齢者に適した食事を定期的に提供して、住み慣れた地域での生活に対し、支援を行うと

とともに、当該利用者の安否確認の実施、並びに調理用の火による火災防止を目的にして、実施をいたしておりますのでございます。

対象者につきましては、おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯ということにいたしております。

委託先につきましては、中央支援センターと、それから土日につきましては、「やまさき」、西町ですが、「やまさき」さんにお願いする予定にいたしております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 保健介護課長。

○保健介護課長（西本寿彦君） 保健介護課長、6番議員の質疑にお答えをいたします。

議案第16号別冊、平成19年度宿毛市一般会計予算、78ページの4・1・4の無医地区対策費の19節負担金補助及び交付金のへき地医療拠点病院群巡回診療負担金の108万8,000円の内容と、無医地区の巡回診療の見直しの経過、この2点の質疑だったと思われますが、最初に、108万8,000円の負担金の内容について、お答えをいたします。

へき地医療拠点群、病院であります幡多けんみん病院は、2週間に1回、楠山、京法の集会所において無医地区の巡回診療を実施しておりますが、その負担金であります。

負担金の算出根拠について申し上げますと、高知県へき地医療病院群運営費補助金交付要綱に基づきまして、巡回診療にかかる1回当たりの経費、これが16万5,600円ですが、経費から1回当たりの診療収入が10万1,340円ですが、引いた額、これを基準額といいます。これは6万4,000円になるわけですが、6万4,000円に京法の巡回診療と楠山の巡回診療の回数51回、その3分の1をかけたものが、このへき地医療拠点病院群の巡回診療負担金となっております。

この事業については、国3分の1、県3分の1、市3分の1の負担割合で、市の負担分は108万8,000円となっており、予算計上させていただいております。

次に、無医地区の巡回診療に伴う見直しについてでございますが、昨年の11月より、へき地医療拠点病院であります幡多けんみん病院から、平成20年度から楠山、京法の巡回診療を廃止したい旨の申し出がありました。

廃止となった場合の医療の確保について、高知県の健康福祉部と協議を行い、代替案として医師会に委託し、医療の確保に努めるという運びになっていたところ、急遽、ことしの2月26日に、幡多けんみん病院の院長より、医師の不足、また医師の業務の過重などにより、19年度から廃止をしたいという旨の申し出がありました。

その後、けんみん病院の院長、健康福祉部の副部長と再度、協議を行った結果、3月1日に、19年度においては月1回であるが、楠山、京法の巡回診療を行い、20年度から廃止するということになりました。

3月の2日から6日にかけまして、楠山、京法などの関係地区長を訪問いたしまして、この見直しの経過について説明し、一定の理解を得たところでございます。

なお、19年度の当初予算については、12月に編成している関係上、楠山、京法の巡回診療の回数、それぞれ2週間に1回の割合で計上いたしておりますが、9月議会において減額補正をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 環境課長。

○環境課長（岩本克記君） 環境課長、6番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第16号別冊、平成19年度宿毛市一般会計予算、ページ81ページ。

第4款衛生費、第2項3目斎場費の15節工事請負費の中の3, 600万円のうちの大型火葬炉入れかえ工事3, 400万円が予算化されている理由ということですが、本施設の宿毛市斎場は平成4年度より標準炉として稼動しておりましたけれども、近年の葬祭文化の変化によりまして、お棺を大型化さず傾向にあります。

本施設も近年、炉内の補修をたびたび緊急に行っておりましたのは、お棺の大型化で炉内容積が狭くなつておるのが原因の1つでございます。

このような状態が今後続きますと、これから火葬業務に支障を来たすばかりか、修繕費用も今以上に多額に必要となつてまいりますので、このような状態を回避するため、大型炉1炉を導入したくお願いをするものでございます。

よろしくお願いいたします。

もう1点目の空調機器新設工事の2, 200万の理由でございますが、待合室の空調機器について、近年、頻繁に故障が生じ、利用者の方々に対して、大変迷惑をかけておる状態でございますので、担当課といたしましては、残された家族はもちろん、親族の皆様の心境を考えますと、人生最後の儀式にふさわしいやすらぎの場としていただけるよう、早期に修繕しなくてはならないと考えまして、導入した空調機器メーカーに問い合わせたところ、この機種は16年前の機種であり、現在もなく、修理するにしても対応する部品がないという状況でございますので、新たに設置をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 産業振興課長。

○産業振興課長（茨木 隆君） 産業振興課長、

6番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第16号別冊、平成19年度宿毛市一般会計予算のページ87ページ、5款1項3目1

9節の中の農地・水・環境保全向上対策事業補助金504万4, 000円についてでございますが、この事業は、本年度、新たに農用地区域内の平場を対象に、5カ年事業として導入した新規事業で、農地の荒廃を防止するために、地域ぐるみで農業施設を管理し、保全活動を行う対策事業です。

事業の対象地区は25地区ありまして、説明会開催後、事業を導入した計画地区は12地区です。面積が約466ヘクタールを計画しています。それに伴う交付金額が2, 017万5, 000円を予定しております。

現在、その事業を導入する予定の地区では、住民の合意形成を図るための総会、または事業計画書等の手続を行つて現状となつています。

また、その交付金額2, 017万5, 000円の内訳につきましては、国庫補助金が2分の1の1, 008万7, 000円と、県が4分の1の504万4, 000円、市が4分の1の504万4, 000円となっています。

この事業の交付金は、4月に設立される県協議会が取りまとめて、協議会より各組織に交付されることとなりますので、市補助金504万4, 000円を計上したものです。

それと、次にページ90ページの5款2項2目8節報償費87万5, 000円のうちの有害鳥獣捕獲報償金85万5, 000円についてですが、農作物の被害を防ぐための捕獲された鳥獣に対する報償費です。18年度は、サル1頭につき1万円、シカ、イノシシ1頭につき5, 000円、カラス1羽100円の報償金をもつて、イノシシほか178頭、カラス90羽を捕獲しています。

3月の終わり、獵期終わりまして3月の初め、先日ですが、有害鳥獣被害防止対策協議会を開催いたしました。これ、議員ご指摘のとおり、

19年度の捕獲の重点目標としていろいろ協議したのですが、その中で、県の方も入ってきておりますが、幡多管内非常にシカが繁殖しようと。どこの市町村もシカを重点的に捕獲する計画を立てておる。

同じく、協議の中で、うちの、本市の委員さんからも、非常にシカが多いという中で、重点的にことしはシカをやっていただきたいという要望等も受けております。

そのシカを撃つためにはどうしたらいいかという中で、限られた予算の中で対応していかなければいけないということで、イノシシとシカとの報償金に差をつけるということが決まりました。

現予算の中で、捕獲数頭数をふやすためにも、1頭の報償金を減額していくということにしてます。

それで、計画といたしましては、19年度は、シカ、イノシシ1頭につき5,000円が、本年度からは1頭につきシカが4,000円、イノシシが3,000円として、サルの1万円と、それからカラスの100円は同額としてます。

それから、改正後の計画としましては、イノシシ、前年度は100頭の計画でしたが、それが116頭、シカが50頭が100頭、サルは同数、カラスが50羽が70羽と。全体総枠からいうと86頭ぐらい多く捕獲するような計画にしてます。

なお、うちが報償金を減額したことに伴い、この報償金はうちが全部捕獲された名簿、それから頭数と、それから農協の方へも出しますので、農協の方でもその報償金を受けることができます。減額された分、農協が1,000円だと思うがですけれども、別に報償金を受けることもできます。

それと、もう1つ森林の方がシカでやられるという中で、森林組合の方としても、本年度はシカを撃った場合は報償金を出す金額を検討し

ようという中で、森林組合の方も検討していただいているという状況です。

以上です。

○議長（岡村佳忠君） 商工観光課長。

○商工観光課長（有田修大君） 商工観光課長。

6番、寺田議員の質疑にお答えをいたします。

議案第16号別冊、平成19年度宿毛市一般会計予算、96ページの商工振興費、6款1項5目の19節負担金補助及び交付金の財団法人高知県観光コンベンション協会会費66万円に対する市の考え方と、予算についてということでございました。

高知県観光コンベンション協会におきましては、日ごろから観光イベントへの助成や宿毛フェリーへの助成、また各種スポーツ大会の合宿や誘致活動等に取り組んでいただいておりますが、議員がご指摘のように、昨日の高知新聞紙上に取り上げられましたように、協会のずさんな組織運営のあり方や、一連の不祥事に対して、非難が集中しているところでございます。

同協会は、毎年度、四万十市におきまして、幡多管内の市町村、及び観光協会、関係団体と懇談会を開催しておりますが、その席上におきましても、同協会の事業が高知市周辺に集中していることや、幡多地域に効果の見える事業が展開されていないなどの指摘がされておりまして、幡多管内への観光モニターツアーを実施するなど、具体的な活動の要望も出されているような状況にございます。

そのようなことから、今後は同協会の適正な組織運営はもとより、今回のような不祥事が起こらない組織の見直し等を図るとともに、我々の期待する観光入り込み客の増加につながるような事業を積極的に展開していただくように求めてまいりたいと考えております。

また、会費の支出につきましても、協会の取り組みの経過も見ながら、適正に対応してまい

りたいというふうに考えております。

次に、97ページの同19節市民祭宿毛まつり補助金270万円についてであります、市として、どのように考え、対応していくのかというご質問であったと思います。

昨年度、市民祭宿毛まつりにつきましては、すぐもやけん夏、それから宿毛ふれあいまつり、市民祭宿毛まつりの3つの祭りを統合して、より盛大で、市民に親しまれるような祭りにしていこうということで、取り組みをしたところでございます。

その中で、メイン会場を宿毛親水公園にしたことや、花火等の開催時期の問題、駐車場や警備の問題等々について、さまざまご意見をいただいております。

例えば、祭りのメイン行事の1つであります花火に関しましては、花火は夏のもので、時期が寒いのではないかというような意見もございました。

また、市外の方々からは、その花火が大変よかったですというふうなおほめの言葉も数多く届けられている状況にございました。

そのように、祭り全般にわたって、具体的なご提言、ご意見が事務局の方にもたくさん届いておるのが事実でございます。

いずれにしましても、平成19年度は早い時期に実行委員会を立ち上げていただきまして、昨年度のさまざまご意見や反省を踏まえた上で、1人でも多くの市民の方々に喜んでいただける祭りにしていきたいと考えております。

市長の行政方針にもありましたように、市民が心から楽しんで参加してくれることが、祭りを充実させることになり、ひいては観光客の誘致にもつながるという考え方のもと、精いっぱい取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（岡村佳忠君） 生涯学習課長兼宿毛文

教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（高木一成君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

6番、寺田議員の質疑にお答えをいたします。

議案第16号別冊、平成19年度宿毛市一般会計予算、ページ117ページ、9款4項3目の公民館費ですけれども、公民館費の報酬4万8,000円。これは分館長報酬でございますけれども、現在、宿毛市の中央公民館、文教センターの中にあります中央公民館、これを中心として公民館活動は行われておりますけれども、これ以外に市内に5つの分館がございます。沖の島、小筑紫、大島、片島、平田、この5つがありまして、そのうち報酬を出しているのが沖の島を除く4つの分館でございます。

ちなみに、公民館のあるべき姿といいましょうか、目的でございますけれども、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とするというのが、公民館のあるべき姿でございます。

そういう中で、現在行われておりますのは、習字教室、あるいは運動、あるいは踊りといいましょうか、そういうふうに生活に潤いを与えるような事業が、現在、行われておるようなわけでございます。

したがいまして、今後につきましても、この公民館のあるべき姿、目的に沿った事業内容の推進ができるような取り組みを展開してまいりたいというふうに思っております。

ただ、中央公民館のような、人材というか、職員数が分館にはどうしても不足しているといいましょうか、そういうような実態もありますので、なかなか中央公民館のような活動はでき

ないというのが実態でございます。

次に、ページ123ページの教育費の保健体育費の目は、3目の社会体育振興費の15節工事請負費34万4,000円、体育館センター コート整備工事費ということになっておりますが、このことにつきましては、現在の市民体育館のアリーナの中に、バスケットボールのセンターコートがないということで、これにつきましては、このバスケットボール用のセンターコートの設置ができるような準備を行いまして、実は、日本リーグ女子のバスケットボールの大会をあの会場で開きたい。そのために、整備をしようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 千寿園長。

○千寿園長（尾崎重幸君） 千寿園長、6番議員の質疑にお答えをいたします。

議案第21号別冊、9ページでございます。

9ページの中に、一般管理費の中で15節として、省電力システム整備工事請負費220万5,000円を計上しております。これのメリットとその内容についてということでござりますので、ご説明を申し上げたいと思います。

この省電力システムといいますのは、そのある日の30分間の使用の平均電力量、これを監視することによって、電力料金を軽減できると、こういうメリットがあるということで、このシステムそのものは、もう確立されておりまして、各施設において導入がされておると、そういう状況があります。

したがって、千寿園におきましても、大体、月に80万円、年間960万円ぐらいの電力料金がいっております。したがって、これを導入すれば、一定の効果があるということでございます。

ただし、最大電力量というのは、今、30分の平均と言いましたが、千寿園の場合、今、適

用されておるのが169キロワット／アワーでございます。それが出ますと、それから向こう1年間は、その電力量が基本量に算定されます。その169を下回れば、その下回った額に落ちるということになりますので、このデマンド監視装置をつけまして、一定、今、この試算で出しておりますのは、150キロワット／アワーぐらいまで下げて監視をすると。監視するというのは、今のエアコンの室外機に基盤を設置して、その基盤によって150に設定すれば、それを超えないように、その基盤で制御していくという形になりますので、必ずメリットは出るわけですけれども、快適性を言われますと、一定の制御されると、超えそうになったらどこかの室外機が制御されてとまるということになりますので、そういう部分で、その快適性を維持するのにどちらあたりが適当なのかということについて、今、150ぐらいに設定して予算計上しておりますけれども、これが細部にわたって、また調整はしていくと。契約の段階ではそういう形になろうと思います。

そういう意味で、今回、導入いたします。

内容といたしましては、機器を導入するわけとして、デマンドの監視制御盤1式、これが大体64万5,000円ぐらい必要ということになります。それから、その制御盤1式を取り付ける工事、これが73万7,000円ぐらい。それから、室外機に取りつけます制御基盤、これも今、18基を予定しておりますけれども、その今の快適性との関係で、これが16基になるのか、そこら当たり、最終の詰めはしますが、18基を予定しております、74万6,000円。その他、7万7,000円ということで、計220万5,000円を計上させていただいております。

そういうことですので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（岡村佳忠君） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（近藤勝喜君） 学校給食センター所長。

6番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第23号別冊、平成19年度宿毛市学校給食事業特別会計予算の9ページ、第5款第1項1目1節の雑入の中の独立行政法人スポーツ振興センター補助金80万円の内容についてということです。

この補助金は、学校給食における学校、家庭、地域の連携推進事業でありますと、この補助金をもらいまして、事業を行うものです。

昨年度3月に、食育推進基本計画が作成され、さまざまな食育推進事業が展開しております。食育は、これまで家庭が中心に担ってきましたが、近年、子どもの朝食の欠食や、1人で食べる個食の増加を初め、不規則な食習慣や栄養バランスの偏りなど、食生活の乱れが深刻となり、肥満や生活習慣病の増加など、問題を引き起こしています。

のことからも、学校、家庭、地域の三者が連携して、学校を通じ、児童生徒が生活を通じて健康に過ごすための望ましい食生活のあり方について、実践、研究をするものであります。

この事業は、19年度から20年度の2カ年でありますと、19年度80万円を独立行政法人日本スポーツ振興センターより100パーセント補助金で行うものであります。

事業内容につきましては、児童生徒の食生活改善に関する啓発活動、それから児童生徒の食に関する知識や能力を身につけるための体験学習及び調査研究。19年度予算の予定といたしましては、食育についての講師を招いての講演、学校、家庭との連携といたしまして、食に関する指導も含む親子料理教室、朝ごはんレシピ作成、それから学校での食に関する指導といたしまして、栄養教諭による弁当づくり、朝食の話、

歯によいおやつについて。

それから、地域との連携といたしましては、宿毛の魚を使っての調理を、子どもたちと漁協婦人部とで行う。それから、宿毛の郷土料理を味わうヘルスマイトとの味噌づくり体験。それから、みかん狩りとみかんのもちづくり、そういうものを予定しております。

以上です。

○議長（岡村佳忠君） 6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） 大変詳しく説明していただきましたので、ほぼわかったんですが、3点ほど再質疑をさせていただきます。

まず、議案第3号別冊の34ページ、地域福祉計画策定委員会の報償費ですが、これは、議会では策定するという答弁をしてますが、今年度の予算には入ってませんよね。そういうことはもう、委員会も今後、開く予定もないし、策定しないのかというふうになるんですが、その部分について、ご答弁をいただきたいと思います。

続きまして、第16号の別冊、97ページの宿毛市民祭の部分ですが、これ、健康福祉まつりでしたかね、も一緒にしたということで、昨年度、場所が整地されてない場所で、車いすの方、またベビーカーをついた方らが全然入れなかつたいうような話も、現地で聞きました。やはりそういうことも踏まえ、課長が言いましたように、市民全員、みんなが集える祭りにするように、市としても働きかけていただきたいと思います。

次に、もう1点、分館長の、公民館の分館長の報酬ですが、これ、たしか5人の分館長といいましても、分館という建物はないはずですが、どのような形でその分館長が、報酬に対しての仕事をしているのか、その部分をもう一度お聞かせ願いたいと思います。

以上、3点で再質疑を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 福祉事務所長。
○福祉事務所長（岡添吉見君） 福祉事務所長。
寺田議員の再質疑にお答えいたします。

議案第3号別冊の18年度宿毛市一般会計補正予算のページ30ページの中の社会福祉総務費、8節の報償費の関係でございますが、今後、開く予定はないかというようなご質問だったと思います。

この地域福祉計画策定委員会につきましては、ここ二、三年、予算を上げては、最終的に委員会を開催せず、減額をしてきた経過がございます。

行政方針にもつくっていきますよということで表明をしながら、ようつくってないというのが現状でございますが、もう二、三年かけても、なかなか各地域のリーダー役をよう探していないのが現状でございまして、根本的につくる、つくらないかも、今後やはり検討をしていかないといけない時期ではないかということでございまして、来年度については、そういうことで予算に計上はいたしておりません。

以上でございます。検討をこれからしていくということでございます。

○議長（岡村佳忠君） 商工観光課長。
○商工観光課長（有田修大君） 6番、寺田議員の再質疑にお答えをいたします。

97ページの市民祭宿毛まつりに関してであります、昨年、整地されて、十分な整地がされてないことで、車いすの方やベビーカーの人々が入れないなどの問題もあったというご指摘であります。

確かに、昨年度、新たな会場であったことなどもありまして、そのような配慮が十分行き届いてなかつたという問題が、確かにございました。

そういうことから、来年度の祭りの開催に際しましては、そのような問題も事前に、十分協

議しながら、適正に対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（岡村佳忠君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（高木一成君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。6番、寺田議員の再質疑にお答えをいたしたいと思います。

まず、まずと言いましょうか、公民館費の分館長の関係で、建物はない。あるいは、報酬に対する仕事をしてもらいたいというご質疑だったかと思いますけれども、まず、建物につきましては、ご存じのとおり、小筑紫については、小筑紫の支所が入っている建物。あるいは、沖の島については、開発総合センター、平田については、現在、子育て地域支援センターですか。それから、大島、片島については、それぞれの公民館が分館としての位置づけをされておる建物でございます。

その上で、分館長の役目としては、こういう、さつき言った公民館の事業をすることも目的ですけれども、公民館自体の管理をしていただく、ということも仕事の1つでございます。

そして、地域が公民館活動をするときには、一緒になってかまわないときは出てきていいだいておると、いうようなことも、業務の一端でございますので、ご理解をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） 非常におもしろい答弁、ご説明をいただきましたが、私も8年間、ここで質疑なりをさせていただきました。きょう、説明をいたいたいた課長の中にも、3月末をもって退職される執行部もたくさんおるようになっております。

この8年間、どうも本当にありがとうございます

ました。

これで私の質疑を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

午後 2時04分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（岡村佳忠君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案のうち「議案第1号から議案第29号まで」の29議案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって「議案第1号から議案第29号まで」の29議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第30号から議案第65号まで」の36議案は、お手元に配付しております「議案付託表」のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託をいたします。

おはかりいたします。

議案等審査のため、3月15日、及び3月16日並びに3月19日は休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、3月15日、及び3月16日並びに3月19日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

3月15日から3月19日までの5日間休会し、3月20日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時22分 散会

陳 情 文 書 表

平成 19 年第 1 回定例

会

受理番号	受理年月 日	件 名	提 出 者	付託委員会
第 59 号	平成 19. 2.22	安心・安全な公務・公共サービスの拡充を求める意見書の提出について	団 体	総 務
第 60 号	19. 2.22	改憲手続き法案の廃案を求める意見書の提出について	団 体	総 務
第 61 号	19. 2.22	公契約条例の制定について	団 体	総 務

上記のとおりそれぞれ付託いたします。

平成 19 年 3 月 14 日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠

議案付託表

平成19年第1回定例

会

付託委員会	議案番号	件名
総務 常任委員会 (17件)	議案第30号	宿毛市副市長定数条例の制定について
	議案第31号	宿毛市施設等整備基金条例の制定について
	議案第32号	宿毛市表彰条例の一部を改正する条例について
	議案第33号	宿毛市課設置条例の一部を改正する条例について
	議案第34号	宿毛市監査委員条例の一部を改正する条例について
	議案第35号	宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第36号	職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第37号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
	議案第38号	宿毛市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
	議案第39号	宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第41号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第42号	宿毛市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第43号	宿毛市旅費条例の一部を改正する条例について
	議案第44号	宿毛市特別会計設置条例の一部を改正する条例について
	議案第45号	宿毛市税条例の一部を改正する条例について
	議案第46号	宿毛湾港工業流通団地への工業等導入における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第53号	宿毛市ふるさと創生基金条例を廃止する条例について

教育民生 常任委員会 (10件)	議案第40号 議案第47号 議案第48号 議案第49号 議案第50号	宿毛市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市青少年育成センター設置条例の一部を改正する条例について 宿毛市立運動場条例の一部を改正する条例について 宿毛市和田体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市中央デイケアセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第54号 議案第55号 議案第56号 議案第57号 議案第58号	宿毛市社会教育基金条例を廃止する条例について 幡多西部介護認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約について 幡西衛生処理組合の解散について 幡西衛生処理組合の解散に伴う事務の承継について 幡西衛生処理組合の解散に伴う財産処分について
産業建設 常任委員会 (9 件)	議案第51号 議案第52号 議案第59号 議案第60号 議案第61号 議案第62号 議案第63号 議案第64号 議案第65号	宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について 宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 市道路線の認定について 市道路線の認定について 市道路線の認定について 市道路線の変更について 市道路線の変更について 市道路線の変更について 市道路線の変更について

平成19年
第1回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第14日（平成19年3月20日 火曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第65号まで

（議案第1号から議案第29号まで、討論、表決）

（議案第30号から議案第65号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 議案第66号

（議案上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決）

議案第66号 平成18年度一般会計補正予算について

第3 議案第67号及び議案第68号

（議案上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決）

議案第67号 宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例について

議案第68号 宿毛市議会会議規則の一部を改正する規則について

第4 陳情第49号外7件

第5 委員会調査について

第6 意見書案第1号

意見書案第1号 安心・安全な公務・公共サービスの拡充を求める意見書の提出
について

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第65号まで

日程第2 議案第66号

日程第3 議案第67号及び議案第68号

日程第4 陳情第49号外7件

日程第5 委員会調査について

日程第6 意見書案第1号

追加日程 議案第69号 指定管理者の指定について

追加日程 決議案第1号 東洋町への高レベル放射性廃棄物最終処分場立地に反対する
決議について

3 出席議員（17名）

1番 浅木 敏君

2番 中平富宏君

3番 有田都子君

4番 浦尻和伸君

5番 菊地徹君

6番 寺田公一君

7番 菱 田 征 夫 君	8番 宮 本 有 二 君
9番 濱 田 陸 紀 君	
11番 西 郷 典 生 君	12番 岡 村 佳 忠 君
13番 佐 田 忠 孝 君	14番 田 中 徳 武 君
15番 山 本 幸 雄 君	16番 中 川 貢 君
17番 西 村 六 男 君	18番 岡 崎 求 君

4 欠席議員

な し

5 事務局職員出席者

事務局長 福 田 延 治 君
次 長 小 野 正 二 君
議事係長 岩 本 昌 彦 君
調査係長 乾 均 君

6 出席要求による出席者

市 長 中 西 清 二 君
助 役 西 野 秋 美 君
収 入 役 中 上 晋 助 君
企 画 課 長 岡 本 公 文 君
総 務 課 長 出 口 君 男 君
市 民 課 長 松 岡 繁 喜 君
税 務 課 長 美濃部 勇 君
会 計 課 長 夕 部 政 明 君
保健介護課長 西 本 寿 彦 君
環 境 課 長 岩 本 克 記 君
人 権 推 進 課 長 谷 本 秀 世 君
産 業 振 興 課 長 茨 木 隆 君
商 工 觀 光 課 長 有 田 修 大 君
建 設 課 長 豊 島 裕 一 君
福 祉 事 務 所 長 岡 添 吉 見 君
上 下 水 道 課 長 賴 田 達 彦 君
教 育 委 員 長 奥 谷 力 郎 君
教 育 長 職 務 代 理 者 西 尾 諭 君
教 育 次 長 小 島 正 樹 君

生涯学習課長
兼宿毛文教
センター所長
高木一成君
学校給食
センター所長
近藤勝喜君
千寿園長
尾崎重幸君

----- · · ----- · · -----

午前10時19分 開議

○議長（岡村佳忠君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 「議案第1号から議案第65号まで」の65議案を一括議題といたします。

この際、暫時休憩をいたします。

午前10時20分 休憩

----- · · ----- · · -----

午後 2時12分 再開

○議長（岡村佳忠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより「議案第1号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「議案第1号」は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。よって「議案第1号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第2号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「議案第2号」は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。よって「議案第2号」は、これに同意することに

とに決しました。

これより「議案第3号から議案第29号まで」の27議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第3号から議案第29号まで」の27議案を一括採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡村佳忠君） 全員起立であります。

よって「議案第3号から議案第29号まで」の27議案については、原案のとおり可決されました。

これより「議案第30号から議案第65号まで」の36議案について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（中川 貢君） 総務常任委員長。

総務常任委員会に付託されました付託議案の審査のご報告をいたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第30号、31号、32号、33号、34号、35号、36号、37号、38号、39号、41号、42号、43号、44号、45号、46号、53号の計17議案であります。

議案第30号、宿毛市副市長定数条例の制定については、地方自治法第161条第2項の規定により、副市長の定数を1人としようとするものであります。

議案第31号、宿毛市施設等整備基金条例の制定については、新たに地震対策を初め、市民の安全や福祉の向上のための施設や機械備品、土地等などを調達する場合の経費に充てるため、

基金を設置し、有効に活用しようとするものであります。

議案32号、宿毛市表彰条例の一部を改正する条例については、助役を副市長、収入役を削除することに改めようとするものであります。

議案第33号、宿毛市課設置条例の一部を改正する条例については、課設置条例の第1条中第5号を削り、第2条会計課の項を削除し、会計管理者の補助組織としようとするものであります。

議案第34号、宿毛市監査委員条例の一部を改正する条例については、監査委員条例第1条を改めるとともに、監査事務局の名称を監査委員事務局に変更しようとするものであります。

議案35号、宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、国と同様に、休息時間を廃止し、休憩時間を45分から1時間に変更するものでございます。これに伴い、職員の就業時間は15分遅くし、午後5時30分までの勤務にしようとするものであります。

議案36号、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例については、職員団体との交渉について、国の一基準どおり適法な交渉に改め、明確化することにより、減給対象とならないようにしようとするものであります。

議案37号、宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、第2条、第3条関係の青少年育成センター運営委員会委員の廃止に伴い、その項を削ろうとするものであります。

議案38号、宿毛市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例については、地方自治法の一部改正に伴い、第2条の規定の「助役及び収入役」を「副市長」に改めようとするもので

あります。

議案39号、宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法の一部改正に伴い、「職員」を「特別職の職員」に改めようとするものであります。

議案第41号、宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告に基づき、扶養手当のうち3人目以降の子どもの支給額を19年度から1,000円引き上げ、6,000円に増額しようとするものであります。また、給与は職員の申し出により、口座振替の方法で支払うことができることに改め、4月1日から収入役廃止に伴い、新たに会計管理者を加え、他の管理者に併任、兼任された場合は、管理職手当の重複支給はしないと改めようとするものであります。

議案第42号、宿毛市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法の改正により、助役を副市長とし、収入役を削除するように改めようとするものであります。

議案43号、宿毛市旅費条例の一部を改正する条例については、地方自治法の改正により、助役を副市長とし、収入役を削除、また出張依頼については、「職員以外のもの」を「職員または職員以外のもの」に改めようとするものであります。

議案第44号、宿毛市特別会計設置条例の一部を改正する条例については、新たに宿毛市土地区画整理事業特別会計を追加して、事業の円滑な推進を図ろうとするものであります。

議案45号、宿毛市税条例の一部を改正する条例については、地方自治法の改正に伴い、「市吏員」を「職員」に改めようとするものであります。

議案第46号、宿毛湾港工業流通団地への工

業等導入における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例については、宿毛湾港工業流通団地への進出企業に対する優遇措置として、平成19年4月1日以降に新設され、または増設された場合、特例が適用できるよう改定しようとするものであります。

議案第53号、宿毛市ふるさと創生基金条例を廃止する条例については、一定の目的を達成した本基金条例を廃止し、地震対策を初め、市民の安全や福祉の向上のための施設や機械備品などを調達する際の経費に充てるため、新たに基金を設置し、有効に活用しようとするものであります。

議案の審査に当たりましては、各担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当と認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました17議案について、報告を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（西郷典生君） 教育民生常任委員長。

本委員会に付託されました議案10件についての審査の結果を報告いたします。

議案第40号、宿毛市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について。

本議案は、「市吏員」を「市職員」に改めるなど、条例の一部を改定しようとするものであります。

議案第47号、宿毛市青少年育成センター設置条例の一部を改正する条例について。

本議案は、既存の青少年育成センター運営審議会を廃止して、青少年育成センターの運営を宿毛市教育審議会に諮問することができるよう、条例の一部を改定しようとするものであります。

議案第48号、宿毛市立運動場条例の一部を改正する条例についてと、議案第49号、宿毛市和田体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

これら2議案は、各スポーツ施設間での使用料の格差を是正すること。利用者が使いやすいように使用時間帯を細分化すること、また、電気料金など、光熱水費等については、受益者負担として、実費相当額を利用者に負担していただくことを内容としたものであります。

議案第50号、宿毛市中央デイケアセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

本議案は、在宅サービスの充実を図るため、宿毛市中央デイケアセンターを日曜日や祝祭日も開館すること、また障害者自立支援法の施行に伴い、障害者も利用できる施設にすることを内容とした条例の一部改正であります。

議案第54号、宿毛市社会教育基金条例を廃止する条例について。

本議案は、本市の厳しい財政状況を踏まえて、基金の再編を行うため、宿毛市社会教育基金を廃止しようとするものであります。

議案第55号、幡多西部介護認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約について。

本議案は、介護認定について適正な審査判定を行うため、当該審査会の委員を1名増員し、15名体制で行うことができるよう、規約の一部を改定しようとするものであります。

議案第56号、幡西衛生処理組合の解散について、議案第57号、幡西衛生処理組合の解散に伴う事務の承継について、議案第58号、幡西衛生処理組合の解散に伴う財産処分についての3議案について。

これら3件については、平成19年度から幡西衛生処理組合を幡多西部消防組合に統合することに伴い、幡西衛生処理組合の解散、事務の

承継、財産処分について、議会の議決を求めるものであります。

以上10議案につきましては、担当課からの詳しい説明を受け、慎重に審査した結果、いずれも原案を適当であると認め、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案10件についての報告を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（瀬田陸紀君） 産業建設常任委員長。

本委員会に付託されました議案は、議案第51号、議案第52号及び議案第59号から議案第65号までの9議案であります。

議案第51号、宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について。

本件は、都市公園のうち、宿毛運動公園にある野球場、補助グラウンド、雨天練習場、テニスコート、平田公園のテニスコート、多目的広場、宿毛市総合運動公園の市民体育館、陸上競技場、多目的グラウンドの使用料等を改正しようとするもので、スポーツ施設間で利用料の格差是正と、利用者が使いやすいような利用時間帯を設定されております。

続きまして、議案第52号、宿毛市改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

地方自治法の改正に伴う一部改正であり、市条例中の「市吏員」を「市職員」に改めるものであります。

本件2議案につきましては、担当課の説明を受け、慎重に審査した結果、いずれも原案を適当と認め、全会一致をもって可決するものと決しました。

続きまして、議案第59号、議案第60号、議案第61号、市道路線の認定について、本3議案は、新たに市道認定をしようとするもので

あります。

議案第59号は、一般国道宿毛一本松改良工事の完成に伴い、現在の国道の宿毛市分を篠川線として、議案第60号は、宿毛駅東地区土地区画整理事業区内の道路の一部を駅前13号線に、議案第61号は、貝塚地区内の道路を貝塚4号線として市道認定するものであります。

議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、市道路線の変更について。

本4議案は、市道路線を変更しようとするものであります。議案第62号は、一般国道宿毛一本松改良工事に伴い、市道立野線を、議案第63号、64号、65号は、宿毛駅東地区土地区画整理事業区内の、市道駅前6号線、駅前7号線、駅前9号線の終点を西側に延長し、市道の変更をしようとするものであります。

現地調査を行い、担当課の説明を受け、慎重に審査した結果、議案第59号から議案第65号の7議案については、いずれも原案を適当と認め、全会一致をもって可決するものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第30号から議案第65号まで」の36議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第30号から議案第65号まで」の36議案について、一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（岡村佳忠君） 全員起立であります。

よって「議案第30号から議案第65号まで」の36議案は、原案のとおり可決されました。

日程第2、「議案第66号」を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） 市長、ご提案いたしました議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第66号は、平成18年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

本市職員であります貝礎保育園の保育士が、大変残念なことではございますが、去る3月13日急逝されました。残されたご家族に対しまして、この場をお借りいたしまして、心よりお悔やみ申し上げます。

このための退職手当を計上させていただきましたので、よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） これにて提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（岡村佳忠君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第2項の規定によ

り、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第66号」は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第66号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（岡村佳忠君） 全員起立であります。

よって「議案第66号」は、原案のとおり可決されました。

日程第3、「議案第67号及び議案第68号」の2議案について、一括議題といたします。

おはかりいたします。

本案については、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、本案については、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（岡村佳忠君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第67号及び議案第68号」の2議案は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終いたします。

これより「議案第67号及び議案第68号」の2議案を一括採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（岡村佳忠君） 全員起立であります。

よって「議案第67号及び議案第68号」の2議案は、原案のとおり可決されました。

日程第4「陳情第49号外7件」の8件を一括議題といたします。

これより「陳情第55号及び陳情第58号から陳情第61号まで」の5件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（中川貢君） 総務常任委員長。

総務常任委員会に付託されました陳情について、審査結果のご報告をいたします。

本委員会に付託されました陳情は、陳情第55号、災害時における高砂地区民の避難経路の確保について。陳情第59号、安心・安全な公務公共サービスの拡充を求める意見書の提出について。陳情第60号、改憲手続き法案の廃案を求める意見書の提出について。陳情第61号、公契約条例の制定についての4件であります。

まず、陳情第55号は、…………より提出さ

れたもので、陳情要旨は、南海地震及び東南海地震発生が極めて高い状況下で、市が指定している避難場所等では、全住民が収容できないため、与市明川に橋をかけ、避難道を確保することを求めるものであります。

慎重審査の結果、地区住民の不安を解消する必要があることを認め、全会一致で採択と決しました。

陳情第59号は、医療、教育、福祉、雇用などの公務公共サービスの充実と、格差社会の是正を図るために、社会保障制度を充実する意見書の提出を求めるものであります。

慎重審査の結果、全会一致で採択と決しました。

陳情第60号は、憲法改正に直結する改憲手続き法案を廃案にすることを求める意見書の提出を求めるもので、慎重審査の結果、賛成少数で不採択と決しました。

陳情第61号は、自治体が発注する工事について、公共工事設計労務単価で積算された労務経費を賃金として確保する施策と、公契約条例の制定に向けて十分な検討を行うことを求めるもので、慎重審査の結果、全会一致で採択と決しました。

以上、総務常任委員会に付託された4つの陳情について、ご報告終わります。

○議長（岡村佳忠君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（濱田陸紀君） 産業建設常任委員長。陳情審査の報告を行います。

陳情第58号、呼崎地区の市道拡幅について。本件の陳情箇所については、路肩が崩れたところもあり、幅員が狭く、深さ2.5メートルほどの川に接しており、通行に危険であり、また災害時や救急時に大型の消防車等が通行できず、救急車も通行が困難な状態であり、市道の拡幅、路肩の補修等をしてもらいたいとの陳情内容であります。

本委員会としては、現地調査を行い、担当課の説明を受け、陳情の趣旨も踏まえて慎重に審査した結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上、陳情審査の報告を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「陳情第55号及び陳情第58号並びに陳情第59号、陳情第61号」の4件について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「陳情第55号及び陳情第58号並びに陳情第59号、陳情第61号」の4件については、お手元に配付いたしました「審査報告書」のとおりであります。

本件は「審査報告書」のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

これより「陳情第60号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

1番 浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） 1番、討論を行います。

本論に入ります前に、総務常任委員会の皆様

には、執行部提案の議案はもとより、…………から出されておりました震災時における高砂地区民の避難経路の確保についての陳情、その他郵送による3件の陳情も、慎重に審議いただいたとの委員長報告、お疲れさまでございました。

陳情のうち、3件は採択、1件は不採択との委員長報告でした。そこで、その不採択となつた1件につき討論させていただきます。

これより本論に入ります。

陳情受理番号第60号について、不採択と決した委員長報告に反対する立場から討論いたします。

この陳情は、現在、国会で審議されている憲法改定手続法案の廃案を求める意見書の採択を、宿毛市議会に要請してきたものであります。

皆様ご存じのように、小泉政権のあとを受けた安倍内閣は、現行憲法の改定を公言し、憲法手続法案のこの国会での成立に執念を燃やしております。現行日本国憲法は、戦前の大日本帝国憲法のもとでの度重なる侵略戦争への暴走を再発させないため、主権が国民にあることを明らかにして、基本的人権の尊重をうたい、そして第9条では、戦争の放棄による平和主義を確立したのであります。

ところが、今日の日本政府は、海外派兵や侵略戦争への足かせとなっている現行憲法をなんとしても改憲しようとしております。これは2005年12月、アメリカのアーミテージ前国務副長官に自衛隊の地球規模でのパートナーとしての米軍とともにどう戦うか、その決断には、憲法9条の問題がかかっている、と改憲を求められていることが根底にあります。

憲法を変えて、アメリカが地球規模で起こしている侵略戦争に、いつでも自衛隊を派兵できるようにしたいとの思いが明らかであります。

さて、今、提出されている改憲手続法案の問題点は、まず、最低投票率が設定されていませ

ん。市町村合併の住民投票などは、定めた投票率より投票結果が低い場合には開票せず、不成立とする場合もあります。

ところが、改憲手続法案では、投票率が40パーセント台でも国民投票は有効とされ、その過半数の賛成で改憲されます。有権者のわずか20パーセント台の賛成でも改憲できるようになっているわけあります。

次に、全国で約500万人の公務員や教員に対し、国民投票運動の制限、あるいは禁止が盛り込まれ、国民の自由な討論を妨げることにもなっています。

3番目に、テレビ、新聞などの改憲賛否の広告制度についても、投票日前、14日間を除いては自由であり、資金を大量に持っている側が有利となります。

このほかにも、改憲派を有利にする多くの問題点があり、今国会での成立を急ぐのではなく、国民的議論が必要あります。

このため、先日は土佐町議会がこの法案に反対する意見書を可決しました。私は、宿毛市議会としても意見書を提出すべきと、その立場から委員長報告に反対し、皆さんのご賛同を求め、討論を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「陳情第60号」を採決いたします。

本件については、審査報告書のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡村佳忠君） 起立多数であります。

よって、本件については「審査報告書」のと

おり決しました。

「陳情第49号から陳情第51号まで」の3件については、産業建設常任委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第5、「委員会調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第6「意見書案第1号」を議題といたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明を省略するこ

とに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（岡村佳忠君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「意見書案第1号」は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって「意見書案第1号」は、原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

ただいま、意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決しました。

おはかりいたします。

ただいま、市長から「議案第69号」が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よってこの際、「議案第69号」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案第69号を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） 追加ご提案申し上げました議案につきまして、提案理由のご説明をさせていただきます。

議案第69号は、指定管理者の指定についてでございます。内容につきましては、平成18年度に引き続き、平成19年度から平成21年度までの3年間、株式会社宿毛グリーン企画を宿毛市ゴルフ場の指定管理者として指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（岡村佳忠君） これにて提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（岡村佳忠君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第69号」は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第69号」を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡村佳忠君） 全員起立であります。

よって、「議案第69号」は原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

ただいま、田中徳武君ほか13名より「決議案第1号 東洋町への高レベル放射性廃棄物最終処分場立地に反対する決議」が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、この際、「決議案第1号」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

「決議案第1号」を議題といたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、提案理由の説明を省略する

ことに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「決議案第1号」について、採決いたします。

「決議案第1号」は、原案のとおり決議することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡村佳忠君） 全員起立であります。

よって、「決議案第1号」は原案のとおり決議されました。

おはかりいたします。

ただいま決議案が議決されましたら、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

おはかりいたします。

今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決しました。

閉会に当たり、市長からあいさつがありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中西清二君） 閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

去る3月7日を開会しました今期定例会は、本日までの14日間、議員の皆様方におかれましては、連日ご熱心にご審議をいただきました。結果、ご提案申し上げました67議案すべてを原案どおりご決定いただきまして、まことにありがとうございます。

今会期中に、一般質問や質疑等を通じましてお寄せいただきました貴重なご意見やご提言につきましては、今後、さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

平成19年度を迎えるに当たりまして、市政執行の基本的な考え方につきましては、行政方針の中で申し上げましたが、大変厳しい財政状況が続く中、行政改革大綱、及び集中改革プランに基づきまして、経常経費の節減、むだの排除に努めるとともに、防災対策や少子高齢化対策、産業振興等については、積極的に推進していかなければならぬと考えております。

市民並びに議員の皆様方におかれましては、今後ともより一層のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、今議会でございますが、議員の皆様には任期最後の定例会となりました。この4年間、市政発展のために日夜ご活躍をいただきますとともに、大変貴重なご指導、ご助言をいただきましたことに対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

特に、今期をもってご勇退される議員の皆様におかれましては、大変長きにわたりまして本市の発展のために多大なご尽力を賜りました。そのことを心から感謝を申し上げます。

どうか健康にご留意されまして、今後とも市政発展のためにご指導、ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

また、再度の出馬を予定されておられます議員の皆様方におかれましては、再びこの議場でお会いできますようご祈念を申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（岡村佳忠君） 以上で、市長のあいさつは終わりました。

これにて、平成19年第1回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時05分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 岡村佳忠

宿毛市議会副議長 菱田征夫

議員 田中徳武

議員 山本幸雄

平成19年3月16日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

総務常任委員長 中 川 貢

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理由
議案第30号	宿毛市副市長定数条例の制定について	原案可決	適 当
議案第31号	宿毛市施設等整備基金条例の制定について	原案可決	適 当
議案第32号	宿毛市表彰条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第33号	宿毛市課設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第34号	宿毛市監査委員条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第35号	宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第36号	職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第37号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第38号	宿毛市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第39号	宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第41号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第42号	宿毛市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第43号	宿毛市旅費条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当

議案第44号	宿毛市特別会計設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第45号	宿毛市税条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第46号	宿毛湾港工業流通団地への工業等導入における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第53号	宿毛市ふるさと創生基金条例を廃止する条例について	原案可決	適 当

平成19年3月16日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

教育民生常任委員長 西郷 典生

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理由
議案第40号	宿毛市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第47号	宿毛市青少年育成センター設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第48号	宿毛市立運動場条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第49号	宿毛市和田体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第50号	宿毛市中央デイケアセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第54号	宿毛市社会教育基金条例を廃止する条例について	原案可決	適 当
議案第55号	幡多西部介護認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約について	原案可決	適 当
議案第56号	幡西衛生処理組合の解散について	原案可決	適 当
議案第57号	幡西衛生処理組合の解散に伴う事務の承継について	原案可決	適 当
議案第58号	幡西衛生処理組合の解散に伴う財産処分について	原案可決	適 当

平成19年3月15日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

産業建設常任委員長 濱 田 陸 紀

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第51号	宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第52号	宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第59号	市道路線の認定について	原案可決	適 当
議案第60号	市道路線の認定について	原案可決	適 当
議案第61号	市道路線の認定について	原案可決	適 当
議案第62号	市道路線の変更について	原案可決	適 当
議案第63号	市道路線の変更について	原案可決	適 当
議案第64号	市道路線の変更について	原案可決	適 当
議案第65号	市道路線の変更について	原案可決	適 当

平成19年3月16日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

総務常任委員長 中 川 貢

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第55号	震災時における高砂地区民の避難経路の確保について	採 択	妥 当
第59号	安心・安全な公務・公共サービスの拡充を求める意見書の提出について	採 択	妥 当
第60号	改憲手続き法案の廃案を求める意見書の提出について	不採択	不適当
第61号	公契約条例の制定について	採 択	妥 当

平成19年3月15日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

産業建設常任委員長 濱 田 陸 紀

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第58号	呼崎地区の市道拡幅等について	採 択	妥 当

平成19年3月15日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

産業建設常任委員長 濱 田 陸 紀

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

受 理 番 号	事 件 名
陳情第49号	四季の丘と貝塚地区を結ぶ防災道路の整備について
陳情第50号	貝塚団地4号線の排水路起点の改修について
陳情第51号	貝塚史跡隣接道路の拡幅について

2 理 由 今後なお審査を要するため

平成19年3月16日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

総務常任委員長 中 川 貢

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 総合計画の策定状況について
 - (2) 行政機構の状況について
 - (3) 財政の運営状況について
 - (4) 公有財産の管理状況について
 - (5) 市税等の徴収体制について
 - (6) 地域防災計画について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成19年3月16日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

教育民生常任委員長 西 郷 典 生

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 教育問題について
 - (2) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (3) 下水道事業の運営管理状況について
 - (4) 老人対策の状況について
 - (5) 保育施設の管理状況について
 - (6) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成19年3月15日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

産業建設常任委員長 濱 田 陸 紀

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 市営住宅の管理状況について
 - (6) 都市計画事業の推進状況について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成19年3月20日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

議会運営委員長 宮 本 有 二

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 議会の運営に関する事項
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - (3) 議長の諮問に関する事項
 - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第1号

安心・安全な公務・公共サービスの拡充を求める意見書の提出について
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成19年3月20日

提出者 宿毛市議会議員 中川 貢
賛成者 宿毛市議会議員 寺田公一
〃 〃 宮本有二
〃 〃 佐田忠孝
〃 〃 田中徳武

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

説明 口頭

安心・安全な公務・公共サービスの拡充を求める意見書

通常国会に提出された2007年度予算案は、「骨太の方針2006」をベースに、2011年度でのプライマリーバランスの均衡という財政を最大重視して編成されている。企業収益の回復を背景に伸びている法人税について、実効税率の引き下げをはかる一方で、相次ぐ社会保障改革や税制改革などで負担増を強いられた国民には、歳出削減の「痛み」のみが押し付けられようとしている。

この間の「構造改革」路線は、個人間、地域間、企業間などあらゆる分野で「格差」を拡大している。同時に、三位一体改革の名で地方財源が削減され、「地方切捨て」が進んでいる。

国の責務は、貧困層の増大や地方の「格差」を是正するために、不公平税制の是正、社会保障制度の充実など所得再分配機能を強化することである。

については、下記事項について地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

記

- 1 医療、教育、福祉、雇用などの公務・公共サービスを充実すること。
- 2 「格差社会」の是正を図るために、社会保障制度を充実すること。

平成19年3月20日

高知県宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠

内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿
財務大臣 殿
文部科学大臣 殿
厚生労働大臣 殿

----- · · ----- · · -----

決議案第1号

東洋町への高レベル放射性廃棄物最終処分場立地に反対する決議について
東洋町への高レベル放射性廃棄物最終処分場立地に関して、別紙のとおり決議する。

平成19年3月20日

提出者	宿毛市議会議員	田中徳武
賛成者	宿毛市議会議員	浅木 敏
〃	〃	中平富宏
〃	〃	有田都子
〃	〃	浦尻和伸
〃	〃	菊地 徹
〃	〃	寺田公一
〃	〃	菱田征夫
〃	〃	宮本有二
〃	〃	濱田陸紀
〃	〃	西郷典生
〃	〃	佐田忠孝
〃	〃	中川 貢
〃	〃	岡崎 求

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

説明 口頭

東洋町への高レベル放射性廃棄物最終処分場立地に反対する決議

財政難にあえぐ地方の現状を思う時、田嶋東洋町長の苦渋の選択は分からぬでもないが、議会にも諮らず、住民のコンセンサスも得ぬまま、応募をしたことに問題がある。

施設の安全性については、学者間にも意見の違いがあり、なお研究の余地があると思う。しかしながら、本県には近い将来高い確率で南海大地震が発生する事が予想されており、高レベル放射性廃棄物最終処分場の誘致には安全性に対する住民の不安や一次産業、観光等に対する影響、風評被害など、多くの危惧する声が上がっている。

高知、徳島両県からはもちろん、周辺自治体からも強い反対の意思が示され、理解が得られないという状況で、文献調査を開始すれば大きな禍根を残すこととなる。

よって、宿毛市議会としては今回の高レベル放射性廃棄物最終処分場調査への応募に対し、国は認可を行わないことを求め決議する。

平成19年3月20日

宿毛市議会

一般質問通告表

平成19年第1回定例会

質問順位	質問議員	質問の要旨
1	2番 中平富宏君	<p>1 産業振興策について（市長） (1) 漁港整備について (2) 水産業について</p> <p>2 南海地震について（市長） (1) 自主防災組織について</p> <p>3 子育て支援について（市長） (1) 公園の利用について (2) 公園整備について</p>
2	1番 浅木 敏君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長） (1) 介護認定者の減税手続きについて (2) 保育行政について ア 公立保育所の統廃合について イ 認定こども園について</p> <p>2 全国一斉学力テストについて（教育次長）</p>
3	4番 浦尻和伸君	<p>1 漁業振興について（市長）</p> <p>2 小筑紫バイパス早期実現について（市長）</p> <p>3 パチンコ店の営業時間について（市長）</p>
4	5番 菊地 敬君	<p>1 環境行政について（市長） (1) 本市におけるゴミの年間排出量について (2) レジ袋、トレイ等の減量について (3) ゴミの不法投棄対策について (4) 廃食用油の処理について</p> <p>2 観光行政について（市長、教育次長） (1) ブルーターリズムの推進について (2) 観光ボランティアガイドの養成について (3) 宿毛歴史館の内容充実について (4) 「早稲田フェスタ」の開催と今後の早大との交流について (5) だるま夕日のPR作戦について</p>

5	6番 寺田公一君	<p>1 地域情報化について（市長） (1) 共聴施設への地デジ対策について (2) 携帯電話のエリア拡大について</p> <p>2 道路整備について（市長） (1) 県道宿毛津島線の整備について (2) 市道の維持管理について</p>
6	3番 有田都子君	<p>1 道に清掃の文化を根づかせることについて（市長）</p> <p>2 旧高知銀行の活用について（市長）</p> <p>3 いじめゼロに向けての取り組みについて（教育次長）</p>
7	1 4番 田中徳武君	<p>1 森林資源を生かした企業誘致について（市長）</p> <p>2 循環型社会について（市長）</p>
8	8番 宮本有二君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長） (1) 産業振興と雇用促進について (2) 宿毛佐伯航路の支援策について</p>

平成 19 年第 1 回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求ることについて	3月20日	同 意
第 2 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求ることについて	3月20日	同 意
第 3 号	平成 18 年度宿毛市一般会計補正予算について	3月20日	原案可決
第 4 号	平成 18 年度宿毛市簡易水道事業特別会計補正予算について	3月20日	原案可決
第 5 号	平成 18 年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	3月20日	原案可決
第 6 号	平成 18 年度宿毛市べき地診療事業特別会計補正予算について	3月20日	原案可決
第 7 号	平成 18 年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	3月20日	原案可決
第 8 号	平成 18 年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	3月20日	原案可決
第 9 号	平成 18 年度宿毛市老人保健特別会計補正予算について	3月20日	原案可決
第 10 号	平成 18 年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	3月20日	原案可決
第 11 号	平成 18 年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	3月20日	原案可決
第 12 号	平成 18 年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について	3月20日	原案可決
第 13 号	平成 18 年度幡多西部介護認定審査会特別会計補正予算について	3月20日	原案可決
第 14 号	平成 18 年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	3月20日	原案可決
第 15 号	平成 18 年度宿毛市水道事業会計補正予算について	3月20日	原案可決
第 16 号	平成 19 年度宿毛市一般会計予算について	3月20日	原案可決
第 17 号	平成 19 年度宿毛市簡易水道事業特別会計予算について	3月20日	原案可決

第18号	平成19年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について	3月20日	原案可決
第19号	平成19年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について	3月20日	原案可決
第20号	平成19年度宿毛市定期船事業特別会計予算について	3月20日	原案可決
第21号	平成19年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について	3月20日	原案可決
第22号	平成19年度宿毛市老人保健特別会計予算について	3月20日	原案可決
第23号	平成19年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について	3月20日	原案可決
第24号	平成19年度宿毛市下水道事業特別会計予算について	3月20日	原案可決
第25号	平成19年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について	3月20日	原案可決
第26号	平成19年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について	3月20日	原案可決
第27号	平成19年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について	3月20日	原案可決
第28号	平成19年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について	3月20日	原案可決
第29号	平成19年度宿毛市水道事業会計予算について	3月20日	原案可決
第30号	宿毛市副市長定数条例の制定について	3月20日	原案可決
第31号	宿毛市施設等整備基金条例の制定について	3月20日	原案可決
第32号	宿毛市表彰条例の一部を改正する条例について	3月20日	原案可決
第33号	宿毛市課設置条例の一部を改正する条例について	3月20日	原案可決
第34号	宿毛市監査委員条例の一部を改正する条例について	3月20日	原案可決
第35号	宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	3月20日	原案可決
第36号	職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について	3月20日	原案可決
第37号	宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	3月20日	原案可決

第38号	宿毛市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について	3月20日	原案可決
第39号	宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について	3月20日	原案可決
第40号	宿毛市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について	3月20日	原案可決
第41号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	3月20日	原案可決
第42号	宿毛市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	3月20日	原案可決
第43号	宿毛市旅費条例の一部を改正する条例について	3月20日	原案可決
第44号	宿毛市特別会計設置条例の一部を改正する条例について	3月20日	原案可決
第45号	宿毛市税条例の一部を改正する条例について	3月20日	原案可決
第46号	宿毛湾港工業流通団地への工業等導入における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	3月20日	原案可決
第47号	宿毛市青少年育成センター設置条例の一部を改正する条例について	3月20日	原案可決
第48号	宿毛市立運動場条例の一部を改正する条例について	3月20日	原案可決
第49号	宿毛市和田体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	3月20日	原案可決
第50号	宿毛市中央デイケアセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	3月20日	原案可決
第51号	宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について	3月20日	原案可決
第52号	宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	3月20日	原案可決
第53号	宿毛市ふるさと創生基金条例を廃止する条例について	3月20日	原案可決
第54号	宿毛市社会教育基金条例を廃止する条例について	3月20日	原案可決
第55号	幡多西部介護認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約について	3月20日	原案可決
第56号	幡西衛生処理組合の解散について	3月20日	原案可決

第 5 7 号	幡西衛生処理組合の解散に伴う事務の承継について	3月 20 日	原案可決
第 5 8 号	幡西衛生処理組合の解散に伴う財産処分について	3月 20 日	原案可決
第 5 9 号	市道路線の認定について	3月 20 日	原案可決
第 6 0 号	市道路線の認定について	3月 20 日	原案可決
第 6 1 号	市道路線の認定について	3月 20 日	原案可決
第 6 2 号	市道路線の変更について	3月 20 日	原案可決
第 6 3 号	市道路線の変更について	3月 20 日	原案可決
第 6 4 号	市道路線の変更について	3月 20 日	原案可決
第 6 5 号	市道路線の変更について	3月 20 日	原案可決
第 6 6 号	平成 18 年度宿毛市一般会計補正予算について	3月 20 日	原案可決
第 6 7 号	宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例について	3月 20 日	原案可決
第 6 8 号	宿毛市議会会議規則の一部を改正する規則について	3月 20 日	原案可決
第 6 9 号	指定管理者の指定について	3月 20 日	原案可決

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第55号	震災時における高砂地区民の避難経路の確保について	3月20日	採 択
第58号	呼崎地区の市道拡幅等について	3月20日	採 択
第59号	安心・安全な公務・公共サービスの拡充を求める意見書の提出について	3月20日	採 択
第60号	改憲手続き法案の廃案を求める意見書の提出について	3月20日	不採択
第61号	公契約条例の制定について	3月20日	採 択